真珠産業史

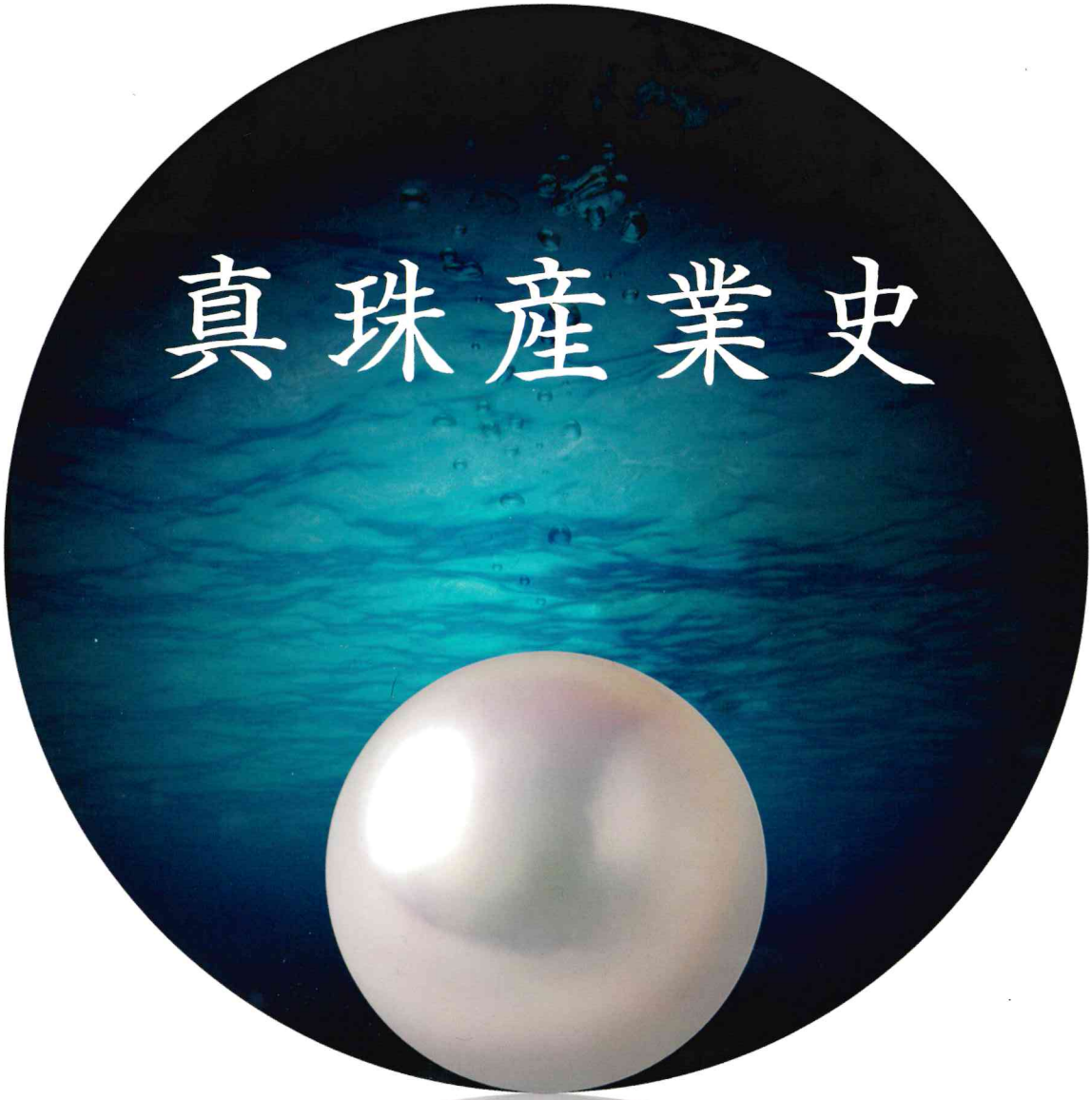

真円真珠発明100年記念

社団法人 日本真珠振興会

真珠産業史

真円真珠発明一〇〇年記念

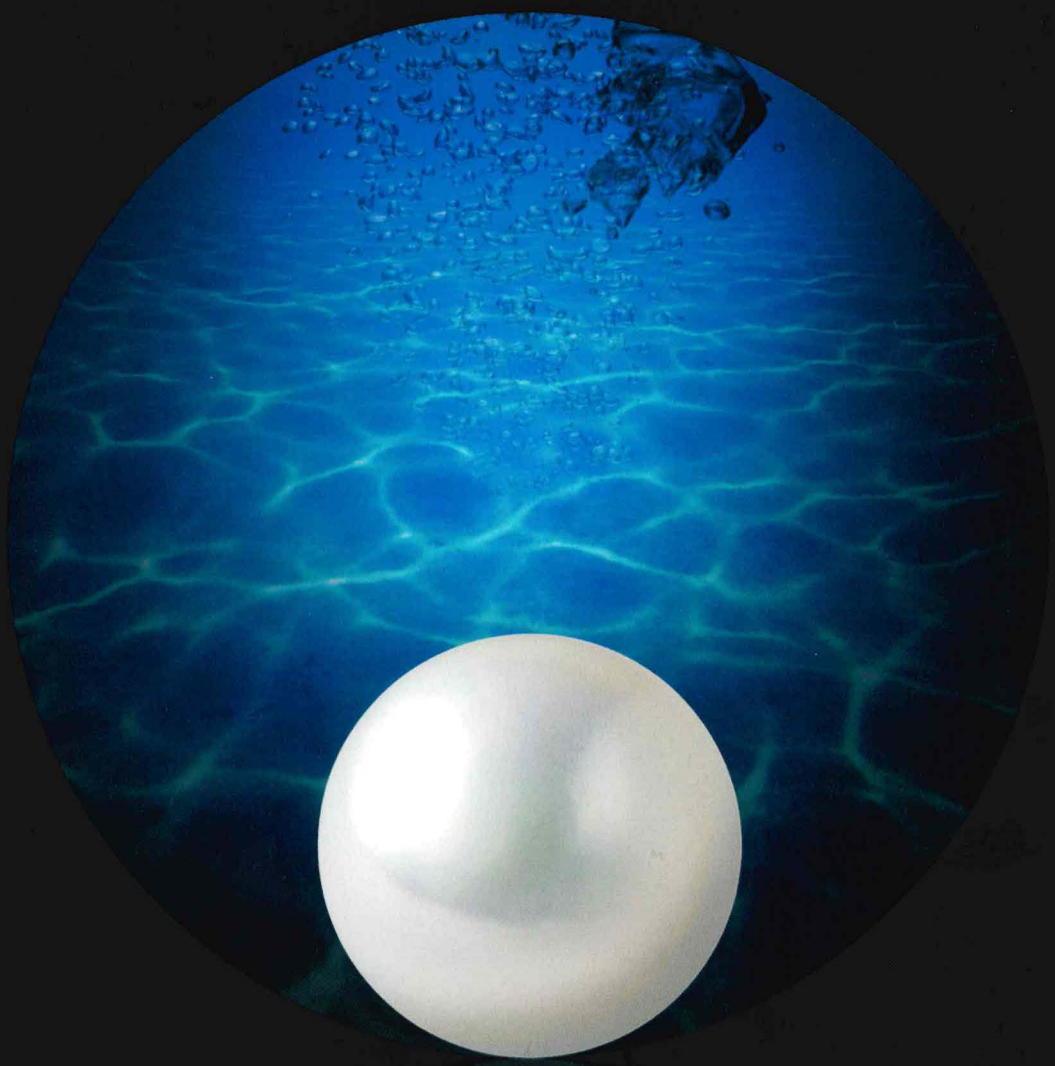

真珠、100年の輝き。

Japanese Pearls - 100 Years

浜揚げされたばかりのアコヤ真珠とアコヤガイ

アコヤ真珠は様々な養殖工程を経て生産される。写真は上から、挿核手術、貝掃除などの海事作業、浜揚げ作業

真珠を育む養殖漁場

真円真珠養殖技術の発明者

西川藤吉

御木本幸吉

見瀬辰平

真円真珠　激動の100年

明治40年に設立された大村湾水産養殖場

昭和5 ～ 6年頃の浜揚げ作業の模様

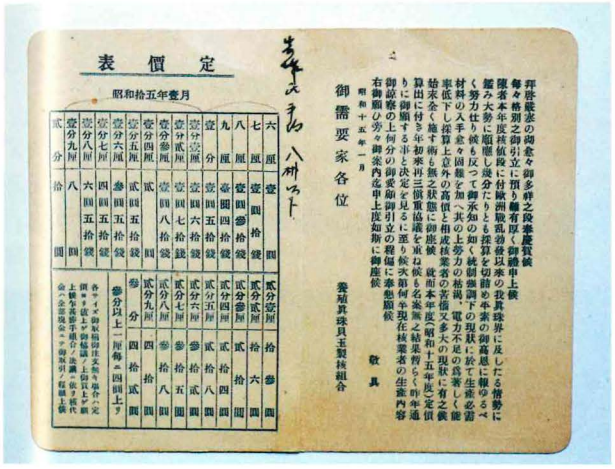

定價表

昭和十五年一月

御需要家各位

養殖真珠貝玉製核組合

敬具

昭和15年に養殖真珠貝玉製核組合が発行した核の価格表

戦後初の浜揚げ入札となった昭和25年の伊勢の大安入札

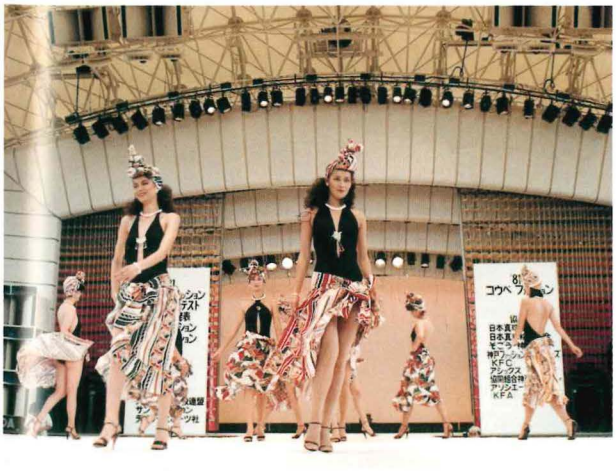

真珠のPR元年といわれるポートピア81のPRイベント

平成2年の加工組合入札会。バブル景気で取引額空前に

美しきイメージを伝え

2007ベスト・パール・ドレッサーの石原さとみさん。同ドレッサーの選出事業は、成人式に真珠を贈る習慣を定着させることに向けたキャンペーンの一環として、平成10年から日本真珠振興会が行っているもの

パールプリンセス選出事業。同事業は国内向け販促事業として平成13年まで行われていた

真円真珠の魅力

歴代のパールプリンセスが着用した真珠のティアラ（日本真珠振興会所蔵）

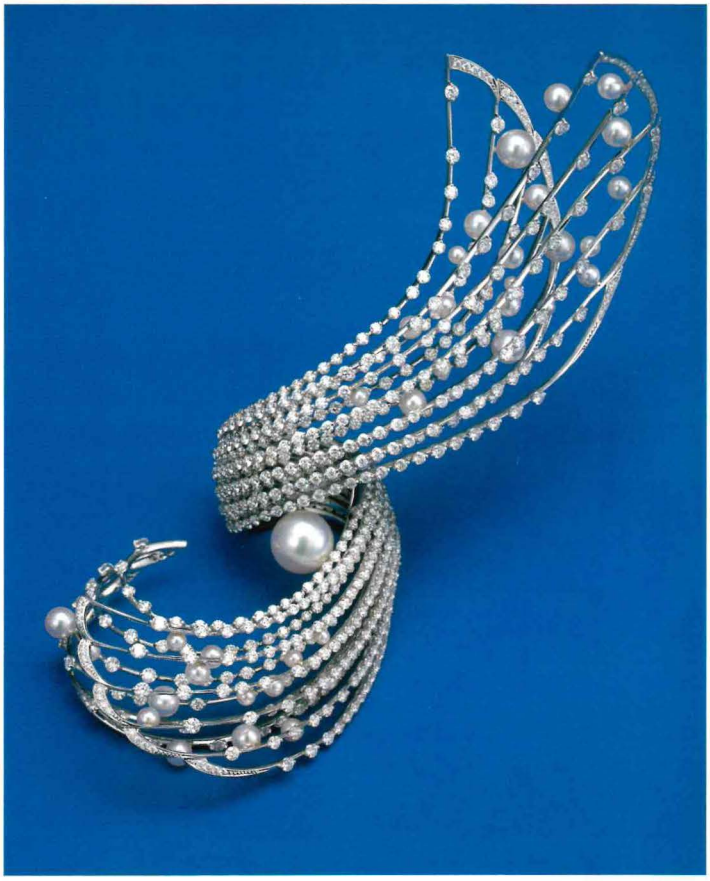

第31回インターナショナル・パール・デザイン・コンテストのグランプリ受賞作品

㈱日本真珠振興会の真円真珠発明100年キャンペーン事業

真珠、100年の輝き。

Japanese Pearls - 100 Years

全国の小売店に配付された「真珠スタイルブック」

100年を全国で告知。（左）志摩市役所（右）長崎市内

8月のJJFではパールファッションショーで100年をPR

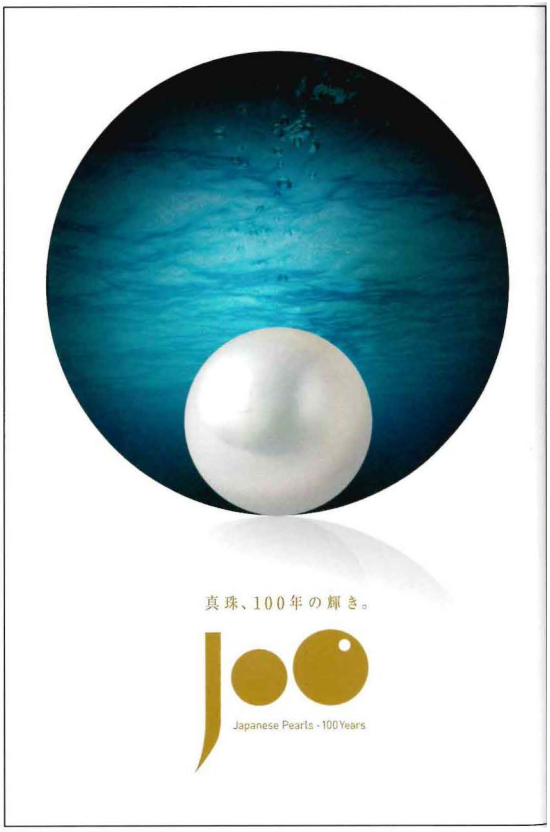

100年告知のハガキ。同デザインのポスターも制作

発刊のことば

社団法人日本真珠振興会
会　長　　平井　善正

明治40年（1907）に真円真珠の養殖技法が日本で発明され、爾来、100年の長きにわたって、世界でも独自な、そして特異な真珠産業としての道を歩んでまいりました。今年、「真円真珠発明100年」を迎えるに際し、改めて多くの先人の努力に対して敬意を表すると同時に、この間、各位からお寄せいただきましたご理解、ご支援に対し心より御礼を申し上げ、あわせて１世紀にわたる産業史を閲してきたことを、私どもはいま、世界に向かって高らかに謳いたいと存じます。

顧みますと、まさに「山あり谷あり」の100年間ではありました。世界の多くの人々に、人間がつくり出す美の象徴「真珠」をおくり届けるこの産業にとって、美しき自然環境と平和な人間社会の存在は大前提となりますが、時代が激しく変化する中で、常に自然も平和も危機にさらされ続けてまいりました。そしてまた、そこに生きる真珠産業人として、本当に真珠の美を守るためだけに、どれほどの努力を重ねたかと問われれば、心の内に忸怩たるものがあることも率直に申し上げなければならないと存じます。

現在、この地球上の多くの海から、実に様々な真珠が誕生しております。その原点は100年前の日本における真円真珠の養殖技法発明にあることは論を待たないわけでありますが、私どもにとっての基点でありますアコヤ真珠が、そうした様々の真珠とも競い合う時代の到来の中で、明日からの新世紀は文字通り「国際競争に打ち勝つ」ための時代であると位置づけ、いま決意も新たにしているところであります。

本書「真珠産業史」（真円真珠発明100年記念）は、時間的な制約もあって駆け足での産業史となりましたが、少なくとも新たな世紀へ向けてのわれわれの決意を込めた年史としたつもりでございます。ご高覧いただきますとともに、今後とも一層のご理解、ご支援を賜りたく、お願いを申し上げて発刊のことばといたします。

平成19年（2007）12月

「真珠産業史」の発刊に寄せて

水産庁長官　　山田　修路

真円真珠の発明100周年という記念すべき年を迎え、心からお慶びを申し上げます。

古来、クレオパトラの真珠の故事や、万葉集に真珠を詠んだ歌が収められるなど、真珠は宝飾品として珍重されてきたわけでありますが、養殖真珠が発明されるまでは、ごく限られた高貴な人々の独占物であったと聞いております。

今日では、世界中の多くの人々が、真珠の美しさを享受できるようになっておりますが、これも真円真珠の養殖が普及したことによるものでありますし、海外の真珠養殖の試みが実を結ばない中で、我が国において初めて産業化することができたことは、大いに誇りうるものと思います。

また、真円真珠の発明以来の100年の歩みの中で、我が国の真珠業界も発展と停滞と大きな起伏を乗り越えてきているわけでありますが、この間、一貫して世界の真珠産業の先端にあることは、関係者の皆様のたゆまぬご努力、ご研鑽の賜物に他ならず、深甚なる敬意を表する次第であります。

さて、現下の我が国の真珠を取り巻く状況に目を向けますと、真珠市場全体が成熟化する中で、世界各地から我が国に向けて黒蝶真珠、白蝶真珠、淡水真珠など多様な真珠が供給され、国産品と競合するということで市場環境は誠に厳しいものがあると思います。また、ウイルス性感染症による大量斃死の発生、アコヤ真珠の品質劣化等国内の生産面でも次々と大きな問題が起きており、内憂外患、かつてないほどの多難な時期と存じます。

しかしながら、アコヤ真珠は真珠の中で最も透明感があり、キメが美しいと評価されておりますし、我が国の養殖や加工などの技術が世界に冠たるものであることも申すまでもありません。国際化の波を、我が国真珠業界の新たな飛躍の機会とする関係者の皆様の英知を結集した取組を期待する所以であります。

水産庁としても、養殖真珠の品質の向上のための取組の支援、経営安定のための措置などにより、関係者の皆様方の取組をしっかりと後押ししてまいりたいと考えております。

終わりに、真円真珠に携わってこられた関係者の皆様方のこれまでのご労苦に改めて感謝申し上げますとともに、今後の一層のご発展を祈念して、「真珠産業史」（真円真珠発明100年記念）に寄せる言葉といたします。

平成19年12月

正誤表

iii　目　次　1行目

誤　→　平　井　義　正

正　→　平　井　善　正

目　次

発刊のことば　㈳日本真珠振興会会長　平井義正
「真珠産業史」の発刊に寄せて　水産庁長官　山田修路

美の創造への意志——真円真珠の前史として……9

はじめに……11
真珠養殖の始まり……13
　世界でも様々の試み　13
　半円真珠の養殖　14
　特許係争とは　15
　起業家・御木本幸吉　17

真珠産業の誕生——明治40年から終戦に至るまで……19

真円真珠の時代へ……21
　相次ぐ特許申請　21
　西川藤吉　21
　見瀬辰平　23
　御木本幸吉　24
　技術の進展　24
初期のマーケット……29
　天然・半円、そして真円真珠　29
　流通事情　30
　御木本のパリ裁判　32
時代は昭和へ……35
　昭和初期の生産　35
　全国的な真珠養殖の広がり　36
　養殖技術の海外展開　37
　組織化の動き　38
　日本真珠養殖組合／大日本真珠組合／日本養殖真珠水産組合

仲買組合の設立　46
戦争の影……48
世界的な戦雲の中で　48
統制団体の時代　49
日本真珠販売統制㈱　53
真珠産業「中断」の時期　55
日本真珠輸出組合とは　56
日本合同真珠㈱の活躍　57
戦後の急成長時代——急激な拡大期から不況まで……59
終戦を迎えて……61
ゼロからの出発　61
復興の背景　62
合同真珠のその後と生産回復　63
戦後拡大期の主要条件　64
合同真珠の清算　67
整備された産業基盤……68
真珠養殖事業法の制定　68
検査制度の開始　70
世界唯一の研究所設置　73
復興期の金融事情　75
組織化された業界へ……76
業界団体の誕生　76
社団法人日本真珠振興会／日本真珠輸出加工協同組合／全国真珠養殖漁業協同組合連合会／日本真珠輸出組合
日本真珠事業者協会の誕生　86
真珠研究会の活動　87
真珠専売構想とは　89
真円真珠50年……92
全国的に祝賀行事展開　92

東京／神戸／伊勢／長崎
急成長期の意味するもの……97
秩序なき成長とは　97
「真珠養殖事業法」の改正運動　98
伊勢湾台風とチリ地震津波被害　100
日本真珠小売店協会の誕生　101
「真珠白書」の発行　104
真珠国際会議　107
昭和40年代とは……111
大不況時代に突入　111
輸出不振はなぜ起こったのか　112
どのような事態が進んだのか　113
調整保管事業　114
「真珠養殖等調整暫定措置法」の制定　115
母貝・製核業界の不況対策　118
大不況下の真珠振興会　121
産業基盤の確立に向かって——不況克服から平成時代まで…125
真珠不況の終息……127
流通・金融の改善構想　127
“真珠ひと粒運動”の展開　129
「真珠産業研究会」の提言　131
「真円真珠70年」を祝って　132
長期安定への道筋……137
業界組織の整備と機能強化　137
愛媛県漁業協同組合連合会／滋賀県真珠養殖漁業協同組合／海外真珠輸出水産業組合／日本真珠輸出水産業組合／全国真珠養殖調整組合連合会／㈶全国真珠信用保証基金協会
真珠品評会の開催　143
広報・研究委員会のスタート　144
広報委員会／真珠研究委員会

長期計画と浜揚対策　147
長期振興計画委員会／浜揚対策委員会
ポートピアから80周年事業へ……151
PCK 運動と「ポートピア '81」　151
踏み込んだ「へい死対策」へ　153
「真円真珠80年」を記念して　154
神戸でも宇和海でも　158
円高問題と真珠産業　159
グローバル時代の中から——真珠新時代を求めつつ…163
「平成」の時代を迎えて……165
長期ビジョンを語る　165
「核騒動」とは何だったのか　166
ワシントン条約と真珠　169
実った、業界初の生産対策事業　173
合同会議から国際化対応を……176
「真珠合同会議」で語られたこと　176
翌年にも２回目を開催　179
真珠国際会議の開催　180
阪神大震災の衝撃　185
真珠の品質基準をめぐって……188
真珠の美しさの価値基準　188
CIBJO の動き　188
品質基準の制定とは　189
「真珠スタンダード」　191
真珠産業制度の見直し……193
問われる「真珠２法」　193
「事業法を廃止する法律」の成立　198
アコヤ貝大量へい死問題……205
平成８年から一挙に表面化　205

「感染症」問題の克服に向けて　211
「へい死防止事例」発表会も　211
新産業政策を求め　215
おわりに……218

資　料……221

① 真珠養殖事業の基本対策について　223
② 真珠産業研究会よりの提案　227
③ 真珠産業の長期振興対策に関する提案　231
④ 浜揚真珠の流通改善に関する答申　244
⑤ 真珠の品質基準と品質検定に関する考え方　250
⑥ 真珠スタンダード　266

・真珠憲章　274
・真珠産業100年略史　276
・真珠産業統計基礎資料　278

「真珠産業史」編纂にあたって　279

美の創造への意志

真円真珠の前史として

はじめに

平成17年（2005）10月８日から翌年１月22日にかけて、上野の森は真珠の輝きに彩られた。国立科学博物館での『「パール」展――その輝きのすべて』に集う人々は、真珠の持つ幽き美しさに酔い、そして堪能したのである。アメリカ自然史博物館、フィールド博物館が企画したこの催しには、㈳日本真珠振興会、㈳日本ジュエリー協会、日本黒蝶真珠輸入協議会（現・タヒチパールプロモーション）が協力、特別協賛には㈱ミキモト、学術協力には㈱御木本真珠島が加わっての一大“パール”イベントとなった。会場に用意されたカタログ『PEARLS = A Natural History』にアメリカ自然史博物館のエレン・V・フッター館長とフィールド博物館のジョン・W・マッカーター・Jr 館長 CEO は、次のようなメッセージを寄せている。

> 真珠は自然の創造物の中でも、もっとも魅力的なもののひとつに挙げられるでしょう。軟体動物によりつくり出される真珠は、人の手を加えなくても完成された姿をとっています。海や川の生物から現れた、神秘的な輝きを放つ滴――真珠を大昔の人間が最初に発見して以来、人々は真珠に畏敬の念を抱き、また、大きな価値を見出してきました。

そして、こう続ける。

> 真珠は、養殖、天然を問わず、世界中の湖や海に生息する生物――貝類あるいは軟体動物の体内でつくり上げられていきます。自然の生態系が公害やその他の脅威により損傷をこうむると、その被害はこの軟体動物にももたらされることになります。科学者や研究者たちは、美しく輝く物体を作り出す特異な能力を持つものとして、これらの貝類を守ろうとしているだけではありません。将来を見すえてこの惑星と、その水系の多様性を保護するという観点こそ必要とされているのです。

この地球上の自然の中から育まれる真珠の存在そのものは、人間のはるかな未来を考えるとき、平和と、そして美しき自然環境を守り抜く意志とともに、人々が気高く生きた証として、永く私たちと共に在り続けるに違いない。他の全ての

「パール」展――その輝きのすべて、は東京・上野の国立科学博物館において開催された

宝石と違い、真珠は「養殖」という人々の思いのこもった意志のある宝石として、生き続けるに違いない。

明治26年（1893）、御木本幸吉が宝飾品としての価値ある半円真珠の養殖に成功してから今年で114年を経過し、その後、多くの人々の努力によって真円真珠の養殖が始められてからは100年目になる。この時に、私たちはこれまでの１世紀をただ単に振り返るのではなく、むしろこれからも長く続くであろう人間の地球上における営みと共に、“美の創造”産業から生まれる養殖真珠もまた未来永劫に在り続けるであろうことを信じつつ、いまから「真円真珠100年」の物語に入っていきたいと思う。

真珠養殖の始まり

世界でも様々の試み

真珠の持つ美しき価値を人間がいかに愛好してきたのかについては、ヨーロッパ各国に伝わる数々の宝飾品を見れば一目瞭然である。宝冠に、ネックレスに、それこそ「これでもか」と思わせるほどの天然真珠をあしらった絵画、写真をよく目にする。もちろん日本においても、5,500年も昔の鳥浜貝塚（福井県）から発見された「縄文真珠」をはじめ、「岩谷洞穴の真珠」（岩手県）、「太安麻呂墓の真珠」（奈良県）など、真珠が古来から人々によって珍重されてきたことを幾つも知ることができる。中でも有名なのは「正倉院宝物の真珠」で、4,000個以上の真珠が太刀や履物の飾りとして用いられたことが明らかになっている。その他、仏具や神宝として今日に伝えられるものも数知れず、古事記、日本書紀をはじめとする古典文学の中にも「しらたま（真珠）」が美の象徴であったことが言葉として数多く伝えられている。

人間の英知は、決して生活の利便性や高度化のみを目指すのではない。時として美の創造にも限りない意志の力を発揮する。自然の中から生まれ出た真珠の美を、人間の手でつくり出せないものか——真珠養殖への挑戦の歴史は古い。中国における「仏像真珠」に見られるように、５世紀初めには中国で“真珠”がつくられていることが明らかになっているし、1700年代にはスウェーデンの自然科学者、カール・フォン・リンネによって淡水産貝の貝殻と外套膜の間に核となる玉を挿入する実験も行なわれているが、それらはまだ自然界のなかで形成される真珠の美しさを獲得するまでには至らなかった。

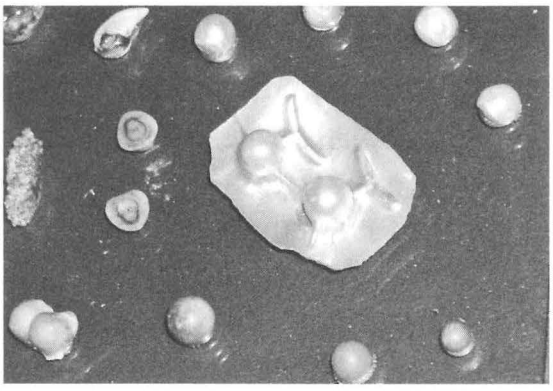

リンネの真珠から

半円真珠の養殖

前出の「パール」展カタログへのメッセージで、フッター及びマッカーター両館長は、こうも述べている。

> 近代における真珠の歴史において、日本は切っても切り離せない存在です。その日本の皆さんに向けて本展覧会を催すことができるのは、私たちにとってもたいへんな喜びです。何百年もの間、科学者や研究者は折に触れて真珠の人の手による生産を進める実験を行なってきましたが、近代の真珠養殖法は19世紀後半に御木本幸吉が日本のアコヤガイを利用して養殖を始めたことで、確立しました。御木本氏は「近代真珠養殖の父」とされ、その革新的な技術と、真珠の養殖を産業にまで育て上げたことへの貢献度の両方の観点から賞賛をうけています。

安政５年（1858）、三重県鳥羽に生まれた御木本幸吉は、若くして家業のうどん屋を継いだものの、彼の事業意欲には旺盛なものがあり、商才に長けた御木本はその商いを次第に拡大し、米穀、海産物などの取引にも手を広げていく。商材の中には英虞湾に多産するアコヤガイから得られた天然真珠も含まれており、時代が近代化に向かって大きく変化していく中で、御木本が天然真珠の将来性に強い関心を寄せていったであろうことは想像に難くない。

当時の天然真珠が取引商材としていかに魅力的なものであったかについては、久米武夫著『新宝石学』の中にくわしいので引用してみよう。

> 明治中期に於ける日本眞珠は現今の眞珠事業の規模に比べると實に微々たるものであつて、當時はその供給は主として英虞灣、大村灣、土佐等に於ける芥子眞珠の生産に依存し、而も目方１分以上の眞珠は産出も極めて稀れで業者間でも珍重せらるゝ有様であつた。當時に於ては時たま大粒のアワビ眞珠或は胎貝産の黒眞珠、烏貝産の桃色眞珠等が出現すると忽ち業者間の話題の中心となつた有様であつた。當時の年産額は全體にて３、５萬圓程度と想像せられ、某大阪の眞珠商は１ヶ年商内高１萬５千圓に上る時は、一家數人の生活が出來ると迄謂はれた有様であつた。
>
> 當時は大阪に池田、式田、横濱に中井等の眞珠舗が存在して、其の輸出は神戸の珊瑚輸出の伊太利商館、支那人商館、横浜の佛蘭西商館等の手によつ

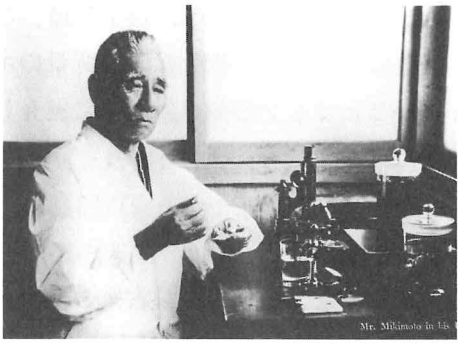

若き日の御木本幸吉翁とアコヤ貝の半形真珠

てその取引が行はれていた。日清戦役前後にかけて東京方面では錺屋職工の間に漸く眞珠入り装身具の製造が興つている。當時の取引價格は薬用芥子１匁につき７、８圓―10圓、良荒芥子15圓―20圓見當であつた。

明治30年（1897）の小学校教員の初任給が８円の頃の話である。

久米の文中にもあるように、いかに高額で取引されようとも「実に微々たるもの」でしかなかった真珠を、自らの手でつくり出せないものか、いや、つくろう、との思いに駆られた御木本は、明治21年（1888）ごろから真珠養殖の試験に着手、明治26年（1893）、ついに数個の半円殻付き真珠の完成となって結実するのである。その前後の話については、既に多くの文献にも残されていることなのでここでは省略する。

御木本はその半円真珠養殖技法を翌年になって特許として出願する。明治29年（1896）に登録された特許第2670号「真珠素質被着法」によれば、「硝子介殻又ハ此場合ニ在テ硝子介殻ト均シキ用ヲナシ得ヘキ物質ヲ以テ球又ハ一所切落シノ球ヲ作リ食塩ヲ以テ之ヲ磨クカ又ハ濃厚食塩水中ニ之ヲ浸シ然ル後生活セル真珠貝ノ中ニ挿入シテ真珠素質ヲ被ラシムヘキ方法」と記されており、生きたアコヤガイの中に核を挿入して真珠形成の原理を人為的につくり出すというものであった。半円殻付き真珠の誕生である。

特許係争とは

かくして半円真珠の生産は御木本に独占されることになるが、明治38年（1905）ごろから三重県下において新興業者によっても半円真珠の養殖が開始され、御木本との間でいわゆる“特許係争”が展開されることとなる。決着を見たのは明治

45年（1912）のことであるが、『真円真珠70年』において水産庁の丹下孚は、この間の経緯を次のように整理している。真珠養殖とは何か、それは時代背景の中でどんな意義があったのかを知る上で興味深いことでもあるので、ここに紹介しておきたい。

■特許係争の意味するもの

御木本幸吉の特許第2670号をめぐって争われた係争は、人類古来の夢である人工真珠形成法の達成をいろどる事件としてまことに興味深いものがある。

この係争の特徴として第１にあげられるのは、わが国における真珠養殖のフロンティアとして余りにも有名な御木本幸吉による半円殻付き真珠の産出が、その当時までの人工真珠形成法に関する知識と経験の集積のうえに、どれだけのオリジナリティをもっていたかが争われたという点であろう。このこと自体の法的な判断は、（明治45年になって）確定されたわけであるが、真珠養殖技法の発明者としての御木本幸吉の功績がどう評価されるかの問題とは全く別に、古い時代からの真珠を人間の手でつくりだせないものかという夢と関心が、自然科学の発達に裏付けられて次第に天然における真珠形成のしくみに関する科学的知見を集積させ、人工真珠形成の技術的知識を“空想的”なものから“科学的”なものへと高めてきたこと、これとあわせて中国における「仏像真珠」などの実際的経験も真珠形成の科学的原理とむすびつき技術的知識のなかに位置づけられてきていたこと、そしてこれらの科学的知見と技術的知識が、箕作、岸上両博士らを通じて御木本幸吉にひきつがれ、この土台のうえに半円殻付き真珠産出の成功へと実を結んだことは明らかである。

第２の特徴は、この特許係争が当時明治維新を出発点としたわが国資本主義の急速な発達を背景として、“営業の自由”“自由競争こそ進歩の原動力”という主張をかかげた産業資本確立期における企業家的要求を真正面からかかげて争われたことである。この点で、係争の最終的な結着が意味するのは、北村らをはじめとした企業家的要求が貫かれたということであり、これがその後のわが国真珠産業の発展を促進する条件のひとつになったことも否定できないであろう。

なお、わが国真珠産業創始の初期に御木本幸吉が果たした役割として、世上「発明家」としての評価がもっぱら与えられているが、それは必ずしも当を得ていないというべきであろう。「真珠王」と呼ばれる御木本幸吉の功績

は、むしろフロンティア企業家としてのそれが大きいと考えるものである。半円殻付き真珠養殖の成功の意義も、その技法の「発明」にあるというよりは、養殖真珠のはじめての「商品化」、真珠養殖の「企業化」にこそあると見る必要があるのではなかろうか。しかも、このことが、これにひきつづく真円真珠産出の技法の達成をいっそう刺激し、これを軸とするわが国真珠産業の産業としての確立に道を切りひらくものとなったことも明白であろう。

起業家・御木本幸吉

引用文の中で丹下が「フロンティア企業家」と呼んだ御木本は、半円真珠の養殖に成功した後に目覚しい活躍を繰り広げる。㈱ミキモトが平成６年（1994）に発行した『御木本真珠発明100年史』の年表を開いてみる。

明治29年（1896）＝半円真珠特許権（第2670号）取得、久米楠太郎を主任として親族十数名が田徳島に移住し事業として本格的に取り組む。

明治31年（1898）＝28年４月に施術した貝の第１回採取を行なう。明治天皇に半円真珠を献上。

明治32年（1899）＝京橋区弥左衛門町（現・銀座並木通り）に御木本真珠店開設。農商務大臣、田徳島養殖場を訪問、この際「多徳島」となる。

明治33年（1900）＝小松宮彰仁親王殿下、多徳島養殖場にご臨場。パリ万博に半円真珠を初めて出品。

明治35年（1902）＝元数寄屋町（現・銀座５丁目晴海通り）に御木本真珠店を移転。放養した施術貝、100万貝以上となる。

明治37年（1904）＝斎藤信吉、久米武夫、セントルイス博に出品をかねて、市場調査に派遣。「ニューヨーク・ヘラルド新聞」に半円真珠の発明と真珠の養殖過程が報道。

明治38年（1905）＝明治天皇伊勢神宮行幸の際、行在所にて真珠養殖事業について説明。

明治39年（1906）＝銀座４丁目３番地に御木本真珠店２階建洋館を新築し移転。

明治40年（1907）＝東京勧業博覧会（上野）に軍配扇を出品。

ここに見られる通り、半円真珠の養殖に成功するや直ちに銀座に小売店を出し、

天皇陛下にその作品を献上し、しかも社員を市場調査のため海外に派遣する――明治時代の発想として、それはフロンティア精神以外の何ものでもあるまい。続いてデザインの勉強をさせるため、ヨーロッパに社員を派遣したり、海外各地に真珠養殖場を展開するなどの動きも、企業家、いや「起業家」としての面目躍如たるものがある。

真珠産業の誕生

明治40年から終戦に至るまで

真円真珠の時代へ

相次ぐ特許申請

話を戻そう。天然真珠に見られるような“丸い真珠”――真円真珠を求めての人々の夢はその後も果てしなく広がっていく。その技術的な起点は明治40年（1907）ごろから大正時代にかけてのこととなるが、その中心的な役割を果したのは、西川藤吉、見瀬辰平、そして御木本幸吉の各氏をはじめ、これら各氏に協力した多くの人々であった。真円真珠に関する特許申請が相次いだ明治40年（1907）をもって日本の真珠業界は「真円真珠発明の年」と定め、その後、50年目、70年目、80年目という節目を盛大に祝い、かつその意義を改めてかみしめて今日に至っているのである。

西川藤吉

半円真珠の養殖に成功した御木本は、その後も真円真珠の養殖を目指して試験、研究を重ね、箕作佳吉、岸上謙吉両博士の指導も得てその生産技法を追い求めていく。

一方、両博士との深い結びつきの中から登場してくるのが、今日の真珠養殖技術にもつながる「ピース式」技法の発明者、西川藤吉である。遺著『真珠』にも見られるように、明治の教養人としての品格を備えた秀れた人物であった。明治

西 川 藤 吉

30年（1897）、東京帝国大学理科大学動物学科を卒業後、農商務省技師などを経て明治38年（1905）からは動物学教室において真珠研究に従事、後世にかけがえのない大きな功績を残しつつ、明治42年（1909）、若くして病没した。

西川の真円真珠養殖の技法は、明治40年（1907）の相次ぐ特許出願によって知られている。特許第29628号、29629号、29630号、そして30771号によって、“真珠形成法”が明らかにされたが、「天然ニ於テ真珠ノ生スル一源因ハ真珠袋ヲ構成スヘキ細胞カ偶然貝體ノ組織中ニ入リタル結果ニシテコノ細胞ハソノ特種ノ性質トシテ組織中ニ於テ自ラ真珠袋ヲ形成シ而シテ介殻質ヲ分泌スコレ即チ真珠ナリ」（29628号）とあるように、真珠袋を人為的につくり出す技術がここに明らかにされたのである。やがて「西川式」あるいは「ピース式」として今日につながる技術体系の原点となった特許第30771号でも次のように説明している。

> 本発明ヲ実施スルコト生活セル貝ノ體ヨリ刀等ヲ用ヒテ真珠袋ヲ構成スヘキ細胞例ヘハ外套膜上覆細胞之ニ接続セル組織トヲ含メル一片ヲ切リ取リ此切片ヲ適当ナル核ト共ニ或ハ核ヲ用ヒスシテ切片ノミヲ注射針等ヲ用ヒテ其貝又ハ他ノ貝ノ組織中ニ挿入シ放養ス真珠袋ヲ構成スヘキ細胞ハ真珠袋ヲ構成シ従テ真珠ヲ形成ス本発明ニ因ルトキハ単ニ真珠袋ヲ構成スヘキ細胞ヲ用フルヨリハ施術上簡単容易ナル利益アリ

この特許の意義を全国真珠養殖漁業協同組合連合会が発行した『真珠養殖全書』では、要旨次のようにまとめている。

「すなわち真珠の形成には、真珠貝体組織中における真珠袋の構成が必須の条件であるというのであり、西川式の技法は、いわゆる組織（具体的には外套膜組織の一片）の移植によって、これを人為的に支配しようとするのである。それは天然真珠と同様の真珠形成の機構をその契機において支配するものにほかならなかったといえる。こうして原理的にも真に天然真珠にとって代わることのできる養殖真珠生産の技術は、真珠袋構成の契機を人為的につくりだす過程、すなわち挿核手術技術として達成されるのである。」

ここで忘れてならないのは、真珠養殖業とは壮大なる海を相手に、しかも生き物としての貝の生活の中から生まれる真珠を産品とする産業であるということである。後出二氏についても同様だが、これらの研究、実験には多くの人々の協力が不可欠であったことは当然であり、この西川の研究に対しても川村多実二、藤田輔世、藤田昌世、西川新十郎、桑原乙吉、小川平三、内山隆太といった人々の

協力が知られており、中でも藤田昌世については西川病没後も技術体系の完成に惜しみなき協力をしたと伝えられている。

見瀬辰平

三重県的矢の出身であった見瀬辰平もまた真円真珠を語る時に「誘導式」の発明者としてその存在感を十分に示している。今日でも三重、長崎の古い時代を知る人々には“街の発明家”として伝説的に慕われており、当時を物語る数少ない資料の中に、『見瀬辰平手記』は常にかけがえのない文書として登場してくることでも知られている。明治33年（1900）ごろから真珠養殖の研究を始めており、明治40年（1907）には「介殻ノ外套膜内ニ真珠被着用核ヲ挿入スル針」の特許を出願し、後に特許第12598号として取得した。この中で見瀬は、「挿入ノ際ニ外皮細胞ノ幾分ヲ核ニ伴ハシムルコト」が大切であるとして、西川の考えと同じく、真珠形成にとっての真珠袋の役割の大切さを説いている。

その後も見瀬は上田元之助と共に研究を重ね、大正６年（1917）に特許第37746号「球形真珠形成法」を出願しているが、これは「誘導式」と呼ばれて現場に応用されていった。この特許には長崎県大村湾における大村湾真珠㈱と佐藤林三も名を連ねており、研究の舞台は長崎県大村にまで広がっていたことを物語っている。

なお、 なお、当時を伝える様々の資料の中で、最も数多く、しかも保存状態がよく残されていたのは、この見瀬の資料であった。問い合せに答える手紙類の中には、手彩色で技術上の説明をしたものまで発見されている。

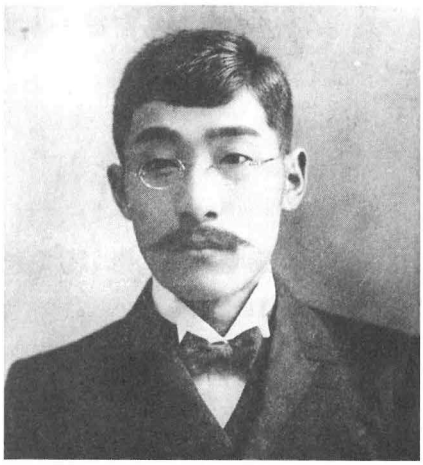

見 瀬 辰 平

御木本幸吉

御木本幸吉

明治29年（1896）に特許第2670号として取得した「真珠素質被着法」以来、相つぐ特許で技術体系を完成させていった御木本幸吉も、桑原乙吉らの全面的な協力を得て大正初期にかけて数次にわたる特許申請を行い、「全巻式」と呼ばれる技法を特許第33640号で確立していく。特許明細書には「本発明ハ適当ノ核ヲ貝ノ真珠素質分泌細胞組織ノ皮膜ニテ被包シ其口ヲ結紮シタル儘他ノ母貝ノ表皮ヲ傷ケ其下層ニ外科的植皮術様ニ圧着シ筋肉ノ収斂作用ヲ起シテ結紮条ヲ除去シ再ヒ海中ニ放養シテ真珠素質ヲ被着セシムル」方法であると記している。

日本発明協会の資料によると、この技術は極めて難しく、実際の作業においては無理ではないか、とする意見もあったというが、協会の調査によると「総テノ技術者皆一様ニ細少ナル結紮条ニテ結紮スル作業ヲ行フヲ見、其精緻ナル技術ヲ驚嘆セリ（中略）之ヲ検査シタルニ色彩及形状ノ諸点ニ於テ間然スル所ナク真ニ天然真珠ニ比較シ何等遜色ヲ認ムルコレ能ハサリキ」と報告している。

技術の進展

明治の末になって競うように申請されていった真円真珠養殖技法に関する特許も、大正時代に入ると次々に登録されていくが、ここで忘れてならないのは、その後の真珠養殖に関する技術の進展であろう。特許で明らかにされたのは“真珠をつくる”――真珠養殖の原理・原則の解明であったが、それが産業として定着していくためにも、自然界の生きものを相手とした作業によって、美しい宝飾品

としての真珠を育んでいくためにも、関係する技術発達は当然のこととして求められたのである。

『御木本真珠発明100年史』には「大正10年（1921）、この年よりイカダ（垂下式）養殖時代に入る」とあるが、前後数年の間に同社が三重県はもとより長崎県、和歌山県、果てはパラオ島にまで新たな養殖場を開設していったのも、この垂下養成の採用が後押ししたものと言えるのではなかろうか。

ところで、それまでの「地まき式」とはどんなものであったのか。当時の区画漁業免許願書に添付されていたといわれる「真珠貝養殖方法書」を見てみよう。

1、養殖場　水深２乃至12尋ノ処ニシテ海底ノ礫石又ハ岩片等ヨリ成ル暗礁中巨大ナル岩石塊ハ之ヲ取リ揚ケ更ニ径５寸内外ノ礫石岩片若クハ煉瓦片或ハ瓦等ヲ投入シテ之ヲ均ラシ可成海底ノ勾配ヲ少クシ以テ介ノ附着ヲ便ニシタル処トス

2、養殖法　満２年以上満５年生迄ノ母貝ニシテ発育旺盛ナルモノヲ撰ミ適当ナル場所ニ１坪ニ付約180個ノ割合ヲ以テ移植シ採苗ノ用ニ供ス其不健全ニシテ之ニ適セサル母介又ハ老介ハ剥身シテ之ヲ処分スルモノトス而シテ孵化後約３ヶ月内外ナル稚介ヲ採収シ之ヲ養殖場ニ１坪ニ付約100個ヲ放養シ１年ヲ経テ之ヲ取リ揚ケ其介殻上ニ附着スル稚貝ヲ剥離シ更ニ１坪内80個ノ割合ヲ以テ之ヲ放養シ毎年有害ノ海藻「海松」「神馬藻」「かこめのり」等ヲ芟除シ尚ホ害敵「ひとて」「あかにし」「なかにし」「よなき」「たこ」「雲丹」等ヲ駆除シ尚１ヶ年ヲ経テ之ヲ取リ揚ケ前述ノ如ク介殻上ニ附着スル稚貝ヲ剥離シ之ヲ１坪ニ付約70個ノ割合ニ放養シ逐年此方法ヲ行フ但４年ニ至リ１坪ニ付約50個５年ニ至リ約40個ノ割合トス斯クシテ満５年毎ニ輪還採収ヲナシ之ヲ処理ス右ノ事業ヲナスニハ潜水夫及潜水機械ヲ使用スルモノトス

つまりアコヤガイの習性として、足糸が分泌して海底の岩石に付着することを利用し、核入れが終った母貝は、そのまま海底に沈められた。しかしこれでは自然災害時はもとより、日常の管理にも潜水作業がともなうなどの不便さもあって、施術貝に対しての真珠の採取率はかなり低い数字に止まっていたと思われる。イカダを利用し、養殖かごを海中に吊り下げる「垂下式」が、真円真珠養殖の産業的成立にとっても大きな役割を果していくこととなる。

垂下養成の最初は明治41年（1908）頃から、西川藤吉らによって神奈川県三崎で実験が試みられていたといわれる。現地で西川らと一緒に研究していた藤田昌

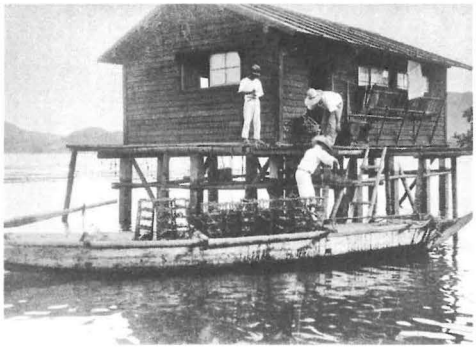

真珠養殖初期のころの作業風景。左は作業場、右は海女による採貝（大村湾か）

世は『真珠養殖秘話』において次のように書いている。

> 真珠介はその脚糸で岩石等に繋着して位置を保つを要するので海底が砂泥のみより成る所は棲息に適せず。所が油壺湾は真珠介の棲息に適する場所が甚だ少ないので止むを得ず種々の苦慮の結果次の方法を取る事にした。亜鉛引鉄線を以て籠を作り、これに数段（７棚とする）の棚を設け、海水の腐蝕を防ぐ為めコールタールを塗り、その各段に真珠介を入れて全体を別に鉄線を以て定繋せる浮材に垂下せしめる。浮材には古帆柱及び古漁舟を用い、これを鉄索にて前後両端に錨をもって定繋する。材の両側には１尺間隔にて鋲を打ち付け10番線を以って各籠を垂下する。この方法にて最初１棚に30個づつ即１籠に210個入れたるも生息状態に支障を認めず、寧ろ海底に置けるものより介殻の水平的発育良好なる如し

御木本養殖場においても大正時代の半ば頃からは全てが養殖かごで吊す方式がとられたというが、半円真珠についてはまだしばらく海底に付着させる「地まき式」で行われており、やはり真円真珠の広がりが養殖技術そのものの発展にとっても画期的な意味合いをもっていたということになろう。国立真珠研究所に所蔵されている「大村湾真珠㈱書類」の中に、地まき式と垂下養成との歩留りの違いを示す資料があるので、参考までに記しておく。

この「垂下式」出現の意義について『真珠養殖全書』では、１つに自然的障害を受けにくいこと、２つに海水の交流が良好な海中に垂下されることによって貝の成長を促進し、その結果、真珠そのものの形成を促すことをあげ、３つめとして次のように述べている。

表１　地まき養成と垂下養成との真珠貝歩留りの比較

種別	放養 時期	貝数	とりあげ 時期	貝数	歩留り(%)
地まき養成	大正９年（1920）秋	37,802	大正13年（1924）秋	6,304	16.7
	大正10年（1921）夏	137,602	〃 秋	37,545	27.3
	〃 夏	69,243	〃 秋	38,426	55.5
	〃 秋	51,224	大正14年（1925）冬	8,868	17.3
	〃 夏	62,506	〃 冬	4,424	7.1
垂下養成	大正９年（1920）夏	5,446	大正12年（1923）冬	3,346	61.4
	〃 秋	13,346	大正13年（1924）冬	6,571	49.3
	〃 秋	1,446	〃 冬	743	51.4
	大正10年（1921）夏	63,131	〃 冬	28,275	42.5
		970			
	〃 夏	4,707	〃 冬	1,776	37.7
	〃 秋	17,555	大正14年（1925）冬	6,450	36.7
	〃 秋	1,100	〃 冬	323	29.4
	大正11年（1922）夏	43,890	〃 冬	18,784	42.8
	〃 夏	3,610	〃 冬	2,052	56.8

大村湾真珠株式会社書類　　西川新十郎家文書（国立真珠研究所蔵）より作成

第三に、以上にもまして重視されなくてはならないこととして、それは漁場利用技術の飛躍的な進歩を意味するものであった。地まき養成における漁場成立条件として要約されるのは、（中略）真珠貝の生態的な要因としての底質条件と潜水作業が可能であるかどうかという水深条件であった。ところが垂下養成においては、このような底質条件の制約をまったく解消し、水深に関しても少なくとも潜水作業可能という制約からは解放されるに至った。むしろそこで新たな条件として生まれてきたのは、筏設置の難易およびそれが風波に対して安全であるかどうかの地形的条件である。こうした漁場成立条件の著しい変化というのは、実は漁場として利用可能な水面の飛躍的な拡大を意味するものにほかならなかった。一般の海湾において、底質および水深で上記のような成立条件をみたす場所というのは、まずふつうには著しく限られざるを得ないのに対し、これから解放されるに至った垂下養成の場合には、その必要とされる地形的条件を考慮しても、なお利用し得る海面ははるかに広大なはずだからである。しかも真珠貝の放養密度が１平方メートルにつき12～30個程度の地まき養成にくらべ、それぐらいの数量はわずかに養殖籠１籠に収容できる垂下養成の高い集約性をあわせ考えるならば、漁場利

用技術の発展としてのその意義はきわめて大きいといわなければならないであろう。

その他、挿核作業や卵抜き、貝そうじ、あるいは避寒といった、今日につながる様々の技術は、大正時代の末ごろまでに多くの人々によって開発されていった。水産研究者・藤田政勝の『本邦真珠養成上の進歩』によると、大正末ごろの真珠の品質と歩留りは次のようであったという。

本邦における斯業界の今昔を述べんに、球形真珠の養成初期時代は、使用せる核も直径１分以下に過ぎざりしが、現今では直径２分以上のものが、多く使用さるるに至った。また商品歩留率の初期時代は僅かに１％なりしが、今では40％以上にも達したのである。また商品の品位としても、初期時代は金色と黒巻のもの並に瘤附のものが多かったのが、現今では銀白色で黒巻のものは殆んど稀れとなり、然も正球円形のものが最多数を占むる様になったのである。如此養殖技術の進歩は長足の進歩を呈した。

初期のマーケット

天然・半円、そして真円真珠

前章までに多くの人々によって「真珠をつくる」努力が重ねられてきたことを見てきたが、では当時の市場状況——いわゆる需給関係はどうなっていたのだろう。『新宝石学』において久米武夫は次のように書く。

> 眞圓真珠の養殖方法の完成は明治の末期頃であるが、これが市場に徐々に現はれ初めたのは大正７、８年頃である。今當時の著者の取り扱ひ實績による１、２の價格を参考のため拾つて見ると表２の通りである。
>
> 斯くして眞圓真珠による眞珠業界は急速の發達を遂げて、昭和９年乃至同14年迄は毎年眞珠養殖貝數も全國竝に琉球南洋に亘つて3,000萬貝乃至5,000萬貝に達して極めて殷賑を極めたのであつた。

東京・銀座に小売店舗を構えた御木本真珠店の売上げが気になるところだが、同社の年史には表３のような売上高が紹介されている。

表２　大正から昭和にかけての価格一例

首　輪	インチ	匁付キ		一本ニ付舊圓
大正13年５月	18	3.2～3.6	白色	￥600～￥650
	〃	2.8	〃	￥200
	〃	3.4	茶色	￥450
	20	3.61		￥650
	18	3.18		￥540
	18	3.19		￥510
	20	3.51	Ｂ級	￥600
	18	3.18		￥510
	18	3.45	Ｃ級	￥138
昭和４年10月	18	6.48	（81個、中央３分玉）ピンク極上	￥2,800
昭和７年９月	18	7.70	（73個）	￥1,120
昭和８年４月	18	7.38	（75個）	￥1,000
昭和８年８月	18	5.16	イガミ	￥120
〃	18	3.85	イガミ	￥150
昭和９年９月	18	4.17		￥200
昭和９年12月	18	5.07	（95個）	￥500

久米武夫「新宝石学」から

元数寄屋町に出店した明治35年（1902）には２万8,800円の売上げがあり、５年後（銀座表通りに出店）には4.5倍の13万1,600円となり、それ以後の売上げは表に見られる通りである。年史では「40年以降の売上は、年間ベースでは、うなぎ登りに増え、大正２年には41万3,500円に達した。この年の来客数は日本人2,912人（女性1,748人、男性1,164人）、外国人5,633人（女性3,099人、男性2,534人）と、外国人が多いが、いずれも女性客が男性客を上回った」とある。

これらは時代的に半円、もしくは天然真珠を商材として含んだ実績と見なければならないが、久米の資料にあるように大正末から昭和の初期になると、真円真珠も登場して価格も一段と上昇する。

『真珠ハンドブック』の中の「真珠の歩み」の項には、水産局「真珠養殖に関する資料」の中から「天然真珠の生産額」（大正14年～昭和４年の報告より推定）として右のような表が載っているが、以上３つの表を参考にするならば、当時の真珠がどのような市場価値を持っていたかを想像することができよう。

表３　御木本真珠店年度別売上高（小売・卸）

	売上高(円)	指　数
明治35年	28,800	100
36	41,000	142
37	51,700	179
38	63,500	220
39	104,700	363
40	131,600	456
41	164,500	571
42	175,600	609
43	206,200	715
44/1～6	(127,000)	—
大正元	355,000	1233
2	413,500	1436

明治35年～44年は、明治44年作成の売上統計グラフによる。大正元年、２年は営業報告書による

表４　天然真珠の生産額

（大正14年～昭和４年の報告より推定）

産　　地	邦貨換算額 原産地における金額
ペルシャ湾	24,000,000円
セイロン島	411,000円
インド沿岸	22,000円
紅海、アデン湾	40,000円
中国、シベリヤ(淡水)	5,000円
イギリス本土(淡水)	10,000円
南洋諸島	320,000円
濠州沿岸	474,000円
北米合衆国	100,000円
マレー諸島	100,000円
メキシコ	80,000円
パナマ	50,000円
その他	100,000円
日本	70,000円
計	25,782,000円

水産局「真珠養殖に関する資料」1939年による

流通事情

ある程度の真珠が生産され、そのための国内流通の仕組みが動きだしたのはい

表５　眞珠價価格低落ノ趨勢

年　　度	入札回數	入札會総出品量(匁)	入札會總金額(円)	1匁替平均値段(円)
自　昭和　3年　10月 至　同　4年　4月	6	8,888.28	328,575	36.96
自　同　4年　10月 至　同　5年　4月	4	7,481.89	146,849	19.63
自　同　5年　11月 至　同　同	1	3,366.73	36,010	10.69
自　同　7年　11月 至　同　8年　1月	3	8,311.10	75,825	9.18
自　同　8年　11月 至　同　9年　3月	4	20,695.49	120,617	5.82
自　同　9年　10月 至　同　10年　4月	7	53,620.71	273,440	5.09
自　同　10年　10月 至　同　11年　5月	8	92,116.01	290,841	3.15
自　同　11年　10月 至　同　12年　4月	7	114,389.20	303,244	2.65
自　同　12年　10月 至　同　13年　4月	7	171,388.22	358,791	2.09
自　同　13年　11月 至　同　14年　4月	6	225,264.39	369,476	1.64

＊眞珠組合並ニ眞友會主催眞珠入札會成績表ニ現ハレタル養殖眞球形眞珠ノ價格

表６　養殖眞珠市價變動比較表（金額ハ１等品１匁替値　単位：円）

１個ノ目方	大正８年	大正12年	昭和３年	昭和７年	昭和12年	昭和14年
1　厘	300	200	80	25	6	3.0
2　厘	700	400	100	25	5	3.0
3　厘	1,000	700	120	30	4	3.0
4　厘	1,200	1,000	130	30	4	2.5
5　厘	1,500	1,300	150	30	4	2.5
6　厘	1,800	1,500	150	30	5	3.0
7　厘	2,200	1,700	180	30	6	3.5
8　厘	3,000	2,000	200	35	7	3.5
9　厘	3,500	2,500	230	40	8	4.0
1　分	5,000	3,000	250	40	10	5.0
1分5厘	當時1分2厘	5,000	400	80	25	10.0
2　分	以上ノ珠ナシ	當時2分以上	800	100	40	15.0
2分3厘		ノ珠ナシ	1,000	120	50	20.0
2分5厘			（注１）	200	60	30.0
3　分				300	100	40.0
3分5厘				當時3分5厘	250	100.0
4　分				以上殆ンドナシ	500	200.0

（注１）當時２分３厘以上ナシ此當時ニ於テモ２分以上ノ珠ハ僅カニ猪野養殖場ガ産出スルノミナリ

表７　養殖眞球形眞珠値段細別

１個ノ量目	種別	１個ノ値段(円)	１匁替値段(円)	１個ノ量目	種別	１個ノ値段(円)	１匁替値段(円)
9厘　5毛	１等品	500	5,000	3　厘	１等次品	22.00	650
同	１疵	180	1,800	2　厘　強	１等品	14.00	700
7　厘	小疵	58	800	3　厘	薄金	20.00	600
5　厘	小疵	47	800	3　厘	無花果形	20.00	600
4厘　5毛	１等品	60	1,200	3厘　5毛	シユミ付	4.00	120
4　厘	１等品	50	1,200	3　厘	シユミ付	3.00	100
同	１等次品	30	700	厘玉（ハ毛）	１等品	2.60	300
3厘　5毛	１等品	33	1,000				

＊於：大正８年11月22日ヨリ４日間三重縣鳥羽町待月樓ニ於テ開催セラレタル入札會

つごろのことになるのだろう。諸説あるが、記録によると大正８年（1919）、大阪の浜寺で開かれた入札会の取引結果が初めての資料として残っている。確かにこの時期になると真珠養殖の技術体系もある程度出そろい、生産される量もひとつの商品市場を形成されるまでになっていたこと、必然的にそれにつれて生産業者自らの販売努力に加えて、真珠取扱専門業者も登場するまでになっていたこと等を考え合せると、いわば“養殖真珠産業”がこの頃より日本経済の中に登場してきたであろうことは十分に想定される。

いま手元に“ザラ紙”に印刷された「真珠養殖統制概要」（日本真珠養殖統制促進同盟発行）という小冊子がある。「皇紀弐千六百年」とあるから昭和15年（1940）のことであろうが、表紙に鉛筆書きで「本書は現在何處でも発見出来ない貴重な資料であるから大切に保存されたい」とある。確かにどう保存してもボロボロになりかねない状態なので、後日の資料として幾つかのデータを収録しておこう。（表５から表７）

大正８年（1919）頃というのは、内閣総理大臣の年俸は1,000円、警察官の月給が18円という時代である。真珠の価格がいかに高いものであったか、驚くばかりである。もちろん背景にあるのは天然真珠の価格であり、これを購入する人というのは世界の王侯貴族のみであったとしても、５ミリ珠１匁で総理大臣の年俸の1.5倍という商品の登場は、その後の“増産”への道程を当初から予想させていた業界であったことだけは、ここで指摘しておかなければなるまい。

確かに真円真珠の生産当初価格は、それまでの天然真珠の価格水準というものが下敷になって形成され、当然のこととして、“先駆者利潤”がそこには含まれていたが、先にもふれたように「養殖」という人間の意志によってつくろうと思えばいくらでもつくれ、利潤が得られる限りその動きには歯止めがかからなくなるという商品特性を真珠はスタートから持っていたわけで、今日に生きる真珠関係者に教えてくれるところは大きい。いかに生産コストの切下げがあろうとも、あるいはまた技術の進歩がどんなにあったにしても、たった９年間で3,500円だった珠の価格が230円になるなど考えられないではないか。けだし、昭和の時代はそうして始まるのである。

御木本のパリ裁判

御木本が養殖した真円真珠を最初にまとめて海外市場に登場させたのは、大正８年（1919）、ロンドンでのことであった。もともとヨーロッパ社交界における

天然真珠（製品）愛好の歴史は古く、かつ、その美の中に神秘性をともなった価値ある存在として知られていたが、そこに日本から、形状、色沢、比重、硬度その他、天然真珠とまったく変わらない養殖真珠が、天然真珠よりも割安な価格で売りに出されたのだから、ヨーロッパの伝統ある社交界や宝石商にパニックが走ったのも無理はない。

その後、大正10年（1921）５月、ロンドンの夕刊紙『スター』に「日本産の養殖真珠が販売されているが、これは驚くべき精巧さで、切断しなければ天然真珠と見分けがつかない。真珠市場は大恐慌に襲われている」というニュースが掲載され、ロンドンの御木本真珠店には多数の新聞記者がつめかけて社員は質問攻めにあった、と『御木本真珠発明100年史』は伝えている。養殖真珠はニセモノであり、御木本の行為は詐欺にあたるという攻撃が一斉におこったのである。

この騒ぎは１日遅れでパリにも伝わり、新聞論調はロンドンよりも更に険悪なものとなっていった。フランスの商工会議所が中心となっての輸入禁止運動がおこるや御木本は厳しくこれに抗議の姿勢を示し、事態はついに裁判に持ちこまれることとなった。フランスの宝石商組合は「養殖真珠はニセモノの真珠である」との主張をあらゆる場面で繰り返していく。

結局、オックスフォード大学やフランスのボルドー大学、それにアメリカのスタンフォード大学などの科学者から、天然と養殖の違いは、真珠の中心核が自然に導入されたか人工によるものかの違いだけであり、真珠層そのものには何らの違いはないこと、両者の光沢はいかなる人工をもってしても模造し得ないものであって、当然のこととして同一の価値を持つものであることの証言などを経て、大正13年（1924）５月、特に「養殖」という言葉を付記する必要なしとの判決をとりつけている。

加えて昭和２年（1927）５月、御木本幸吉がロンドンに出張した折、フランスの裁判所から派遣された鑑定人が、実に３日間にわたって養殖真珠についての説明を御木本本人から聞き、「よく分かった。これは天然の真珠と何ら変わらぬものである」と言明したと『御木本真珠発明100年史』には記述されている。ここにおいて完全に天然真珠と養殖真珠の価値は同一のものであることが証明されたことになる。

実はその後。時を経て1980年代に日本の代表がある宝飾品の国際会議において強烈に実感したこと――それは真珠の呼称を統一する作業において、ヨーロッパ各国から参加したメンバーが、真珠の定義をめぐって、最初に「天然真珠」があり、次いで「養殖真珠」、「模造真珠」が続くという主張を繰り返し展開したこと

への驚きであった。ヨーロッパ勢の“天然真珠優位主義”は、パリ裁判から半世紀を経てもなお存在していたことを改めて知らされたことだけは、日本の真珠業界人として記憶しておかなければならないことであろう。

時代は昭和へ

昭和初期の生産

公式統計が公表されるようになった昭和元年（1926）から終戦時までの年間生産量と養殖業者数、そして輸出関係の実績は表８・９のようになっていた。

当時は生産量が個数で発表されていたが、戦前ピーク時の約1,000万個時代は、平均して10個で１匁（７ミリ）という重量換算になるので、表ではそれを1,000貫と見て換算してある。しかし、残された資料等から見てもこの数字は少な過ぎるので、真珠生産の実態を母貝生産の面から見ていくと、昭和も10年代になると母貝から逆算して真珠の生産は3,000貫近いものがあったと想定される。現に昭和14年（1939）に御木本幸吉が真珠統制計画に関して三重県知事に報告を行なった際には3,000貫近い生産量を基にしたとの記録もあり、ほぼこの程度の生産実態であったことを証明している。

なお、当時の資料が個数表示であったことと重量で見た場合の落差が大きいもう１つの理由に、それぞれの時期に生産される珠のサイズの変化という要因も見逃すことはできない。当時の資料によると、大正８年（1919）にとれた真珠の最大重量は１個当り0.45グラムということだが、これはサイズにして6.6ミリに相当するもので、それが大正12年（1923）になると0.75グラム（８ミリ）、昭和３年（1928）0.86グラム（8.4ミリ）、昭和７年（1932）1.21グラム（9.5ミリ）そして昭和12年（1937）1.69グラム（10ミリ）と、年を追うごとに大きくなっていることもまた事実である。当時の技術向上の１つとして理解できよう。

表８　昭和初期の生産量と養殖業者数

年	度	生産量(匁)	養殖業者数
1926	昭和１	66,909.0	33
1927	昭和２	58,866.0	42
1928	昭和３	178,183.0	47
1929	昭和４	64,146.0	50
1930	昭和５	81,950.0	62
1931	昭和６	102,916.0	51
1932	昭和７	365,514.0	108
1933	昭和８	249,273.0	147
1934	昭和９	451,016.0	220
1935	昭和10	774,962.0	222
1936	昭和11	707,169.0	258
1937	昭和12	1,085,795.0	274
1938	昭和13	1,088,351.0	289
1939	昭和14	1,048,202.0	282
1940	昭和15	925,384.0	360
1941	昭和16	798,096.0	331
1942	昭和17	603,066.0	107
1943	昭和18	421,486.0	107
1944	昭和19	195,107.0	107
1945	昭和20	73,350.0	107

戦前の水産庁資料より

表９　農林統計及び貿易統計に現われた真珠の生産並びに輸出実績表

年　度		経営坪数（坪）	母介生産高			真珠生産高			真珠輸出実績	
			数量（貫）	金額（円）	貫当り（円）	数量（個）	金額（円）	10個当り（円）	数量（瓦）	金額（円）
昭和１	1926	20,547,441	27,909	88,315	3.16	669,085	528,921	7.91	不詳	不詳
昭和２	1927	21,841,144	33,290	88,144	2.65	588,659	484,826	8.24	〃	〃
昭和３	1928	24,808,122	20,096	77,972	3.88	1,781,834	484,947	2.72	〃	〃
昭和４	1929	2,687,191	54,398	142,144	2.61	641,484	600,932	9.37	〃	〃
昭和５	1930	20,175,096	61,605	173,457	2.82	819,496	712,460	8.69	〃	〃
昭和６	1931	20,282,017	102,892	117,721	1.14	1,079,163	564,538	5.23	〃	〃
昭和７	1932	20,053,523	239,025	107,201	0.45	3,655,135	988,831	2.71	〃	〃
昭和８	1933	19,782,455	139,328	286,653	2.06	2,492,727	909,355	3.65	〃	〃
昭和９	1934	16,614,416	505,152	637,196	1.26	4,510,158	1,472,487	3.26	〃	〃
昭和10	1935	16,536,931	372,668	828,613	2.22	7,749,622	1,395,297	1.80	〃	〃
昭和11	1936	15,817,445	322,161	905,124	2.81	7,071,688	983,504	1.37	〃	〃
昭和12	1937	15,270,683	297,900	869,751	2.92	10,857,953	1,543,837	1.42	57,464	45,786
昭和13	1938	16,344,245	249,363	466,502	1.87	10,883,512	1,374,325	1.26	56,023	38,669
昭和14	1939	17,033,128	563,742	990,277	1.76	10,483,024	1,898,812	1.81	84,528	27,905
昭和15	1940	15,942,271	225,961	702,752	3.11	9,253,838	1,413,618	1.53	434,072	108,252
昭和16	1941	11,065,314	1,706,048	212,415	0.12	7,890,957	1,453,952	1.84	27,488	29,102
昭和17	1942	7,014,712	350,281	219,853	0.63	6,030,656	1,180,106	1.96	10,438	46,780
昭和18	1943	4,431,927	158,912	—	—	4,214,860	—	—	—	—
昭和19	1944	3,361,753	135,052	—	—	1,951,074	—	—	—	—

（注）上記の輸出実績は実体と相当の差が認められるが、当時は真珠の輸出が郵便小包によってなされていたため全国の税関における集計の誤りとも思われる（『真珠の歩み』より）

全国的な真珠養殖の広がり

大正から昭和の初期にかけて、生産の中心となっていた三重県下はもとよりのこと、長崎・愛媛両県における真珠養殖業も成長は急であり、多くの有為な人材が続々と真珠業界入りしていたことは間違いない。『愛媛県真珠養殖の変遷』に次のような下りがある。

大正３年、農林省水産講習所養殖科17回卒業の大月菊男は大正４年４月に愛媛県水産試験場に、農商務省水産局の先輩越田徳次郎（養６回）の世話で採用され、まず養殖係の技師として内海村平山の真珠養殖研究所で活躍している。愛媛に来る動機について、大月真珠養殖㈱専務の村上昭四郎が本人から直接聞いた話によると、この時代は大変な就職難であった。茨城県出身であり、遠隔地の愛媛県の就職は初めは気が進まなかったが、当時最新の学問的課題である真円真珠の実証時代であり、愛媛水試がこの研究に熱心であり、また先輩の加藤保技手などよいスタッフに恵まれていた等の事情から、愛媛県に来ることを決意した。これが彼と日本真珠界との出会いとなり、また彼

は愛媛県の真珠産業を開花させる先駆者となった。

ちなみに『真珠の事典』の著者である松井佳一も同期の卒業である。「当時最新の学問的課題である真円真珠の実証時代であり」という表現には、１世紀を迎えた今日、なお胸躍るものがある。

いずれにせよ、こうした産業史的背景を受けながら時代も昭和に入っていくわけだが、それにしても元年に33業者、67貫の生産であったものが、わずか十数年で経営体は10倍に、生産量は15～６倍にまでふくれあがっていった真珠産業を支えたものは何だったのだろう。言うまでもなく、それは優れて海外市場――輸出であった。世界的に政治・経済情勢は混迷の時期にあり、日本としても国力の充実が大きな政治課題とされている時に、文字通り“外貨獲得”の雄としての真珠産業の成長は、ある意味当然のことであったとも言えるだろう。

戦前の貿易統計は実態と大きくかけ離れているため参考にはならないが、戦前生産量のピークとなった昭和13年（1938）の統計によると、アメリカ200万円、ヨーロッパ130万円、インド100万円、中国30万円、台湾50万円、その他の国２万円、合計512万円という輸出実績が残っている。

生産量から考えてみても、実際の輸出はこんなものではなかったと思われるが、ただそれにしてもこの512万円を今日の物価水準に直すと12億8,000万円ということにはなる。

養殖技術の海外展開

ところで、「真円真珠」の養殖技法が「日本」から生まれたことは、以上、述べた通りだが、そのことは真円真珠を人の手によってつくり出すという行為が、決して日本国内に止まっていたことを意味するものではなく、「世界」の真円真珠の全ては、日本の、日本人のその技術と努力によって果てしなき地球上の海に広められていったこともまた事実であった。今日、そうした世界の海から白蝶真珠や黒蝶真珠が、日本で生まれたアコヤ真珠とは異なった美しさをもって人々の目を楽しませ、かつ現在の真珠産業の大きな支えとなっていることを思うとき、やはりここに一項目をもってその足跡を追っておくべきであろう。

記録によると、白蝶真珠の養殖は大正５年（1916）、藤田輔世がフィリピンのミンダナオ島、ザンボアンガにおいて資源調査を開始したことに始まる。大正11年（1922）にはインドネシアのブートン島で養殖が開始され、昭和２年（1927）

ブートンでの真珠養殖場（「鳳敦眞珠養殖場写眞帖」から）

には大粒の真円真珠生産に成功している。その後、戦局の悪化にともなって真珠養殖は中断されているが、戦後はサウスシーパールがビルマ（現在のミャンマー）のメルグイ諸島で養殖を開始、ビルマ特有の美しい真珠を生産する。昭和37年（1962）には政変によって養殖場は国有化された。

昭和も30年代になると、日宝真珠や覚田真珠などがオーストラリアに進出、やがてタイ、マレーシア、フィリピン、インドネシアなどの各国漁場に30社近い日本企業が進出して、地元に真珠養殖業を定着させているのである。

一方、黒蝶真珠はどうか。大正３年（1914）に御木本が沖縄の石垣島で養殖を開始し、その後、大正12年（1923）にはパラオ島にも進出する。今日、隆盛を極めるタヒチでの黒蝶真珠生産は、昭和36年（1961）に開始され、1980年代に入って急激に成長、いまでは周辺諸国も含めて“黒蝶真珠ブーム”にわき返っている。

組織化の動き

日本に「真珠」と名の付く業界組織（団体）が誕生したのはいつ頃からなのだろう。資料を整理していくと、明治22年（1889）に三重県で発足した「三重県志摩国真珠営業者組合」があり、次いで明治28年（1895）の「大村湾真珠漁業組合」にたどりつく。もちろん天然真珠時代の業界組織である。小関信章がまとめた『戦前における真珠団体の変遷』では、この２つの組合について次のように述べている。

前者は、英虞湾をめぐる布施田、和具、越賀、御座、浜島、鵜方（後の神明を含む）、立神、波切、船越および片田の10ヵ村の真珠営業者（漁業者）

が答志英虞郡漁業者組合のバックで同盟を結び、後者は西彼杵郡の橋本某外数名が首唱者となつて、大村湾周辺８ヵ村を連合し、いずれも天然真珠の著しい減産を恢復すべく、真珠貝の蕃殖保護のために設立されたのであるが、後者の場合、密漁多く目的を達することが難しく、32、３年頃その計画は自然に消滅したといわれ、前者については、事業開始後まもなく真珠養殖企業家が現われ、その後続いて養殖家が輩出したので、従来の権益擁護と母貝供給者としての立場への転向のため、村単位の漁業組合とは別個の組織で、いまなお非民主的であるとの強い非難を被りつつも、一部の漁村に残る真珠組合へ転換して行ったものと考えられる。

日本真珠養殖組合

大正14年（1925）11月、神戸市において創立総会を開催した「日本真珠養殖組合」が養殖真珠時代の最初の団体ということになる。①真珠母貝需給関係の円滑化と②生産品販売上について相互協力を保持し真珠養殖業の改良奨励発達をはかる、という２つを目的に発足したこの組合は、組合長に西岡彌太郎を置き、28名の組合員で構成された。創立総会に出席した顔ぶれをみると、高島末五郎、河野円太郎、藤田昌世、西内勝正、藤堂安家、西岡彌太郎、松沢才馬、藤田政勝、松井謙介、大畑伊兵衛、山本義平、北村重吉、村田保男、猪野秀三、堀口初三郎、原条源之助、岩城利信、阿部鉄之亟、大久保忠礼、上田元之助、小林万作、北村幸一郎、曾根浦真珠組合、森本要助、大東浅太郎、芝田与七といった人々であり、「西川新十郎氏は不在、大村湾真珠㈱、長島真珠養殖場、中道真珠養殖場はいずれも返信に接しなかったが後に加入した」という。

この団体の性格を一言で言うなら、当時、圧倒的な力を持っていた御木本に対峙して、後発業者の権益を守ろうとした組織であるということになろう。半円真珠の養殖に成功して以来、その特許権をもって生産部門の先頭を走り、かつ国内外における真珠商人として強い地位を占めていた御木本に対し、後に続く小さな業者が一致団結して母貝や漁場の確保をはじめ、製品の販売に際しても協同利益を守ろうとしたところに大きな特徴がある。かつての「特許係争」を思い起す向きも多いだろう。

組合員の中には藤田昌世もいた。予土水産㈱において真円真珠養殖技術を完成させた藤田は、それまで三重県下には実施許諾されていなかった西川式真円真珠養殖を技術指導したこと等もあって、とりあえずの組合運営は順調にすべり出し

た。

組合への加入金は10円、組合費も年間10円と定められ、組合は入札会の歩合等で運営されていくが、しかし、いずれにしても発足当初から業界にとってもう1つの大きな存在であった御木本が加わっていなかったことで“片肺飛行”の感は否めず、早くも結成翌年の大正15年（1926）11月の定時総会において、今後の組合運営に関する次の3案が示された。

1、新たに発布せられたる工業組合法により法律に準拠せる真珠養殖同業組合創立案
2、御木本以外の全国同業者を一体とせる真珠養殖会社創立案
3、御木本をも併合せる真に全国一体の一大真珠養殖会社創立案

審議の結果、全体で第3案が最も適当であることを確認した後は、西岡彌太郎、藤堂安家、高島末五郎、大久保忠礼、小林万作の5人が、その実現を目指して活動を開始した。もちろんそれ以前から御木本側にも業界がひとつにまとまって大きな力を発揮していくべし、との意見もあり、御木本幸吉の弟・斎藤信吉らの奔走も功を奏して、昭和3年（1928）9月、日本真珠養殖組合を発展的に解消する形で大阪に「大日本真珠組合」が誕生するのである。

当時の社会的、時代的背景について、『真円真珠70年』の中にはこう述べられている。

> 思うに、当時わが国の資本主義は第一次世界大戦を契機として本格的な金融資本の確立へとすすみ、同時に世界資本主義は、一般的危機の段階に突入しつつあった。真円真珠養殖技術の達成が競われた時期、もっぱら主張された「自由競争」は、もはや最高の理念の地位からしりぞき、何らかの意味での資本主義の「組織化」が要求される段階に到達していた。この背景のもとで、国民経済の構造のなかで弱小産業部門である真珠養殖業は、必然的にこれに対応する姿勢をとらざるを得なくなっていた。御木本幸吉を含めた全業者的な結集は、このなかで実現されたものと理解することができる。

大日本真珠組合

設立時は42名の組合員がおり、組合長には斎藤信吉、専務理事には藤田昌世、小林万作両氏が就任した。理事には大久保忠礼、吉川忠雄、小鳥彌七郎、河野円太郎、猪野秀三、上田元之助の各氏が、監事には西川新十郎、大畑伊兵衛、北村

大日本真珠組合の総会にて

重吉の各氏がそれぞれ選ばれている。定款第２条において「本組合は真円真珠の声価を向上せしめんがため品質の改良と需給調節の方途とを講じ養殖業者相互の利益と親善を図るを目的とす」と定め、三重（和歌山県を含む）、四国、九州にそれぞれ支部を置いた。

この組合の大きな特徴としては、定款の中に、「事務章程」を置き、①作業に関する件、②真珠鑑別ならびに処分に関する件、そして③生産品入札および特売に関する件、という３項目を定めていることがあげられる。

まず、①の作業に関する件では、これまでほとんどが藤田昌世を通じて許諾をされていた西川式特許を、西川家と組合の間の契約とすることとし、数量も定めてその実施を認めることが定められている。章程の中では作業の年の10月から起算して満３ヵ年を経過しない作業員を“脱核”してはならないこと（第１条、２条）や、作業員は組合員の間でのみ売買すること（第３条）などを定めている。

西川家と組合との間に結ばれた契約は次のような内容をもつものであった。（関係条項のみ）

特許発明実施許諾ニ関スル契約書

1、特許権者ハ本契約締結後ハ其ノ有スル特許第29630号及同第30771号ノ発明ヲ大日本真珠組合員ニ限リ実施ヲ許諾シ該組合員以外ノ者ニ対シテハ其実施ヲ許諾セサルコトヲ約ス但シ大日本真珠組合ノ承諾ヲ得タル場合ハ此ノ限リニ非ラス

3、大日本真珠組合員ニシテ組合員タル資格ヲ失ヒタルトキハ之レト同時ニ特許権者トノ間ニ於ケル特許発明実施許諾ノ契約ハ当然其ノ効力ヲ失フモノトス

5、大日本真珠組合員ニシテ特許権者ノ特許発明ヲ実施スル者ハ組合ヲ経テ特許権者ニ左ノ通リ実施許諾料ヲ支払フモノトス

(1)実施許諾料　施術員（作業員）１顆ニ付金１銭トスルコト但シ全組合員ヨリ特許権者ニ支払フヘキ料金ハ其ノ施術員（作業員）ノ総数カ１ヶ年250万顆ニ満タサルトキハ１顆ニ付金１銭２厘トス

(2)支払時期　（略）

6、特許権者ハ大日本真珠組合ノ目的達成ノ為メ並ニ本契約ニ基ク組合ノ執ルヘキ事務ニ対スル報償トシテ該組合員ヨリ実施許諾料ノ領収アリタル都度其ノ参割ヲ組合ニ支払フヘキコトヲ約ス

9、大日本真珠組合ハ其組合員カ特許権者ニ対スル実施許諾料ノ支払ヲ為サス又ハ支払ヲ遅延スルトキハ特許権者ニ対シテ其ノ責ニ任スヘキモノトス

10、大日本真珠組合ヨリ特許権者ニ対シ特許権侵害者アルコトヲ証拠ヲ挙ケテ通知シ且之レカ訴追ヲ申出テタルニ拘ラス正当ノ理由ナク特許権者ニ於テ之カ訴追ヲ為ササル場合並ニ特許権者カ大日本真珠組合ノ承諾ヲ得ルコトナク其組合員以外ノ者ニ対シ特許発明ノ実施ヲ許諾シタル場合ハ其組合員ニ於テ特許権者ニ対スル実施許諾料ノ支払ヲ中止スルコトヲ得

（以下略）

昭和３年９月10日

西川　真吉

右代理人　内村　達次郎

同　浜田　実雄

大日本真珠組合

組合長　斎藤　信吉

専務理事　藤田　昌世

専務理事　小林　万作

この契約を基に、組合員は施術員１個につき１銭の許諾料を納めること、特許権者は許諾料の３割を組合に支払うことなどが定められたが、こうした仕組みは特許を媒介にして良品質真珠の生産や急激な生産増加を押える効果を果していく。後年、この組合を称して「特許統制組合」とも言われたのはそのことを指している。

章程の中で注目されるのは②の真珠鑑別ならびに処分に関する件で、章程では組合員の生産品は全部組合に提出してその鑑別評価を受けなければならないこと

や、鑑別で不合格とされたものは取引してはならないこと等を決めていることである。不合格品はこれを組合が買取ることも定めている。具体的には当時の金価格（１匁当り５円）以下のものがその対象になったという。

このように、養殖作業に関しては３年以上経過しないものはむいてはならない、とか、鑑別においても不合格品は販売してはならないといった決めごとも、核のサイズの違いや技術の進歩などもあって現場では次第に守られなくなり、ついに昭和７年（1932）１月の総会において解散が決議される。

日本養殖真珠水産組合

“養殖”業の宿命か。当初は「人の手によってつくり出す」という養殖行為そのものが品質的にも安定した産業形態を生み、同時に需要（市場）の安定的な拡大をもたらしてくれるが、その行き着く先は必ずと言っていいほど“つくり過ぎ”状態を招くことは、真珠に限らず養殖とは悲しい宿命をあわせ持っていると言わなければならない。真珠養殖の場合も、小資本で家族経営的に着手できることもあり、養殖を希望する勢いは利潤の拡大を背景に急速に広まっていくが、結局はそれにつれて品質的にも薄巻き珠をはじめとする粗悪品が出回ってくることとなる。

このことは当然のことながら価格の下落にも結びつく。前出資料にも見られるように、例えば大正12年（1923）に匁当り1,500円であった５ミリ珠が昭和３年（1928）には180円に、そして昭和７年（1932）には30円にまで落ち込んでいく。せっかく全国合同相成って結成された大日本真珠組合も、その目的とするところ

表10　昭和７年（1932）当時における真珠養殖経営体の階層構成

手術量(*)	昭和３年当時大日本真珠組合員であったもの(**)	その他（新規着業と見られるもの）	計	手術量合計	%
50万貝以上	1	—	1	500,000	31.9
10～50	1	—	1	160,000	
5～10	6	1	7	416,000	20.1
2～5	12	5	17	487,000	23.6
1～2	2	12	14	181,000	8.8
1万貝未満	8	52	60	323,600	15.6
計	30	70	100	2,067,600	100.0

昭和７年度特許実施許諾料渡当額　西川新十郎家文書（国立真珠研究所蔵）より作成

＊特許実施許諾料および契約書（岩永謙吉家文書　国立真珠研究所蔵）における「施術貝１顆ニ付金５厘」から算出。

＊＊大日本真珠組合員名簿　楠本常一家文書（国立真珠研究所蔵）による。なお、この数字には、御木本をはじめとして特許権者との特別関係により許諾料の支払いを要しないものが含まれていない。

から活動は大きく外れていくこととなり、結果、組織運営は崩壊していくことになったのである。そして、そうした中から生まれてきた発想が、これまでの任意団体では限界がある、法律に則った形での組織結成を、というものであった。

明治43年（1910）に定められた漁業法第51条「漁業者又ハ水産動植物ノ製造若ハ販売ヲ業トスル者ハ水産業ノ改良発達及水産動植物ノ蕃殖保護其ノ他水産業ニ関シ共同ノ利益ヲ図ル為水産組合ヲ設クルコトヲ得」に基づいた水産組合規則によって、昭和７年（1932）９月、「日本養殖真珠水産組合」が誕生した。全国一円を地区として発足したこの組合は、本部を神戸市の興銀ビルの中に置き、組長には御木本幸吉、副組長には村田保の両氏が就任した。評議員は北村幸一郎、中島久楠、大久保忠礼、小林万作、大畑伊兵衛、大月菊男、西川新十郎、堀口初三郎、高島末五郎の９氏であった。

定款では、主な事業項目として次の５つが掲げられた。

①真珠養殖作業取締に関すること

②養殖真珠の生産調節に関すること

③養殖真珠検査ならびに処分に関すること

④養殖真珠販売取締に関すること

⑤養殖真珠の販売拡張、製品宣伝に関すること

定款第６章「業務の執行」では、組合総会において決められた一定の経過年数を経ない作業貝は脱殻してはならない（早揚げ禁止）ことや、組合員以外に作業貝を売買または譲渡してはならないこと、組合員は作業予定数及び前年度の実績を１月15日までに組合に報告すること等を定めている。

生産品の取扱いについては、粗悪品の販売や輸出を防止するため、浜揚珠と連珠製品については全て検査することとし、検査施行規則を別に定めること、不合格品は廃棄及び保留の２つに分け、前者は焼却、後者は組合が買い取り、その処分は評議員会において決定することとした。検査のための職員の配置も定められている。検査施行規則、検査員服務規程、検査員資格選任解任及給与規程などもきめ細かく、かつ厳格に明文化されている。

なお、大日本真珠組合当時の西川式特許に関する団体契約は、そのまま日本養殖真珠水産組合に引継がれたが、農林省からの指示により、昭和８年（1933）４月からの特許実施にあたっては、特許権者と組合員との間での直接契約に改められ、組合としては単に斡旋するに止めるよう改められた。第一段階として北村幸一郎以下８名の代表実施者が組合の承認を得て特許権者と契約を行い、昭和９年（1934）６月からは新たに結成された西川式特許実施団がこれを担当することに

日本養殖真珠水産組合の組合員名簿など

なった。

こうした経過を見る限りにおいては、真珠産業も新たな時代に向かって着々と体制整備が進んだかに見えるが、ことはそう順調には展開していなかった。残されている資料から当時の入札会での取引価格を見ていくと、昭和３年（1928）度の匁当り平均単価36円96銭から年を追って19円63銭、10円69銭、９円18銭、５円82銭、５円９銭、３円15銭、２円65銭、２円９銭と進み、ついに13年（1938）度の取引は１円64銭にまで下落していた。昭和８年（1933）、ロンドンから入った公電によると、「最近俄ニ該品ノ取扱者激増シ最早ヤ特殊商品ノ領域ヲ離レ一般雑貨品模造真珠ノ類ト同様ニ所謂オリエンタル・マーチャント即チ万屋ノ取扱品トナリ昨今ノ市場ニハ検査証無キ劣等品モ現ハルルノミナラズ為替低落ノ悪用モ手伝ヒ従来ノ標準相場トハ甚シク懸離シタル安キ値段ニテ売買セラルヽニ至レリ」「本邦当局並ニ当業団体ニ於テ此際本件ニ慎重ナル考慮ヲ加ヘ至急将来ノ方針ヲ樹立シ対策ヲ講ズルコト必要ト思考セラル」ということであり、来日したフランスの業界代表からも「日本から輸入される真珠の中に薄巻き珠や染料で染色したものが多数見られ、フランスでかなり信用を落としている。日本の業者が生産制限しなければ、数量的にも、そして品質的にも問題が多く、やがては養殖真珠の価値を落すばかりでなく一般宝石商、そして消費者の興味を失ってしまうだろう」といった指摘が行なわれた。

同年12月、御木本組長は「近時組合員ノ増加ニ伴ヒ無統制ノ生産ヲ敢テ為ス状態ニシテ此ノ儘放任スルハ生産過剰ニ陥リ自然低価ノ傾向ヲ招来シ業界ノ前途ニ洵ニ憂慮ニ堪ヘサルモノ有之ニ付将来ノ対策ヲ２月開催ノ総会迄ニ充分御研究置キ被下度」といった注意書を発表することになるが、その後も依然として改善の跡は見られず、ついに初代組長の御木本は業をにやして辞表を提出、翌昭和９年（1934）３月には御木本隆三が代わって組長に就任した。新組長らは「本邦養殖

真珠貝ノ蕃殖保護及斯業統制ニ関シ免許又ハ許可制度等適当ナル方策ヲ確立セラレンコトヲ要望ス」とした陳情書を持って各方面に精力的な働きかけを展開していく。

組合の機能強化、新規業者対策など、相次いだ施策を発表、前述のように6月には西川式特許実施団も結成している。業界の具体的な対策として①養殖施術後満1ヵ年に達せざる手術貝を脱殻販売せざること、②他人の漁場の隣接地において新たに漁場を獲得せんとする場合においては前もって隣接者の承諾を得ることを要す、③前記特許権侵害者を庇護する目的をもって共同経営または分工場の名儀により漁場経営をなしまたはなさしめざるること、④本団員の雇傭せる技術員を雇主の承諾なくして雇傭せざること、といったことも訴えたが、事態は一向に改善しなかった。しかも組合の最も基本的事業の1つである検査についても、昭和7年（1932）度には44名、193貫、9年（1934）度も256貫で72名のみという受検実績しかあげ得ず、しかもその半分以上が御木本の受験で占められる有様であった。組合の初年度決算報告によると粒珠（バラ珠）149貫のうち89貫、連珠（通糸連）43貫のうち39貫が御木本で占められていたことが記されている。

こうした実情を前に御木本隆三組長は辞任を決意、御木本幸吉顧問、村田保副組長も辞意を表明するに至り、組合は北村重吉組長代理の下、検査の中止、経費削減のため事務所の縮小移転にまで後退していく。この間のリーダーの苦悩については、いま筆者の手元に書簡集が1冊の綴りとなってあるが、一読するに業界の混迷を物語って余りあるものがある。

仲買組合の設立

ここで「日本真珠仲買組合」についてもふれておく。昭和5年（1930）12月に創立されたこの組合は「真珠賣買ヲ営業トスルモノニシテ本組合ニ加盟シタルモ

日本真珠仲買組合で休憩中の入札会参加者（左）と出品目録（右）

ノ及第３章ノ規定ニヨリ新ニ加入シタルモノヲ以テ組合員トシ其目的ハ日本養殖真珠水産組合ト連絡ヲ保チ国産真珠ノ世界的発展ニ努力シ兼テ組合員相互ノ親睦並ニ営業ノ安定ヲ期スル」（第２条）ことを目的に発足したもので、甲種・乙種の両入札会を事業の中心に据えている。定款に付随する「入札規定」によると、「甲種入札トハ組合員又ハ養殖業者ヨリノ出品物ニ対シ適当ノ手数料ヲ徴収シテ入札ヲ行フ場合ヲ称シ乙種入札トハ出席者ノ持参出品ヲ入札ニ付スル場合ヲ称ス」とあり、入札取引の方法をくわしく定めている。

参考までに当時の組合員の顔ぶれを紹介しておこう。

今西興兵衛、池田久壽彌太、原清右衛門、堀口初三郎、大月菊男、大久保忠礼、川口源之輔、高島末五郎、長束吉六、中井宗五郎、中尾壽雄、山岡清、山本常吉、山本岩市、北村幸一郎、三次誠治、三谷榮元、御木本真珠店、式田清次郎、諏訪喜之松。

戦争の影

世界的な戦雲の中で

戦争――豊かな自然環境の保全を前提とし、人々の平和なる社会生活の裏付けを得てはじめて真珠産業は成立することを考えたとき、昭和６年（1931）の満州事変の勃発、８年（1933）の国際連盟脱退、11年（1936）の日独伊防共協定、そして翌12年（1937）の日華事変突入は、真珠産業の前途に例えようもなく大きな暗雲となって広がってきた。日本養殖真珠水産組合の混乱も、こうした時代背景を抜きにしては考えられない。

目を外に転じても、ヨーロッパではイタリアにおけるファシズムの台頭やドイツのナチス支配があり、昭和14年（1939）、第二次世界大戦突入、16年（1941）にはついに太平洋戦争の戦端が開かれて、時代は真珠産業にとって最も足かせとなる“闘いの時”へと入っていくことになる。平和産業としての真珠、国際商材としての真珠の生きる道は、ここに大きく閉ざされたことになるわけだが、以下、順を追って日本養殖真珠水産組合の動きを見てみよう。

御木本隆三組長の辞任に続いて御木本幸吉顧問、村田保副組長も相ついで辞任したことは前述の通りだが、北村重吉組長代理の手によって検査は中止され、昭和10年（1935）１月からは価格低落防止を目的に現金取引を止めて手形取引とし、現金が必要な場合には仲買組合が日歩３銭の割で割引した。

翌11年（1936）には総会すら開催することができず、組合としての事業は一切中止された。11月になって時局懇談会を開くに止まり、12年（1937）に至ってようやく業界大御所の一人、北村幸一郎を組長として海外宣伝などに取り組んだものの、時局の風雲もあって真珠産業としての回復の道は得られないままに推移していく。

昭和13年（1938）には三重県の英虞湾周辺各村長と漁業組合が連名で県当局に対して「何らかの一貫した施策をもって窮状を打開」してほしいとの陳情を行なっている。９月に開かれた評議員会では「本業の維持向上は強力なる制度の下に完全なる統制を実行するの外なしと雖も現日本養殖真珠水産組合の定款のみを以ては到底其目的を達成し得ざることは既往の経過に徴して明らかなり。即ち嘗て其筋に屢々陳情したる組合員の営業を許可制度とし以て定款の実行を強化するを

以て最も時宜を得たる方法なりと信ず」との決議を行なったのである。

昭和14年（1939）にはヨーロッパ情勢がますます緊迫し、６月になるとアメリカは日本に対して日米通商条約の破棄を通告するまでになり、輸出商品・真珠の前途は大きく閉ざされていく。４月になって組合も久方ぶりに臨時総会を開き、①昭和９～12年度の決算報告、②組合解散、③保留品並びに廃棄品真珠処分に関する件を審議する。しかし、いまここでの組合解散は混乱に輪をかけることの声も強く、大月菊男を組長に推し、廃棄処分についても大月組長に一任する。

表11　日本養殖真珠水産組合の経営状況

単位：円

年　度	歳　入	歳　出	残　高
7	9,387	8,038	1,349
8	12,280	—	—
9	13,055	11,078	1,976
10	1,901	2,133	△ 232
11	867	1,990	△1,123
12	1,117	1,759	△ 582

同時に、西川式特許実施団の総会も開催され、昭和11年（1936）度をもって西川式特許も存続期間満了となったことから、実施団解散を決議した。

日本養殖真珠水産組合の経営状況を見ると、表のような実績となっており、経営面からも完全に行詰まっていたことが分かる。

戦雲ますます暗く、世上では真珠の取引どころではなくなっており、組合も経営面での悪化ばかりか、その大きな依りどころであった特許についても特許団が解散されるに至って、ついにその役割を終了したことは誰もが了承せざるを得ない状況となった。しかし、いまここで業界人の依りどころを失ったら混迷にますます拍車がかかるとの思いから、議論は組合の更生強化に向かい、昭和15年（1940）になって輸出水産物取締法第３条にもとづく営業の許可制を制定してもらうべく、強くその実現を国会に働きかけていく。

業界の真剣な努力は国会でも認められ、同年４月、農林省令第22号として「真珠養殖業許可規則」が公布された。

統制団体の時代

昭和15年（1940）、日本養殖真珠水産組合も「真珠養殖業許可規則」によって、営業の許可を受けた業者組合に改編され、「日本真珠販売統制㈱」を指定販売機関として戦争時代へと突入していく。真珠の養殖業は水面ごとに農林大臣の許可を受け、施術数量の割当規制は組合が行なう。そして組合員が生産した真珠の販売はもとより、母貝や核、その他の養殖資材の購入・配給は統制会社が行なうことになったのである。戦時統制団体となるわけだが、その流れをもう少しく

わしく追ってみよう。

当時の業界が求めた統制方式はどんなものであったか。昭和15年（1940）、国会に対して業界は「日本真珠養殖統制促進同盟」を結成して陳情を行なっていくが、同盟がまとめた「真珠養殖統制概要」（前出）からその考え方をひろってみよう。戦争前夜の業界人の思いがそこにはある。

「本邦真珠養殖業ノ基礎ヲ確立シ真珠ノ品位並ニ声価ノ向上ヲ計リ以テ輸出振興外貨獲得増進ノ方途ヲ講ズル為メ左記各項ノ実施ヲ期ス」と前置きし、統制の方法に関しては次のように求めている。

①生産の統制

真珠養殖業を輸出水産物統制法による許可制とし、施術数量の割当て、制限を日本養殖真珠水産組合が行なう。

②母貝の生産配給の統制

全国を対象とする母貝水産組合を設立し、日本養殖真珠水産組合と真珠統制会社の間で、使用母貝の総量や販売価格を協定する。

③検査制度

生産検査と同時に輸出検査も行い、輸出取締りを強化する。

④販売統制

組合員の生産した真珠のすべての委託・買取り販売はもとより、母貝、核、養殖資材等の購入・配給を行なうための真珠統制会社を設立する。ここでは真珠の宣伝、調査や真珠養殖業発展のため真珠養殖研究所を設立する。

以上のような構想の下に国会への要望が繰り広げられていくが、本当のところ

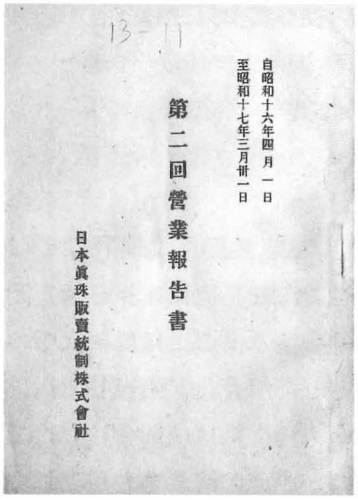

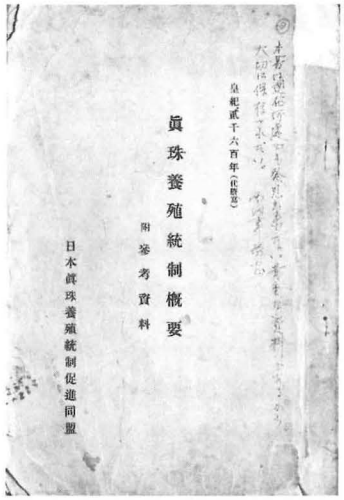

日本真珠販売統制㈱の営業報告書（左）戦争時代をまとめた資料（右）

は戦時下にあって荷動きがまったく望めないために、それまでの在庫をどう処理していくか、あるいはまた中断せざるを得ない真珠養殖の技術をどう継承していくかといった現実的な対応策がその裏にはあったと言わなければなるまい。

こうした業界の動きを受けて「真珠養殖業許可規則」は、昭和15年（1940）、農林省令第22号として発令されることになるが、そのポイントは「本則に於て真珠とはアコヤガヒ其の他の貝類に挿入したる核に真珠層を巻きたるものを謂ふ」（第１条）と有核真珠であることを規定し、「真珠は輸出水産物取締規則第３条の輸出水産物とす」（第２条）、「真珠の養殖を業とせんとする者は養殖水面毎に農林大臣の許可を受くへし」（第３条）と明確にうたい、「真珠養殖業者は毎年２月末日までに前年の事業報告書を農林大臣に提出すへし」（第10条）として生産調整も含めている。

眞珠養殖業許可規則

昭和15年４月15日

農林省令第22號

輸出水産物取締法第３條の規定に依り眞珠養殖業許可規則左の通定む

眞珠養殖業許可規則

第１條　本則に於て真珠とはアコヤガヒ其の他の貝類に挿入したる核に真珠層を巻きたるものを謂ふ

第２條　眞珠は輸出水産物取締規則第３條の輸出水産物とす

第３條　眞珠の養殖を業とせんとする者は養殖水面毎に農林大臣の許可を受くへし

第４條　眞珠養殖業の許可申請書には左に掲くる書類を添付すへし

1　事業計画書

2　設備要領書

3　區劃漁業權の免許指令書又は免許願書の寫

4　他人の區劃漁業權を行使する場合に於ては行使する權利を證する書面

5　許可を受けんとするもの法人なるときは定款、登記簿の謄本、財産目録及貸借對照表

6　二人以上共同して許可を受けんとするときは事業に關する各共同者の出資額及權利義務の關係を記載したる書類

二人以上共同して許可を受けんとするときは内一人を代表者と定め其の氏名又は名称を申請書に記載すへし

第１項の書類の外農林大臣は必要と認むる書類の提出を命ずることあるへし

第５條　事業計画書には左に掲くる事項を記載すへし

1　當該事務所の所在場所

2　養殖水面の位置

3　１年間の眞珠養殖見込數量

4　１年間の眞珠母貝所要見込數量

5　従業員の作業種別員數

6　事業の収支概算

7　事業開始の豫定年月日

第６條　設備要領書には左に掲くる事項を記載すへし

1　筏の大さ及員數竝に１筏の懸垂籠數（筏の種類別に記載すへし）

2　養殖籠の大さ及員數竝に１籠の収容員數（籠の種類別に記載すへし）

3　設備要領書には養殖水面の位置及區域を示す圖面を添付すへし

第７條　眞珠養殖業の許可の期間は６年以内とす

第８條　眞珠養殖業者設備要領書に記載したる事項を變更せんとするときは農林大臣の認可を受くへし

第９條　左に掲くる場合に於ては眞珠養殖業の許可は其の効力を失ふ

但し第１號の場合に於て其の相續人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人が引續き其の事業を行ふときは被相續人又は合併によりて解散したる法人に對して為たる眞珠養殖業の許可は彌後相續人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人に對し之を為したるものと看做す

1　眞珠養殖業者死亡し又は解散したるとき

2　許可を受けたる養殖水面に付眞珠養殖業を廢止したるとき

前項但書の場合に於ては相續人又は合併ありたることを證する書類を添へ死亡又は解散の日より30日以内に其の旨農林大臣に届出すへし

眞珠養殖業者死亡し又は解散したるときは第１項但書の場合を除くの外相續人又は清算人は遲滞なく其の旨農林大臣に届出すへし

第10條　眞珠養殖業者は毎年２月末日迄に前年の事業報告書を農林大臣に提出すへし

農林大臣必要ありと認むるときは隨時事業の報告を命することあるへし

第11條　左に掲くる場合に於ては眞珠養殖業者は遲滯なく其の旨農林大臣に提出すへし

1　眞珠養殖業者其の氏名若は名称又は住所若は事務所を変更したるとき

2　眞珠養殖業者たる法人其の定款を変更したるとき

3　眞珠養殖業者たる法人の代表者又は第４條第２項の代表者に變更ありたるとき

4　眞珠養殖業者其の事業を開始したるとき

5　眞珠養殖業者其の事業を休止し又は休止したる事業を再び開始したるとき

6　眞珠養殖業者其の事業を廃止したるとき

7　第８條の認可を受けたる變更を為したるとき

第12條　本則の規定により農林大臣に提出すへき書類は養殖水面を管轄する地方長官を経由すへし

附則

本令は昭和15年４月25日より之を施行す

本令公布の際現に眞珠養殖業者たる者引続き其の事業を行はんとするときは本令施行の日より30日以内に農林大臣に眞珠養殖事業の許可の申請を為すへし

前項の申請を為したる者は其の處分を受くる迄引続き従前の事業を行ふことを得

日本真珠販売統制㈱

一方、「日本真珠販売統制㈱」はどのような事業経緯をたどったか。昭和15年（1940）10月に神戸商工会議所において創立総会を開催した。定款第２条において「本会社は真珠の販売の統制、其の他之に付帯する業務を営み真珠の声価の維持向上を図り真珠養殖業者の福利の増進及び輸出の振興を期するを以て目的とす」と規定し、資本金は100万円となった。株主については、第７条において「日本養殖真珠水産組合の組合員及び農林大臣の承認を経たる者」として、株式の割当ては平等割１人につき10株、作業割１万個につき５株ということになった。

統制会社の業務は次の４つである。

①真珠入札会の開催

②真珠養殖業に対する金融

③粗悪真珠の買取り
④その他必要な業務

株主は358名で、その内30名は仲買等の業者で占められていた。役員構成としては、取締役社長に大月菊男、代表取締役に北村幸一郎、取締役に磯和三郎、島村栄五郎、渡瀬道之助、西川新十郎、堀口初三郎、大久保忠礼の各氏、そして監査役には石原彌三郎、中井宗五郎、内海直国の３氏が就任しての出発であった。

第１回営業報告書（昭和15年10月16日～同16年３月31日）の中から「事業の概要」を見てみよう。

> 本社創立當時眞珠ノ海外市場ニ於ケル情勢ハ世界大戦ノ推移ニヨリ益々悪化ノ傾向ニアリタルヲ以テ本社ハ其ノ設立ノ使命ニ基キ入札會ノ機構ヲ強化シ眞珠市價ノ維持ニ努メタル結果甲種入札（７回）取引高729,154圓、乙種入札（４回）取引高323,985圓、天然眞珠入札（６回）233,412圓ノ成績ヲ擧ゲ前年ヨリ著シク眞珠ノ價格昂騰ヲ見ルニ至リタルハ幸トスル所ナリ

しかし事はそう簡単にはいかなかった。昭和15年（1940）度より施術割当てが開始され、生産業界も御木本を組長に「日本真珠母貝水産組合」も発足させて苦難の時代を乗り越えようとしたが、統制会社構想の進展につれて施術割当や会社の規模、機能等について業者の不満も高まり、「真珠統制更生同盟」なる組織も誕生した。要は現行の仕組みでは個人別施術割当が組合の決議によるものではなく、かつ十分なる調査を経てのものではなかったこと、そして設立された統制会社も十分な資金をもって２～３年分の生産真珠を買い取れる規模になっていないではないか、という不満である。

更生同盟の具体的な要望項目としては次のような点があげられている。

１、政府より補償配当を仰ぎ資本金２千万円の買取機関を設置して販売統制の強化を図ること

１、代議員数を業者10名に対し１名の割をもって選出せしめること

１、生産検査において「レベル」を上ぐることとして生産検査は従来通り行わしむること

１、昭和15年度作業割当は不公正至極なるをもって絶対将来の基準とならざること

１、作業介１個に対する賦課金１銭中２厘５毛は組合費に充当する由なるが、組合会において経費予算の承認を得たることにおいて徴収すべきものと認む。残

表12　昭和15・16年度の施術割当

地　区	人　員	15年度(個)	16年度(個)
三　重	336	15,972,000	15,257,000
御木本	6	1,919,000	1,695,000
和歌山	5	463,000	380,000
四　国	5	767,000	745,000
九　州	12	1,890,000	1,795,000
その他	4	110,000	60,000
合　計	368	21,012,000	19,932,000

り７厘５毛は不良品買上に充当すとのことなるが、不良品は買上を行わず無償提出せしめ随つて７厘５毛は徴収せざるものとす

ちなみに15年度、16年度の施術割当ては表のようになっていたという。

真珠産業「中断」の時期

いかなる産業施策を持とうとも、“闘いの時代”下にあって、平和産業としての真珠業界が生き延びる術は極めて限られていた。昭和16年（1941）７月にはイギリス、アメリカの資産凍結令があり、12月に入るや太平洋戦争のぼっ発という時代を背景にして、日本の真珠産業は、ついに壊滅の道へと歩を進めざるを得なかった。

昭和16年（1941）５月、農林省から「統制強化の具体化に関する件についての諮問事項」に対し、水産組合は11月になって次のような方針を決定する。

①全ての養殖業者は一応、転廃業とする。

②残存業者で水域別企業合同体を結成し、装身具用の施術は休止し、薬用真珠の生産のみ行なう。

③日本真珠販売統制会社は、企業合同体の真珠を全て買取り販売する。

④真珠買取り資金及び企業合同不参加者の養殖設備買取り資金は、政府の援助に待つ。

つまり業界が協調して相互扶助の精神に立ち、共同施設の途を講じて事業の将来に備えることとなったのである。企業整備要綱の作成作業に入り、昭和17年（1942）５月になって組合会において要綱を決議する。養殖業者の手持ちの真珠や養殖中の作業員、あるいは養殖設備資材に至るまでの全国的な調査が進められ、同年６月、組合会において次のような企業整備を断行することを決議した。

(1)企業合同体の組織

全組合員のうち358名は自発的に事業経営を廃止し、残存業者106名をもって企業合同体を組織する。

不参加者の所有する施術貝および合同体の必要とする養殖設備、現在の業者の手持真珠および養殖中の生産真珠は合同体が買いとる。

(2)企業合同体の買取資金

必要資金は更生金庫から共助資金を借受ける。

(3)養殖業の許可

企業合同体だけが真珠養殖業許可規則による養殖業を経営できることとする。

(4)真珠の生産制限

戦争終了まで施術作業を休止する。ただし、薬用真珠については輸出可能の限度で養殖する。

(5)統制会社機構の改組

日本真珠販売統制会社を改組し、真珠の養殖、買取、販売および加工業をおこなう日本合同真珠株式会社として、養殖および販売の一元化をはかる。

水産組合は解散し、それ以後の真珠の養殖、買取り、加工、販売の一切は、「日本合同真珠㈱」にその全てが託され、ここに日本の真珠産業は、誕生以来初めて、実質的な“休眠時代”へと入っていくのである。

日本真珠輸出組合とは

政府は戦時下における経済体制の整備をはかる目的で「経済新体制確立要綱」を発表する。昭和15年（1940）12月のことであった。目的としては「官民協力のもとに重要産業を中心として総合的計画経済を遂行し以て時局の緊急に対応し国防国家体制の完成に資せんとす」というものであり、あらゆる経済機構を国家権力のもとに一本化しようとするものであった。

こうした時代背景の中で、何としても海外市場における真珠の位置づけを確保しようとする気運が業界有志の間に高まり、昭和16年（1941）３月、貿易組合法にもとづく「日本真珠輸出組合」の創立総会にこぎつけた。参加者は49名、理事長に公平戡彦、副理事長に加藤虎之助、理事に大月菊男、高島末五郎、三谷栄元、横田稔、西川新十郎、米田松太郎、監事に北村幸一郎、大久保忠礼、大西雅

男といった顔ぶれをそろえての誕生である。

①真珠の委託輸出、輸出の斡旋、②輸出用真珠の保管、選別、包装、荷造その他共同設備の利用、③検査その他取締、④事業経営の制限、⑤新販路の開拓、⑥買取輸出、⑦資金の貸付け、⑧預金の受入れ、⑨組合員外の組合施設の利用、などの事業を行なうとしている。

しかし初年度の事業報告によると、「本組合第１年度ハ諸規則ノ制定、機構ノ整備ヲ計リタルト共ニ本組合ノ使命タル真珠ノ輸出統制及振興策ニ努力シタル次第ナルガ時局ノ深刻ナル影響ニヨリ輸出ノ振興ニ付イテハ大ナル寄与ヲナシ得サリシハ遺憾ナルモ今後海外市場好転ト同時ニ組合機能ヲ充分発揮スルコトヲ期待シ得ヘシ」ということでほとんど事業らしきこともできず、やがて英米両国の資産凍結令や太平洋戦争への突入で、輸出組合としての機能を果すことなく、日本冷凍水産物輸出組合とともに日本海陸産物輸出組合に吸収され日本水産物輸出組合に統合されていく。

ただ、この統合に際して当時の役員は業界の手持ち真珠（輸出不能による損失補償の買上品）を引取り、それをもって新たに「日本真珠輸出協会」を設立する。初代会長には御木本幸吉が就任、昭和18年（1943）からは三谷栄元が会長をつとめたが、昭和22年（1947）になって解散している。

協会についての資料はほとんど見つかっていないため、事業の推移等は明らかになっていないが、『真珠の歩み』でも「これら真珠の一部は日本合同真珠株式会社に供出、陸海軍への納入により兵器輸入の代償にまたは宣撫材料として利用され、また敗戦後には総司令部の司令により、CPO（米軍中央購買局）納入会社の１つに指定され、CPO への納入にむけられた」と記されている。

日本合同真珠㈱の活躍

昭和17年（1942）に設立された「日本合同真珠㈱」に話を進めよう。この会社は統制会社として設立を見たのではなく、あくまでも全国の真珠業者の総意をもって商法に基く企業として設立されたものである。資本金は100万円で神戸に本社を置き、定款によると、その目的は「本会社ハ真珠ノ生産、販売、加工其ノ他之ニ付帯スル業務ヲ営ムヲ以テ目的トス」と極めてシンプルにうたわれており、事業内容も、①真珠ノ養殖及販売、②真珠ノ加工、③前各号ニ掲ゲタルモノノ外、本会社ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル業務、とだけ定めている。株主については「本会社ノ株式ハ企業整備前ニ於テ真珠養殖業ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ農林

大臣ノ指定スル者及農林大臣ノ承認ヲ経タル者ニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得」（第８条）と限定された。

設立時の役員は、代表取締役・大月菊男、取締役・高島末五郎、北村幸一郎、三輪豊照、堀口初三郎、磯和三郎、速水昇一、大久保忠礼、小林万作、内海直国、監査役・渡瀬道之助、大畑伊兵衛、といった各氏の名前が記されている。

いかに定款上、真珠の養殖、販売、そして加工と記入されようと、戦時下のことである。養殖は昭和18年（1943）度に239万8,000個、19年（1944）度に77万5,000個、そして20年（1945）度には200万個といった水準にまで落ち込んだ。企業整備にともなう供出真珠の購入は、１次から４次までの４回にわたって実施され、3,239貫、1,114万円であったという。昭和19年（1944）度の第５回事業報告書では「真珠ノ販売ニ関シテハ苛烈ナル戦時下ノ情勢ニモ係ラズ供出真珠ノ大部分ヲ処分スルコトヲ得テ国民更生金庫ヨリノ借入共助金3,827,782円也及ビ第１次第２次取引真珠未払金1,862,040円也ノ金額ヲ完済シ更ニ第３次供出真珠代金ノ約半額金2,571,633円也ヲ支払ヒ且ツ販売利益金2,039,066円也ヲ納ムルノ成績ヲ挙ゲタリ　依テ国家ニ対謝恩ノ微意ヲ表スルタメ陸海軍ヘ夫々金150,000円也宛国防献金トシテ寄贈セリ」と記している。

戦時下であるにもかかわらず、これだけの真珠が「処分スルコトヲ得」たのは、やはり軍への納入があったためであり、これらの真珠は海外からの兵器の購入や軍票代りに中国等の戦地で利用されたもようである。

しかしながら戦局の進むにつれてそうした使途も閉ざされ、集荷された真珠は多量のストックとなって残り、そのまま終戦を迎えるのである。

なお、天然真珠や薬用に生産された小さなサイズの真珠は、合同真珠㈱の発足と前後して誕生した「日本天然真珠㈱」が輸出に向けていたという。当時の台湾系大御所であった鄭旺氏を社長にした組織であったが、その活動内容については戦争の混乱の中で明確になっていない。

戦後の急成長時代

急激な拡大期から不況まで

終戦を迎えて

ゼロからの出発

終戦時の日本。改めて言うまでもなく国民の誰の頭の中にも「真珠」に思いを致す余裕などありようもなかった。敗戦下の経済の大混乱と、あらゆる資材の欠乏とによって、真珠生産の回復にははかり知れない困難な時代を迎えることとなったのである。宝飾という奢侈製品であることに加え、その多くが小さな企業もしくは個人経営に支えられての真珠産業であったことも再びの立上がりを極めて困難なものにしていた。農林統計でも昭和21年（1946）に50貫、22年（1947）に120貫を数えるのみで、復興しようにも、全ての国民――当然のこととして真珠産業に携わる人々にとっても、まず食料の確保が第一であり、次いで生活産業の建て直しが求められる、そんな時代であったことは、現代に生きるわれわれとて十分に想像がつく。ここに日本の真珠産業は、文字通りの“ゼロからの出発”を強いられることとなったのである。

戦後、初の真珠産業施策としては、GHQ（連合軍総司令部）メモ及び商工省令第４号によって、１つには真珠の一般販売の禁止があり、もう１つは戦時中の統制団体である日本合同真珠㈱が持つ在庫品の接収があった。そして続いてとられた対策は、合同真珠㈱、御木本真珠店、高島商店、北村商店、三重県真珠施設組合、日本真珠輸出協会という６つの商社を指定して、CPOへの一括納入命令となる。例外的に小売店が以前から保有していた真珠の販売は認められたが、これも全てGHQへの報告義務が求められたのである。

昭和21年（1946）４月には指定商社６社の中から、毎週3,500本のネックレス、３個のバラ珠セットが300組、その他、GHQの要求に応じて指輪やイヤリング等がCPOに納められてゆく。これらは円での支払いで取引されたが、昭和23年（1948）８月からはドル支払いを条件にしての取引が認められる。ここに至って一応は市場の再開を意味したことになり、生産回復に向けて一挙に期待も高まっていった。このような取引形態は真珠に限ったことではなく、他の商材においてもとられた措置であったが、真珠のCPO納品は、昭和22年（1947）を例にとるとネックレス１万610本となり、あらゆる商品も含めた全納入品金額の42％を占めていたという。ここに後の“輸出産業の花形”の原点を見ることができる。進駐軍にとっても日本の真珠は大きな魅力あふれる商品だったのだろう。

なお、昭和22年（1947）７月からは、CPO納入品のうち買上げ除外となった真珠は食糧貿易公団が買取ってアメリカに送ったり、あるいは在日バイヤーに限り入札販売をして、その代価を円で支払うなど、いわゆる政府間貿易の形をとったことも知られている。

昭和24年（1949）になって、真珠の国内、輸出に関する一切の制限は撤廃されて本格的な民間自由貿易も再開されていく。それにあわせて真珠生産にも弾みがつき、生産も、そして当然のことながら生産業者数も急速に拡大していていくのはこれまでの資料に見られる通りである。

復興の背景

昭和元年（1926）には、たった67貫、33名に過ぎなかった真珠養殖業界も、13年（1938）には1,000貫を越すまでになり、業者数も300人近くにまで増え続けていた。そこに一定程度の産業基盤確立を見ることもできようが、客観的に言うならば、当時の真珠業界は産業資本の導入も未熟さを持ったままであったし、それよりも何よりも世界におけるマーケットの中に「養殖真珠」がそれほど定着していた時代ではなかったということも言える。依然として、天然真珠がそれなりの優位性を誇示しながら流通していた時でもあり、そこに第２次世界大戦というとてつもなく大きな壁が立ちはだかったがために、改めていま真珠産業の１世紀を俯瞰した場合、戦前日本の真珠産業というのは、ある意味での“創業段階”であったということも言えるであろう。

それがなぜ戦後になって爆発的とも言うべき拡大をとげたのか。１つにはアメリカを中心とした海外需要の旺盛な展開があげられる。世界の富がアメリカに集中する中で、日本に進駐した米軍将兵が“東洋の神秘・真珠”に注目し、かなりの数量が本国に持ち帰られたこと等にも支えられて、アメリカ向け需要が急速に伸びていった。

そしてもう１つは天然真珠の一大産地・ペルシャ湾の変貌も養殖真珠の市民権獲得に大きく作用する。この海域の真珠貝が戦時中から始まった石油開発による自然環境悪化によって大きく減少したことや、労働人口が勢いのある石油産業へとどんどん流れ込み、厳しい労働条件を強いられる真珠貝採りのダイバーたちが激減していったことなど、まさに時代的、経済的な要請として日本の養殖真珠産業にはその後の成長が約束されていたのである。

国内に目を転じても、そうした強い海外需要が、戦争により生産がまったく中

表13　戦後における養殖真珠生産量および経営体数の推移

年　次	生産量(kg)	経営体数
1946　昭和21	188	—
1947　昭和22	450	—
1948　昭和23	938	187
1949　昭和24	1,875	314
1950　昭和25	3,750	359
1951　昭和26	7,500	約　700
1952　昭和27	10,500	〃　1,200
1953　昭和28	13,328	〃　1,200
1954　昭和29	16,890	1,456
1955　昭和30	24,535	1,643
1956　昭和31	26,620	1,734
1957　昭和32	30,057	2,574
1958　昭和33	48,085	3,001
1959　昭和34	51,308	3,080
1960　昭和35	60,408	3,484

水産庁資料および農林省統計調査部　漁業養殖業漁獲統計表による

断された日本に直接ぶつかってきたため、勢い“つくれば売れる”状態をもたらして生産意欲を強く刺激していったこと、昭和24年（1949）の漁業制度改革により真珠漁場の開放が行なわれて養殖業者が急激に増えていったこと、そして昭和27年（1952）になるや「真珠養殖事業法」の制定を背景に、産業資本の導入による生産規模の拡大のみでなく、真珠の品質維持や価格安定、取引機能の整備が進んだこと等に支えられて、文字通りの「真珠大国・日本」の誕生を促すこととなるのである。さらには養殖技術の改良も増産体制を大きく支えていく。その中には天然母貝のみに依存することなく、母貝そのものを養殖する技術までも含まれていた。

しかし、農林統計を見ても昭和24年の500貫（314業者）から、その13倍に相当する6,500貫（1,643業者）の30年（1955）まで、わずか6年間であったことは、その後にまた新たな問題を引き起こすことになるが、話が進み過ぎたので、ここで一担、昭和20年（1945）に目を戻していくことにする。

合同真珠のその後と生産回復

日本合同真珠㈱は1,200貫の在庫を持ったまま終戦を迎えたが、昭和21年（1946）からの一般取引の禁止措置によってGHQの手で商品にはシールが施さ

れた。そして23年（1948）になるや、この会社は閉鎖機関令に基づく「閉鎖機関」に指定され、社名も「日本養殖真珠㈱」と変更されている。やがて25年（1950）になると、会社が所有していた全ての真珠が、閉鎖機関処理委員会の手によって放出されるが、水産庁に残る資料によると、1,288貫、金額にして６億7,611万2,565円になったという。単純に計算すると匁当り524円ということになるが、それを確かめる資料は乏しい。

一方、戦後数年間の生産事情はどうなっていたのか。“ゼロからの出発”は、まさに生産業界を象徴しての言葉である。「大東亜戦争の完捷まで施術作業を停止する。ただし薬用真珠については輸出可能の限度で養殖する」という期間を経ての取引自由化である。著しい供給不足は、当然のこととして全国の真珠養殖現場の生産意欲を刺激し、昭和25年（1950）には早くも戦前の最高生産水準にまで復活、その後も驚異的な生産増加の道をたどっていくが、しばしその動きを追ってみたい。

母貝の確保を前提とする真珠養殖業――挿核手術に始まる養殖作業の全てを経て真珠が誕生するまでには数年を要する養殖業にとって、いかに“取引の制限撤廃”があったといっても、直ちに増産というわけにはいかなかった。極度の資金・資材不足もあり、昭和21年（1946）からの生産回復の道には想像を超える厳しいものがあった。この間におけるCPOへの納入や民間・政府間貿易の真珠は、その大部分が合同真珠が保有していた在庫で賄われていく。従って当初は比較的養殖期間が短い小厘珠中心の生産となっていたが、早くも昭和23年（1948）には中珠挿核が登場、25年（1950）からは大珠の作業も開始される。真珠養殖業の経営体も23年（1948）の187件から、25年（1950）には倍増の359件にふくれあがり、この年の生産量が戦前水準と肩を並べたことは前述の通りである。

その後も年を追って生産の伸びは急であり、昭和26年（1951）の2,000貫（700経営体）以降、2,800貫（1,200）、3,554貫（1,200）、4,504貫（1456）と続いて、30年（1955）には6,542貫（1643）という数字にまで達するのである。ちなみにこの年の生産量・経営体は、ともに今年、平成19年（2007）の水準とほぼ並ぶ状況であった。

戦後拡大期の主要条件

戦後の真珠業界の歩みを具体的な数字に沿って記すと以上のようになるが、戦後の真珠産業の構造的な変化もしくは特徴について、『日本真珠産業論』の著者、

丹下孚は以下のように分析している。この時代を行政面から客観的にながめた分析としては高い評価を得ているものであり、その要旨を引用してみたい。

戦後構造変化の諸特徴

第一は、戦前支配的な地位を占めていた商業資本的大経営が、今日もなお頂点に立つものとしてその地位を保証されていることである。敗戦後のこの層の再建は、すでに戦時中の企業合同体である日本合同真珠株式会社の中心的存在としてその資本を温存させていたところに規定されるのであるが、戦後占領軍によってとられた強制措置であるCPOへの納入に対する6商社指定（日本合同真珠株式会社、御木本真珠店、高島商店、北村商店、三重県真珠施設組合、日本真珠輸出協会）でさえも、まずはこの層の商業資本としての機能を特権的に許したものと見なければならない。昭和25年（1950）ようやく真珠取引の一切の制限が撤廃されたころには、当時のいわゆる真珠ブームの中で、この層の再建の基礎はもはや固まっていたといってよいであろう。1950年の漁業制度改革もまた、生産の側面におけるこの層の復興を強く支えたのであった。すなわち改正漁業法は、まず漁業権の賃貸を禁じ、次いでその第19条においては、次のごとく真珠養殖区画漁業権の免許優先順位を定めた。

第十九条　真珠養殖業を内容とする区画漁業の免許の優先順位は、左の順序による。

一、　漁業者又は漁業従事者

二、　前号に掲げる者以外の者

2、　前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一、　真珠養殖業を内容とする区画漁業に経験がある者

二、　前号に掲げる者以外の者

（以下略）

真珠養殖区画漁業権に限って認められたこの経験者優先の法定が、その意図はともかくとしても、改革によってもたらされた漁場の占有利用関係の大きな変化の中で、客観的に旧来のこの層の漁場経営を保障する役割りを果したことは、なにびともこれを否定できまい。

第2に、上記大経営のみでなく、戦前の各経営、特に企業整備によって残存し企業合同体に参加を許されたものがいちはやくその再建をはかることが

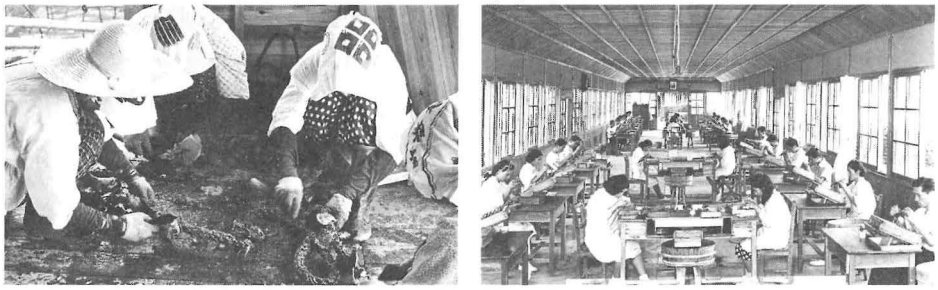

戦後、一挙に増産体制に入った日本のアコヤ真珠養殖業

できたのはいうまでもない。相対的に小なりとはいえ、同様に資本が温存され、また改正漁業法によってもその地位を支えられていることは同じである。

第３に、戦後の新規着業経営であるが、その内容が戦前にひきつづき小経営の激増を意味するものであることはもちろんである。しかしながら戦前の経営体数が最盛時をとっても総数で331に過ぎぬところからみれば、最近の階層構成は前記のみではなく大規模経営に至るまでのかなりの新規増となっていることを、容易に推定できる。

戦後、経営体数の激増をおしとどめ得なかった理由としては、次の諸点があげることができるであろう。すなわち、(1)多少とも利潤率の高い産業部門への資本の流入は基本的に避けがたいこと、しかも主要な産業部門において独占の段階が進むほど、非独占的部門のそれは加速されること、(2)直接には戦後の好況が前者をさらに刺激したこと、(3)上記のそれぞれがもつ資本の流入に対する障壁としての役割には一定の限界があり、またそれぞれの間にも間隙があったこと、(4)中心的過程である挿核手術技術に関して、特許の直接の制約が解消したばかりでなく、その普及交流が著しく進んだ結果、着業に当っての最大の技術的障害を緩和したことなどである。

最後に、戦後わが国が置かれてきた客観的な立場を反映するところの流通関係の変化も重要である。すでに敗戦の直後、真珠の買付けを目的とする多数のバイヤーが来日し、その特権的な地位を利していたのであるが、貿易関係がいわゆる正常に

表14　経営規模別経営体数

	1958 (昭和33)	1959 (昭和34)	1960 (昭和35)
総数(台)	3001	3080	3484
1～14	2022	1886	2283
15～29	413	584	574
30～49	217	243	241
50～99	163	165	192
100～499	166	176	167
500～999	16	20	19
1000以上	4	6	8

農林省統計調査部　漁業養殖業漁獲統計表による

復するにおよんでも、外商の支配はなお顕著な事実である。

合同真珠の清算

日本養殖真珠㈱（前の日本合同真珠㈱）の放出真珠が戦後の急激な需要増大を支えたことは前述の通りであるが、昭和25年（1950）末までには所有真珠の処分も終了していたため、閉鎖機関整理委員会の手によってその清算が進められた結果、残余財産は８億3,000万円にも及び、３億8,000万円余の株主分配も行なって昭和28年（1953）に一切の清算を完了した。

資金不足に悩んでいた当時の真珠業界、特に真珠養殖業界にとって、この巨額の分配金が何を意味したか――それは言うまでもなく増産であった。「つくれば売れる」「売れれば利益が出る」。そんな産業に大きな資金が流れれば、結果は火を見るより明らかであろう。昭和25年（1950）に1,000貫であった生産量は、年を追って次のような経過をたどるのである。

10年目の昭和35年（1960）には16倍、更に５年後の40年（1965）には30倍の３万貫台にまでふくれあがり、結果として後に述べる大不況にまで突入してしまうことになるわけだが、当時を知る多くの真珠関係者からは、今日に至るも「いたずらな融資や過剰な資金を持ったら真珠業界は崩壊する」とする声が聞かれるのも宜なるかなである。

もちろん業界の英知は単なる供給増大を前に手をこまぬいてばかりはいなかった。次項で述べる「真珠養殖事業法」の制定運動はこの頃から積極的に展開されており、分配金の一部は法制化との関連で国立真珠研究所の設立や伊勢・神戸の真珠会館建設となって業界再構築の大きな土台を形成していく。表15は水産庁担当官調べである。

同時に分配金の一部を基本財産として、日本真珠養殖保証協会の設立も真剣に検討されたが、戦後間もない時代背景の中で、こうした特殊な金融機関の設立には強い規制もかかっていたことから、実現を見るには至らなかった。

表15　生産量と養殖業者数の変化

年	生産量(貫)	養殖業者
昭和25	1,000	359
昭和26	2,000	700
昭和27	2,800	1,200
昭和28	3,554	1,200
昭和29	4,504	1,456
昭和30	6,542	1,643
昭和31	7,098	1,732
昭和32	8,015	2,574
昭和33	12,822	3,001
昭和34	13,682	3,080
昭和35	16,188	3,484
昭和36	19,460	3,637
昭和37	21,087	3,817
昭和38	23,568	4,079
昭和39	23,623	4,303
昭和40	30,416	4,620

整備された産業基盤

真珠養殖事業法の制定

昭和27年（1952）４月に施行され、平成10年（1998）末に至る46年間にわたって日本の真珠産業の成長を支えてきた「真珠養殖事業法」は、どのような時代背景の中から誕生したのだろう。事業法制定の運動は、昭和20年代の産業史を語る時に忘れてはならない、業界の大きな取組みとして存在する。

> 終戦直後連合軍の進駐により思わぬ活路を見出した業界は日本再建の好個の輸出産業であると自覚し、生産を再開したが従来この事実が特定業者の事業とみられ数多くの業者の存在も一般には認められず、しかも生産基礎の脆弱であったこれら多くの人々は母貝、資金、資材その他の面で多大な辛酸をなめつつもとにかく生産を続けたのであった。しかるに真珠業界をとりまく一般情勢の好転から輝かしい将来性を把握したこの業界は、金融逼迫、日本真珠検査協会設立の不認可など……何等手をさしのべようとしない国の態度に対し、遂に国会に真珠事業のための単独法制定方を運動することになったのである。そしてこの運動の底流には旧日本合同真珠株式会社幹部の一貫した思想、特に高島末五郎氏年来の主張であった①市況に応じた生産の調整、②厳正な検査制度、③粗悪品の廃棄処分と流通阻止、④対外販売機関の統一と同機関によるストックのプール、⑤これを実現するための法律による統制など基本的な考え方があった事を見逃すわけにはゆかない。そしてこれら考え方が戦後派の巨頭と称された片山一男、三輪豊照両氏を動かし、この両氏の政治的な活躍と強引なまでの業界のリード、また、高齢にもかかわらず東京の三輪豊照氏事務所に投宿し参謀役をつとめられた小林万作氏ならびに良き秘書役としての千村重友氏の協力により、任意団体であった日本真珠振興会を中心とした真珠養殖事業法を実現せしめたるための運動が展開されるに至ったのである。

日本真珠輸出組合発行の『真珠の歩み』では、真珠養殖事業法「制定の動機」と題して上記のように述べている。

そしてもう１つ、現実的な法律制定の契機として「合同真珠分配金に対する高

率の法人・所得税課税（国45％、府県12％）に対して反対給付を求める気持ちの発露」（『真珠ハンドブック』）であったとする見方もある。つまり国立真珠研究所の設立は、真珠養殖事業法の成立を促進させる意味合いもあったが、一面では国庫納付税の還元要求という性質も持っていたし、神戸、伊勢の真珠会館建設に際しても業界資産としてのその後を考えれば当時の業界首脳の思いというものが伝わってくる。

業種別の単独法として成立した真珠養殖事業法の立法化に向けた動きを整理しておこう。

昭和10年代の苦しい時代を経験した業界は、やはり何としても安定的な真珠養殖業の確立とその振興のためには国による保護政策、助長政策が欠かせないとの思いから、事業法制定に向けた動きを一気に起こしていく。この声は多くの関係国会議員の賛同を得るところとなり、昭和25年（1950）には第１次要綱が作成された。その後も様々の曲折を経ながら、三重県選出の石原圓吉代議士ほか14名の議員提出法案として、昭和27年（1952）４月の施行まで、当時の業界リーダーは走りに走った。なお、真珠の検査に関する部分は同年６月から施行されている。

昭和26年（1951）11月の第12回国会衆議院水産委員会において、石原議員は「古来より英国のダイヤモンドとともに、宝石界の双璧として世界独自の優秀なる養殖真珠が産出されるのでありますから、この事業を国策的に保護育成して、母貝生産者並びに養殖業者の経営の安定をはかるとともに、輸出の振興により国民経済の発展に寄与せんとする次第であります」と法案提出の理由を述べ、①真珠の計画生産、②優良母貝の増産、③宝石としての日本産真珠の品質保持のための国営検査の実施、という項目を明らかにした。そして同日の参議院水産委員会では、以上の３つに加えて真珠研究所の設置も挙げている。

真珠業界も法案成立には全力を投入した。昭和26年（1951）１月には「真珠養殖事業法促進委員会」を結成して本部を日本真珠振興会（後述）に置き、活発な立法化促進活動を展開していく。業界が当初から求めたのは生産調整的な性格を持つものであったが、これについては司令部の反対もあって関係条項は削除される。しかし、いずれにしても業種別として真珠単独の法律が生まれることは、行政、金融、その他あらゆる面から産業基盤整備上に大きな意義を持つものとなった。

第１条の「目的」では「この法律は、真珠貝及び真珠の養殖を助長し、並びに真珠の品質の向上を図り、もって真珠の輸出の促進とこれによる国民経済の発展とに寄与することを目的とする」と定め、①施術数量目標の公表（第３条）、②

計画の提出（第４条）、③計画についての助言及び勧告並びに資金の斡旋（第５条）、④真珠貝の養殖事業者に対する助成（第６条）、⑤真珠貝の標準価格の公表（第７条）、⑥真珠の検査（第８条）、⑦真珠養殖事業審議会の設置（第12条）などをうたいあげた、文字通りの“真珠産業保護法”であったのである。

検査制度の開始

戦後の急激な増産体制は、即、産業としての急激な歪みの発生となって表面化したことは繰り返し述べてきたところであるが、真珠産業にとって決して放置できない歪みは、増産に伴う過当競争の中から生まれてきた低品質真珠の市場出現であった。昭和24年（1949）、業界は㈶日本真珠検査協会（仮称）を設置して品質向上、生産合理化の指導、輸出の振興等を目的に検査制度を検討することとなったが、この構想については業界内様々の事情によって実現を見るまでには至らなかった。

業界の次なる運動として取り組まれたのは、低品質真珠の輸出禁止措置を中心に、輸出検査の実施、良質真珠の計画生産、そして生産資金への金融的措置を目的とする真珠産業振興に関する単独法制定要求の動きであった。昭和27年（1952）３月に真珠養殖事業法が成立し、その第８条によって検査制度が定められ、同年６月の真珠検査規則の公布によって真珠の輸出検査が東京と神戸の２ヵ所で開始される。

この制度の目指すところは、真珠養殖事業法第１条にある「真珠の品質の向上を図り、真珠の輸出を促進する」ところにあったが、しかしここでは、真珠を「上級」「下級」の２段階に格付けし、それを表示する義務を課したものにとどまっており、当初から目指していた低品質品つまり「下級」と格付けされた輸出不適

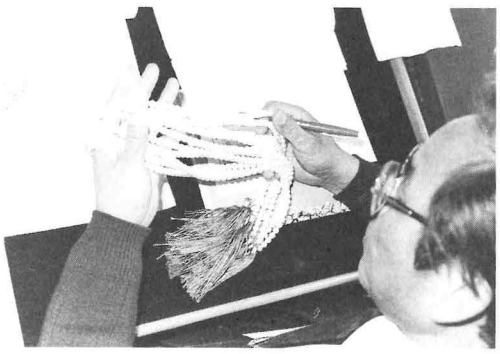

水産庁真珠検査所での検査

格品の輸出を規制するものとはなっていなかった。結局、「下級」に格付けされた真珠の輸出規制については、昭和32年（1957）以降、輸出入取引法に基づく日本真珠輸出組合の組合員協定とアウトサイダー規制とによって、実質的に輸出禁止とする補完的措置により実現を見るのである。また、昭和37年（1962）には輸出入取引法の改正によって輸出代金を前受けする代金決済方法も規制事項として加えられた。

発足当初は東京が中央区京橋２丁目にあったパイロットビルの日本真珠振興会内に、神戸が生田区中山手通１丁目の関西真珠協同組合内にそれぞれ置かれた。真珠検査所発足10周年を記念して発行された『真珠検査所10年の歩み』では、スタートからの10年間を４つの期に分け、それぞれの時代の特徴を次のようにまとめている。

真珠検査所の変遷

第１期

昭和27年６月30日から同29年３月までの期間で、これは更に真珠検査所開設の当初から同年９月までの初期とそれ以降の後期に分けられる。

初期はいわば検査所の草分け時代のことで、当時東京真珠検査所は日本真珠振興会（東京都中央区京橋２丁目パイロツトビル）に、また、神戸真珠検査所は関西真珠協同組合（神戸市生田区中山手通１丁目）に寄寓し、業界よりの検査用器具類の貸与と業界からの自主的検査協力によつて辛うじて検査業務を行なつていた多難の期間である。

後期は、所謂、検査所の地固めの時代のことで、前記の補助検査制が廃せられて、両検査所に、それぞれ新たに専任の検査官が配属せられ、また検査用証紙類の制定や検査用諸器具の新調によつて、検査所の基礎が漸く固まり始めた時期である。

神戸真珠検査所が関西真珠協同組合の一室から分離して近代的な建物兵庫県立日本真珠会館に移転したのも、昭和27年11月であり、また神戸において検査制度の反対運動にまで発展した検査手数料の問題が同年９月10日に匁当り30円から10円に、更に翌28年４月10日、10円から５円に改正せられて解決し、漸く、検査の業務が円滑に行なわれるようになったのがこの期間である。

第２期

昭和29年４月から同32年３月までの期間で東京真珠検査所が京橋の仮事務所から霞ヶ関庁舎元水産庁の建物に移転して狭小ながら一応、独立した事務

所を持つに至り、両検査所とも検査用計器類の補充や、検査所の姉妹機関たる真珠研究所の業務開始等によつて、検査に対する内外の体制が次第に整ってきた所謂、検査所建設の時代である。

昭和29年頃、一時、浜揚珠の値下がりによる不調の影響はあつたが、金融的な諸対策によつて、その後次第に好調を取り戻し、日本真珠輸出組合の設立とあいまつて検査数量が逐年増加を示し、輸出が軌道にのりかけてきたのが、この期間である。

第３期

昭和32年４月から34年３月までの期間で、東京真珠検査所が32年５月17日前記の場所から更に現在の恩給局の仮庁舎に移転し、神戸真珠検査所とともに検査事務所の拡張とフェード、テスター、Ｘ線装置などの検査用器械器具類の導入整備によつて、一応検査所としての体制を整えるに至つた所謂検査所整備の時代であり、懸案の増員問題も漸く結実し２名の増加が実現したのもこの期間である。

昭和32年７月１日、検査手数料が輸出振興のために粗悪真珠買取の資金に充当の目的で従来の５円から、その半額にまで引き下げられ、そして、同32年４月輸出入取引法に基づく真珠の輸出協定の実施によつて、真珠の声価は向上し、真珠の輸出平均単価（匁当り）において昭和31年度に2.18弗に対して、協定実施の昭和32年度に2.45弗に上昇する成果を挙げたのもこの期間である。

また昭和32年10月真円真珠の発明50周年祭が盛大に開催せられ、その際の行事の１つとして、日本真珠輸出組合において買取り集荷せられた下級真珠1,406kgの第１回廃棄が東京湾において行なわれ、翌33年３月30日第２回目として491kgが同じ東京湾に、その翌34年３月21日に1,579kgの第３回目の廃棄が大阪湾沖において行なわれた。

また、昭和33年12月、ローグレード格付標準の引上げとともに、前記のフロア・プライス１段階制が３段階制に改められ、検査所が通産省の依頼に応じて輸出真珠の品質協定即ち粗悪真珠の輸出禁止に実質的な役割りを果すに至つた。

第４期

昭和34年４月から現在に至るまでの期間で、ちょうど真珠検査所の活動期に当つている。

この間品質の向上についての内外からの要請に対処して、昭和35年12月１

日輸出協定の改正にともなつて、ローグレード格付標準の全面的引上げが行なわれ越えて37年２月に薄巻珠についての格付標準が更に引上げられ、これに呼応して、検査手数料が粗悪真珠買取りのための資金として、35年７月に２円50銭より２円に引下げられた。

そして、昭和34年11月１日東京湾沖に、翌35年３月21日に大阪湾沖に計2,452kg続いて同35年10月30日と36年３月21日に大阪湾に3,393kg更に36年10月28日に2,235kg大阪湾沖に下級真珠の廃棄が行なわれた。

しかしながら、真珠の大勢は、真珠の密殖による量産傾向と、漁場の老朽化による影響、その他加工による利用の拡大等によつて、最近量的には安ものの雑貨的のものの方向へと動いている様子が見受けられる。

この情勢下において、真珠検査所は、年々激増する真珠の検査に直面しながら、真珠の品質向上と真珠の声価昂揚のために、検査施設の充実、検査体制の強化、検査方法の科学化等を目途として、職員一同孜々として努力を続けている。

世界唯一の研究所設置

真珠の品質向上、声価の維持のためには、検査を通じていかに低品質真珠を市場に出さないようにしていくかを一方の柱とするならば、もう１つの柱は、生産現場において日々進展を見る科学的知見に立脚した研究体制をしっかりと確立していくことこそが更に重要であることは言うまでもあるまい。わが国における水産関係研究部門において、極めて異例とも言うべき業種別研究機関――国立真珠研究所はいかにして誕生したのか、その経緯を追ってみたい。

昭和24年（1949）の漁業制度改革において真珠養殖の漁業権は真珠養殖と真珠

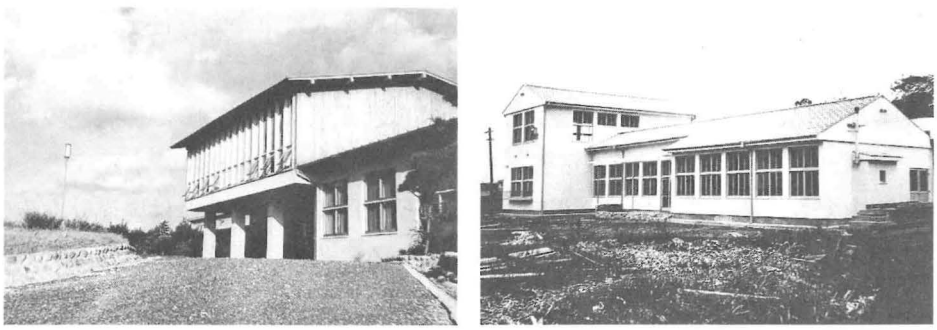

完成した国立真珠研究所の本所（左）と大村支所（右）

貝養殖の２つに区分され、特に真珠養殖に関しては、それまでの漁協優先から経営者優先の免許に改められたことをきっかけとして、真珠産業の発展と振興等のための単独法制定の要求が急速に強まっていく。具体的には真珠養殖事業法制定となって実現するが、国立の真珠研究所の設置もこの中に盛り込まれていた。26年（1951）３月には、業界ばかりでなく三重県知事からも真珠研究所設置が国会に要望されていた。

そして――ここが他の研究機関と大きく異なるところとなるのだが、その建設には業界からの寄付が呼び水になったという特徴を持つ。つまり当時の真珠業界は、真珠養殖事業法の早期制定を求めている折でもあり、日本養殖真珠㈱（旧合同真珠㈱）の株主のうち、大月菊男を代表とする有志によって、会社清算による株主清算金の中から真珠研究所の建設資金の寄付が水産庁長官及び衆議院水産常任委員会宛に申請されたのである。

曲折を経ながらも、業界寄付2,600万円を基礎に国費4,900万円を加え、三重本所6,283万5,000円、大村支所1,216万5,000円の割り振りが決定した。そして研究所の性格についても、業界要望に基づいて設立されたこと、業界からの寄付も約３分の１を占めていること等から、①真珠に関する各種の試験研究を行なう一般研究機関的な性格、②優良種苗の生産、配給及び真珠養殖技術の改良普及等を行なう事業場的な性格、更には③真珠に関する知識の普及を行なう博物館的な性格、という３つをあわせ持つ、極めてユニークな研究機関となったのである。建築に際しても「真珠のみを対象とする該種施設としては世界唯一のものであることに鑑み、建築手法は美術建築とし、内部施設についても最新式のものを採用する」という異例の基本方針も立てられた。

用地についても、本所建設の敷地は三重県を通じて志摩観光汽船㈱より約4,000坪の寄付を受けたほか、臨海実験施設用地として多徳島全島の所有権は神明村から、地上権は御木本から、いずれも無償寄付されている。大村支所についても、明治時代に設立された旧大村水産養殖跡地を大村市から寄付を受けてのスタートであった。

水産庁内には早速、新設準備委員会が設けられて議論を進めるが、前述のように、“博物館的性格”や“美術建築”という表現にもあるように、水産庁の長い歴史の中でも、ある意味では「空前絶後」の研究所であったことは間違いあるまい。昭和30年（1955）５月に業務を開始している。当初の業務は次の５つであった。

①真珠貝の生理生態の研究を行なうとともに、真珠の形成機構を明らかにして

養殖技術の改善をはかる。

②真珠の品質を物理学的、科学的に明らかにし、加工技術改善とさらに輸出検査規格の科学的基準を明らかにする。

③真珠養殖漁場の生産性に関する研究を行い、漁場の合理的利用の方途を明らかにするとともに、生産限度（養殖密度の適正化）及び漁場老朽化対策についても研究を行なう。

④真珠に関係ある各種資料標本を収集整理して一般研究者の便を図るとともに、内外人に対し知識の普及に資する。

⑤養殖技術者の再教育と育成を行い、科学的経営に資する。

復興期の金融事情

戦後、ゼロ状態となった生産基盤の回復には、やはり何といっても本格的な生産再開のための資金手当て問題が大きくのしかかっていたが、戦後初の制度融資の道は復興金融公庫（復金）から始まった。復金融資というのは、戦後の日本経済復興のためには誰の目にも必要な資金であると認められながらも、諸々の事情で他の金融機関からの融資が困難とされる業種に対し、長期資金を融通する目的で昭和22年（1947）１月に設立されたもので、24年（1949）２月までの間に水産関係への融資は57億円となったが、真珠業者に対しては、設備運転資金として13業者に約7,000万円の融資が行なわれている。金額的には少なかったものの、一応、国の大きな産業復興施策の１つに組み入れられたことの意義は認めなければなるまい。

確かに、前述の真珠養殖事業法の立法化に向けた目的の１つにも、長期金融の道筋をつけたいというものがあった。開発銀行融資の実現を目指しての運動も展開され、昭和28年（1953）には国際収支改善のための適格業種指定を受けて開銀に融資申請が行なわれた。しかし、①養殖設備（母貝を含む）をいわゆる設備と見ることは困難である、②業者の担保能力不足、③古典的な経営形態、という３つの理由で陽の目を見ることはなく、その後の真珠金融は農林中央金庫、商工中央金庫による価格安定資金の導入へと傾斜していったのである。

組織化された業界へ

業界団体の誕生

昭和20年代から30年代にかけて、現在に続く業界団体が次々と誕生した。年代順に見るならば、昭和25年（1950）に「日本真珠輸出加工協同組合」（前身となる「協同組合日本真珠交換会」）、29年（1954）に「日本真珠輸出組合」、31年（1956）に「社団法人日本真珠振興会」、そして36年（1961）には「全国真珠養殖漁業協同組合連合会」がそれぞれ発足する。時代的にはかなりの幅もあるが、本史も昭和30年代に話を進めるに際して、それぞれの団体の果した役割が大きな位置を占めてくるので、ここで上記４団体の設立の経緯と事業内容を整理しておきたい。

社団法人日本真珠振興会

昭和23年（1948）、登録業者に限り真珠の取引が許可されるに従って、真珠業者間の交流の場を求める声が強まってきた。24年（1949）３月、林紋平、高島吉郎、匂坂正美、大月菊男、北村勤、小林万作ら96名によって「日本真珠倶楽部」が結成されたが、これは直後に「関西真珠倶楽部」が支部として発足したのに対

東京の真珠会館（右）で談笑する（左から）楠見、本間、西村、御木本歴代会長

して、「東京真珠倶楽部」が別途スタート（同年６月）したため、実質的には日本真珠倶楽部のほうは休眠状態に入ってしまった。

東京真珠倶楽部では規約を作って真珠の交換会を目論んだが、実はこの年、通商産業省より「業界と役所との連絡事項が、検査制度等を巡って数多くなることも予想される。その際に、“倶楽部”の名称では好ましくないので、日本真珠振興会といった名称にしてはどうか」との要請があり、９月になって同名での設立発起人会（発起人総代・片山一男）、そして10月に創立総会の運びとなった。交換会の開催も新たに発足した日本真珠振興会の課題として残されたが、様々の制約の中で会としての交換会開催は実現が難しく、昭和25年（1950）１月になって片山一男個人が主催する形で宇治山田市の大安旅館において交換会が開催される。これが戦後第１回目の交換会ということになり、この活動は後に協同組合日本真珠交換会、そして日本真珠輸出加工協同組合への伏線となっていくわけだが、ここでは日本真珠振興会の流れのみを見ていく。

「時勢の要求と、業界将来への飛躍に備えるため」（『真珠の歩み』より）、それまで任意団体であった日本真珠振興会を発展的に解消し、全国真珠養殖漁業協同組合、日本真珠輸出加工協同組合、日本真珠輸出組合３団体の意見交換の場として「社団法人日本真珠振興会」が設立されたのは、昭和31年（1956）９月のことである。東京都中央区京橋にある真珠会館に主たる事務所を置き、「真珠事業の研究、指導及び育成を図り、もってその発展、振興を期す」ことを目的に、以下の事業を行なうこととしたのである。

①真珠の養殖、加工、販売および輸出に関する資料の蒐集および調査研究
②真珠事業の振興に関する方策の立案、建議およびその達成
③行政府の諮問に対する答申
④真珠事業に関する国内および国外に対する宣伝および啓蒙
⑤真珠事業に関係ある貿易並びに国際経済に関する情報、資料の蒐集および頒布
⑥真珠及び真珠業界に関する新聞及び図書の発行
⑦真珠の各業界の連絡、提携及びその指導
⑧真珠事業を営む者に対する経営指導
⑨前各号の外本会の目的達成に必要なる事項

［㈳日本真珠振興会設立趣意書］

養殖真珠は日本の特産物であって、高価にしてしかもその殆どが全部輸出

されており、我国貿易の上からも極めて重要な事業であり、また将来益々発展を図る必要があることは論を俟たないところであります。

近時海外における真珠の需要は増加の一途を辿り、生産量もまた増大して真珠に関する業者は逐年増加の趨勢にあることは一見喜ばしい状勢でありますが、この間輸出数量の増加に反し単位価格は逆行を呈しておるのでありまして、ここに速やかなる解決を要する重大な問題を内包するものであり、業者内外の識者の憂慮する点もまたここにあるのであります。

由来真珠養殖事業たるや養殖の母体、育成の環境等天然自然の力に頼るところ多く、之に加えて特殊の技術による生産法は小企業体による原始生産の方式を可能ならしめており、従って大規模経営より極小生産量の零細企業に至るまで経営の態様は広く分かれておる実状であります。

又、加工輸出部分においても業界の態様は必ずしも一律に論じ得ず、生産部門との連けいにおいてもなお調整する状況でありました。

かかる業界の実状に照し生産より輸出に至る各分野の中心団体によって、先年任意団体たる日本真珠振興会を設立し、主として真珠各業種にわたる問題の解決および業界全体の発展策を研究実施しその実効を挙げて参りましたが、業界内外の現況を詳察し、将来に思を致すとき尚一層強固な基盤と組織に拠って適切な施策を樹立し強力に之を推進し真珠業界の永久発展を図る事が喫緊事であると痛感するものであります。

是処において日本真珠振興会を発展的に解消し、新たに社団法人日本真珠振興会を設立しようとするものであります。

会員は第１種及び第２種会員とし、前者は真珠の養殖、加工または輸出を業とする者をもって組織する団体（前出３団体）とし、後者は真珠事業者その他本会の目的に賛同するもの、によって構成されることとなった。

会長には御木本美隆、副会長には堀口初三郎（全国漁協）、高島吉郎（加工組合）、横田稔（輸出組合）、専務理事には高島吉郎、そして常務理事には井上巖、川原鉄治郎、石井秀夫、井沢次男の各氏が就任した。

日本真珠輸出加工協同組合

社団法人日本真珠振興会（以下、真珠振興会とする）の項でも述べたように、真珠業界における経済活動としての交換会も、片山一男個人が主催する形では限

界も見えてきたため、関係者が協議を重ねた結果、中小企業等協同組合法による協同組合形式の真珠交換会としていくことを決め、昭和25年（1950）６月、片山らが発起人となって「協同組合日本真珠交換会」設立発起人会を開催した。７月に創立総会を開催している。

・名称　協同組合日本真珠交換会
・地区　東京都、大阪府、京都府、兵庫県、三重県、和歌山県、長崎県、高知県、愛媛県、神奈川県、石川県、静岡県、熊本県とす
・事務所の所在地　東京都中央区におく
・組合員たる資格　地区内において真珠の養殖、加工、および販売に従事するものにして中小企業等協同組合法において許されたる範囲内のものとする
・事業計画　真珠養殖業者、加工業者、貿易並びに販売業者、およびバイヤー等の真珠交換のための市場の開設

理事長　片山一男、理事　高島吉郎、三輪豊照、林紋平、吉井正三、監事竹内礼太郎、千村重友、浜口一男

11月には第１回目の真珠交換会を開催しているが、当時は真珠に対する物品税が過大であったために、組合としては関係各方面に対して物品税引下げ要求を繰り返すなど、業界の経済活動はここを中心に活発に展開されていった。それにつれて日本真珠振興会、東京真珠検査所と共に入居していた京橋２丁目のパイロットビル５階では事務所が手狭になってきたため、昭和29年（1954）、現在の京橋３丁目にある３階建（後に４階部分を増築）のビルを取得、東京の真珠会館として現在に至るまで業界の中央拠点として利用されている。

時を同じくして「協同組合真栄会」も誕生している。昭和29年（1954）２月に設立されたこの組織は、地区を東京、大阪、京都、兵庫、三重、和歌山、岡山、広島、長崎、熊本、大分、宮崎、高知、徳島、愛媛、静岡、神奈川、石川各真珠生産都府県とし、ここにおいて真珠養殖、加工、販売に従事する業者で、中小企業等協同組合法により許可された者を組合員とした。役員は高島吉郎理事長の下、三輪豊照、匂坂正美、横田稔、山本勝、西岡光夫、堀口初三郎、浜口一男、九鬼勝の各理事、そして監事には林紋平、瀬尾寿三、鄭旺、覚田嘉蔵の各氏を置き、協同組合日本真珠交換会と交互に熱海において交換会を開催していく。両組合は商工組合中央金庫の協力を得て、融資や手形割引業務を実施していく。

しかし、戦後急速に拡大した真珠産業も、昭和20年代も末になると一時的な低迷期に入り、流通関係者が一堂に会して不況克服策を協議した結果、やはり強力

な全国組織をもって交換会を実施すべしということで意見の一致を見た。昭和29年（1954）11月、協同組合日本真珠交換会と協同組合真栄会が１つになって「日本真珠輸出加工協同組合」（以下、加工組合とする）に発展するのである。設立登記は30年（1955）２月に完了した。

「敗戦後の真珠ブームは、次第に鎮静化の傾向をたどりながら、昭和29年秋をもって終りを告げた。戦前の昭和９～11年を基盤とした真珠の価格指数は、同基準の卸売物価総合指数を戦後しばらくの間大きく上まわっていたが、徐々に低落の傾向を示しつつ、ついに昭和29年秋に卸売物価総合指数を割るに至った」（『日本真珠産業論』）

戦後10年にして急成長に歯止めがかかった理由としてあげられるのは、金融事情その他多くの要因ももちろんあったが、やはり“つくり過ぎ”に起因するところが大きかったことは生産統計からも一目瞭然である。昭和29年（1954）６月、そして９月には市価の暴落があり、金融を目的にした協同組合が幾つもあることに対する反省として加工組合への一本化が進められると同時に、計画生産の在り方や買取機関設置などについても積極的に議論されていったことは記憶されておかなければなるまい。

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

昭和24年（1949）になると真珠養殖業者の数も314名（内三重県は288名）にまでなり、その連絡機関としての組織化については生産業界ばかりでなく流通業界からも強く求められていた。

４月、「真珠養殖協会」の設立発起人会及び創立総会が日を置かずして開催さ

伊勢市にある真珠会館

れ、戦後初の生産業者団体が発足した。「会員相互の連絡協調により真珠養殖業の改良発達並びに会員の事業発展を図る」ことを目的とするこの組織は、伊勢市内に事務所を置き次のような人事体制でスタートしている。

会長　鈴木弥助、副会長　堀口初三郎

常務理事　磯和道治、岩城佼見、西岡光夫、覚田嘉蔵、南平左衛門、猪野秀三、大塚清彦

理事　磯和清幸、小林弥吉、石原一博、蔭間熊蔵、山本清松、山本岩市、岩城常三、中村染次、山本楠平、山本勝三、鈴木大之丞、田畑良太郎、浜口文吉、竹内佐十郎、中村正一、渡瀬道之助、中村吉郎兵衛、加藤幸一、中井宗五郎、三輪豊照、大月菊男、島村勝雄、加藤操、磯和楠吉、大畑真次、太田栄蔵、西浦健次、井岡豊助、東良一

監事　三橋弁一郎、中村文彦

この顔ぶれからも分かる通り、基本的には三重県の生産業者団体という性格を持ってのスタートである。

当時はあらゆる資材が統制下にあったため協会の仕事としては資材調達の申請や配給業務、その他、行政との連絡業務などが中心となった。また水産庁を通じて折衝中であった核原貝（ミシシッピー産のドブ貝）を、鉄工品貿易公団と契約して共同購入するなど、様々の業務に追われたが、当時は事業者団体法によって任意団体の経済活動は著しく制限されていたため、関係者が一丸となって水産業協同組合法に基づく組合結成に注力し、昭和25年（1950）11月、「真珠養殖漁業協同組合」として新たな道を歩み出す。協会は26年（1951）10月、解散総会を行なっている。

新たな組合の組合長には鈴木弥助、副組合長には堀口初三郎、島村勝雄の各氏が就任したが、１年経過後に鈴木組合長は高齢と多忙を理由に辞意を表明、堀口組合長、島村、それに西岡光夫副会長の体制に移行した。組合は漁業制度改革への対応や物品税に関する業界要望、それに真珠養殖事業法制定にからむ対応などに全力を挙げて取り組むこととなった。

販売業務としては、発足直後から大安旅館における入札会を開始し、昭和29年（1954）に全国真珠漁協に名称変更するまでに37回の入札会を開催した。また農林中央金庫から資金を導入して、真珠を担保にしての融資や稚母貝の斡旋、それに真珠会館の建設準備などを進めていく。

真珠漁協発足の頃から生産も、そして輸出も急速に拡大を続けていくが、無計画な生産は真珠業界全体の流通を阻害する結果を招き、昭和27年（1952）には厘

珠の価格が下落、29年（1954）には全サイズにわたる大暴落がおこった。組合としては操業短縮をはじめとする市価対策を協議していくが、その過程で「生産規制の定着と販売施策の徹底のためには、三重県以外の業者も正組合員として加入できる“全国”ベースでの組合に衣替えしていくべき」との声が強まった。定款では「当組合の地区は三重県のうち、志摩、度会、北牟婁、南牟婁４郡を一円とする」となっており、他県の業者はあくまでも準組合員でしかなかったため、昭和29年（1954）の通常総会において「全国真珠養殖漁業協同組合」と改組することを決議、翌年２月には登記を完了した。

全国真珠漁協となって以降の歩みについては、『全国真珠養殖漁業協同組合史』として大冊がまとめられているので、ここでは省略し、全国真珠漁協がなぜ「全国真珠養殖漁業協同組合連合会」――今日の全真連になっていったかに話を進めたい。

増産に次ぐ増産が続いていた昭和33年（1958）から翌年にかけて、真珠養殖審議会をはじめ、あらゆる業界会合の中で議論され続けてきたのが、生産体制の早急な安定確立であり、そのための組織づくりこそが急務であるということであった。そしてその中から生まれてきたのが、真珠産業の永続的発展をはかるためには各県、各地区にそれぞれの真珠養殖漁業協同組合を設立して基盤固めを行い、それを土台（会員）として全国的な連合会を結成しようという動きであった。真珠振興会の理事会や全国真珠漁協の総会においても、その方向が決議された。

その後、真珠振興会の御木本美隆会長は全国の真珠生産県を行脚して地区真珠漁協の設立と全国的な連合会への結集を説得して歩き、一方の全国真珠漁協でも推進委員を選出して三重県下の意思統一をはかっていった。その結果、昭和35年（1960）後半になって各地に次々と地区真珠漁協が誕生し、最終的には三重県17組合、長崎県２組合をはじめ、和歌山、愛媛、高知、佐賀、鹿児島、滋賀各県１組合の計25組合が設立された。同年10月、神戸で全真連結成促進協議会を開催、12月には東京において設立準備会を開くまでに至った。設立発起人は全国真珠漁協と長崎、和歌山、愛媛各県の組合が名を連ね、36年（1961）１月、発起人会、そして３月に創立総会へと進んでいった。設立からの20年間の歩みについては、全真連創立20周年を記念しての『全国真珠養殖漁業協同組合連合会20年史』にくわしいので、ぜひ参照されたい。

なお、初代会長には御木本美隆、副会長には松尾圭起、井沢次男の各氏を選び、理事、監事には次の各氏が就任している。

理事　堅田輝昭、吉田寛治、富永誉重、津村苗吉、鵜丹谷弥十郎、北村一衛、

西崎貞三郎、北健治、北村英一、大月成男、黒木貞夫、南平左衛門、山本清松、大井田正経、浜口文吉、岸栄松、大西楠治郎

監事　中村正一、西井善四郎、山本世樹、中井宗五郎、松田音吉

全真連誕生の経緯については、その「設立趣意書」にくわしく記されている。

［全真連設立趣意書］

今から２年有余以前、日本真珠振興会の理事会、及び全国真珠養殖漁協組の総会において、時勢の進展に対処するため、早急に本連合会の結成が決議いたされ、爾来、全業界挙げて推進に全力を傾注、日毎に気運熟し、漸く、果実は実り当日の盛儀が見られるに至ったのであります。

何故、連合会結成の必要に迫られたかと申せば、今を去る50余年前に、三重県の英虞湾に発生した養殖真珠事業は、

１、現在全国25府県で生産される状況

２、本事業に携わる業者の数は3,000名を超える実情

３、年間生産量は14,000貫を突破するの情勢

４、その輸出額は、生産量の97％、金額にして100億円

わが真珠業界はこのように急激に進歩発展してきたのであります。

ところが、生産量の増加、輸出増進という喜ばしい反面、

１、粗悪不良品の必然的生産増加

２、サイズ別アンバランスによる、商品流通の障害

３、市場価格の不安定

という要因も発生し、輸出は年々伸張の一途をたどりながら、このまま放置すれば、将来は楽観を許さない状況になったのであります。

この苦境を打開し、真珠業界100年の計を樹てるただ１つの途は、自主的調整、即ち輸出状況に見合った、サイズ別調整のとれた計画生産の実行であります。

これには現在のような生産体制では、いろいろの面で支障を来たし、実施不可能であり、そこで考え出された施策が、真珠生産23府県にわたり、それぞれ地域内に業種別真珠漁協を組織、これを土台に全国連合会を結成、中央、地方を通じ全国的統一のもとに計画生産の主旨徹底を図り、実行にうつさせようということになったのであります。

同時に計画的に生産された浜揚珠は、地区の漁協がそれぞれの実情に照らして、合理的に集荷を行ない、それを連合会一本の入札会で販売すれば、生

産の基礎は明確となり、かつ市価の安定に役立つことになるのであります。

また、右の事情とは別に、たまたま政府の漁業制度調査会における答申には「真珠事業法を改正、生産調整機構を整備して……総合的に生産の調整を図る必要がある」とあり、また業界多年の要望である真珠事業法の改正については「真珠事業」は沿岸漁業に生産基盤をおいているが、産業自体として100%「輸出産業」である。ついては生産から輸出まで一貫した計画のもとに施策を講ずべきであるという観点から、つぎの国会には改正法案を提出すべく、目下関係方面と鋭意検討中であって、その両者いずれにしても、その基礎は「全国的に統制ある生産組織」が前提条件となっているのであります。

いま結成されんとしている生産体制の確立は、水産業協同組合法にもとづく地区真珠漁協——全国連合会の姿であります。

全真連の誕生は一面において計画生産による品質の向上、市価の安定に役立ち輸出をより有利に増進することであり、その反面においては、右の目的を達成させるために、政府及び系統融資により長期生産資金を確保することであります。

計画生産、品質の向上、共同集荷販売による市価の安定、長期生産資金の確保以上の4施策の総合的実施、これが全真連結成の趣旨と使命であり、また全真珠業界発展の基本方針であろうと確信する次第であります。

日本真珠輸出組合

昭和28年（1953）に施行された「輸出入取引法の一部を改正する法律」に則り、翌年3月の創立総会において日本真珠輸出組合は設立された。輸出産業・真

神戸の日本真珠会館（左）には昭和29年（1954）天皇陛下をお迎えした（右）

珠の依るべき拠点がついに整備されたことになるわけで、その目的は定款第１条に次のように印された。

「本組合は、不公正な輸出取引を防止し、及び輸出取引の秩序を確立し、並びに組合員の共通の利益を増進するための事業を行い、もって真珠の輸出貿易の健全な発展を図ることを目的とする」。

設立発起人会で採択された「設立趣意書」では、その思いを次のようにまとめている。

［日本真珠輸出組合設立趣意書］

わが国の特産品である真珠は、洋の内外を問わず各国人の珍重おく能わざる身辺装飾品として、世界にその声価を誇っているのであります。

かつ、四囲海辺に恵まれ、その原材料においても、国内にて十分調達されて生産品の大部分が輸出され貴重なる外貨を獲得し以って日本経済再建の一翼として努力を致しております。戦後当業界も各位の研さんにより、年を追う毎にその生産高も増加し益々国民経済に寄与して居るのでありますが、このまま推進する場合は、戦前の如く不当なる競争による廉売、粗悪品の輸出に依る海外市場の信用の失墜等を起す事も予想されますので、昭和28年施行せられました「輸出入取引法の一部を改正する法律」に則り将来とも健全なる真珠貿易を行うことを目的として、茲に日本真珠輸出組合を設立企図するに至った次第であります。

同法による輸出組合の事業活動として、①不公正な輸出取引の防止、②輸出価格の異状な変動により、仕向地の輸入業者に取引不安を生じせしめる場合、及び仕向地における産業との競合又は買手独占に対処する必要がある場合に、輸出品の価格品質又は数量につき、組合員の遵守すべき基準を決し、③組合員の共通の利益を図る等で従来の貿易団体においてなし得なかったこれ等の事業活動が必要に応じ独禁法、事業者団体法の適用より除外せられ、許容さるる事となったのであります。

当業界においても昨年７月発起人会を開催、設立機運も熟し居りましたが、偶偶前記「改正法案」国会に上程されました為法律改正後更めて設立促進すべく決議、今日に至ったのであります。

尚該組合結成については、真珠養殖事業法との関連性も多々あり之の点も充分斟酌の上日本真珠輸出組合を設立し、立法の精神に則り業界の一致せる御協力御支援を得まして、真珠輸出貿易の健全な発展に資せんと念ずるもの

であります。

茲に、日本真珠輸出組合の設立趣意を述べ、大方諸賢の御賛同を賜り度く下名等一同発議し、ここに書中を以って御願い申し上げる次第であります。

創立総会で確認された役員は、高島吉郎理事長、横田稔、匂坂正美副理事長、川原鉄治郎専務理事以下、次のような役員が選出されている。

理事　大月菊男、北村勤、鄭旺、山本勝、奥野侃二、金井厚、三輪豊照、九鬼勝、堀口初三郎、覚田嘉蔵、西岡光夫、南平左衛門、村田はまゑ、

監事　竹内豊、林紋平、山本清松

時代が前後したが、この章では社団法人日本真珠振興会の設立と、当時、それを支えた３つの全国組織の誕生のいきさつを述べるに止め、その他の組織設立の経緯や前出４団体の活動については、次章以下、時代の流れの中にそれぞれ見ていくこととしたい。

日本真珠事業者協会の誕生

昭和36年（1961）の全真連発足に呼応する形で、生産、加工、輸出、小売業を自社内で営む、いわゆる一貫業者の組織として誕生したのが「日本真珠事業者協会」であった。当初は水産業協同組合法に基く業種別漁協を結成して全真連に傘下一組合として加入、系統資金の導入等により全真連の集荷した真珠の買取機関的な役割を果す目的であったが、生産部門以外に加工・流通部門も持った大手企業による組織となるため組合員資格等に問題があり、その設立は見送られた。そして改めて一貫業者19社を集め、同年11月、神戸の日本真珠会館において創立総会を開催して誕生したのが任意団体としての日本真珠事業者協会である。

会長には山本勝、副会長には西岡光夫、三輪邦彦、監事には中村文彦、森正男、匂坂正美の各氏が就任した。

［日本真珠事業者協会設立趣意書］

真珠業界においては、いわゆる一貫業者はその経営規模及び内容において、一般単協組合員たる養殖業者とは格差が大きく、従って一貫業者を、全真連の下部組織たる単協の準組合員のみとして同一に扱うことは、業界の円滑な発展を望み難く、組合法からも適切を欠くうらみがあります。そこで真珠事業全体の立場から、一貫業者の有志をもって日本真珠事業者協会を設立し、

業界発展のため、全真連と相携えて相互理解と協力を遂行し、業界施策の円滑な運営を図りたいと思います。

そして設立直後に開かれた真珠養殖事業審議会において、山本勝会長は設立のいきさつを次のように述べている。

「全真連の中に法的根拠のないものが準会員として加わり、義務権利を行なうのは不都合だという考えから、一貫業者の話し合いの場を作り、全真連をバックアップするための組織として発足したものである。具体的には全真連本部の赤字を補填し、協会が全真連本部に流したものは、本部から各単協の育成費として回されることになる。それと共に大手業者のなかから信用ある行動を打ち出していき業界の振興に資したいと思っている」

また、就任の抱負については、新聞のインタビューに応えて、「私は野人で人をひきつける魅力もないが、今回は皆さんの使い番として会長を引受けた。流通業界の80％の推進力ある人々に加わっていただいているので、これらの人の親睦をはかり、困難な運営を強いられている全真連をバックアップしていきたい。将来は法的措置もあわせもつ協会に育て、業界のトップ団体として3,000経営体の指標となるよう努力したい。当面は職務内容の赤字を自ら買って出ているので、会員の皆さんには負担をかける場面があろうかと思うが、よく話し合う中で業界の調和をはかり、全力をあげて任務を遂行してまいりたい」と語っている。

真珠研究会の活動

以上、見るように、昭和30年代になると、業界の成長にあわせて業界団体も整

真珠研究会伊勢部会は真珠会館をはじめ各養殖地区でもたて続けに開催された

備されてきたが、それにつれて業界――特に若い人々から声が上ってきたのは、真珠の生産、加工、海外宣伝等について時代に見合った方法を勉強、研究していこうではないかという、極めて前向きなものであった。31年（1956）には輸出の在り方や海外での宣伝を考えようと「真珠研究会東京部会」がスタートし、続いて加工・輸出部門の研究のための「真珠研究会神戸部会」も発足した。

流通部門に先行された生産業界でも「生産業界こそ日々の研究体制が問われている」として、三重県下に研究会設立を求める声が急速に高まっていった。1つには戦争で生産が中断されたために養殖技術の空白期があったこと、2つには戦後に着業した業者が多かったため、戦前からの養殖業者に比べて技術が明らかに劣っていたこと、そして3つめには、養殖業界の秘密主義によって業者間の交流がまったく閉ざされていたために、それぞれの養殖業者が地域的な交流もないままに独自の技法に頼らざるを得なかったこと等々、その後の産業拡大期を予感しながらも、肝心の技術水準の向上が足踏み状態を続けていることに対する強い反省も生まれていたのである。

そうした思いは昭和32年（1957）2月、伊勢の真珠会館で開催された「真珠研究会伊勢部会」設立発起人会に結実し、3月に設立総会及び第1回研究発表会の開催にこぎつけた。中村文彦会長のもとに事務職員も置く本格的な研究会が誕生したのである。ちなみに東京は日本真珠輸出加工協同組合が、神戸は日本真珠輸出組合が、そして伊勢は全国真珠養殖漁業協同組合が、それぞれ資金、運営面で支援していくこととなり、日本真珠振興会も「研究活動は業界一体となって積極的に進めていく必要がある」として3部会に資金援助を行なっていく。

東京、神戸の部会は、そのテーマ性もあってそう大きな展開は見られなかったが、生産部門に関しては年ごとに様々な問題も発生したこと等により次第に熱気が増し、伊勢の真珠会館3階の研究発表会会場は常に満員の盛況となった。

［真珠研究会伊勢部会設立趣意書］

真珠が世界における日本独特の産物であり、また年年その需要も増加の傾向にある今日、われわれ真珠養殖業者としてその生産にたずさわる者は、従来の経験を生かして研究を重ね、ますますその向上に努力せねばならない。いままで生産における理論的な研究は殆んどなく、総てが勘にたよって行なわれてきたため、自然を相手にきわめて不安定な非科学的産業として、金融機関の信用も少なく、零細な資本に喘ぎながら生産をつづけてきた。そのため真珠の市場価格も安定されていなかった。

戦後各種の企業が資本を集中投下して合理化をはかり、生産の向上に努力しているが、真珠業界は各人のきわめて利己的な考えのもとにばらばらな生産販売を行い、合理的な経営に対する努力はほとんど見られなかったのである。しかし、全国真珠養殖漁協の真珠共同販売制度が功を奏し、金融機関の協力もあり、真珠市価も安定し、対外的な信用も高まった今日、われわれ真珠養殖業者も従来の自己中心的な考えから脱皮して、科学的裏付けをもって、真珠業界の合理化を図り、その品質、数量、生産の向上に努めるべきではないかと考える。このことは真珠養殖の計画生産の一歩ともいえ、将来の発展のために、生産から輸出まで、今日よりも更に研究を続けて行かねばならない。ここに真珠研究会伊勢部会の発会にあたり、諸先輩の御賛同とともに、１人でも多く、この趣旨に賛同される会員の集まらんことを希望する次第である。

伊勢部会での活動で、まず注目しなければならないのは例会の開催である。伊勢を中心に、時には会場を養殖現場に移して開催されたが、これには国立真珠研究所の若い研究陣や、水産関係学部を擁する三重県立大学（後には国立三重大学）、三重県水産試験場の協力も得て、当時を知る人は現在でも「産業成長期にあったとはいえ、あの熱気は今でも忘れられない」となつかしむほどである。

会報の発行も続いた。例会での研究発表の紹介や研究者の寄稿で編集されたが、その内容は今日でも内外から高く評価されている。基礎研究分科会、海洋研究分科会、経営研究分科会といった分科会活動の全ても、この会報には収録されている。いま、伊勢の真珠会館２階にある資料室に全巻そろえて収められているが、ほこりをかぶっているだけなのは残念である。

真珠専売構想とは

話を昭和30年代に進める前に、どうしてもふれておかなければならない出来事がある。戦後の10年間、空白の市場を怒濤の勢いで埋め尽してきた真珠業界に、昭和26年（1951）頃から時としてサイズごとの価格暴落現象が見られ、29年（1954）には中心サイズの６ミリ価格が大幅下落するに及んで２ヵ月間の操業短縮を決議する事態となっていた。全国真珠漁協も、同年、市価安定対策委員会を結成するなどの対応に追われる。この時代を『真珠の歩み』では次のように述べている。

朝鮮戦争以後貿易業界を襲った不況は昭和26年に至り多数の倒産者を産み、これに伴って真珠業界も手形の不渡事故が続出、翌昭和27年に至っては生産事情も手伝って、ますますこの不況は深刻さを加えたのであった。

不況にあえぐ真珠業界は、真珠養殖事業法に“金融”の夢を託しながら同法の成立を待ったのであったが、成立をみた同法の金融に関する条項が明確さを欠き、加えて真珠の輸出検査の条項も、当初業界が望んでいたものではなく、且つ検査料率があまりにも高率であること等から、同法に対する憤懣は、遂に関西地区に「検査制度反対同盟」の結成をみるまでに至った。

そしてこの反対同盟は関係筋および衆参両院に運動を働きかけるまでに発展したのであった。

働きかけられた側はどうしたか。昭和27年（1952）12月、当時の広川弘禅農林大臣は記者会見において「真珠産業の健全化を目指すには専売制なども考えられよう」と発言、これが“真珠専売構想”の嚆矢となった。その後、河野一郎農林大臣、高碕達之助経済審議庁長官、鮎川義介中小企業助成会会長らによる様々の“専売”構想が示されていく。これらに対して日本真珠輸出加工協同組合の三輪豊照理事長があらゆる機会をとらえ、時として真珠産業人の想いを託した反論を切々と展開し、反対論にわく業界の先頭に立って活躍したことは多くの記録に残されている。

結果として陽の目を見ることはなかったが、当時考えられた“真珠専売論”構想の主な内容は次のようなものであった。

1、企業の長期計画化
(1)5ヵ年間を期し、逐次ダイヤモンドの制系に倣って企業を全体的計画網に入れる
(2)5ヵ年間は増産を行わない
(3)新法律施行とともに市場操作を全面的に行ない、売り控えを断行する
2、特定買上機関の設置
(1)原珠はすべて特定買取機関にもちこまなくてはならない
(2)この機関は専売公社とする
3、公社の運営方針
(1)良品のみ高値で買上げ不良品は廃棄

(2)加工された商品は特定の独占輸出機関に売らなければならないが、代償として低金利の資金を融資する

4、加工業に関する規定

(1)加工業者はすべて登録許可

(2)原珠の公社以外からの購入禁止

5、輸出に関する規定

(1)現在の真珠輸出業者による独占輸出会社の設置

(2)輸出は米国、欧州、印度、その他の4団に分け、特定の組織のみについて行なう

6、外資導入　2,000万ドル、利息は年4.5分、5年据置、5～10年償還

7、日本真珠銀行（助成銀行の改組）の設置

8、輸出品は“ミキモト”の商標で売る

真円真珠50年

全国的に祝賀行事展開

業界の中核団体として誕生した社団法人日本真珠振興会の初仕事は、設立翌年の昭和32年（1957）に年間を通して取り組んだ「真円真珠発明50年」記念行事である。西川藤吉、見瀬辰平、そして御木本本幸吉らによって真円真珠の養殖技法が解明されてからちょうど50年になるのを記念した一大イベントとして内外の注目を集めることとなった。もちろん真珠振興会としては、発足当初から①諸制度改正対策、②税制や金融施策への対応、③会報「真珠」発行を通じて業界の内外に対する啓発宣伝活動、④農業祭への参加や品評会の主催、⑤調査活動や関係官庁等からの諮問に対する調査及び資料の調整提供等々、その活動には目覚ましいものがあったが、何といっても社会の耳目を集めたのは32年（1957）10月１日を期して全国展開された「50年」記念事業であった。全体を通してこの事業は「真珠祭」と位置づけられ、東京、神戸、伊勢、長崎各地において以下のような事業が繰り広げられている。

なお、これに先立ち、９月17日には東京・羽田に乗り入れている各国航空会社13社から16名の客室乗務員を招いてお茶会を開き、あわせて「真珠祭」開催を告げるポスターを世界45カ国に配布するよう協力を要請した。

東京

10月１日、東京・千駄ヶ谷にある東京都体育館に１万4,000名もの人を集めて東京の「真珠祭」――真円真珠発明50周年記念式典が挙行された。式典は業界発展を祈っての修祓の儀に始まり、陵王の舞の披露、業界代表の玉串奉奠、業界功労者の表彰、各界からの祝辞、業界功労物故者の慰霊祭などが粛々と進められ、御木本本会長による次のような宣誓も行なわれている。

「本日、真円真珠発明50周年の式典を行なうにあたり、私たち真珠業に従事するものは真珠の品質向上に適切なる措置を積極的に講じ、わが国輸出産業の隆盛並びに世界宝石界の発展に寄与することを、ここに宣言いたします」

輸出不適格真珠の供養の後は、一般入場者を対象として真珠製品が当る抽選会やエンターテイメント「パールクィーンの誕生」、その他、数々のアトラクショ

東京都体育館での記念行事（左）と翌日の「真珠、海へ還る」行事（右）

ンで“真円真珠の半世紀”を祝ったのである。

この日、夕刻には東京会館に場所を移して祝賀レセプションが開かれた。高松宮殿下御夫妻をはじめ、政官財界から日本を代表する顔ぶれがそろい、アメリカのマッカーサー大使ほか各国大公使も夫人同伴で出席している。

また記念行事の１つとして10月１日から６日間、東京・日本橋の三越本店では三重県物産振興会と三重観光連盟共催の「真珠まつり」（三重県特産観光展）も開かれ、連日多くの来場者でにぎわった。

東京では輸出不適格真珠を海に還す事業も式典翌日の10月２日、神奈川県の三浦三崎沖で行なわれた。この年４月から日本真珠輸出組合では海外における真珠の声価維持のため、粗悪真珠の輸出禁止協定によってそれら真珠の買取り補償を行なってきたが、そこで集められた真珠を１日の式典において供養した後、真円真珠技法発明者である西川藤吉ゆかりの三浦三崎沖において船上から海中に還したのである。その後も長く続く輸出不適格真珠廃棄事業の第１回目ということになる。この模様は多数のつめかけた内外報道関係者によって翌日の紙面を大きく飾ったほか、世界中にトピックスとして配信されている。

なお、10月１日の式典を前に、藍綬褒章、紺綬褒章の受章者が政府より発表されており、式典において伝達された各氏は次の通りである。

⑴藍綬褒章（２氏）

大月菊男――早くから真珠養殖技術の改良研究に努め、球形真円真珠形成法を

高松宮殿下ご夫妻をお迎えする御木本美隆会長（右）

発明して大型良質真珠の生産に尽力するとともに、公衆の利益を興し、成績著名である、として。

藤田昌世――早くから真珠養殖技術の改良研究に従事し、よく球形真珠の産業化に尽力してこれが普及指導に当り、また淡水真珠養殖法の研究に努めてその発展に寄与する等、公衆利益を興し成績著名である、として。

⑵紺綬褒章（真珠研究所建設資金の寄付に対してのもの）

石原一博、亀山政一郎、西岡光夫、松田音吉、浜口松兵衛、岡小三郎、奥野重蔵、浜口顕吉、山際久之助、亀井タカ、中北宣夫、磯和次雄、浜口文吾、山際明泉、田端喜代之助、福田清一、磯和幸吉、中井宗五郎、岩城佼見、糸川光治、竹内をとわ、鵜丹谷弥八、田中正司、竹内佐十郎、鈴木大之丞、中村吉郎兵衛、中村正一、南平左衛門、山岡敏夫、磯和勘重郎、覚田嘉蔵、蔭間熊蔵、井岡豊助、速水昇一、小林弥吉、井上太市、高島勇雄、高島フミ、山本清松、島村栄五郎、岩城常三、堀口初三郎、高島吉郎、三輪豊照、大月菊男、北村勤

この日は同じ理由で故磯和楠次郎遺族の磯和匡幸にも褒状がおくられている。

⑶御木本美隆真珠振興会会長表彰

湯川元威

大月菊男、公平戡彦、鈴木弥助、藤田昌世、小林万作、

原條源之助、猪野秀三、式田清次郎、三谷栄元、大久保忠礼、

菅原照清、三輪豊照、堀口初三郎

⑷永年勤続者表彰（283名）

⑸外人功労者表彰

ジョゼフ・デリヤ、ジー・リゴリー、ジョゼフ・ゴールドストン、オノラート、フェルセン・フェルド、ヌレ・タクラ

⑹物故先覚功労者表彰

御木本幸吉、西川藤吉、片山一男、見瀬辰平、池田嘉吉、池田久寿弥太、磯和三郎、猪野若蔵、今西源太郎、大畑伊兵衛、川口源之助、北村幸一郎、北村重吉、桑原乙吉、小鳥井弥七郎、小西菊太郎、斎藤信吉、高島末五郎、藤堂安家、西岡弥太郎、西川新十郎、ヌレ・タクラ、林有造、藤田輔世、村田保男、森本要助、横山寅一郎、渡辺理一

神戸

神戸での「真珠祭」は10月16日、神戸国際会館において真珠流通拠点にふさわしく盛大に開かれている。開会の辞に続いて功労者表彰も行なわれ、式典前に選出された「パール・クイーン」の発表、映画「真珠誕生」の上映、アトラクションなどが続いた。

また16日から22日までは須磨水族館において真珠の施術や海女の母貝採取実演などが行なわれ、19日、高松宮殿下も会場を訪れている。20日には「パール・クイーン」がオープンカーで市内パレードを行ない、水族館での写真撮影会には多くの市民が押し寄せた。

真円真珠発明50年を記念して建立された発明者頌徳碑（左上）と、長崎（左下）、三重（右）の真珠貝供養塔

伊勢

伊勢では10月22日に開催された。真珠養殖発祥の地であるだけに地元の熱の入れ方もひとしおで、この日は国立真珠研究所前に建立された西川藤吉、御木本幸吉、見瀬辰平３氏頌徳碑の除幕式や賢島・丸山頂上に建てられた「真珠貝供養塔」前での法要が行なわれた。賢島駅前では伊勢地区の華「パール・クイーン」の授賞式を開催、翌23日には50隻の舟を仕立てて「パール・クイーン」披露の海上パレードと各養殖場従業員の激励、それに真珠貝供養のための花束海中投下などで、周辺地域は真珠一色のにぎわいを見せた。

長崎

11月５日、国立真珠研究所大村支所に建立された「真珠貝供養塔」の除幕式を実施、続いて物故功労者の追悼法要、永年勤続功労者表彰などが行なわれた。

供養塔に刻まれた地元出身の作家、福田清人の言葉を「真珠祭」の項を閉じるにあたって記載しておきたい。

「人生に高雅なる美を点じ、海外より豊かな国富をもたらす真珠を育成するものは、清き海の真珠貝である。その美への思念は凝って輝く珠を世に送り、自らは黙して去る。ゆかしきこの真珠貝の霊を慰めんとゆかり深き大村湾の一角玖島崎にこの塔を建てる」

急成長期の意味するもの

秩序なき成長とは

昭和も30年代に入って、日本の真珠業界も「真円真珠発明50年」記念事業への取組みに見られるように、意気高揚する中で新たな時代の幕を開けたが、30年代の10年間というのは産業史的に見ればどう位置付けられるのであろうか。『日本真珠産業論』の中で著者・丹下孚は次のように区分する。

> わが国真珠産業の戦後過程をいくつかの段階に区分するとすれば、つぎのようになるであろう。
> 第１期＝戦後ブーム期（敗戦から昭和29年秋まで）
> 第２期＝急成長期（29年秋から42年春まで）
> 第３期＝不況期（42年春から46年まで）
> 第４期＝回復期（47年以降）

昭和51年（1976）に書かれた文章である。その後の第５期、第６期に相当する部分については後に譲ることにして、とりあえず本項では第２期の約10年間を振り返ってみることにしよう。

昭和30年（1955）、6,500貫の生産と5,000貫の輸出実績にまで達した業界も、10年後の40年（1965）には３万貫の生産と２万2,000貫の輸出となっていたことは既に述べた通りである。41年（1966）には４万貫の生産に対して２万4,000貫の輸出であったことも。

それはそれとして、たった10年間で５倍もの生産と流通市場を持つに至ったその背景は何だったのだろう。常識では考えられないこの数字が、やがて大不況となって真珠業界にはね返ってくるわけだが、そこにあったのは、まさに“無秩序な急成長”だったのである。

イカダ台数が１～14台規模の養殖業者が全体の半数を占め、漁場も急激に拡大していく中で、輸出市場もある程度それを支えきったが故に際限のない拡大期を迎えることとなったが、当然のこととしてそこに起こってくる問題は、これまでにも見られたサイズごとの価格の乱高下であり、勢い密殖問題によるところの品質の低下であったことは認めざるを得ない。

心ある業界指導者から強い危機感を抱く声が出始め、それはやがて発足したばかりの日本真珠振興会を通じた業界運動となって繰り広げられていく。「市価安定特別対策委員会」を設けて金融対策等に大きな力を発揮したり、あるいはまた真珠産業の総合振興対策をまとめて、①生産体制の確立と品質向上のともなう計画生産の断行、②流通機構の整備と価格安定、③海外市場の開拓と粗悪品の輸出防止対策、等々に取り組んでいく。これらは国会や水産庁当局に対しての働きかけとなり、その都度、何らかの対策を講ずるものの、容易にその効果を得るまでには至らなかった。

そのような中で業界が本腰を入れて取組んだのが真珠養殖事業法の改正運動であり、そして「真珠白書」の発表、「真珠国際会議」の開催等であった。

「真珠養殖事業法」の改正運動

昭和36年（1961）、生産業界はそれまでの全国真珠漁協を発展的に解散して、「全国真珠養殖漁業協同組合連合会」を発足させる。会長には真珠振興会の御木本美隆会長が就任、世界で唯一の真珠供給国・日本の生産分野大連合体の誕生である。

時を同じくして業界内に急速に高まっていったのが、昭和27年（1952）に制定されていた「真珠養殖事業法」の改正要求運動であった。折から漁業法改正をめぐっての要望集約が行なわれており、真珠業界にも産業振興のための新たな法制度要求の声も高まっていたが、当面「真珠養殖事業法」の改正をもってこれに対処しようということになっていった。

真珠養殖事業法の改正要点

（昭和36年９月６日、日本真珠振興会）

1、改正法案には、「生産から加工、輸出、海外事業」に至るまで、一貫して規定すること。

2、生産の全国的合理化（品質向上、計画生産）のため、真珠養殖の漁業権は大臣免許とし、経営者に免許すること（漁業法改正）。

3、品質向上のため、大臣（知事）は漁業権者に対し、漁場ごとに、いかだ台数等の規制を命ずること。

4、生産計画の樹立、実施は、養殖業者が自主的にこれを行うこと。

A　自主的調整制度として生産調整組合組織を創設すること（現在の養殖

漁協および全真連の組織変更)。

B　生産調整組合は、大臣の認可を得てサイズ別バランスおよび適正生産数量に関する計画の樹立、実施、その他浜揚げ時期、養殖期間等の規制を行うこと。

C　大臣は組合の申し出により、アウトサイダー規制命令をすること。

5、大臣は母貝および稚貝、核等についても生産目標を定め、指示すること。

6、経営安定および品質向上のため、政府は長期生産資金、集荷資金をあっせんすること。

7、価格安定を図るため、調整組合は最低価格を定め、これを下回る場合は調整保管することとし、政府はこれに要する資金のあっせん、利子補給、基金の造成補助等を行うこと。

8、海外における真珠の声価を維持するため、加工場の登録制度を設けること。

9、製核業者の届出制度を設けること。

10、輸出価格安定のため買取保管機関を整備強化し、政府はこれに要する資金をあっせんすること。

11、輸出合理化のため、輸出業者の登録制を実施し、輸出取引に関し業者協定およびアウトサイダー規制を行ない得るようにすること。

12、輸出振興のため、輸出振興基金の積立制度等必要なる措置を講ずること(非課税)。

13、輸出検査の適正化および迅速化のため、民営に移管すること。

14、国内真珠との関連において、海外における真珠事業は許可制とすること。

15、真珠養殖事業審議会を拡充、強化すること。

16、生産、加工、輸出の総合調整、指導および行政庁、審議会の連絡を図るため、全業界を代表する組織を規定すること。

業界要望を受けた水産庁としては2年近い時間をかけて検討に入る。しかし最終的には、これら要望をもとに法制化するには時期尚早であり、当面は要望の主旨に添った行政措置の強化をはかることで対処していくことを決めた。ここで示された幾つかの項目は、後の不況対策の中で生かされることになる。

伊勢湾台風とチリ地震津波被害

「昭和34年９月20日、マリアナ群島東南海上に発生した伊勢湾台風は、その規模を強大にしながら北に進み、27日夕刻にはついに紀伊半島に上陸し、近畿地方より北陸地方を通り、日本海に抜けた後、ふたたび秋田県より青森県を横断して北海道東方海上に去った」（『全国真珠養殖漁業協同組合史』より）

真珠養殖業にとって、母貝も漁場も、もちろん人の手になる技の全ても大切なことはむろんであるが、それらを一瞬にしてひっくり返してしまうのが、“天災”――特に台風と津波による被害である。近年では赤潮被害や感染症問題も大きな災害として存在するが、これらは当面、特定の海域に限定され、その対応もある程度は可能であるが、台風や津波は時として湾全体、あるいは地域全体を一瞬にして壊滅させる恐ろしさをもっている。真珠養殖業の天災との闘いの中において、昭和34年（1959）９月の伊勢湾台風と、翌年５月のチリ地震津波被害を忘れるわけにはいかない。

伊勢湾台風は室戸、枕崎台風に次ぐ、史上３番目の大型台風となって９月20日に襲ってきた。志摩地方から紀州地方にかけて、瞬間風速50メートルもの暴風が吹き荒れ、あの伊勢神宮にある巨大な杉の木が根元から吹き飛ばされるほどの大被害となった。もちろん三重県下の真珠養殖漁場は全滅に近い状態である。業界のまとめでは、真珠養殖関係49億円、真珠貝養殖関係54億円の被害となり、折から浜揚げ時期を控えた業界は大混乱となったのである。

当時の地元新聞でも「県下の真珠養殖中小業者の倒産続出か」（産経新聞）、「泣くに泣けぬ業者　真珠養殖業界に明暗２つ」（中部日本新聞）、「真珠はほとんど全滅」（伊勢新聞）と報道され、日本真珠振興会でも御木本美隆会長名で、①低利の施設災害復旧資金の融資、②補助金の交付、③災害復旧経営資金の融資、④

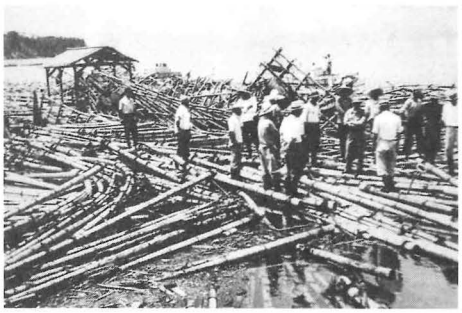

伊勢湾台風とチリ地震津波（写真）は三重県下の真珠養殖漁場を直撃した。

施設災害復旧資金の対象として陸上施設、船舶、養殖筏、及び母貝を認めてほしい、⑤被災業者の減税、⑥復旧資材の入手に関する便宜、⑦被災業者の借入金返済期日の延長、等を要請している。

伊勢湾台風の後始末に追われる真珠業界を再び襲ったのがチリ地震津波である。昭和35年（1960）５月23日、南米チリのサンチアゴ沖海底で発生したマグニチュード8.76の超大型地震は、約24時間を経て巨大な津波となって日本列島に押し寄せ、太平洋沿岸各地に大きな被害をもたらした。三重県においては数次にわたって津波が襲い、湾内部では波高２～３メートルにも達したのである。

真珠養殖にとっての津波被害は台風よりも甚大で、被害額は57億円に達した。しかも復旧作業の困難さは台風時のそれを大きく上回っており、業界としては①復旧設備に対する補助金の交付、②長期かつ低利の特別融資、③借入金返済の延長、④政府系金融機関から融資されるまでのつなぎ資金の斡旋、⑤真珠養殖事業の特別共済制度の確立、⑥復旧に要する資材の斡旋、⑦復旧資材価格暴騰の抑制、⑧被害者の減免税措置、等を関係各方面に強く働きかけていったが、後遺症はその後も長く業界内に横たわることになる。

この両被害に対する救済策その他については『全国真珠養殖漁業協同組合史』を参照されたい。

日本真珠小売店協会の誕生

真珠は輸出産業である。戦後の急激な生産拡大も結局は「そこに輸出があったから」と言うことができよう。しかし時代も昭和30年代になると、34年（1959）、皇太子殿下（今上天皇）のご成婚があり、「岩戸景気」がマスコミ等で盛んに取り上げられるようになる。この年の広告産業の売上げは1,000億円を突破していた。35年（1960）にはテレビ受像機生産高もアメリカに次いで世界第２位となり、翌年にはスキー客が前年の２倍の100万人を突破して“レジャーブーム”の到来が若者を浮き足立たせた。女性週刊誌の相次ぐ創刊ブームも迎え、39年（1964）には銀座に“みゆき族”が横行する、そんな時代でもあった。そしてこの年、東京オリンピックが開催され、日本経済も年間実質成長率が13.9％にまで達した。

真珠業界としては当然のこととして国内販売対策に乗り出さなければならない時が来ているにもかかわらず、業界全体としての取り組みは大幅に遅れていた。東京オリンピックに向けての宣伝なども行われ、来日した各国選手団役員に真珠振興会から真珠製品をプレゼントするなど、それなりの動きもあったが、やはり

長く真珠業界のシンボルとして親しまれている「パールマーク」

業界体質としては輸出依存のままに推移していたことは間違いない。

統一した公式な統計がとれる昭和41年（1966）の国内販売額（課税標準額）は89億円になっていたが、その後の伸び方を見ても、45年（1970）に190億円、50年（1975）に522億円という勢いで進んでいったことから見ても、真珠産業の大きな柱として「内販」対策を据えなければならないことは自明の理であった。

日本真珠小売店協会の三輪邦彦初代会長はこの当時の思い出を『輝——みつわ100年の歩み』の中で次のように語っている。

（真珠の国内販売については）それまで日本真珠振興会の理事会でも時間をかけて議論してきましたが、昭和40年４月になって、粗悪真珠の一掃と乱売競争防止を目指して、日本真珠振興会の中に小売部会を設けることを決定しました。物品税の免税点引上げなども課題となっておりましたが、その初会合において私が部会長に推されました。その席で私は次のようにあいさつしたのを覚えております。

「真珠製品の品質向上、乱売防止など国内小売販売体制の改善については、従来から業界内でうるさく論議されてきたが、これがバラバラなものであったため、強い方針として打ち出されるに到らなかった。今回、真珠振興会に小売部会が設けられたのを機会に問題点を１つ１つ採り上げ、対策を固めたうえ、これを業界の総意として実現の方向へ持ってゆきたい。しかし一口に小売販売部門の改善といっても、専門店ばかりでなく、時計店や袋物店など他業種の商店で真珠や宝石、貴金属を取り扱うものが増加し、これらを含めると、銀座界隈だけで関連業者が50店以上にも達している現状からみて、真珠業界だけで問題を解決することはむずかしい。したがって、小売部会の趣旨を関連業者にも徹底させ、協力を求めるとともに、一般の消費者にも、良い品物は、きちんとした専門店で買うよう、大いにPRしたいと考えている。」

パールマークを制定するなどの作業を経て、日本真珠小売店協会が正式に

誕生したのは、40年12月10日のことでした。会員11社にはそのまま設立発起人として名を連ねていただき、専務理事には諏訪光一氏（水産庁）、理事には御木本美隆、田崎俊作、八馬推の３氏に就任していただきました。

そして発足と同時に河野鷹思氏デザインの「パールマーク」を全面的に押し出し、優良真珠はこのマークのついたお店で買いましょう、ということをアピールしてまいりました。それは今日にも生きていることでして、真珠業界が外に向かって品質を主張していく際の最大の拠りどころとしてこれからも活用していっていただきたいと思っております。

一方、日本真珠小売店協会誕生直後から業界を悩ませる大きな問題がおこっていた。それはイミテーション問題である。この点については乙竹宏著『ダイヤモンドと真珠』に整理されているので、その要旨を収録しておこう。

養殖真珠と模造真珠を巡っての問題が具体的となったのは、昭和41年に、都内の某模造真珠業者が某大手筋菓子製造業者の広告に、パールの懸賞品と称して模造真珠を提供し、日本の「宝石真珠」と広告し、写真を掲載した。

それは明らかに「養殖真珠」と思われるような表示方法であったので、日本真珠小売店協会をはじめ、養殖真珠の小売業者が「養殖真珠とまぎらわしい表示をすることは、養殖真珠のイメージをこわすおそれがある」と憂え、関係官庁に対し、模造真珠にはそのむね明示するよう運動した。

公正取引委員会は、この趣旨を取りあげ、養殖真珠業界、模造真珠業界、主婦連、学識経験者などを公正取引委員会審判廷にまねき、審議をつづけ、結論として「人造真珠の表示に関する公正競争規約」を認可し、昭和43年２月26日告示した。

この告示には、第２条に「この規約で『人造真珠』とは貝・ガラス・プラスチックその他の材料をもって人工的に製造するものであって、天然真珠または養殖真珠と類似のものをいう」と規定され、同規約第３条には「事業者は人造真珠を用いた装身具等に８ポイント活字以上の大きさの肉太の文字で明瞭に『模造真珠』または『人工真珠』と記載した物を当該装身具等に付着させなければならない」と規定している。

また同条第３項には「主として外国人旅行者を顧客とする事業者は人造真珠を用いた装身具等に８ポイント活字以上の大きさの肉太の文字で、明瞭に『Imitation Pearl』または『Simulated Pearl』と記載した物を当該装身具等

に付着させなければならない」とされている。

さらに同規則第６条には「事業者は人造真珠または人造真珠を用いた装身具等に関するビラ・ポスター・新聞雑誌・ラジオ・テレビジョン・看板等による広告に当該人造真珠が天然真珠または養殖真珠であるかのように暗示し、または誤認されるような商品名、説明文その他の文言、絵などを表示してはならない」と示されている。

以上の規約を通覧すれば「人造真珠」「模造真珠」は「天然真珠」「養殖真珠」とは厳然と区別し、そのことが消費者に明示されるのが主旨とうかがえる。このように明快な法規を作りえたのは、もちろん事がらの本質上、当然のことながら、養殖真珠業者、模造真珠業者が協力的立場で話し合えた点にあろう。

ここで言う「日本真珠小売店協会をはじめ、養殖真珠の小売業者が……」という下りは、三輪会長１人を指していたというエピソードが残っているが、協会発足後もまだ内販対応というのは業界の本流にはなっていなかったことを意味し、今日の真珠業態の在りようから見ると、文字通り隔世の感がある。

「真珠白書」の発行

昭和39年（1964）２月に開催された第17回真珠養殖事業審議会において、委員の多くから「真珠産業の発展段階における１つの転換期として、過去の成長の速さによって生じた歪を是正するための方策を樹立し、真珠産業の将来の方向を明らかにすべき」との要請が出されたのを受けて、審議会事務局である水産庁漁政部漁業振興課は約２年間をかけて「真珠白書」（正式には「真珠産業の現況と将

水産庁が発表した「真珠白書」

来への方向」）とりまとめ作業に入り、41年（1966）６月に発表された。全体を「概説」「真珠産業の現況と問題点」、そして「将来への方向」の３つに分け、真珠産業全体にわたる概況とその具体的な内容とを分析した上で、今後の方向性をも明らかにした、文字通りの「白書」が公にされたことになる。昭和30年代を振り返る上で、業界唯一の総合的な資料と言っても過言ではあるまい。しばらく「白書」の中味に分け入っていくことにしよう。

まず「概説」において真珠産業のそれまでの発展経過を整理する。つまり①真珠養殖技術が体系的に確立されるまでの“揺籃期”、②技術体系が確立された後、産業として発展した第２次世界大戦までの期間、③戦後の20年間、という３つに分けて分析し、続いて「輸出産業としての真珠産業」と「沿岸漁業としての真珠産業」それぞれの特徴を解説した上で、最後に真珠産業の将来について次のように述べている。

> 真珠産業の将来
>
> 真珠産業の現状を輸出産業と沿岸漁業との両面から見て来たが、あらゆる生産行為は需要を前提として成立しており、その意味で真珠産業の将来方向を考える場合、真珠需要の質的量的な変化に対応し得るように産業体制を誘導する必要がある。このような真珠産業の将来についての基本方向を考える場合、真珠産業を将来とも、輸出産業として成長発展をせしめるため、その成長、発展を阻害する要因を除去し、輸出の安定的な増大が促進される方向に産業を誘導しなければならない。
>
> そのためにはまず真珠の輸出需要の見通し、及び需要の喚起の方策等、まだ組織的な活動が不十分な分野についての調査研究を進めることが、あらゆる施策の中で最も重要なことであり、また先行すべきことであろう。
>
> また、真珠生産については、需要に見合う供給を可能にする生産計画、生産体制、特に真珠養殖漁場の利用の合理化、真珠養殖経営の近代化等の生産構造の近代化を図るとともに、真珠流通面においては、生産された粗悪真珠の流通阻止、生産と需要との間の時間的あるいは量的なアンバランスによる価格変動の防止等を含む真珠流通の近代化を図る必要がある。

続いて「現況と問題点」については、真珠生産と需要、真珠流通、真珠母貝養殖、真珠製核、淡水真珠養殖、海外真珠、そして真珠行政と研究それぞれの項目に分けて、現状の分析と問題点の指摘を行なった。そして最後の「将来への方向」

については、考え方の基礎に①真珠産業はわが国特有の輸出産業であること、②真珠産業の生産性が低下し、真珠の品質が悪化の傾向にあること、③真珠価格は極めて不安定であること、の３つを各種データをもって解説し、その上で全体的な基本方向を次のように整理している。

基本方向

真珠生産は日本特有の輸出産業であり、その輸出における地位も年とともに増大する傾向にあり、加えて真珠の外貨獲得率も極めて高率であるので、その輸出貢献度は、実質的には諸種の統計資料で示されている以上に高く評価し得る。

このような真珠産業の将来についての基本方向を考える場合、真珠産業を将来とも輸出産業として成長発展せしめるため、その成長、発展を阻害する要因を除去し、輸出の安定的な増大が促進される方向に産業を誘導しなければならない。

そのためには、先ず真珠の輸出需要の見通し及び需要の喚起の方策等、未だ組織的な活動が不十分な分野についての調査研究を進めることが、あらゆる施策の中で最も重要なことでありまた先行すべきことであろう。

また、真珠生産については、需要に見合う供給を可能にする生産計画、生産体制、特に真珠養殖漁場の利用の合理化、真珠養殖経営の近代化等の生産構造の近代化を図るとともに真珠流通面においては、生産された粗悪な真珠の流通阻止、生産と需要との間の時間あるいは量的なアンバランスによる価格変動の防止等を含む真珠流通の近代化を図る必要がある。

今日から見ると、業界の実情その他には大きな相異点もあるが、真円真珠100年の歴史の中で、これほどに深く、かつ縦横に真珠産業を分析した資料はない。紙数の関係でここにその全文を収録できないのは残念である。

真珠振興会としては「白書」が発表された昭和41年（1966)、直ちに「真珠白書対策委員会」を設けて、全国的にその周知徹底をはかる一方、その中で指摘を受けた諸課題についての具体的対応を協議していくが、この時、既にアコヤ真珠の生産量は３万4,000貫、養殖経営体は4,700件に達しており、その一方では輸出不振（海外バイヤーの買控え）が進む中で浜揚げ価格の低迷は避けられず、業界の議論も当面は生産調整から始まったものの、やがて一挙に調整保管に向けた運動の展開を見ることとなる。「白書」の指摘が業界に十分に受け止められないま

まに時を経過したことは遺憾の極みである。

最後に「白書」のとりまとめにあたった藤村弘毅水産庁漁政部漁業振興課長が、発行に際して寄せた「まえがき」を紹介しておきたい。ここでも強く指摘されていることは、真珠産業永遠の課題であった“需給バランスの安定”と“品質向上”そのものであったのである。

真珠産業は、我が国特有の輸出産業であり、近年、農林水産物など、一次産品の輸出の伸びなやみの一般的傾向とは別に、ここ数年の輸出の伸びも年率10％以上の高率を維持し、我が国総輸出金額の0.8～0.9％、農林水産物の輸出金額の10％を占める地位まで成長して来た。しかも、真珠産業は我が国特有の技術によって、全く世界市場を殆んど占有しているといっても過言ではなく、加えて、世界経済の成長発展につれて、ますます需要が拡大され得る商品的特性をもった産業であることを考慮するならば、今後の真珠産業は更に拡大発展し、我が国の輸出に占める地位を高めて行くものと考えられる。

このように、商品的性格の有利性と、生産技術の独占という優位性があるにもかかわらず、真珠産業は現在１つの転機にさしかかっているといえる。最近10ヵ年にその生産量は約５倍に増加し、昭和38年には戦前の最高生産量をあげた昭和14年の約８倍の88トンを生産するにいたったが、この成長速度のみを追求した結果生じた歪――これは一言で言えば真珠品質の悪化現象であるが――の是正期であり、その意味で１つの転機であるといえる。

真珠品質の悪化は、今後の真珠需要への影響、真珠価格への影響等からみて、放置しておくことの出来ない重大な問題であり、粗悪真珠の市場への流通を阻止することが出来るか否かが、今後の真珠産業の健全な発展の鍵を握っているといっても過言でない。

真珠国際会議

昭和40年代に入ってからの業界の動きはどうなっていたのか。40年（1965）には３万貫の生産と２万2,883貫の輸出だったものが、翌41年（1966）には３万4,000貫の生産量と２万4,342貫の輸出に、そして42年（1967）には３万3,000貫の生産で２万2,929貫の輸出実績となっていたのである。41年の生産業者の数は4,662名を数えていた。輸出金額も230億円台になっており、日本からの輸出単品で見る限り農林水産品では断然トップの位置を占めていた。日本の中部以南の海

（別項１）　各国参加代表者名簿

［アメリカ］
MR. D. BEZALEL
MR. J. D' ELIA
MR. M. LIPPMAN
MR. S. WEISS

［スイス］
MR. E. MEIER
MR. G. POCHON

［西ドイツ］
MR. H. KOSCHKIN
MR. K. TAKEUCHI

［フランス］
MR. J. DALLOZ
MR. J. GRUET
MR. J. PREVOT
MR. R. SCHIFF

［スペイン］
MR. A. ARLA
MR. M. MASSO

［イタリア］
MR. V. COSCIA
MR. R. GENTILE
MR. V. LIVERINO
MR. F. ROBERTO

［イギリス］
MR. L. JONES

［インド］
MR. P. CHOKSI
MR. L. JHAVERI
MR. C. KARANI

［日本］
MR. M. BHARWANI
MR. D. HARCHANDRAI
MR. F. HENDELES
MR. M. IONIS
MR. J. JERWOOD
MR. J. OSTROW
MR. V. RUSSO

池田　正男
覚田　嘉蔵
金井　厚
北村　勤
御木本美隆
三輪　邦彦
水本　昌平
西村　金造
西岡　光夫
大月　成男
奥野　侃二
高島　吉郎
竹内　豊
田崎　甚作
山本　勝
横田　稔

に面している県で、真珠養殖をやっていないところはない――ついに24府県を数えていたのである。明らかに過剰生産であり、とりわけ低品質真珠の大量市場流出に対して、当時、流通の大半を握っていた海外バイヤーは強い危機感をつのらせていた。そんな矢先に開催されたのが、真珠産業史上初の「真珠国際会議」であったのである。

昭和42年（1967）３月７日、８日の２日間にわたって、海外８ヵ国のバイヤー22名、在日バイヤー７名、日本業界代表16名、傍聴や事務局、報道関係者も含めると総勢231名が有楽町にある日生会館国際会議場に集まっての一大国際会議が開催された。

真珠産業史上、初の国際会議となった「真珠国際会議」には231名が参加した

出席者は別掲のような人々であった。

会議冒頭、主催した日本真珠輸出組合の横田稔理事長は以下のようなあいさつを行なっている。

開会にあたりまして、主催者を代表いたし、御挨拶を申し上げます。本年は真円真珠が発明せられまして満60周年を迎えます。この記念する年にあたりまして、世界の代表的な皆様方と共に、一堂に会し真珠の国際会議を開催できましたことは、主催者としてまことに欣快に耐えません。

この会議開催は昨年夏に企画を致しまして海外の各組合に対し、その意向をお尋ね致しましたところ、全組合挙って、是非開催せよとの激励の御返事をいただきました。その上、今回皆様御多忙の中を貴重なる時間をさいて御参加いただきましたことは、業界一同と致しまして深く感謝するところであります。

真珠は日本独自の輸出産業であります。特にここ数年の輸出の伸長の著しいことは、ひとえに世界における真珠取扱い業者の皆々様の販売の御努力によるところ多大であります。ここに国際会議を開催いたしました意図も更に全世界の皆々様と真珠事業を通じ、親善友好を高め、共存共栄の実をあげることがその目的であります。

この２日間の会議を通じ全世界の真珠取扱業者の皆々様のより御発展を祈り、お互いに隔意なき意見を開陳し、その目的が達成されることを望んで止みません。

真珠は古来より純潔、富、健康を象徴せられたものと伝えられております。全世界で真珠を愛好する人々に対し、より良き品を提供しその夢と希望に応えるのがまた我々の責務と考えるのであります。

この会議は何分初めての試みでありますので、連絡不行届き、その他何かと準備等に手落ちがあることと思いますが、この点御許しいただき、またこの会議開催にあたりまして御後援、御協賛いただきました各関係方面に対しまして厚く御礼申し上げ、開会の御挨拶といたします。

会議では真珠の独占的供給国であった日本の業界に対して４つの注文が出された。１つは品質問題である。量的な拡大にともなって低品質真珠が市場に数多く見られるため、真珠の品質維持・向上を日本の責任において実施してほしいというものである。２つには買付け時の不安材料である価格の変動に対するもので、日本における真珠価格の安定が強く望まれた。３つめは真珠の流通秩序の維持である。小売り直売などで流通市場を混乱させないでほしいというもので、これはその後も日本真珠産業の海外進出にあわせて長く課題として残された。

そして４つめは、需要喚起のための宣伝問題で、世界唯一の供給国・日本に対しては積極的な宣伝事業等が強く求められたのである。

会議では議論のかみ合った部分も確かにあった。例えば品質向上の要請に対しては、日本からも「供給国である日本が品質に責任を持つのは当然である。しかし品質の維持・向上にはコストがかかる。海外業界にそれを吸収するだけの用意はあるのか」といった提案が出され、海外勢からは「わかった。吸収に向けて努力しよう」といった意識の高まりも見られたのである。しかしそれに対して組織的に応える業界体制になっていなかった日本としては、海外からの要望をきちんと受け止め、その上で業界が一致した対策を立てるだけの組織を持っていなかったために、国際会議全体を通じて「これ以上、日本産真珠を買っては危ない」という危機意識を海外勢に持たれてしまい、それまでにも見られたバイヤーの買い控え傾向になお一層の拍車がかかってしまったことは、誠に残念な結果として率直に認めなければなるまい。

３月の会議直後から輸出単価の低落が顕著になり、年を追って、輸出数量、金額は下降線をたどっていくのである。業界指導者の中には心ある人々も多く、様々の提言も行なっていくが、結局は戦後のやみくもな成長にのみ支えられて大きくなってきた業界だけに、目の前に予想される「大不況」を前にして手の下しようもないままに、業界は長い混迷の時代へと入っていくのである。

昭和40年代とは

大不況時代に突入

昭和41年（1966）下半期になって、それまで急速な成長を続けてきた真珠の輸出にもブレーキがかかり、その動きは翌年になってなお一層、顕著な形で現われてきた。輸出数量の減少と輸出価格の下落である。それは翌春の浜揚げ価格にも影響を及ぼし、流通業界の買い控えが強まる中で、生産業界を含めた真珠業界には一挙に緊張感が強まっていった。日本真珠事業者協会の会員である大手流通業者は、農林中央金庫から総額30億円にも及ぶ融資を得て７ミリ珠を主体とした加工製品の調整保管を実施、一方では生産業界からも①42年度は３割の自主減産を目標とする、②全国的に夏期２ヵ月間は操業中止、③適期100日挿核の実行、等々の方針が公表され、これを制度的に支えるものとして42年（1967）６月には真珠養殖事業法の改正要求が再び繰り広げられていった。同法の中に生産規制や価格安定機関の設置を盛り込んでほしいという運動である。真珠養殖事業審議会でも、行政・金融面からの支援策が検討されていく。

しかし、時、既に遅く、真珠業界はかつて経験したことのない大不況の渦の中へと巻きこまれていく。真珠産業史を繙くとき、戦争による“産業中断”とともに、必ずもう１つの大きな出来事としてとらえられていく、この“（昭和）40年代の大不況”について、ここで幾つかの角度から整理しておきたい。前出『日本真珠産業論』の時代区分で言うと、第３期＝不況期（42年春から46年まで）がそ

表16　昭和40年代の生産状況と輸出市場

年	生産量(貫)	養殖経営体(件)	輸出量(貫)	輸出金額(万円)
昭和40	29,723	4,573	22,883	2,308,752
41	33,989	4,662	24,342	2,324,223
42	32,654	4,666	22,929	1,965,935
43	26,591	4,606	20,722	1,662,931
44	25,532	4,226	21,667	1,733,821
45	20,394	3,635	19,173	1,447,803
46	12,960	2,962	16,973	1,237,234
47	11,279	2,823	16,922	1,393,220
48	9,183	2,526	12,482	1,764,614
49	7,972	2,196	10,350	1,709,234
50	8,096	2,176	10,165	1,748,692

れに相当する。

輸出不振はなぜ起こったのか

世界で唯一の真珠供給国であった日本が世界に向けての真珠輸出国でもあったのは当然のことであるが、昭和41年（1966）になって、なぜ、そんな日本に輸出減退の波が襲ってきたのか。もしかしたら世界の消費者は、マーケットは、真珠を必要としなくなったのか。そんな不安すら生まれるほどの急ブレーキであった。

その答えをひと口に言うなら、「生産量が一方的に増え続けたが故の需給バランスの崩壊ではなくて、要はそのように増え続ける事態に対しての日本の業界があまりにも無策であったことに対する海外バイヤーの不安・不信感による買い控えによるものであった」と整理することが出来よう。当初は数量的な面での減少が表面化してきたが、やがて輸出単価の低落となって輸出不振は本格化した。他産業のように、コスト競争であるとか、商品開発力の衰退とかを背景にした輸出不振ではなく、ある意味では非常に特異な体質の中から生まれてきた異常現象であるということも言えるであろう。

その証拠に、不況が表面化するさ中に開かれた真珠国際会議でも、その議事録をつぶさに点検して読み取れることだが、海外勢は日本における価格の安定、品質の向上、そして流通秩序の維持といった点に要求を絞っており、それが守られれば海外バイヤーとしては更に真珠を扱う意欲があるということを明確に表明しているのである。つまり日本の業界としてそれをやり切る意志があるのか、という問いかけであったのに対し、日本からの明確な回答が得られないことに対する不信感が、海外バイヤーの買い控えを招いたということになろう。

そしてもう１つ見ていかなければならないことは、真珠産業の場合、その在庫をどこが持つか、という要因である。生産される真珠の圧倒的多数が輸出に回るこの産業にとって、それまでの在庫ストックは海外にあったわけだが、ひとたび彼らがそこに危機感を覚えたとしたら“在庫減少対策”に転じることは当然のことである。買い控えはそこから生まれ、一方では年を追って増産が続く中で国内在庫は急速にふくれあがっていく。そのことがまた価格不安となっての本格的な不況へと突入していったのである。

なお、改めて言うまでもないことだが、生産量の際限なき増大は、必ずと言っていいほど不良品の増産をも意味する。その証拠に、国内においても不良品の市場流出が問題になり、日本真珠小売店協会の誕生の１つのきっかけとなったこと

は既に述べた。当時、この問題に対して業界としての真剣、かつ本格的なメスが入れられていれば、また事態は異なった展開を見せていたかも知れない。

どのような事態が進んだのか

全真連では昭和42年（1967）度の販売対策としては、浜揚珠の全量集荷や過剰真珠の凍結以外に道はないとして、農林中央金庫や日本真珠事業者協会の全面的な協力を得ながら調整保管に乗り出した。しかし結果としては匁当りの総平均価格は前年比30％下落の750円という結果となり、この流れは翌43年（1968）度になっても更に続き、生産業者、流通業者の倒産が相次ぐことになった。真珠振興会の調査でも、45年（1970）度までに生産508件、加工49件、合計557件の倒産（廃業を含む）となって現われている。

ただ、全体的な数字を見る中で、意外に倒産件数が少ないのは、ある意味で真珠養殖業の特徴と言えるかもしれない。ひと粒の真珠が誕生するまでには、母貝の誕生、育成から挿核後の養殖期間を経て真珠が採取されるまでに５年も６年もかかり、かつ加工段階においても浜揚珠仕入れから市場に商品として出すまでの期間を考えれば非常に長く、いわば資本の回転が極めて遅い産業であるということが言える。しかも設備等の面でも他産業と違ってそう大きな資金を要しないために、倒産に到るまでにはそれなりの時間的な余裕も生じ、“結果先のばし”のままに時が経過するという特徴を持っている。そのことは最終的に“傷口を広げる”ことにもなってくるが、大きな負債を抱えながらも不良経営が延命される様相は今日に至るも変わっていない。

そしてもう１つ、真珠産業の不況というのは、ひとたび顕在化すると否応なく長期化する、というのも以上の理由によるものであろう。つまり、生産期間が長いために、何らかの理由で需要が急速に縮小しても、供給面でそれに合わせてい

幾多の困難に際して全国の真珠養殖地では漁業者大会を開催して対応策を確認した

くためには一定の年数を要するということ――他の産業で言うなら、昭和41年（1966）度に販売不振が表面化したならば、少なくとも翌年の生産は大幅に減らすのが当り前のことであるにもかかわらず、真珠の場合は４万貫近くにまでなっていた生産を半減させるのに、実に５年もの期間を要しているのである。

調整保管事業

こうした事態に対して業界は様々の手を打っていくが、その大きなものとして①余剰真珠の調整保管対策と、②生産調整対策、の２つがあげられよう。前者はその後の業界運営にも限りなく大きな影響をもたらしていくことになったし、後者においては、生産自粛運動の推進や「真珠養殖等調整暫定措置法」の制定によるカルテル設定等となって業界要望を満たしていくのである。

昭和42年（1967）春の浜揚価格低落を踏まえて業界には一挙に危機意識が高まっていく中、全真連は事業者協会とも連携しながら根本的な対策を協議していく。そして得られた結論としては、全真連の全量集荷を前提に、過剰真珠の凍結――調整保管以外に市場混乱を収める道はないとの結論に達した。特に「42年度は７ミリ珠が１万5,000貫も生産されるが、これを３年前水準の8,000貫に押さえないと市価維持は困難である」（山本勝事業者協会会長）ということから、全真連が全量を無条件で集荷し、半分は年度内に販売、残りの半分は１年以上凍結することを決め、調整保管事業は開始された。

結局、昭和42・43年度にわたって調整保管された真珠は、７ミリ珠中心に8,207貫に止まったが、農林中央金庫の特別融資等を得て実施されたこの事業は、54年（1979）度になってその全てを販売、13年間にもわたった事業の終結を見るのである。

くわしい事業の内容については、全真連が創立20周年を記念して発行した『全国真珠養殖漁業協同組合連合会20年史』において、大きな項目を設けてくわしく解説しているので参照されたい。同書ではこの事業の全体を振り返って、次のような総括を行なっている。

> 全真連20年の歴史のなかで、実に13年を費やした調整保管事業は、昭和42年不況突入時の市場混乱を喰いとめ、途中、全真連最大のお荷物とはなったものの、最終的には金利ほか諸経費を差引いて生産者に約20億円の精算追加払いを行い、このほか販売代金から６億５千万円を差引き財団法人全国真珠

信用保証基金協会を設立してその拠出金に充て、さらには調保事業終結により全真連54年度決算は史上空前の２億円をこす黒字になるなど、全真連救世主の感がある。

しかしながら、13年間の歩みはまさに命がけの綱渡りとも言え、幸運に恵まれた点も少なくない。真珠の調整保管は、一般の農林水産物と違い、金利のほかは保管経費は少なく、多少の質的低下（古珠）はあるにしても腐敗の心配もないので、良質珠であれば生産調整とリンクされるかぎり相応の事業効果をあげられるものと考える。しかし、42年度の調保事業実績においては、前轍として戒しむべき点もあるので、評価と検討課題を次のとおり、とりまとめた。

A、評価

1、価格暴落の防止

2、効果の証明と自信の体得

B、検討課題

1、収支採算

2、取扱制度

3、系統意識の欠如

4、金融対策　　（内容については省略）

「真珠養殖等調整暫定措置法」の制定

前章において不況到来の理由の１つとして「日本の真珠業界の無策」を指摘したが、それでは日本の真珠産業は本当にこの間、何もしなかったのか。そうではない。産業全体の勢いとしては、ただひたすらな増産にブレーキがかからなかっただけで、中央においては多くの業界リーダーたちによる真摯な努力が続けられていたのである。やがてそれはカルテル立法としての「真珠養殖等調整暫定措置法」の制定となって結実するわけだが、ここではそこに至る運動の跡を追ってみたい。

昭和41年（1966）に発表された「真珠産業の現況と将来への方向」（真珠白書）を受けて、日本真珠振興会は直ちに「白書対策委員会」（御木本美隆会長が委員長）を設け、白書の中で指摘されている問題点と基本方向に沿った基本対策の検討を開始した。同時に水産庁内においても、改めて真珠養殖事業法の改正をもって新たな業界枠組みをつくろうとの動きが起こり、42年（1967）２月には次のよ

うな改正要点をまとめた。

1、真珠の品質向上を目的とする漁場の密殖防止のための規制（浦湾別のいかだの最高限度の決定等）

2、事業者の自主調整（「漁業生産調整組合法」に準ずる制度の導入等）

3、漁業権の移転による経営規模の拡大（漁業法の特例）

4、輸出検査の「民営移管」と浜揚げ検査制度の創設（「輸出検査法」にもとづく指定検査機関による検査への移行等）

5、価格安定機関の設置（政府、民間共同出資による「真珠価格安定事業団（仮称）」の設立）

6、輸出共販機関の設置（「輸出水産業の振興に関する法律」にもとづく輸出水産業組合の設立と共販機関の指定等）

同年7月になって事業法改正の大綱がまとめられた。そこでは①密殖による品質低下防止のための漁場利用に対する規制、②品質の維持向上のための加工場の登録制、③真珠検査の「輸出検査法」にもとづく指定検査機関による検査への移行、④価格安定と品質の維持向上のための事業者の共同行為とアウトサイダー規制、⑤生産計画目標の設定と公表（現行の「施術数量目標の公表」を3年程度の長期目標とする）等々が明らかにされた。

2月に発表された6項目の改正要点のうち、「漁業権の移転による経営規模の拡大」については、ことが漁業法にからむものであるため成果が期待しにくいこと、「価格安定機関の設置」については、当時、公社公団等の全面的な整理が叫ばれていた時期であり、新たにこうしたものを設置するには強い抵抗が予感されたこと等の理由ではずされている。

また、その後の検討の中で、加工・輸出部門の対策については「輸出水産業の振興に関する法律」で具体的に対応できる問題が多いことから、政令の改正をもって同法にもとづく輸出水産物として新たに「国内真珠」が指定され、加工場の登録と日本真珠輸出水産業組合の結成による加工業者の自主調整がスタートしている。そして「真珠検査の民営移管」問題についても、業界大混乱の中で議論そのものが進むはずもないため、改正問題からはずすことも確認されていった。

こうして事業法改正に関しては生産問題にしぼられてきたため、産業全体を律する真珠養殖事業法とは切り離して、別法律として立案していくこととなり、昭和44年（1969）12月「真珠養殖等調整暫定措置法」は公布・施行されるのである。

「この法律は、当分の間、真珠若しくは真珠貝の需給が著しく均衡を失し、若

しくは失するおそれがある場合又は真珠若しくは真珠貝の養殖いかだの敷設の過密化により真珠若しくは真珠貝の品質が著しく低下し、若しくは低下するおそれがある場合に、真珠養殖業又は真珠母貝養殖業を営む者が適切にその事業活動を調整することができるようにする等の措置を定めることにより、これらの事業を営む者の経営の安定及び合理化を図り、真珠の正常な輸出を確保して国民経済の健全な発展に資することを目的とする」

これが第１章「総則」の第１条「目的」である。つまり需給調整と品質改善がこの法律の具体的なねらいであり、前者については、養殖業者が調整組合を組織して生産・流通におけるカルテル行為（需給の調整――この場合、供給、つまり生産の調整）を行うことを意味し、後者については、養殖業者が調整組合を活用して品質改善を図る方法と、行政庁のリードによる密殖改善措置が認められているのである。カルテル立法の審査機関である公正取引委員会の強い方針により、この法律は「当分の間」、つまり「暫定」措置法となったわけであるが、国の厳しい規制の中にあって、とにかくカルテル立法にまで持っていった当時の業界エネルギー、わけても業界リーダーの並々ならぬ“産業振興”への決意が読みとれる。

法律そのものについての解説は省略するが、ここで昭和40年代を通しての生産自粛運動についてふれておく。真珠養殖の場合、生産自粛は直ちに品質向上対策にも結びつくことで、その後も一貫して生産業界において取り組まれてきた対策であった。

○昭和42年（1967）度――夏季２ヵ月間の作業中止。

○43年（1968）度――年間の施術作業期間を適期100日に限定。適期100日挿核として生産業界に長く定着する。

○44年（1969）度――前年の適期100日挿核に加えて、１日の作業期間を８時間以内に限定する運動を展開。

○45年（1970）度――この年からは新しく制定された真珠養殖等調整暫定措置法にもとづくカルテルに引継がれて、１つは真珠貝挿核施術の時期及び時間に関する制限と、真珠のうち過剰な部分の廃棄その他の処理をすべき数量及び処理の方法に関する制限を実施。

○46年（1971）度――45年度の２つの制限に加えて、真珠の浜揚げ時期に関する制限（品質改善のために10月10日以前には浜揚げを行なわないこと）を実施。

○47年（1972）度――前年度と同一の処置。

○48年（1973）度――この頃になると不況の側面も相当変化してきたため、不況カルテルは前年度までで終了、新たに①真珠のうち低品質の真珠の出荷及び廃棄、その他の処理に関する制限、②真珠の浜揚時期に関する制限、の２つを合理化カルテル（品質改善事業）として実施。49年（1974）度も同じ。

母貝・製核業界の不況対策

以上見てきたように、真珠業界――特に生産業界に対しては様々の手が打たれる中で、回復の兆しも比較的早目に見えてきたが、そうした業界の支えとなる母貝、製核業界に及んだ不況はどう克服していったのか。本史もそこにふれなければ公平とは言えまい。

真珠母貝の供給が、天然母貝採取時代から「養殖」の段階に発展していったのは戦後のことであり、真珠養殖漁家の原料確保という立場から進んで独自の産業として沿岸漁業の中にそれなりの位置を占めるのは昭和27～28年頃からのことである。しかしながら産業自体がその作業工程、地域性等々の面からも特殊なものであり、その組織化は真珠養殖業に比べて大幅に遅れていた。それまで８県の業界団体をもって全国真珠貝養殖連合協議会といった組織はつくられていたものの、地域によって結集度もばらばらであり、わずかに母貝価格の申し合わせと情報交換が行われているにすぎなかった。

不況の進展にともなって、当然のことではあるが真珠母貝業界が受けた打撃もまた深刻であった。母貝関係府県漁連がこの問題をいち早く取り入れ、真珠関係では初めてのことになるが、全国漁業協同組合連合会（全漁連）が需給調整対策に乗り出す。昭和42年（1967）６月１日、全漁連主催の関係漁連協議会を開催、

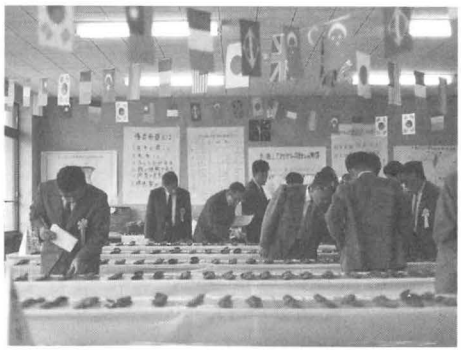

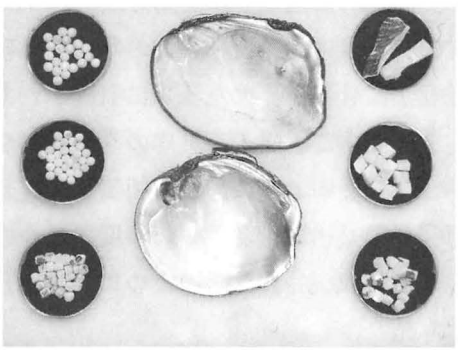

母貝と核は真珠の原点である。（左）母貝品評会から（右）核の製造工程

全国真珠母貝需給調整協議会を結成して、春と秋の母貝販売期に当っては需給調整の協議と価格維持対策に着手していく。6月15日の第2回会合では「真珠母貝は、需要の弾力性が著しく小さいことを特性とする商品であり、若干の需給の不均衡が直ちに大幅な価格の変動や流通秩序の混乱を来たす恐れが大きいので、この調整を図ることによる価格の安定を通じて、母貝生産漁家経営の安定に資する」ことを目的とした真珠母貝需給調整要領を定めている。

昭和42年（1967）秋売り母貝の取引に際しては、協議会に結集した全漁連及び関係府県の漁連は次のような方針を決定する。

①価格維持の理論的根拠としての母貝の生産原価の公表（8匁平均の母貝1個当り11円39銭）

②需給状況を勘案しての当面の対策価格の決定（100掛り標準もの3.7kg当り1,500円）

③全真連に対する協力及び価格協定締結の申し入れ。

④主要需要県である長崎県への供給計画策定に関する協議会の開催。

しかし、この内容は真珠養殖業界との合意には至らず、43年（1968）春売り母貝についても①春母貝の過剰分は自己負担において廃棄する、②自県内需給を原則として過当競争を避ける、③系統共販体制の確立を目指す、といった取決めを行なうが、これもまた一方で進む不況の嵐の前に、母貝・真珠両業界の合意までには至らなかった。

昭和43年（1968）秋売り母貝を最後に需給調整に関する協議も中断されたままになるが、生産業界の回復期に入った47年（1972）ごろからは逆に母貝の不足が問題になってくる中で、一応の問題解決がはかられていくのである。このことが教えるように、真珠産業にとっての需給調整、中でも価格問題というのは、その安定化をはかることが極めて難しく、この時代も結局は市況の回復——需要の増大によって救われたことになる。しかし、それでもなお、あの時代に組織化をはかり、かつ対話の中から自らの問題を克服しようとした動きのあったことだけは記憶に止めたい。

一方、これまた真珠産業を大きな力で支えていく製核業界はどうだったのか。

真珠養殖産業の初期には、石、角、骨、陶器、ガラス、大理石、貝殻、金、銀、鉛等が核の材料として用いられ、それらは現在も見本として残されているが、製核業が企業として誕生したのは大正2年（1913）のことで、大阪の貝釦製造業者であった小西菊太郎が藤田輔世兄弟の求めに応じて高瀬貝を原料とする1ミリの核を製造し、藤田らがこれを用いて真円真珠をつくったという報告が残ってい

る。その後は真珠養殖の盛衰につれて大阪、兵庫（淡路島）、三重、奈良県の製核業者が知られているが、戦後、昭和24年（1949）にアメリカ産ピグトウ貝の輸入が再開されて以来、製核業界の成長も急であった。昭和37年（1962）には全国に123業者が存在し、淡路島53、大阪府42、奈良、三重両県にそれぞれ14の業者が真珠養殖業を支えていた。いずれも戦前からの貝釦業者からの転換であったという。この年には中小企業団体の組織に関する法律にもとづいて全国一円の全国真珠製核工業組合も結成されている。

さて、そうして成長してきた真珠製核業界は、昭和40年代初頭の不況をどう迎え撃ったのか。折しも核原貝の産地であるアメリカでは、資源の減少による価格高騰問題ともからんで、深刻な場面を迎えることとなったのである。原貝価格の高騰と品質低下による製品歩留率の低下、そして一方では不況から来るところの真珠養殖業者の相次ぐ倒産によって、せっかく設立された組合の活動も大混乱を来し、その存在すら危ぶまれるものとなった。

昭和42年（1967）夏ごろから不況事態に対応するための調整規程が急ぎ準備される。翌年４月に農林大臣の認可を得て実施された調整規程は、「核原貝の購買数量および購買方法に関する制限」を中心に、①予想される核の需要に見合う程度に核の生産を制限し、②原貝輸入の計画化を通じて原貝価格の不当なつり上げを排除、また原貝品質の向上を図ろうというものであった。

しかし、これとてあまりにも急速に進んだ不況を克服するまでには至らず、昭和44年（1969）の調整規程の再設定は見送られ、廃業14業者、操業停止52業者を数えるまでになり、組合活動も崩壊していく。

なお、『真珠年鑑』（74年版）には次のような一文も見られる。平成の時代になって当面している課題をいみじくも指摘しているので、ここに記しておこう。現在問われている核の問題については、また後にふれる。

> 最近では、アメリカにおける野生動物保護の動きもあり、この面からアメリカ国外への輸出規制も問題となりはじめている。これらを総合して将来における核原貝確保は、必ずしも明るいとはいえない状況であるといわなければならない。
>
> かつて、わが国真珠業界は、真珠の主要仕向国であるアメリカの外国資産管理規制の規定による中国・北鮮産品輸入禁止措置とも関連して、みずから日本真珠振興会会長名による中国産原貝不使用声明（昭和39年５月７日）を発する等のこともあったが、その後の日中国交回復をはじめとする国際情勢

の展開のもとで、アメリカ産原貝依存からの根本的な転換をふくめた新たな検討が必要なことは必至といえよう。

大不況下の真珠振興会

ここで昭和31年（1956）に発足して以来の日本真珠振興会の歩みを振り返ってみたい。この間に起こった全ての問題の中にあって、あらゆる対策を一身に背負いこみつつ、獅子奮迅の活躍を繰り広げてきたのが、業界中央団体にして常にそのリーダーシップが求められていた真珠振興会の存在だったのである。

発足翌年に「真円真珠発明50年」記念事業を全国的に展開していくことにより、その存在を内外に示した真珠振興会だったが、機関誌『真珠』の発行を通じて、その活動の全ては業界に広く伝えられていく。昭和32年（1957）には「情報宣伝委員会」を発足させて「50周年」事業を担っていくが、翌33年（1958）には「市価安定特別対策委員会」を設置して、業界に対しての金融対策等に大きく貢献していく。そして大きな成長の陰にひそむ“ひずみ”を是正すべく、真珠産業の「総合振興対策」をまとめ、各方面に対しても積極的に陳情活動を展開した。内容としては、①生産体制の確立と品質向上のともなう計画生産の断行、②流通機構の整備と価格安定、そして③海外市場の開拓と粗悪品の輸出防止対策等であった。34年（1959）からは事業の拡大、定着のために「第２種会員」の募集を開始、あわせて先に発足した「市価安定特別対策委員会」を発展的に解散して、生産・輸出・加工各組合にそれぞれ対策委員会を設置して問題の具体的解決をはかっていく。この年から欧米８ヵ国の市場調査をジェトロに委託。その都度、報告書をまとめて業界内への告知をはかっていった。伊勢湾台風、チリ地震津波被害などに対しても、全て業界窓口として国会をはじめ関係各方面への働きかけも進めている。

昭和35年（1960）には御木本本美隆会長が自ら全国を回り、真珠産業全体の結束を訴える一方で生産団体の大同団結を強く働きかけ、36年（1961）には「全国真珠養殖漁業協同組合連合会」（全真連）が発足して自らがその初代会長に就任したことは既に述べた通りである。そして真珠養殖事業法の改正に関しても真珠振興会が自らの課題としてとりあげ、①区画漁業権の大臣免許、②生産に関しては経営者優先原則、③計画生産の実施等を働きかけていった。

もちろん活動は生産面ばかりではなく、昭和39年（1964）の東京オリンピック開催を契機に対外宣伝の重要性も訴え、来日した各国役員に真珠をプレゼントす

るなどの宣伝事業も進め、「日本真珠小売店協会」の設立もリードしていく。41年（1966）の「真珠白書」発表後には、その対策委員会を断続的に開催して中味に盛られた各種対策の実現に大きな力を発揮する。また新計量法によって、真珠の重量単位である「匁」が使用できなくなったため、真珠振興会が中心となって大胆な復活運動を展開、43年（1968）になってその使用が特例として許可された。真珠振興会会長名で①単位の表記には「もんめ」を使用、②はかりには分かりやすい個所に「真珠用」を表記、③はかりには指定番号を記入し、製造年を併記、④はかりの種類、構造について、等の念書を通商産業省に提出している。

不況事態に直面してからの真珠振興会の役割は、なお一段と重みを増すことになる。昭和42年（1967）９月、生産・流通それぞれの問題に対し機敏に対処していくべく、生産部会と流通部会を設けて問題の根本的な洗い出しを進める一方、「広報委員会」を設けてマスコミをはじめ海外バイヤーにも積極的に接触していく。同時に「輸出水産業の振興に関する法律」にもとづき組合を設立して価格安定のため自主的に輸出真珠の最低販売価格の協定を行い、あわせて輸出真珠の調整保管ならびにこれにともなう金融措置を講ずることを確認して、同法に真珠を指定するよう陳情活動を開始し、43年（1968）になって真珠が同法における輸出水産物として指定されるや、真珠振興会が準備事務局の役割を果して「日本真珠輸出水産業組合」を設立するのである。同法に関連して実施される「真珠加工主任技術者講習会」は同年９月に第１回目が開かれている。

この頃になると真珠不況も本格化の様相を見せはじめ、関係県知事から不況対策の要望が国会に陳情されたり、自民党の中にも「真珠関係県議員懇談会」が設けられて真剣な不況克服が議論されていく。もちろん全国各地では生産、流通それぞれの危機突破大会が開かれるなど、真珠振興会は想像を絶する激務の中に置かれていった。

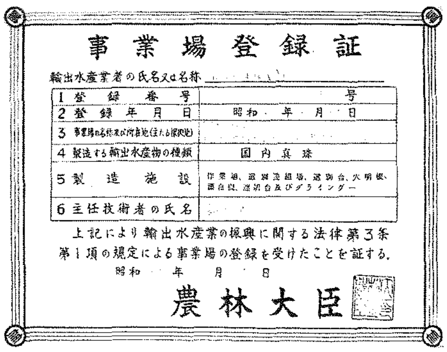

事業場登録証

輸出水産業者の氏名又は名称

1 登録番号	号
2 登録年月日	昭和　年　月　日
3 事業場の名称及び所在地（主たる事業所）	
4 製造する輸出水産物の種類	国内真珠
5 製造施設	作業場、選別及び組場、選珠台、穴明機、漂白設、選別台及びグラインダー
6 主任技術者の氏名	

上記により輸出水産業の振興に関する法律第３条第１項の規定による事業場の登録を受けたことを証する。

昭和　年　月　日

農林大臣

加工業者に交付された事業場登録証

真珠振興会創立以来、会長として、もちろん日本真珠産業の象徴として先頭を走ってきた御木本本美隆会長は、かねてより健康上の理由で辞意を表明してきたが、昭和44年（1969）２月、後任会長に真珠養殖事業審議会会長を経験した楠見義男農林中央金庫理事長を迎えることとなった。御木本会長は同時に全真連会長も辞している。

この年には「真珠養殖等調整暫定措置法」も施行され、いよいよ本格的な“不況後”対策が講じられる時期にあたっていたが、農林事務次官も経験した楠見新会長の下、業界は再建に向かって新たなスタートを切ることとなった。楠見会長就任と同時に理事定数を減らし、これまで名目的なものであった評議員制も廃止された。そして業界各層から幅広い、かつ現場に即した意見を聞くために参与制度の活用が明らかにされ、次の各氏が参与に委嘱されている。

［振興会参与］
東京　東茂、小山竹三、清水英夫、浜口求、三輪邦彦、棟朝幸夫
伊勢　覚田嘉栄、佐藤忠揚、実藤盛男、富沢弥策、西岡光夫、加藤荘次郎
神戸　大月尋男、岡添貞撫、奥田一郎、金子源吉、下遠重正、田﨑俊作、中桐政和、森正男

楠見会長は、混迷する真珠産業の中心にあって、暫定措置法による新たな真珠養殖業の展開、そして消費拡大のための様々な宣伝事業の方途をリードしていくが、やがて業界全体の議論が調整保管真珠の販売対策に及んでいった昭和45年（1970）９月、自らの辞任と会長代行に西村金造全真連会長を推すことを表明、後事を業界人自身の手に託したのである。翌年５月の通常総会において西村会長が誕生する。

産業基盤の確立に向かって

不況克服から平成時代まで

真珠不況の終息

流通・金融の改善構想

前章に続いて。真珠振興会は西村金造会長時代にどんな施策をとったのかを見ていきたい。不況は底をついた感があり、次なる新時代に向かって業界は大きな曲り角に立っていた時代でもある。

具体的な数字で見てみよう。まず生産についてだが、全真連の共販総平均価格を見ると、昭和41年（1966）度が匁当り1,074円であったものが、翌年から46年（1971）度にかけて750円、706円、900円、711円、824円と進み、47年（1972）度には1,524円、そして48年（1973）度には2,052円に上昇するのである。これを輸出平均価格にあてはめても、匁当り2.65ドルであった41年度から順を追って2.42ドル、2.21ドル、2.22ドル、2.12ドル、2.07ドルと下向きに推移、47年になって2.65ドル、そして48年には5.08ドルと、やはりここにも46～47年にかけての回復傾向が見られている。（『日本真珠産業論』より）

もちろん生産量そのものはこの時期に来ても減産の一途をたどっているが、これはある意味で当然である。つまり不況対策としてまず取組まれたのは調整保管であり生産自粛運動であったこと、そしてもう１つは不況による養殖漁家の規模縮小や経営破綻があったのだから、少なくとも３万貫、４万貫という“異常”な事態からの脱却はここに実現したということも言える。

西村会長時代になってまず取組んだのは、真珠振興会そのものの機構縮小であった。関連して設立以来発行されていた機関誌『真珠』も休刊となる。そして昭和45年（1970）10月の理事会では「真珠養殖の流通・金融の改善構想」が提案され、行政・金融も加えた専門家によって次のような内容が明らかにされた。

○真珠の流通・金融の改善構想

（昭和45年10月７日、日本真珠振興会例会に提案）

１　真珠業界における問題点

⑴流通体制の未整備

⑵真珠価格の不安定

⑶加工業者の体質悪化

業界の今日における最大の問題の１つは流通体制にあり、その不備からく

る加工業者の過当競争――価格不安定――バイヤーの投資意欲の減退――市況悪化――加工業者の体質悪化――金融の後退の悪循環となり、不況長期化を招いていると考えられる。

2　改善の方向と構想

(1)改善のねらい

a　真珠価格の安定化と需要拡大

b　流通秩序の改善による過当競争の防止

c　金融の円滑化による加工業者体質の強化

(2)改善の構想

a　輸出水産業組合事業の再開

①特定製品の品質の格付と基準価格の設定による価格の安定

②原珠の安定的供給と原珠の購入資金の供給

③生産者団体との取引近代化による原珠流通秩序の改善

b　真珠販売会社の設立

①会員製品の受託販売

②会員製品の担保金融（信用限度の設定）

③輸出、内需の拡大――新規ルートの開発

c　信用保証協会の新設（金融の円滑化）

①原珠仕入資金の保証

②受託販売、担保金融資金の保証

③流通改善、販路拡大等、業界諸施設に対する補助事業

○改善機構の前提

1　輸出製品の格付

格付対象真珠はすべて輸水組の格付を受けなければならない（格付証紙のないものは輸出できない。）

2　原珠資金、販売、仮渡資金の信用補完

対金融機関債務については信用保証協会が保証するが、輸水組、販売会社の債権については業者保証、その他担保による債権保全措置をとる（引取義務を含む）

3　販売会社の受託販売

原珠資金または会員の事業量に応ずる一定割合の強制受託、あるいは価格支持の必要な特定品目の受託

4　信用保証協会の財源

加工業者、金融機関、国などを予定、基金の規模４～５億円、公益法人として税法上の優遇措置の確保

○改善のメリット

1　価格支持制度を背景に真珠価格の安定化、国際信用の回復
2　生産、加工、輸出を通ずる流通秩序の改善
3　計画生産体制への移行の準備
4　新規販売ルートの開発推進
5　加工業界に対する金融の円滑化
6　全真連等、系統機能の生産、経営指導の集中化
7　品質の向上

ここで言われていることは、①輸出水産業組合の価格カルテル設定による価格の安定、②販売会社の新設による販路の開拓と受託販売及び担保金融を通じての価格の維持、③信用保証協会の設立による円滑な金融、ということで、当時の業界が目指している点が明確に表明されている。

次いで昭和46年（1971）に開かれた真珠養殖事業審議会では、長期にわたった不況の実態に鑑みて、当面する問題点と今後の方向性について総合的に検討していくことが提案され、審議会の中に基本対策に関する専門委員会を設置、47年（1972）１月から８月まで７回にわたる議論を重ねた。ここでの問題点集約を受けた審議会は、以降３回にわたる集中討議を行い、48年（1973）３月15日をもって農林大臣に対して「真珠養殖事業の基本対策について」を建議した。長文になるが、その後の産業政策の柱とも言うべき項目が全て盛り込まれている内容なので、「資料①」を参照されたい。

“真珠ひと粒運動”の展開

不況からの脱却にあたって、日本の真珠業界は自らを律する作業にのみ追われていたのではなかった。真珠の価値の素晴らしさ、その真珠を装うことの楽しさを、全国の、いや全世界の人々に伝えていこうという思いは、不況からの回復が予感されるにつれて業界人の胸の中にたぎってきた。昭和45年（1970）６月に大阪で開催された万国博覧会において実現した「真珠のためのアメリカン・ファッションショー」や外国からの来場者を対象にした「フレンドリー・パールピン・プレゼント」運動などを皮切りに、真珠の宣伝事業が業界の大きな柱として登場

第１回インターナショナル・パール・デザイン・コンテストの表彰式（左）と発表会（右）

してくるのである。それまでは“守り”の業界であったが、やはり世界唯一の真珠供給国としての使命として、外に“打って出る”産業に脱皮していこうとの強い決意がそうした事業を支えていった。

もちろん、こうした事業には資金が要る。拠出金として集めればそれで済むのかもしれないが、依然として根っこにあるのは限りなく業界規模を縮小させていた不況の残滓である。真珠振興会の西村金造会長は、傘下の日本真珠小売店協会とも連携を取りつつ、「花珠真珠を１人ひと粒でいいから拠出していこう。それをもって真珠を世の人々に訴えていこう」と呼びかけ、実現したのが「真珠ひと粒運動」であった。もちろんこれには時間もかかったが、昭和48年（1973）になって「第１回パール・デザイン・コンテスト」となって開花した。

「第１回インターナショナル・パール・フェスティバルのメインイベントとして行なわれるもので、従来の固定概念にとらわれない真珠の新しい可能性の発見を目指すと共に、パールデザイナーの作品発表の場、宝飾デザイナーの登竜門として毎年行なっていこうとするものである」との開催趣旨のもと、１月中旬から関係方面への告知作業を開始し、５月の締切りまでに305点の応募を受付けた。

一般の部グランプリには歌手から宝飾デザイナーに転向して時の人となっていた梶光夫、専従グランプリには田中耕一両氏の作品がそれぞれ選ばれ、東京・日本橋の三越で行なわれた入賞作品発表展示会には三笠宮妃殿下も会場を訪れている。その後、神戸、札幌の三越でも展示され、連日大勢の人々でにぎわった。

いま、世界唯一の真珠供給国と記したが、いわば特産品であるが故に宣伝の必要性はない、というのがそれまでの業界人の発想であった。必要であれば世界中から買いに来る、それが日本の真珠である、という独得の思いが業界を支配してきたことは率直に認めなければなるまい。しかし時代の変遷につれ、いかなる商品も世にあふれる数々の商品との競合のときを迎えており、その価値を、その良

さを自ら訴えていかなければ人々はその商品に目を向けてくれない、そんな時代になってきたことを、いま真珠業界人もしっかりと見つめるようになってきた、ということが言えよう。その意味でも「真珠ひと粒運動」の果たした役割は限りなく大きかったのではなかろうか。

「真珠産業研究会」の提言

昭和49年（1974）６月、日本真珠振興会の西村会長は今後の業界運営を「不況対策という後ろ向きの時代は終った。新しい時代に向けて総合的な産業振興をはかるべし」として、副会長に本間利章を次期会長含みで推し、翌50年（1975）５月の通常総会において本間会長体制がスタートしている。49年には３月に開催された真珠養殖事業審議会において、佐藤忠揚、田﨑俊作、金井厚委員らから「ようやく回復期に入ったいま、長期にわたる安定発展の道を早急に確立すべきであり、そのための研究会の設置を」という求めがあり、５月には研究会準備委員会を開いて次のような要綱を作成した。

○真珠産業研究会要綱
（昭和49年５月９日、準備会議において確認）

⑴真珠産業研究会（以下「研究会」という）は、長期にわたる不況からようやく回復期をむかえるに至った新たな段階に対応し、将来にわたる安定的発展をめざす真珠産業の基本対策について検討を行なうことを目的とする。

⑵研究会には、日本真珠振興会構成各団体、全漁連系統団体および水産庁から参加を求めるが、討議内容に応じ、その他の機関または団体にも随時参加を要請することとする。

⑶研究会は、基本対策について業界のコンセンサスをつくりあげることを中心とし、参加者がそれぞれ個人の資格で自由に討議できる場とする。研究会において合意の得られた事項については、それぞれの機関または団体が対策としての具体化をすすめる。

⑷研究会における基本対策の検討の期間は約１年とし、この間月１回程度会議を開催する。

⑸研究会の事務局は、日本真珠振興会が担当する。

そして６月11日の第１回から数えて11回の会合を重ね、昭和50年（1975）10

月、「提案」をまとめ発表しているので、「資料②」を参照されたい。

ちなみに第１回会議出席者は次の各氏であった。

西村金造（座長）、佐藤忠揚、森正男、田﨑俊作、金井厚、覚田嘉栄、横瀬寛一、藤原勘一、浜崎礼三、浜本忠史、井上弥栄、諏訪光一、馬岡清省、高頭芳夫、丹下孚、佐久間徹

「真円真珠70年」を祝って

昭和52年（1977）は、先の「真円真珠発明50年」記念事業を盛大に祝ってから20年――つまり「真円真珠発明70年」に当る年である。この間、長期にわたる真珠大不況も経験したが、その後始末とも言うべき調整保管真珠の販売もほぼ終了、業界はいよいよ次なる時代に向かって新しい一歩を踏み出そうとしている、そんな時であったし、西村金造座長のもとにまとめられた真珠産業研究会からの提言も明らかにされ、業界関係者が心を１つにして本格的な“真珠産業再構築”に取り組んでいこうという思いを新たにしている、そういった時でもあったのである。

この年２月には真珠振興会の中に「真円真珠発明70年」記念事業の実行委員会が設置され、同時に全事業を支える資金の問題に対応しての財務委員会も設けられた。事業全体を「インターナショナル・パール・フェスティバル'77」（略して「IPF'77」）とした全事業の総費用は5,500万円を見込み、そのうち1,500万円を全真連を中心とした生産業界が、残り4,000万円を流通業界が負担することになり、業界内外に幅広い協力が呼びかけられた。

発表された「IPF'77」の事業は次の４つの柱で構成された。

①一般消費者に対するパブリシティ・イベントを目的とした銀座ソニービルにおける一連の催事

②ファッションとの結びつきへの提言、デザイナーの育成を目的とした「第５回インターナショナル・パール・デザイン・コンテスト」及び「パール・ファッションショー」

③先人の偉業をしのび、業界人が一堂に集い懇親を深め、より一層の業界の発展を祈念する記念式典

④真珠産業の中に占める海外マーケットの需要拡大や海外における真珠のイメージアップ、それに国際親善を目的とした「真珠親善大使の欧米派遣」

⑤その他

特筆すべきは、パール・プリンセスを選出して欧米に親善使節団として派遣す

る事業に関しては真珠輸出組合が全面的な協力を約束、また記念式典を真珠発祥の地・伊勢市で開催するについては、地元三重県内の業者が別途資金集めをしてこれに協力する意向を表明するなど、全業界的に極めて意気の高揚する中で記念行事は進んでいったことである。結果、業界内外から寄せられた拠出金は7,603万円となったこともここに報告しておきたい。

年間を通した事業の概要は次の通りである。

▽5月21日＝デザコンの最終審査でグランプリを獲得したのは菅沼裕美子さんで2年連続のグランプリとなった。特別審査員に近衛甯子さんを迎え、周年事業にふさわしい話題性に富む内容となった。国内の巡回展示は、6月8日からのミキモトホールを初めとして全国10ヵ所が予定されており、海外については真珠親善大使とともにアメリカ、スペイン、西ドイツ、フランスで発表展示される。

▽5月31日＝パール・プリンセスの選考会がミキモト本店において行なわれ、6月4日の最終選考会で慶応大学大学院生の隈部まち子さんに決定した。

▽6月1日＝「IPF'77」の幕はここから切っておとされた。東京・銀座にあるソニービル角のスクエアーに“空中いかだディスプレー”が設置され、㈱御木本真珠島から派遣された3人の海女さんが道行く人々に5,000個の真珠貝や絵ハガキをプレゼント、5日までの期間中、スクエアー前の徒歩通行人は、ソニービル調べでも110万人に達したという。アンケートクイズの応募者も5,000通近いものとなり、抽選で真珠製品がプレゼントされた。

▽6月7日＝東京のホテルオークラにおいてパール・デザイン・コンテストの表彰式及び入選作品の発表会が開かれた。パール・ファッションショーや日仏トップデザイナーによるパール・ファッションの競作なども、プログラムには織り込まれている。前者においては“真珠の魅力の再発見”をテーマに、演出、モデルともに斯界のトップクラスをそろえ、後者ではフランス側がクリスチャン・ディオール（真珠を中心にサンゴをあしらったネックレスとダイヤモンドを使ったブレスレットの組み合せ）、日本側が花井幸子（ピンクのタフタ地を使用したイブニングドレスと9,000個の真珠をぬいとった同色のベストの組み合せ）の、文字通り“競演”となったのである。

▽6月14日＝神戸オリエンタルホテルにおいて「インターナショナル・パール・フェスティバル'77 in KOBE」が開かれる。これは先に東京で行われたファッションショーを神戸に移して開催されたもので、アトラクションとして歌手の「フランク永井ショー」もパーティーを盛り上げている。

▽６月18日＝目黒の迎賓館において開かれたネオ・トロピカル協会主催のパーティーに協賛し、デザイン・コンテスト入賞作品を使ってのファッションショーを実施。

▽９月21日＝パール・プリンセスの隈部まち子さんが農林省に鈴木農林大臣を表敬訪問。

▽10月４日＝賢島カントリークラブにおいて「日本真珠産業懇親会・ゴルフ大会」開催。夜は志摩観光ホテルにおいて記念式典前夜祭を開いた。ゴルフ大会、前夜祭、そして翌５日の記念式典後のアトラクション等については、地元三重県下の真珠業者が全面的に協力、地元の特別募金でまかなわれている。

▽10月５日＝午前には伊勢の真珠会館において記念のパネル・ディスカッション「品質問題について」がもたれ、丹下孚、木村銀司、浦城晋一、杉本仁弥、関政夫の５氏によって、真珠の品質問題を語り合った。

午後は伊勢市観光文化会館において記念式典が開催された。陸上自衛隊第10音楽隊によるファンファーレで開幕、本間利章真珠振興会会長は、その挨拶において「真円真珠発明70年」の意義を高らかにうたいあげている。

本間利章日本真珠振興会会長あいさつ

本日ここに真円真珠70周年記念式典を挙行いたしましたところ、日ごろから格別のご指導、ご高配をいただいております来賓各位多数のご来臨を賜り、また、業界あげてご参加いただき、有難うございました。

日本で生まれ、日本で育ち、世界中の人々から愛される美しい真珠も既に70年を経過いたしました。この世に新しい産業を生み出し、かつてはわが国全輸出額の１割近い実績をあげ、外貨獲得にも多大の貢献をし、真珠といえば日本というイメージを植えつけてまいりましたその真珠も、一面ではかつての高度成長のさなかでは大変に苦難な道を歩み、公害汚染や海外市場の不況に苦しみつつも、生産、販売両面の低下に耐え、今日にいたりました。

低成長の近年、先人の偉業をつぎ、業界あげて優良稚貝の確保、漁場改善、養殖技術の改革等に不断の努力を続けた結果、今日では質、量ともに復活の道をたどり、幸いにして輸出、国内販売の双方も年々増加の傾向を示しており、ここにかくも盛大な行事を我々の手でとり行なうことができましたことはご同慶にたえません。

我々、業界人としましては、この機会に生産、販売が一丸となり、今後の業界の長期安定、発展のために更なる最善の努力をいたすことを誓い、本日

のこの式典を記念すべき契機にしたいと存じます。

終わりにのぞみ、本行事に際し献身的なご尽力をいただいた実行委員、財務委員のかたがた、そして地元・伊勢のかたがたに対し厚くお礼を申し上げ、かんたんながらごあいさつといたします。

水産庁長官、三重県知事、伊勢市長の祝辞に続いて、業界功労者19名、永年勤続者110名が表彰された。業界功労者は楠見義男、栗林徳一、佐藤忠勇、山本清松、千村重友、覚田嘉蔵、西岡光夫、南平左衛門、山本勝、金井厚、御木本美隆、山本敬次、脇専一、松尾圭起、木下豊、松本梅吉、福島恒蔵、水本昌平、小竹幸作の各氏（順不同）である。また次の18氏には感謝状が贈呈されている。

丹下孚、西村純平、木村銀司、杉本仁弥、関政夫、高山活夫、小関信章、森本修、影山衛司、坂口吉重、浦城晋一、小林新二郎、アラン・マクナウ、フェルナド・アルベリコ、ピーター・チェルボンカ、浜本忠史、諏訪光一、井上弥栄（順不同）

式典後はお楽しみ抽選会や歌手「青江三奈ショー」などで華やかに「70年」を祝っている。

▽10月６日＝恒例の「真珠祭」が記念行事の一貫として組まれ、業界リーダー勢ぞろいの中で、真珠貝供養法要、真珠貝の放生会、海上パレードなどが繰り広げられた。

▽10月８日～27日＝真珠親善使節団一行が欧米４カ国を訪問。各国ごとの反応は次の通りであった。

［アメリカ］

使節団一行を一流ジャーナリズムがこぞって取りあげ、反応の大きさは完

真円真珠発明70年を祝って式典（左）とパールプリンセスの海外派遣（右）を行なう

全に予想を上回った。パール・プリンセスの存在や日宝真珠提供による大珠の紹介など、話題性に富んだ構成となったことも成功の理由だが、ファッションにおける回帰傾向が強まっていることも真珠再認識につながり、潜在需要国の失地回復に一層のはずみをつけた。

［スペイン］

かつては真珠輸入組合もあり、比較的活発な活動を行っていたが、現在では完全に解体し、業者も全国に散っていた。それが今度の使節団訪問によって業者間に再結束のムードが生まれ、日本の業界に対する強い期待を表明した。使節団からも具体的なアドバイスが為されたが、スペイン業界としては、日本との貿易の拡大によって真珠を国内に位置づけたいとしており、その意味では思わぬ成果を挙げたと言えよう。特に、国内措置によって輸入ライセンス枠が厳しくなっているが、この問題はわが国との「真珠」「宝石」バーター制などの採用により、決して開けない道ではなく、アメリカ同様、潜在需要の再発見ということでは、使節団の役割をより一層重要なものとした。

［ドイツ］

PR 媒体を電波や活字でなく、折から開催されていた宝石見本市への参加という形で進めた。このことは一般消費者よりも、むしろ業界内 PR にねらいを定めたものであり、より根っこのところでの効果促進をはかることにした。この宝石見本市は53年度には真珠をテーマに設定することになっており、その意味では日本側に宿題を与えたということになろう。見本市会場でのパール・プリンセスの活躍も記憶にとどめたい。

［フランス］

パリ市庁舎表敬訪問など、儀式的要素が強かったが、使節団最後の総仕上げとしてはふさわしいスケジュールをこなした。

長期安定への道筋

業界組織の整備と機能強化

昭和も50年代に入ると、至るところに真珠大不況からの復活の芽が感じられるようになっていた。統計的にも42年（1967）以降、一貫して減少の道をたどってきた生産量も、50年（1975）を底に上昇に転じ、一方の消費のバロメーターでもある輸出についても、52年（1977）を底にして翌年から１万貫台を確保していくのである。金額的には50年からわずかずつではあるが上向いてもいる。前章で見た「真円真珠発明70年」記念事業は、まさにこうした大きな反転期の、それこそ日本の真珠業界人が心を１つにしての再出発の号砲であったのかもしれない。そうした時代を背景にしつつ、業界団体の整備が内容の充実をともなって進められていくが、真珠振興会の歩みにその跡を見ていこう。

生産業界においては、真珠関係各県にある真珠養殖漁業協同組合で構成される全真連が産業政策の多くを担当してきたことについては前述の通りだが、昭和30年代に入ってからは、当初は稚母貝の一大供給地として、やがて真珠の養殖も含めた真珠生産地として急速な成長をとげてきた愛媛県下の総合漁協の存在は極めて大きなものとなっていた。昭和52年（1977）１月、真珠振興会は愛媛県漁業協同組合連合会を第１種会員として迎えることになり、ここに生産対策に関しての全国統一的な足並みがそろったのである。やがて愛媛県下の真珠生産量が全国のトップを占めるまでになったことを考えれば、当然のことであったと言わなければなるまい。

昭和54年（1979）になって、琵琶湖の淡水真珠養殖業の組織である滋賀県真珠養殖漁業協同組合を６月に、そして12月の臨時総会において全国真珠養殖調整組合連合会と、その年11月に誕生したばかりの財団法人全国真珠信用保証基金協会も加わって真珠振興会の傘下団体は10団体にまで成長した。

昭和20年代後半から30年代にかけて、真珠振興会とその誕生を支えた全真連（当時は全国漁協）、加工組合、輸出組合、そして小売店協会の発足の行きさつについては既にふれたが、ここで他の団体についても設立年代順に簡単に記しておこう。

愛媛県漁業協同組合連合会

昭和24年（1949）２月に施行された水産業協同組合法に基づいて、同年10月に設立された。戦後の混乱と荒廃の中から、新たな漁村建設を目指す85漁協を構成員としての出発であった。

愛媛県における真珠産業の歴史は古い。明治40年（1907）、南宇和郡の御荘湾において、小西左金吾が伊勢から海女数人を雇って天然アコヤ貝の採取に着手したことからスタートを切る。その意味では宇和海における真珠産業も、今年、100年目を迎えたことになろう。小西は真円真珠養殖を目指して西川藤吉の高弟・藤田昌世を招いて技術の修得につとめたといわれる。

愛媛県水産試験場の技師であった大月菊男も、向田助一や、向田伊之一らの協力を得て真円真珠養殖を研究、やがて大月真珠、向田真珠が創設され、昭和10年（1935）には高品質な真珠を生産して、ここに“宇和海の真珠”が全国的に名声を得るきっかけをつくった。

もともと宇和海は良質な天然アコヤ貝の産地として知られていたが、戦後の急速な真珠養殖着業の動きにあわせて稚母貝養殖業も拡大を続け、やがて母貝の一大供給県へと発展していく。県下における母貝と真珠養殖の双方を支えたのは、昭和35年（1960）に誕生した愛媛県真珠養殖漁業協同組合と総合漁協系列の地区漁協のたゆまぬ努力の賜であり、その意味では“愛媛県漁連”の真珠振興会加盟は遅きに失した感もあったのである。現在、組織としては母貝に関しての「愛媛県真珠貝養殖漁業協同組合協議会」（略称・母貝協議会）と真珠養殖に関しての「愛媛県真珠養殖漁業協同組合協議会」（略称・愛媛県真珠協議会）がそれぞれ活躍している。

なお、愛媛県漁連に関係する真珠産業の歴史については、平成12年（2000）10月に発行された『愛媛の漁業と県漁連の50年史』の中にくわしく述べられているので、そちらを参照されたい。

滋賀県真珠養殖漁業協同組合

昭和35年（1960）設立。真珠振興会加盟時の組合員は51名を数えていた。組合員の生産する淡水真珠の一元集荷や価格安定対策、それに年間30回前後の交換会などを行う。県の漁業資金の転貸融資や母貝の需給調整、漁場確保対策などを進めるが、この当時から中国における淡水真珠生産の情報が頻繁に入ってくるよう

になったため、中国に調査団を派遣するなど各種事業に取組む。琵琶湖総合開発事業による水位の低下などもあり、現在ではわずか数件の養殖業者を残すのみとなった。

海外真珠輸出水産業組合

海外における真珠養殖の発展が過当競争による不当廉売の恐れもあることから、輸出水産業の振興に関する法律にもとづき、昭和39年（1964）４月に海外真珠を輸出水産物に指定した。同年５月、海外で真珠を生産する企業による「日本海外真珠輸出水産組合」を設立、７月より正式発足した。その後、43年（1968）になって名称を「海外真珠輸出水産業組合」と改称、海外における真珠養殖事業の健全なる発展と国内真珠産業との協調をはかりつつ、計画生産、価格の安定等を基本に組合事業を進めていく。

主な事業としては調整事業と品質の維持対策で、前者については海外産真珠の価格安定を図るために調整規定を設定し、生産真珠（輸入）の全量について販売価格（最低）の共同評価を実施して価格の維持を目指し、後者については、全ての真珠の品質検査を行なって粗悪真珠を廃棄処分している。その他、随時、連絡会を開催して情報の収集や意見の調整などを行なうことによって海外産真珠産業の長期安定対策を講じている。

なお、海外における真珠養殖事業については昭和40年（1965）の水産庁指導方針により、次のようになっていた。いわゆる「海外３原則」である。

海外における真珠養殖事業について
（昭和40年３月17日水産庁、昭和42年12月19日一部改正）
［基本方針］

第１　海外における真珠養殖の進出については、基本的に次の３原則を堅持する。

⑴真珠養殖技術は公開しないこと。

⑵生産された真珠は全量を日本に輸入とし、販売権は日本側が取得すること。

⑶生産量は、品種別、形態別に一定の範囲内で行うこと。

海外における真珠養殖事業の進出については前項の３原則を堅持した場合においても、あこや貝を母貝とするものは認めないものとする。

第２　海外における真珠養殖事業への進出は、相手国の政情が安定しており、かつ、母貝資源の実態が把握され、企業化への見通しが確実であって、国内真珠事業との競合が懸念されない場合であること。

［適格性］

第３　海外における真珠養殖事業に進出しうる者は、次の各号のすべてに該当するものであること。

⑴第１の３原則を守ることができると認められる者。

⑵真珠養殖事業について経験、信用および資力を有する者。

⑶斯業相互間の協調に積極的に努力する者。

［提携の形態］

第４　役務契約による提携を原則とすること。

［生産計画］

第５　生産品のサイズ別等の生産計画について、必要な場合は指示することがある。

なお、現在の海外における真珠養殖事業１企業の年間施術母貝数については、水産庁は、10万貝を限度とすることを業界（海外真珠輸出水産業組合）に指示し、業界もこの線で生産量の自主調整を行っている。

◇事業許可方式

わが国側から技術者を提供して海外において真珠養殖事業を行ない、その技術、役務等の対価を生産された真珠で受けとるという、現在行われている一般方式の場合のわが国の制度は、外国為替管理令第17条２項の規程に従って、役務に関する契約および決済に関する許可申請を日本銀行に提出し、その許可を受けることになっている。この際、契約内容については、あらかじめ水産庁が検討することとなっている。

日本真珠輸出水産業組合

真珠業界には、かねてから真珠養殖事業法改正問題として、真珠産業の急速な発展に対応する新たな法制的措置を求める動きがあり、その一貫として加工・輸出段階における価格安定のための制度が検討されてきたが、先の真珠不況に対処する必要から、さらにその検討が急がれた結果、最終的に「輸出水産業の振興に関する法律」にもとづく真珠加工業者の新組合設立がすすめられることになった。昭和43年（1968）５月、農林大臣の承認を得て設立されたのがこの組合である。

日本真珠輸出水産業組合の創立総会（左）と全国真珠信用保証基金協会の創立総会（右）

組合は「輸出水産業の振興に関する法律」にもとづき、一般的な経済事業等のほか、輸出水産物に関する調整事業（カルテル）を行なうことができることとされており、当面する不況事態に即応して加工真珠の価格維持を図るため、組合設立と並行して同事業の準備がすすめられた。具体的には、一定の中心的な規格の加工真珠について、「販売方法の制限」および「販売価格の制限」を実施することとし、この制限の内容およびその実施について調整規程を定めて実施するというものである。

組合は、農林中金ほか市中銀行等６行の協力による必要な融資枠の設定等も行ない、東京および神戸の両事務所において業務を開始したが、当初から本組合の設立をめぐっては業界内部に重大な意見の不一致があり、これが組合設立後も有力大手業者の未加入として尾を引き、その影響が少なくなかったこと、組合員についても、本制度と組合設立の趣旨が必ずしも十分に徹底されず、不況の浸透にともなう原料珠価格の低落によって、経営の好転が見られたりしたため、組合への結束がともすればゆるみがちになったこと等の理由により、早くも事業初年度にして業務の遂行に困難を生ずるに至った。

このため、第２年度における調整規程の設定も見送り、しばらく事態の推移を見守ることになり、その後、清算されることになった。

全国真珠養殖調整組合連合会

不況の中から生まれたカルテル法律「真珠養殖等調整暫定措置法」は昭和44年（1969）に施行されたが、同法にもとずく真珠養殖調整組合の設立が関係県ごとに進み、45年（1970）５月までに三重、愛媛、長崎、熊本、大分、鹿児島、そして福井の７県において組合が設立された。続いてこれらを会員とする連合会設立

へと作業が進められ、同年６月になって神戸の真珠会館において創立総会にこぎつけた。西村金造理事長、藤原勘一・加藤荘次郎副理事長、高橋泰彦専務理事という人事でのスタートである。

事業の内容としては、各県調整組合が実施する安定事業（不況カルテル）または品質改善事業（合理化カルテル）の総合調整が基本的な事業とされ、初年度には当面する業界事態に対処して次のような総合調整規定を定めた。

①真珠のうち過剰な部分についての廃棄その他の処理をすべき数量および当該処理の方法に関する制限（真珠の出荷に当たって真珠の各サイズに応じた一定割合「平均20％」の下級真珠を組合に無償供出し、これを廃棄または核再生処理とする）

②挿核施術の時期および時間に関する制限（挿核施術の時期をそれぞれの海域ごとに年間を通じて適期100日間に限定し、また１日の挿核施術の時間を８時間以内とする）

２年度目以降も前年度の①、②をベースに、「真珠の陸揚げ（浜揚げ）時期に関する制限」等々を加えつつ、各年度の不況対策を進めていった。

㈶全国真珠信用保証基金協会

昭和52年（1977）５月、全真連は「公益法人真珠価格安定基金（仮称）の設立について」とする要望書を水産庁はじめ各方面に提出した。日本の真珠産業は長期にわたる不況を克服したものの、浜揚価格の不安定や漁場環境の悪化など、依然として困難な問題に直面しており、ここで調整保管事業の終結から得られた清算益金をもって「浜揚価格の安定を図るため実施する調整保管事業に必要な資金の導入を容易にするための信用保証業務」等を行う基金構想を、というものであった。全真連内部にこのための対策委員会も設置され、行政サイドの検討事項との調整も進められていった。途中、様々の曲折はあったものの、業界自らが自主財源を確保してまで長期安定策に立ち上がった意義は大きく、54年（1979）11月になって独自の信用補完機構としての「財団法人全国真珠信用保証基金協会」の設立発起人会、そして農林水産大臣の認可を受けての発足となったのである。

協会の基金造成については、調整保管真珠の清算益金の一部が全真連、各単協、それに愛媛県漁連から４億6,296万円が拠出され、これに関係５県補助金（２分の１国費補助）２億1,648万円を加えた６億7,945万円でスタートしている。

役員には、理事長に森正男、専務理事に塩田洋三、理事に奥島家和、川口文

雄、幸田隆、中村松次、原条周平、藤原勘一、堀川春彦の各氏が就任してのスタートであった。

具体的な事業としては、「漁業協同組合等が養殖真珠の共同販売及び調整保管を行なうのに必要な資金を金融機関から借入れることにより負担する債務を保証すること等により、共販事業等の円滑な実施を図り、真珠養殖経営の安定的な発展に資すること」をその目的に掲げている。

真珠品評会の開催

昭和37年（1962）から42年（1967）にかけて真珠振興会が主催して農業祭参加の真珠品評会が実施されてきたが、その後は不況の大混乱の中で中断されたままになっていた。回復の兆しも見えてきた51年（1976）になって、わが国独自の輸出産業である養殖真珠の品質向上と真珠産業全体の安定化を図る目的から、真珠振興会と全真連が共催して「全国真珠品評会」の開催を決め、概略以下のような要領で実施していくことを決めた。

▽出品物の範囲

開催年度の11月以降に浜揚げしたむき落し珠

▽浜揚珠

同一地域（漁場）内の玄貝100貝を真珠漁協職員立合の上、むき落し全量を出

別項２　第１回全国真珠品評会入賞者

（昭和52年３月15日開催）

受賞名	組合	氏名
農林大臣賞	愛媛県真珠組合	伊予真珠㈱
水産庁長官賞	愛媛県漁連	小幡照美
日本真珠振興会会長賞	愛媛県漁連	寿崎彰
全国真珠養殖漁業協同組合連合会会長賞	愛媛県真珠組合	柴田実
日本真珠輸出加工協同組合理事長賞	愛媛県真珠組合	内田武
日本真珠輸出組合理事長賞	長崎県真珠組合	㈲大長崎真珠
日本真珠小売店協会会長賞	対馬真珠組合	大洋真珠㈱
愛媛県漁業協同組合連合会会長賞	立神真珠組合	原条周平

品する

▽出品規定

全真連傘下の真珠漁協並びに愛媛県漁連傘下の漁協でとりまとめ、あらかじめ予選の上、上位５位までを予備審査に出品する

▽審査及び表彰

別に定める審査要領により審査し、優良と認められるものに農林大臣賞、水産庁長官賞をはじめ各賞を授与する

広報・研究委員会のスタート

真珠業界はこれまでも、何か問題が発生するたびに専門のプロジェクトチームを設置してそれぞれの問題解決にあたってきたが、昭和54年（1979）になって真珠振興会の中に「広報委員会」「真珠研究委員会」をスタートさせた。その後の業界運営に大きな位置を占めてくる両委員会発足の経緯を見ることにしよう。

広報委員会

真珠の広報・宣伝活動については、当初は海外マーケットに向けてのみ展開されてきたものの、戦後――特に昭和30年代末から40年代になると国内での消費拡大と粗悪真珠の排除を目指して、幾つかの取組みも行なわれてきた。しかし、業界体質として“輸出依存型”の産業という枠組みから抜けきれなかったこともあって、本格的な消費拡大を目的とするプロモーション活動は遅れに遅れていたこともまた事実であろう。真珠振興会の中に「正しい情報を通して真珠に対する様々の誤解を正していこう」と広報室が設置されたのは昭和42年（1967）12月のことであった。

その後、「真円真珠発明70年」記念事業等に際しては「PR 委員会」を置いて対応してきたが、昭和も50年代に入ると情報の多様化はますます進み、消費者価値観もまた幅を広げる生活産業の展開につれて多様化していく中で、明確な情報を合理的なシステムのもとに発信していくのは近代化した産業条件のひとつとなってきた。昭和54年（1979）３月、真珠振興会の中に「広報委員会」が誕生し、田﨑俊作委員長のリードで大胆な活動が開始される。

３月16日の初会合では次の５項目を決定している。

①養殖部門における数字的資料、各漁場、組合の状況、その他問題点の把握

②流通部門における数字的資料、すなわち海外市場動向、国内販売状況、輸出統計等を的確につかみ、海外バイヤーへの素早い情報提供

広報委員会の発会式（左）と真珠研究委員会が主催する「真珠ゼミナール」（右）

③広報宣伝事業――当面はデザイン・コンテスト、ファッションショー、「神戸ポートピア博」等についての企画と進行

④真珠新聞社と連携し、有効・的確なニュースを業界内外に伝達、あわせてマスコミへの情報提供も迅速に行なっていく。

⑤関係官庁、金融界に対し時宜に応じた問題点の報告と協力の要請。

その他、これらを支える資金面に関しては業界全体に公平な拠出を求め、その調達方法を制度化していくことなども検討され、この日の夜は広報委員会発会式がホテルオークラにおいて政官界多数の来賓を招いて開催された。これがきっかけとなり６月12日には40名を越す衆参両院議員によって構成される「真珠振興議員連盟」（田村元会長、石井一幹事長）が発足、また９月には東京で開催された先進国首脳会議「東京サミット」に出席した各国首脳夫人に真珠のネックレスをプレゼント、そして翌年３月にはプレスインタビューの実施など、順調なすべり出しを見せていった。

真珠研究委員会

昭和54年（1979）５月の通常総会において、新年度の事業計画の１つとして「真珠の科学的研究――関係官庁の専門家などの協力を得て、生産・加工・鑑別の研究と後継者育成、資料の収集」が加わった。これには訳がある。その経緯を設立趣意書では次のようにうたっている。

［真珠研究委員会設立趣意書］

昭和30年５月発足以来、20数年にわたって真珠産業発展の基礎でありました国立真珠研究所も、本年２月をもって水産庁養殖研究所に改組されることとなりました。

戦後、真珠産業が復活しはじめた黎明期に、我々の先輩諸賢がこの真珠研究機関を設立されたことに対し、ひたすら尊敬の念を抱いてまいりましたが、

このたびの改組により、世界に類のない国立の真珠研究所が姿を消すことは業界にとりまして誠に残念な限りであります。

真珠の研究は今後養殖研の中で引き続き行なわれることになりますが、これを契機として、日本真珠振興会ではこのたび新たに「真珠研究委員会」を設け、真珠研究所の貴重な成果とともに各分野における真珠研究者の努力の結晶と英知とを今後の真珠産業へ結びつけるために、次の活動を行うこととなりました。

すなわち、真珠産業の健全な発展ならびに宝石としての真珠の価値の維持向上を目的として、アカデミックな立場で、業界のみならず広い分野にわたり研究活動を行い、過去の貴重な資料の保存と、あわせて真珠の科学的知識の普及と後継者の育成にも寄与する考えでおります。

関係官庁および業界各位におかれましては、以上の趣旨をご理解いただき大局的見地より各位の貴重なる知識、情報、資料等のご提供と当委員会の活動に対し、ご支援ご協力をお願い申しあげる次第です。

真珠業界が建設費用まで負担して誕生した国立真珠研究所が長期にわたる大きな成果を残しながら、昭和54年（1979）３月、「水産庁養殖研究所」へと衣替えすることになったのだ。“養殖”という大きな枠組みの中で真珠養殖もその中心的な柱として継続研究される——これは水産庁の説明であるが、やはり真珠専門の研究機関でなくなれば、その活動には自ずと制限が加わる。早くからこの問題を指摘してきた三輪邦彦理事らの努力によって、まず業界の内部に研究事業に関する受け皿をつくり、教育や後継者の育成といった業界自身でやれることは自ら進めつつ、より大きな仕組みを必要とする真珠研究体制については国に対しても積極的に協力を求めていこうという決意での委員会スタートだったのである。その目的を「日本における真珠産業の向上を図ると共に業界の長期的安定成長、発展、業界に関わる諸問題の科学的解決および真珠業者ならびに需要者に対する真珠の科学的知識の普及」とし、機能的には４つの部会が設けられた。その内容と委員名は次の通りである。

第１部会（生産全般）＝海産・淡水真珠養殖、海外での真珠養殖——和田浩爾、関政夫

第２部会（加工全般）＝人工処理、鑑別技術——小松博、横尾恵介、奥田一郎、石原富雄、木下章夫、久野義昭、森隆

第３部会（歴史、資料）＝沿革、資料収集——乙竹宏

第４部会（教育）＝専門教育――横瀬寛一、棟朝幸夫

各部会ともその後の活動の中で着実な実績を積みあげていくが、本委員会の存在を遺憾無く発揮したのは、昭和55年（1980）からスタートした「真珠ゼミナール」開催であろう。基礎講座からからスタートして後に専門上級講座も設けたが、全国の真珠小売店の店頭に立つ人々にとってはもちろんのこと、これから幅広く真珠を扱っていこうとする総合宝飾品店やアパレル関係企業などからも受講者は相次ぎ、現在、業界の中枢で活躍する人の中にもその“卒業生”は数多くいる。

その他、各方面から要請の強かった「真珠呼称制度」などについても時間をかけた議論の中で統一をはかるなど、その活動の幅は大きく広がっていったのである。

長期計画と浜揚対策

既にふれたように、不況後の真珠業界は改めて自らの産業政策の見つめ直しを行ない、昭和48年（1973）３月に、「真珠養殖事業の基本対策について」の建議、50年（1975）10月には「真珠産業研究会からの提案」などを相次いで発表、54年（1979）には永年にわたる真珠の価格安定策に資する「財団法人全国真珠信用保証基金協会」の誕生を迎えていた。明らかに真珠産業は“次の世代”に向かって出発する材料を全てそろえたかに見えたが、やはり生産・流通全ての面にわたって、これまでも、そしてこれからも引きずらざるを得ない問題の根は、深く深く存在していたこともまた事実であった。真珠振興会の本間利章会長は、ようやくにして業者も、そして組織も力をつけつつある今こそ、真珠100年の大計を樹立し、来るべき成長期に向かって磐石の体制でのぞむべし、との意向を折りにふれて明らかにしていた。

長期振興計画委員会

昭和55年（1980）９月、真珠振興会の中に、西村金造を委員長とする「長期振興計画委員会」の設置が確認され、翌年１月に正式発足した。設置理由については、次の通りである。

「真珠業界は、80年代の新しい時代へ入り、環境条件の大きな変化の中で構造的体質的変化が求められている。この時にあたって、今後の真珠産業の安定的発展を確保するために、将来のビジョンを描き、長期展望に立った真珠振興策と目

真剣な議論が重ねられた長期振興計画委員会での討議会場から

標設定をはかり、真珠産業成長発展の基礎確立に資す」

委員会は西村金造委員長、下遠重正副委員長のもとに、生産から犬束嘉美、中村松次、奥島家和、水野浩一、栗林朔光、外山銕也、流通から小山竹三、長堀守弘、森隆、山本登里夫、吉村邦基、覚田嘉栄、学識者として浦城晋一、堀貞一郎、各団体専務から内田二朗、杉山好、渡辺一芳、塩田洋三、そして幹事には木村銀司、荒木孝というメンバーが選ばれ、昭和56年（1981）２月から２年間にわたる討議に入り、58年（1983）３月、真珠振興会理事会に「提案」としてそのとりまとめを提出した。

なお、この委員会発足を提唱し、誰よりもその「提案」の発表を待っていた本間利章真珠振興会会長は、委員会が討議を開始した直後の昭和56年（1981）３月、入院先の病院において死去した。病床にあってもなお、業界の誰彼の名を口にしては、日本の真珠業界の新しい時代を心に描きつつの逝去であった。真珠振興会は５月の通常総会において森正男副会長の会長就任を決定している。

「提案」公表に際しての西村委員長コメントを紹介しておく。委員会からの「提案」全文は「資料③」に収録した。

長期振興計画の審議を終えて

長計委委員長　西村金造

２年間の審議期間のうち、前半の１年間は業界の問題点の把握とその討議に費し、委員間の共通認識を得ると共に、長期振興対策の基本理念を確認した。また、この期間には「生産業界の経営内容と意識」について基礎調査を行った。後半の１年間は長期振興対策の基本となるものに重点を絞り、答申内容に焦点を合わせて討議した。

２年間をとおして、生産問題に多くの時間を費したことは言うまでもないが、討議を通じて数量規制と品質向上の重要さを強く再認識した。近年の汚染された海域でへい死増を避けながら、良質品を少なめに生産することは至難な事であり、万全の対策樹立と共に業者の共通認識と共同行為が促進されなければ実現ができないものであって、生産者団体の指導に待つところが大きい。

振興会の基盤（組織・財務）確立については、２年目の後半に集中して討議した。

かくて57年11月の委員会をもって一応の討議を終り、答申案の文書作成に入り、58年１、２月の委員会で文書の再検討をし、漸く３月15日の振興会理事会に間に合せて森振興会長へ「長期振興対策の提案」を答申した。

答申は、重要かつ急ぎ実行を要する対策を今回の第１回提案とし、いずれ1,2年後には（現委員の任期は58年５月に終了するので)、次の長期振興計画委員会から時代に即応した第２回提案が答申されるだろう。また、委員の努力にも拘らず、提案の一部にいささか具体性を欠くものがあるが、この点については、振興会理事諸兄が理事会で私の愚を補い、意のあるところをご賢察下さって提案の善用をして頂けるものと確信します。

思い返せば55年11月、故本間前会長より「目下の好調期にこそ業界の長期安定策を講じ、併せて振興会の基盤の確立をしたい」と、当委員会の発足を要請されたのであったが、その時はまだ、へい死、浜揚価格の下落その他の諸問題が、こんなに急に問題化するとは考えていなかったし、振興会の基金造成も今ならできると考えられたのであった。

以後はご承知の通り、業界は下降を辿ったのであるが、上れば下がり、下がれば上がるものであって、上がりっぱなしもなければ下がりっぱなしもないのが自律神経のある産業界であり、長い目でみれば、真珠産業は恵まれた産業界であると思う。要するに、業界は振興会を軸にして共通認識を深め共同行為を促進させ、業者は経営体質の強化に常時努力することを怠ってはならない。

最後に、委員会の不十分な提案を業界、業者全員で善用することをお願い申し上げ、併せて全委員幹事、事務局のご努力を心から感謝申し上げます。

浜揚対策委員会

昭和58年（1983）３月に公表された長期振興計画委員会の「提案」の中に「適正浜揚価格安定の実現」という１項目があり、そこでは「価格の乱高下を防止するため、浜揚研究会（生産・流通両委員による）を設置し、標準品質価格その他について検討すること」が提起されていたのを受けて、真珠振興会は同年10月に「浜揚対策委員会」を発足させた。委員長には川口文雄全真連会長、副委員長には下遠重正真珠輸出組合副理事長、奥島家和全真連副会長が選ばれ、部門ごとの委員には次の各氏が委嘱されている。

生産部門＝犬束嘉美、小幡照美、幸田隆、田畑忠良、戸高勝平、中村源一、中村松次、原条周平

流通部門＝荒木孝、大森正躬、木下章夫、久野義昭、高橋利栄、西岡千秋、松永実、森隆

学識経験者＝浦城晋一

幹事＝池尾昇、内田二朗、木村銀司、水野浩一

日本で真珠養殖技法が発明されて以来の課題――それが常に“価格安定”であったことはこれまでも繰り返しふれてきたところであるが、いわばその“永遠の課題”を正面に据えての委員会であるだけに、議論は白熱した。特に「制度的な価格決定方法についての検討」が事務局側から提案された際には、多くの委員から本格的な拒絶反応が示され、中には「入札制度の否定につながる」といった発言もあり、価格問題の論議そのものが真珠業界にとっては依然として難しいことを証明している。

正副委員長会議や５回にわたる討議を経て昭和60年（1985）10月の真珠振興会理事会に提出された「浜揚真珠の流通改善に関する答申」は、その本文の中でも「具体的に答申できるものが少なく問題を先送りする結果になったことは遺憾である」と述べられているように、立場による主張の違いが改めて浮きぼりにされたことは事実だが、逆に真珠産業の持つ本質的な特徴が明確にされたこともまた一方の現実であり、今日もなお議論が続く「真珠取引の在り方」や「価格安定対策はとり得るのか」といった課題を語る上でも大いに役立つものではなかろうか。「資料④」に答申全文を収録する。

ポートピアから80周年事業へ

PCK運動と「ポートピア'81」

神戸の真珠業者が相互交流や研鑽を目的として「神戸真珠親睦会」を設立したのは昭和47年（1972）のことであるが、55年（1980）になって神戸地区を中心に真珠ビジネスを展開する若い人々が集い、「真珠の街」である神戸を国内はもとより広く世界に知らしめ、真珠の振興をはかっていこうと、“パールシティ神戸”を相言葉に「『真珠の町・神戸』を考えるプロジェクト会議」を結成した。現在も「PCK協議会」として独自の活動に取組む若い人々による地場産業振興チームの誕生である。

直接のきっかけは、翌年に開催されたポートピア博覧会にある。神戸市が造成を進めてきた新都市・ポートアイランドの誕生を記念して開催された博覧会「ポートピア'81」に全面協力することとなった神戸の真珠業界は、インターナショナル・パール・デザイン・コンテストやパールプリンセスの選考会なども含めた「パール・フェスティバル・イン・コウベ」を実現したが、それを陰で全面的に支えたのが、高橋洋三議長のもとに集った若い“PCK”の人々であった。

その後は毎年、パールフェアの開催や神戸まつりのパレード参加、新聞・雑誌への広告活動などを通じ、たちまちにして「神戸にPCKあり」と名を馳せてゆく。昭和56年（1981）以降は、こうした活動を全国に広めていこうと、地元神戸を手はじめに、有馬、宇和島、草津、対馬、伊勢などにおいて6回の「若手が集う会」を開催、自らの依って立つ真珠産業の未来像を若い人同士で語り合った。こうした活動の中から運動を更に一歩前進させた「真珠フォーラム」もスタートさせており、昭和61年（1986）からは「PCK推進協議会」として活動の輪を広げていく。

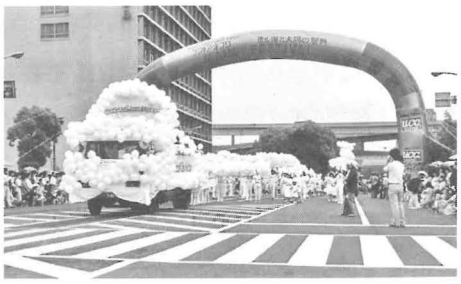

神戸からスタートした「PCK」運動は、シンポジウムや地域催事参加も活発に

「ポートピア'81」は業界にとっての〝真珠PR元年〟ともいうべき位置づけとなる

一方、そのきっかけとなった「パール・フェスティバル・イン・コウベ」だが、昭和54年（1979）に発足した真珠振興会の広報委員会が、その持てる力を十二分に発揮した最初の大事業となった。

パール・デザイン・コンテストの表彰式は、完成したばかりのポートピアホテルにおいて昭和56年（1981）６月15日に行なわれ、各入賞者にはポートピア'81記念トロフィーも贈られた。これより先の６月12日には神戸市文化ホールにおいて「'81パールプリンセス」最終選考会が開催された。その後、長年にわたって続いた同事業の１回目ということになるが、ここで選ばれたパールプリンセスは11月になって欧米使節団として旅立っている。なお、このパールプリンセス選考事業は、その後も長く業界宣伝事業の核として取組まれていくことになる。

「フェスティバル」のメイン・イベントは、７月12日、ポートピア'81会場内の特設会場に「開幕以来の集客」といわれる中で「パール・デー」となって実現した。プログラムは木馬座企画のファミリー劇場「白雪姫と７人の小びと」で幕開けし、パール・ファッションショー、関西学院大学のバトン・チームによる演技やパールプリンセスによるお楽しみ抽選会、そして歌手の「しばたはつみショー」と続き、夜に入ってからのディスコダンスでは観客と業界関係者が一緒になって夜の更けるまでリズムに乗ったのである。

なお、「ポートピア'81」期間中は、ファッション・ライブ・シアター内の真珠コーナーに中国の博物館から借りた真珠の宝飾品やデザイン・コンテスト入賞作品、それに在神の真珠企業各社が製作した数々の真珠造形品などが展示され、連日多くの人でにぎわった。

踏みこんだ「へい死対策」へ

真珠養殖の歴史とは、考えてみれば「へい死問題」との闘いの歴史そのものでもあった。稚母貝の段階にしても、あるいは核が入った“玄貝”の段階にしても、そのへい死というのは直ちにコスト問題にはね返り、品質、価格等々を大きく支配していく養殖業界最大の課題である。

昭和50年（1975）４月、全真連主催による「真珠貝へい死問題シンポジウム」が関係官庁や試験研究機関の協力を得て東京のコープビルで開かれたが、その後もむしろ問題は深刻化の様相を強め、57年（1982）９月に、２日間にわたって第２回目として「養殖真珠のへい死とその対策に関するシンポジウム」が伊勢の真珠会館において開催された。前回は研究、行政、そして業界幹部による“会議”形式のものであったのに対し、今回は全国の真珠養殖業者250名が会場に詰めかけ、問題の根の深さを改めて浮きぼりにしたのである。

主催者を代表してあいさつに立った川口文雄全真連会長は、シンポジウム開催の意義を次のように語っている。

「昨今の真珠業界をとりまく環境は厳しく、諸種の問題に当面しているが、なんといっても最大の課題はへい死率の増大である。これは生産者の経営収支を大きく圧迫していることはもちろん、へい死による減産を補うためのへい死見込み貝数だけ施術量を増加させ、このことが密殖につながり、ひいては翌年のへい死率が増大するという悪循環を招いている。また経営採算の面でもへい死の危険を回避するため当年物への転換が進み、質より量という意識が生まれていることは残念である。全真連としては粗悪商品の凍結を相当規模にわたって実施すべく検討を進めているが、基本的には漁場の適正利用、作業の適期実施を前提とした良質真珠の生産基盤確立が何よりも求められている。今日のこのシンポシウムを契機にして、品質の優れた真珠生産に向けて全国の真珠生産者が大きな一歩を進むよう期待したい。」

シンポジウムは２部構成とし、業界実情報告では、三重、愛媛、熊本、長崎、対馬各地区から代表９氏が自らの体験や研究成果を具体的に説明、研究報告では「真珠貝のへい死率の増加についての考察」（養殖研・植本東彦）、「育種の観点から見たへい死問題」（養殖研・和田克彦）、「真珠研究班の設置について」（愛媛水試・佐野隆三）、「英虞湾におけるへい死の変化」（三重県浜島水試・関政夫）、「真珠養殖の研究――その１つの方向」（養殖研・町井昭）が発表された。

続く総合討議を終えてコーディーネーターの丹下孚水産庁漁業監督指導官は、

「50年のシンポジウムでは、業界からの意見の全てが、ただ単に困ったから何とかしてくれというものであったが、今回はへい死対策が全国的にきめ細かく進んでいること、そしてもう1つは、この問題を業界全体の課題としてとらえ業界人がやること、行政、研究機関が取組むべき課題が明確になったこと等が大きな特徴であった」と語り、次の4項目を参加者全員で確認している。

①経験交流、情報交換を常時開き、お互いに知らせ合うといったシステムについては主催団体で検討

②個別経営の中ではそれなりに対策も進んでいるが、今回発表されたことをヒントに更なる努力を重ねその成果を次回のシンポに持ち寄る

③行政及び全国団体の指導の強化も強く求められている

④環境保全の重要さがより明確になった。水産庁、各県当局としても全力をあげてこれに取り組んでいかなければならないことも再確認できた

2日目は代表者による会議が開かれ、以下の確認も行っている。

①総括・補足——全員から非常に参考になり開催の意義は大きかったとする意見が出され、反省点としては時間的な制約があったことや発表者によって呼称・言葉の不一致があり、全地域的な理解になっていなかったことがあった。今後の検討課題。

②とりまとめ・発表——会議の全てを収録した報告書とそのダイジェスト版の製作・配布。

③今後の進め方——ⓐ今後も継続して開催する、ⓑ同時にテーマを絞ったミニ・シンポや地域ごとの地域シンポを検討する、ⓒこれについては当該地域研究機関も全面的に協力し、かつ外部に向けても情報を発信する、ⓓへい死対策については真珠の需給問題にも関心をはらいつつ、施術枠の厳守といったことについても全業界的に合意をとりつけていく。

「真円真珠80年」を記念して

昭和58年（1983）4月、日本真珠振興会の森正男会長は健康上の理由もあって辞意を表明、5月の通常総会・理事会において田﨑俊作会長が誕生した。森会長は、長期振興計画委員会からの答申が公表された折でもあり、新しい長期発展の道筋を行動力ある田﨑体制で、との思いでの人事刷新であった。

田﨑新会長は、当面、真珠振興会の基盤確立が急務であるとして、専務理事の選任＝昭和59年（1984）5月に木村銀司、61年（1986）5月からは丹下孚をそれ

（上）真円真珠発明80年を記念してのパールパーティーと（下）日米両国から選ばれたパールプリンセスにより披露された80メートルのネックレス

ぞれ水産庁から招き、あわせて参与会の充実、そして自ら活動資金の寄付等を行い、18年間にわたった“田﨑時代”をスタートさせたのである。

昭和62年（1987）は「真円真珠発明80年」の年である。生産も流通もピークを迎え、かつ海外から日本に輸入される真珠も年ごとに勢いを増している、そんな時でもあった。真珠振興会の中に実行委員会が結成され、それまでのインターナショナル・パール・デザイン・コンテストやパールプリンセス事業も「80年記念」として６月に実施、秋には10月のゴルフ大会（埼玉県飯能市）、そして11月の記念式典・パールパーティーへと進んでいった。

「真円真珠80年」記念行事の締めくくりとなる記念式典は、11月27日、東京のホテルオークラにおいて開催された。会場には日本産真珠の最大需要国であるアメリカの養殖真珠組合が、組合創立30周年を記念して選考したアメリカ・パールプリンセス３名も参加、田﨑会長の式辞に続いて関係官庁、ジェトロ、真珠振興議員連盟などから熱い祝辞が寄せられた。

田﨑俊作・日本真珠振興会会長「式辞」
養殖真珠は、わが国が世界に誇る“海の宝石”であります。

「人魚の涙」とも信じられた、美しくきらめく真珠は、古い昔から、広く世界の人びとに愛され、珍重されて参りました。先人たちは、この美しい真珠を生み出す自然のたくみ、造形の妙に神の存在を見たのでありましょう。「人間の手でこれを作り出せないか」。人々は大きな夢を抱いたに違いありません。そしてこの人類の永い夢が80年前に、ようやくわれわれ日本人の手によって実現したのであります。以来、日本の美しい養殖真珠は、日本の特産品として世界中の“美”を求める人びとに送り届けられています。

「養殖真珠の誕生」……とりわけ天然真珠を凌駕する真円真珠の養殖技術が原理的に確立されたのは、明治40年（1907）のことでありました。養殖真珠生産の中心課程であるそう核施術に関する特許出願が相次いで行われたのがこの年であり、わが国の真珠業界にとって決して忘れることのできない画期的な出来事でした。

その過程をふりかえってみますと――まず西川藤吉先生は、「西川式」あるいは「ピース式」と呼ばれる技法を真珠形成機構に関する科学的知見に基づいて案出され、一連の特許を出願されました。これが、現在広く行われている養殖技術の基礎を成していることは、衆知のとおりであります。

また、見瀬辰平先生は、同じ年に、養殖真珠形成の注射針に関する特許申請を行っておられますが、その内容は、原理的に西川先生と全く同一水準に達していたと言われ、事実、同年申請された見瀬先生の特許出願が西川先生との間で、特許の抵触事件をひき起こした程であります。

さらに、御木本幸吉翁は、西川、見瀬両先生の研究に先立つこと十数年前の、明治26年（1893）、三重県鳥羽において「半径殻付き真珠」の生産に成功されております。このことが、西川先生、見瀬先生たちの研究に大きな励みとなり、真円真珠の養殖技術の発明に大きい力を与えたのであります。

そして、翁自らも「全巻式」と呼ばれる養殖技術の発明をされたことは、これ又周知のとおりであります。こうした明治40年から数えて、本年は「真円真珠発明80周年」に当たります。この間に日本真珠産業は、今日みるように、成長、発展して参りましたが、その道すじは決して平坦なものではありませんでした。

第２次大戦中は、本来的な平和産業として、生産、輸出ともに中止のやむなきに至り、全くの空白期を余儀なくされました。

また、昭和42年から５年間に及ぶ「真珠不況」の苦い経験も、われわれは到底忘れることはできません。

最近に至り、いわゆる「円高問題」が起こりました。輸出に大きく依存するこの産業にとって、大きい試練をもたらしております。

しかしながら、“美の象徴”である真珠に対する人類のあこがれがある限り、またこれを求めるあらゆる国の人びとのニーズがある限り、真珠産業は、さまざまな試練をのりこえて、さらに大きく成長していくことでありましょう。

また、そう強く信じるものであります。

本日ここに真円真珠発明80周年の記念式典を挙行するに当たり、真珠産業発展の礎を築かれた諸先覚をはじめ、これを守り育ててこられた諸先輩の偉業を偲ぶとともに、改めて敬意を表するものであります。

そして“美しい真珠”を供給するわれわれ真珠産業がさらに発展成長するとともに、日本の誇る美しい真珠が世界の人々に愛されつづけるよう、今後とも力を合わせて努力することを誓い合うものであります。

昭和62年11月27日

その後、第15回目となるパール・デザイン・コンテストの表彰式に続いて会場を同ホテル最大の「平安の間」に移し、フォーマルディナーパーティー「パールパーティー」が内外450名の来賓を招いて盛大に開かれた。パーティーは4時間に及んだが、当日の模様について12月4日付の『真珠新聞』は次のように報告している。

「華麗に繰り広げられたパールパーティー
80周年行事のフィナーレを飾って」

真円真珠80周年記念のフォーマルディナーパーティー「パールパーティー」は、11月27日の一連の行事の締めくくりとして午後6時より、ホテルオークラ最大の規模をもつ平安の間に約450名のお客様を招いて盛大に開かれた。パーティーは約4時間におよんだがマルチスライド「真円真珠80年の歩み」、パールファッションショー、ダンスとディスコ、そしてパールクイズと、盛り沢山のプログラムによって、この種のパーティーとしては極めて珍しくほとんど全員がフィナーレまで席についた。全国的にまたがった周年行事もこれで全て終了、真珠業界もいよいよ浜揚げ入札会へと入っていく。

日本真珠小売店協会の杉田勝時会長の「真珠業界は90年、100年と飛躍を続けていく」という開会のあいさつで80周年行事の華・パールパーティーは開宴した。フランス料理のディナーを経てマルチスライド「真円真珠80年の

あゆみ」が会場に設置された巨大なスクリーンに映し出された。約10分間の映写の後、舞台は一転してパールファッションショーに移り、多数のモデルによって数々の真珠製品が紹介された。

田崎振興会会長が登壇してアメリカ、日本のパールプリンセスを紹介、会場から盛んな拍手を浴びた。ダンスのコーナーは業界でもすっかりおなじみとなった小山竹三（東京真珠社長）西村金造（西村真珠会長）両氏のデモンストレーションで開幕した。プロ２組によるデモンストレーションには会場後方の出席者は総立ちだ。フリーダンスタイム、ディスコタイムはダンスフロアに収まりきれないほどの参加者で予定時間をオーバーしての過熱状態。パールクイズ、ベストドレッサー賞等では多くの賞品もプレゼントされた。

パールパーティー終了後、田崎会長の提唱でアメリカのパールプリンセス慰労会が別室で急きょ開かれた。３人のプリンセスからは、「短期間の訪日ではあったが日本全国を巡り、真珠関係者の暖かい歓迎を受けた。生涯の思い出になる」と、それぞれ日本側関係者の個人名をあげて感謝の気持ちが述べられ、日米両国のPPは涙とともに別れを惜しんだ。

一連の周年行事を全て終了したことについて、田崎振興会会長は本紙記者に「幾多の困難、問題もあった真珠業界の80年だったが、多くの先人は常にこれを突破して今日に至っている。われわれの時代においても然りであろう」と語り、記念行事そのものについては「厳しい環境の中でここまでやれたことに対しては各位の協力に感謝する。素晴らしいことだ。このことを改めて確認し、永く記憶されていかなければならないだろう。その喜びを実感すると同時に、今は明日への責任も痛感している」と述べた。またパールパーティーの総指揮をとった三輪小売店協会副会長も「とにかくお客様に楽しんでいただけたことで満足だ。また女性参加者の真珠の装いかたには改めて驚かされた。全員の方々にベストドレッサー賞をあげなければならないほど」と語った。

神戸でも宇和海でも

神戸においてユニークな活動を展開してきた「真珠フォーラム」（高橋洋三代表世話人）も、11月21日、神戸市の大月真珠本社ビルにおいて「真円真珠発明80年記念シンポジウム――真珠フォーラム in 神戸」（真珠産業の出発・21世紀へ、今、始動の時）を開催した。田崎俊作真珠振興会会長は、開会のあいさつの中

80年記念行事は神戸でも（左）、そして宇和海真珠80年として宇和島（右）でも展開

で、「世界の人々が愛好する真珠を世界の海でつくる、ということに日本がいつまでも壁を設けていて守り切れるものでもあるまい」と大胆な提言を行い、国際競争時代の到来を若い人々がどう克服していくのかと改めて問題提起を行った。

記念講演は㈱浜野商品研究所の浜野安宏所長、パネルディスカッションは、㈱アダマント・中田幸子社長、日本経済新聞社・矢作弘次長、㈱デコジャパン・菅井英子社長、真珠振興会・中村友一広報委員長をパネラーに、真珠振興会・丹下孚専務のコーディネートのもと、外から見た真珠産業論を大いに語り合ったのである。

愛媛県の宇和海において天然アコヤ貝の採取事業が開始されたのは明治40年(1907)——つまり真円真珠発明80年は、宇和海の真珠産業80年を記念する年でもあった。11月25日、第14回愛媛県浜揚真珠品評会を「宇和海パールフェスティバル」とした華やかな催しが、南予文化会館において開催されている。記念の座談会や女優の野際陽子ライブエッセイ「女性が働くこととおしゃれ」、それに日米６人のパールプリンセス親善交流（市内の天赦園における写真撮影会など）、レセプション等によって終日にぎわったのである。記念座談会では「減産による真珠の品質向上こそ最優先すべき課題」としたまとめが確認され、生産地らしい記念行事となった。

円高問題と真珠産業

これまでも繰り返し「真珠は輸出産業である」ことを述べてきたが、ならば当

然のこととして為替相場の変動——昭和48年（1973）に世界の主要国が変動相場制に移行してからの「為替問題」は、日本の真珠産業にどのような影響を与えてきたのだろう。もちろん“相場”であるからには、途中において何度かの円高・円安の両局面はあったものの、長期的に見るならば一貫しての円高時代を迎えたわけで、中でも急激な円高の進行があった52年（1977）後半から53年（1978）秋口にかけての急騰期と、２回目となる60年（1985）から61年（1986）夏にかけての急上昇した場面にスポットをあて、真珠業界の対策等を振り返ってみたい。

昭和42年（1967）からの大不況前は、日本で生産される真珠の８割以上は輸出に向けられており、不況克服後、国内市場の伸長があったとはいっても、やはり６～７割は依然として輸出に支えられている産業にとって、急激な円高現象というのは、何にも増して大きな問題として真正面からぶつかってきた。52年（1977）夏には１ドル270～260円台であったものが、53年（1978）10月には184円にまで急騰しており、次いで60年（1985）２月には260円であった円相場は、61年（1986）８月には154円という激しい変化を見せたのである。真珠業界の中では「260円を突破したら産業は壊滅」から始まり、それが200円説、せめて180円説などが叫ばれながらも、その犠牲は他産業に比べてかなり小さくて済んだのもまた事実であった。円高に強い真珠産業の図式がそこには見える。

１回目の急激な円高問題は昭和52年（1977）に表面化した。年初、１ドル292円でスタートした円価格は秋になって250円台、そして年明け後は240円台から始まって４月に210円、７月以降は200円から184円にまで高騰した。真珠の輸出業者も話題はもっぱらこの問題にしぼられ、真珠輸出組合でも真剣に議論されていくが、結果としてはどうだったのか。52年（1977）の輸出は9,407貫（前年比マイナス1.7％）、9,393万3,000ドル（同プラス23.8％）という結果に終り、翌53年に至っては１万373貫（同プラス10・３％）、１億2,063万1,000ドル（同プラス28.4％）という実績を残したのである。特にアメリカ向けは両年とも伸び率は大きかったのである。

それはなぜか。まずあげなければならないことは、アメリカを中心とした世界の真珠市場はかつてない“真珠人気”にわいていたことである。輸入国もドル表示価格の上昇を受入れてくれる（もちろんその一部は日本の業界も背負う面もあったが）だけのマーケットが確保されていた、そんな時の円高であったことは、文字通りの不幸中の幸いであったと言える。そしてもう１つ、当時の生産量はやっと１万貫台に回復した、そんな事情も大きかったことは事実である。直前の大不況により生産量は年ごとに大きく減少、昭和50年代に入ってようやく回復の緒

表17　第２次円高期の推移

（カッコ内は前年比：%）
（下段はアメリカ向け）

年(昭和)	輸出(貫)	価格(千ドル)	価格(円)	生産量(貫)	１ドル(円)
60	19,850　(+4.0)	336,822　(−3.2)	82,264　(+0.3)	16,441	260〜200
	8,097 (−10.5)	169,485　(−6.2)	41,554　(−2.5)		
61	16,498 (−16.9)	332,877　(−1.2)	57,460 (−30.2)	17,748	200〜163
	5,864 (−27.6)	143,458 (−15.4)	24,870 (−40.1)		
62	14,312 (−13.3)	315,465　(−5.2)	46,668 (−18.8)	17,599	160〜145
	4,211 (−28.2)	110,882 (−22.7)	16,411 (−34.0)		

についた、そんな時期であったために、マーケットにはある種の“枯渇感”があったことも、この円高危機を堅実に乗り切ることができた要因となったのではなかろうか。

真珠輸出組合では円高問題に対応するための措置として、円建て取引の励行を申し合わせており、これが値崩れに一定の歯止めをかけたことも大きかった。そうしたことが可能だったのも、１つには日本が真珠の独占供給国であったこと、２つにはもともとが高額な装飾品であったために消費者の意識にもある程度の値上がりは受入れるだけの余裕があったこと等が業界内では語られたものである。

一方、これに対し第２次の円高危機はどうであったか。昭和60年（1985）からの３年間を表にして比較する。

表から読みとれることは、まず最大の輸入国であるアメリカ向けの減退が極めて大きかったことがあげられよう。しかも円高の進行があまりにも急であり、かつ260円から145円へと大幅なものであったことや、世界のマーケットにおける真珠需要そのものが、先の“真珠ブーム”のような下支えとして存在してなかったこともあり、輸出業者の受けた打撃には深刻なものがあった。

ただし輸出の全体を見てもアメリカ向けを見ても、数量の落ち込みに比べてドル金額面での減少率は小さかったことを考えると、やはり真珠の需要には根強いものを感じさせてくれたことだけは事実であろう。

たった３年間に１ドル120円もの急騰を前にした輸出産業にとっては、通常の経済常識で考えるならば、それは明らかにパニックである。大混乱があっても仕方がない状況ではあった。確かに他の産業では相次ぐ倒産が伝えられたし、業種転換も急速に進んでいた。そのような中で真珠業界が比較的冷静にこの危機を克服した背景には何があったのだろう。１つにはこれまでも述べてきたように、世界の真珠供給が日本を中心とした産業であったこと、そしてもう１つは、高級装飾品に対する消費者の価格認識が、かなりの幅で弾力性をもってとらえられてい

たことがあげられよう。そしてもう１点、この時期の国内消費の拡大という要因も忘れるわけにはいかない。その証拠としてこの間の浜揚げ価格にそのことは強く現われている。つまり昭和60年（1985）度には匁当りの総平均価格が3,346円であったのが、さすがに61年（1986）度には2,510円に下ったものの、翌62年（1987）度には逆に3,259円にまで反騰しているのである。

この年は「真円真珠発明80年」にあたっていた。別項で述べたように、その記念行事の開催に際して多くの業界人は、「何としてもこの周年事業をテコとして、根のある真珠産業を形成していこう」という強い期待をこめて取り組んだことは間違いない。生産量も勢いを増して伸びてきたが、ここで水産庁も強く引締め方針を打ち出し、以後の生産量はほぼ１万8,000貫前後で推移していくのである。

円高はその後も１ドル80円前後にまで急騰し、輸出業界でも「せめて100円までなら」「90円を突破したら壊滅」といった会話が飛び交うことになるが、いずれにしても１次、２次の円高問題を通じ、一方では「円高に強い真珠産業」であることを確認しながら、その一方において、①安定供給体制の確立、②品質対策への本格的な取組み、そして③新たな需要開発への業界を挙げた対応、といった基本対策が真剣に論じ合われたことだけは記憶しておきたい。平成19年（2007）のいま、「100周年」の真只中にあって、そうした基本対策がその後の業界施策の中にどう生かされてきたかを検証することもまた大切なことではないだろうか。

（数字については『変貌する真珠産業』を参考にまとめた。）

グローバル時代の中から

真珠新時代を求めつつ

「平成」の時代を迎えて

長期ビジョンを語る

昭和63年（1988）９月、真珠振興会の定例理事会の席上、田﨑俊作会長は「まったくの私案ではあるが」と前置きして、①内需拡大の先頭に立つ真珠小売店協会の法人化、②加工組合の整備強化、③真珠国際化時代への対応、という３つの問題点を業界に投げかけた。簡単に要約すると、以下のような意味での提言であった。

①真珠小売店協会の法人化――社団法人もしくは協同組合といった組織化をはかることによって、いま最も注目を集めている国内販売対策をシステム的に推進していこうというものである。翌年４月から導入される消費税の導入にからんで、協会内でもかねてより組織再編・拡大の方途が検討されていたこともあり、早急に調整を進めることになった。

②加工組合の整備強化――組合員の中には従来からの加工業者と国内卸業者の２つの流れがあるが、加工と卸はまったく性格を異にするものであるから、アコヤ真珠の加工を前提とする加工部会と卸中心の卸部会の２つに分け、それぞれが本来の目的に沿った組織化をはかるべきではないのか。

③真珠国際化時代への対応――世界各国での真珠生産の動きが活発化しているが、それにつれて流通の国際化時代も始まっている。それをこのまま放置するのではなく、世界の真珠市場の協調路線を形成していくために、日本がリーダーシップをとりつつ、新たな産業構造を再構築していくべき時に来ている。

理事会としては、それぞれの提言については論議にも時間がかかり、かつ段階を踏んでいかなければならない問題ばかりであるため、関係する人が改めて集い、勉強を重ねていくべきであろうとの方向性も合意されたが、この提言が実は平成３年（1991）８月に実現した第１回「真珠合同会議」へと結びついていくことになる。後にくわしくふれる。

昭和64年（1989）１月７日、昭和天皇が崩御、時代は「平成」へと移っていく。社会的にも大きな動きがあった。４月からはそれまでの物品税制度が廃止され、新たに「消費税」に一本化されていく。宝飾品などは３万7,500円を区切りとして物品税が課せられていたが、今度は金額に関係なく全ての取引に対して一定率の「消費税」が課せられることとなったのである。これにともなって卸、小

売り各段階での取引の壁は全て取り払われていくことになるが、物品税時代にあった課税標準額としての公式統計がなくなったために、真珠の国内販売価額に関する資料が一切なくなり、元々の「データなき真珠産業」からまた1つ、最も肝心な内販資料が消えることとなったのである。ちなみに物品税最後の年、昭和63年（1988）の課税標準額に見る真珠製品の国内販売額は2,080億円であった。

平成元年（1989）に、日本の真珠産業は大きな2つの決め事を発表した。1つは「6月は真珠の月、6月1日は“真珠の日”」と定めてその後のPR活動などに生かしていくことであり、2つには、そのPR資金を全業界的に捻出していくためには、これまでのように毎年方向性が見えないまま“奉賀帳”方式で寄付金を集めていくのではなく、「各社・各団体直近年度売上高の1,000分の0.5」相当額を拠出してもらおうという方針の発表であった。ここで集められた資金については、当面、各種宣伝事業にあてていこうという趣旨ではあったが、この案を提唱した加工組合の小山竹三理事長は、「時として生産対策事業に全面的に振り向けていくことも考えようではないか」として、その幅広い使途を明らかにしている。

なお、先の田崎提案にあった国際問題への対応策については、事柄の性質上、緊急を要するため、直ちに真珠振興会理事会において「真珠ビジョン研究会」を発足させ、平成元年（1989）だけでも4回の研究会を開いて、①研究の進め方、②中国淡水真珠問題について、③アコヤ貝施術済貝（玄貝）の輸出問題について、④海外における真珠養殖業の現状と今後の動き、等について研究・分析を行ない、これはその都度、真珠振興会の理事会に報告されて、その審議事項に反映されていった。

「核騒動」とは何だったのか

真珠養殖にとって、淡水産の無核養殖真珠は別にして、核の存在は絶対不可欠なものとして重要な位置を占めている。

そんな核を巡っては、これまでも何度か原貝の資源問題等で製核業界の危機が叫ばれたこともあったが、平成の時代に入り、今度は真珠産業全体をまきこむ大きな「核問題」となって襲いかかってきた。1つは原貝の主産地であるアメリカにおける資源問題が、日本のアコヤ真珠養殖の大珠化と真正面からぶつかって起った「核騒動」――平成元年（1989）末頃から原貝資源に対する懸念が、やがて原貝価格の引上げとなって表われ、それが急激な核価格の引上げとなるばかりか、2年（1990）早々には前代未聞の“核の入札会”にまで騒動が広がっていったこ

真珠振興会による米国、そして中国における核原貝調査も

とであり、もう１つは、３年（1991）７月にアメリカ内務省が、突如として核原貝を含むイシガイ科の貝類の全てをワシントン条約附属書Ⅱ（原産国の輸出証明が必要）の対象とすることを官報に告示したことに端を発する問題である。そうなった場合、原貝の輸入に際しての事務手続きの複雑さもからんでコストアップが生ずることは必至であり、そうした原料を使っての真珠の輸出にも制限が加わる恐れがあるとして、日本では行政をも巻きこんだ大問題となったのである。

なお、真珠養殖を支えるもう１つの原材料、母貝の安定供給を巡っても、この100年の間に幾多の変遷があったことは言うまでもない。平成元年（1989）６～７月、愛媛県下における稚貝の付着が異常に少なかったことから、愛媛県の母貝業界に大きく依存してきた全国各地の真珠養殖業者は大混乱となり、ここから母貝の自前調達の動きも全国的に加速してくることになる。これまでも業界人は常に「真珠の生産対策は母貝問題から」といったことを言いつつも、結局は具体的な行動にまでは至らず、ないがしろにしてきたことの付けが回ってきたことを指摘するに止め、本史では紙数の関係もあるので他文献に詳細は譲りたい。

話を核問題に戻す。まず平成２年（1990）になって大問題化した「核騒動」について。これをひと口で言うなら、その原料供給の多くを占めるアメリカでの資源問題――資源限界説からやがては資源枯渇説が出回る中で原貝価格が急騰、もちろんそれにつれて核価格も急上昇し、ついにはそれまで製核・真珠養殖業者間での協議によって決定していた核の価格と取引を、一挙に入札制度に切り換えるといった製核業界の対応によって事態は騒動化の様相を呈したのである。８ミリ以上の大珠を生産するために使われる2.4～2.7分（7.27～8.18ミリ）の核の価格は、昭和63年（1988）度には匁当り250円であったのが、平成元年（1989）８月には350円となり、更には入札に踏み切ることになった翌年２月には450円、そして入札を通じての取引価格はサイズごとに613円から882円へと、実に3.5倍もの価格

にはね上っていったのである。

確かに天然の産物としての原貝である。時として資源問題が生ずることは十分に予想されるが、それにしても短期間でのこの急騰ぶりは異常である。「騒動」の背景には２つの要因があった。１つは真珠養殖業界の大珠傾斜（必然的に核も大きいものが求められ、原貝からとれる核の歩留り率は悪化する）であり、もう１つは、毎年の真珠生産量が農林水産大臣による施術数量目標の公表制度などによって核の需要量は固定的となっているため、比較的小さな不足感（あるいは過剰感）も大きく増幅されて伝えられるという性質をもっていたことである。

しかし核の入札会は２回実施したのみで終了した。「核騒動」の収束も早かったのである。そこにアメリカ原貝業者、原貝輸入業者、製核業者、真珠養殖業者それぞれの思い込みを強く感ずる。つまり今回の問題は本当に資源が枯渇してのことではなく、それぞれの業者のそれぞれの思惑が錯綜しての結果であり、そのことは貿易統計に見るアメリカからの核原貝輸入実績にも（決して激減してはいなかった）明らかになっていたことからも分かるだろう。

この騒動を経て関係業者が強く認識したことは、やはり製核業界を真珠業界の中に明確に位置づけ、常に情報交換を行ないながら的確な判断を“真珠業界”として打ち出していくことが重要であり、対立の中からは何も生まれないことを誰もが実感したことである。そしてもう１つはアメリカにのみ一極集中している原貝供給国を、今後は幅広く世界に求めていこうとする具体的な行動であった。

戦前は中国産の核原貝もそれなりに輸入されていたが、戦後は東西対立の厳しい国際政治下にあって中国からのルートは途絶え、アメリカ１国に供給は絞られていた。平成２年（1990）２月、真珠業界３団体長名で水産庁長官あてに提出した陳情書でも、アメリカ以外の核原貝供給地に関する調査への指導・協力を求めており、その後、水産庁、真珠振興会、全真連、愛媛県漁連などで構成された調査団が数次にわたって中国を訪れ、原貝供給事情と実際の取引について協議を進めている。調査は供給可能と思われる中国各地にわたり、途中からは実際の輸入を担当する専門商社も加わるなどして本格化したが、最終的には、①中国側に“真珠核の原貝”という認識がないため開発に手間どったこと、②日本での「核騒動」が中国側に伝わるにつれ、原貝価格を際限なくつり上げていったこと、③広大な地域での集荷能力に問題が残ったこと、等々から、課題は多く残されたままとなったのである。

その後、中国における真珠生産の動きや日本の製核業者の中国進出などもあって、原貝どころか中国からの「核」そのものの輸入が急速に進み、平成18年

(2006) 度の浜揚げ取引を巡っては“核の加工問題”が大きく浮上してくるといった後日談もあるが、これらはあくまでも真珠産業人としてのモラルの問題でもあり、本史では省略することとする。

ワシントン条約と真珠

平成３年（1991）７月、アメリカ政府は淡水産イシガイ科の貝類全てを、資源状態の悪化を理由としてワシントン条約附属書Ⅱの対象とする提案を行なうことを官報に告示した。イシガイ科の中の数種は日本での真珠核の原貝として輸入されており、真珠業界の受けた打撃は大きかった。水産庁が後にこの経緯を次のようにまとめているので、ここではそれを収録して報告に代える。真珠振興会のコメントも参考までに収録しておく。

☆イシガイ科の貝類が全てワシントン条約附属書Ⅱの対象となった場合に想定される事柄として考えれらるのは以下のとおり。

(1)我が国からの真珠の輸出に再輸出の承認が必要となり、事実上輸出が不可能となる。（このことについては、条約の素直な解釈から言えば真珠は条約上の Species とはならず再輸出承認は必要ないと考えられるが、相手のあることであり、予断を許さない。）

(2)我が国からの核の輸出に再輸出の承認が必要となり、事実上輸出が不可能となる。

(3)原貝輸入に際し、遅延、コストアップ等が生じる。

(4)将来的に全ての種を附属書Ⅰに格上げして禁輸とする動きが生ずる可能性が否定出来ない。

☆水産庁としては、米国がかかる提案をすることを阻止する方向で努力することとし、９月６日付けで米国内務省に対しコメントを提出した。

さらに、次長訪米の際（９月12日、13日）、米国政府関係者に意見を述べた。

☆我が国真珠業界としても、８月26日に関係者（日本真珠振興会、日本真珠輸出組合、真珠養殖業団体、原貝輸入商社、製核業界団体、水産庁）の会合を持ち、日本真珠振興会会長名でコメントを提出した。

☆米国政府は、最終的に CITES（ワシントン条約）事務局への提案を行なわなかった。（10月４日）

核原貝に係るワシントン条約問題

米国内務省に対するコメント

私は、日本真珠業界を代表して、Fish and Wild life Service が提案している Unionidae の全種を CITES（ワシントン条約）附属書Ⅱの対象にしようとしていることについて、意見を述べます。私の意見は次のとおりです。

(1)真珠養殖にとって欠くことのできない原材料の核は、いくつかの種の淡水産二枚貝の貝殻からつくられる。どんな貝でも核の原料として使用できるわけではなく、それには次のようなきびしい条件が求められる。

i 貝殻の厚さ……できる核の大きさ（直径）は、貝殻の厚さで決まる。貝殻の薄い貝は、原料として全く使えず、一定以上の厚さが必要である。

ii 貝殻の色……ピンク、紫、黄あるいは褐色など貝殻に着色のある貝は不適当で、乳白色の貝殻がよい。

iii 貝殻の質……核に製造する過程でヒビが入ったり、割れたりするような脆い貝は適さない。粘りのある貝殻の質が必要である。また、貝殻の断面に表われる成長模様（縞模様）が強いものも不適である。

iv 貝殻の大きさ……小型の貝は、核に製造する際の効率が悪い。大型の貝であることが必要である。

(2)上記の諸条件を充たす貝は、長い経験を通じて特定されている。最も有用度の高い貝は、次の３種である。

Megalonaias nervosa〔Wash board〕

Amblema plicata〔Three ridge〕

Quadrula quadrula〔Maple leaf〕

そのほか、相対的に量は少ないが、Fusconaias ebena〔Ebony shell〕、F.flava〔Lake pigtoe〕、Pleurobema cordatum〔River pigtoe〕、Quadrula pustulosa〔Pimple back〕などの数種ないし10数種が、米国から日本に輸入され核の原料として使用されている。

(3)他方、これらの核原貝の商業目的の採取については、米国関係各州がそれぞれの州法をもってきびしくこれを律している。採取することのできる貝の種別、その大きさ、漁期及び使用する漁具、漁法などについて、詳細な規制が行なわれている。

このうち、採取することを認められている貝の種別は、州によって若干のちがいがあるが、それぞれ特定されている。主要な州の例をあげれば次

のとおりである。

テネシー州　前記の最も有用度の高い３種＋９種＝12種

イリノイ州　同上＋15種＝18種

アイオワ州　同上＋４種＝７種

全米に棲息するといわれる297種に及ぶUnionidaeのうち、各州法によって採取が許可されているのは、数種ないし10数種である。そして、前記の最も有用度の高い３種をはじめ、日本真珠業界が必要とする核原貝は、各州が採取を許可している種の範囲内で十分充たされている。

重要なことは、それぞれ各州が採取を認めているUnionidaeの数種ないし10数種以外のものは、すべて採取が禁止されていることである。つまり、これらの貝は、商業目的の採取の圧力から完全に保護されているものである。

(4)関係各州が商業目的の貝の採取をきびしく規制している主な目的は、いうまでもなく資源の保護にある。すでにCITES附属書Ⅰ及びⅡに掲記されているUnionidae32種を含む多くの種は採取が禁止されており、採取が認められている数種ないし10数種については、採取圧力が資源の衰退を来たさないよう規制措置がとられている。しかも、これらの規制は、強化される方向にあり、たとえば昨年から採取する貝の大きさの制限がいっせいに引上げられた事実がある。

要するに、米国においては、関係各州の州法を通じて核原貝の資源管理のしくみが確立されており、機能しているということである。日本真珠業界は、原料供給の永続的な安定を意味するものとして、全面的にこれを支持、歓迎するとともに、関係者の努力に対し心から敬意を表するものである。

(5)今回の提案（Unionidaeの全種をCITES附属書Ⅱの対象としようとすること）について、日本真珠業界は、以上述べたような現状に照らして、なぜいまこうした提案が行なわれる必要があるのか、全く理解できない。

CITESの趣旨そのものについては、自然の生物を経済的に利用する産業にたずさわるものとして十分に理解し、支持するものである。しかし、われわれの核原貝に関する限り、CITES前文にいわれる「国際的取引による過度の採捕」という事実はあり得ない。米国と日本真珠業界との間の核原貝の取引きは、特定された数種ないし10数種のUnionidaeについてのみ行なわれており、しかもこれらの種の資源管理は各州法によって十分に

機能しているからである。

強いて考えれば、米国における原貝採取のさいに、CITESによって保護すべき絶滅の恐れのある種が混獲される可能性はあるかも知れない。しかし、これらはもともと各州法によって採取が許されていない種の筈であり、しかも生きた生物の保護はその生物が棲息する現場において行なわなければ意味がないのであるから、ことがらの性格上、それは当然米国の国内的な措置によって対処すべきであって、CITESの対象種を拡大することは全く筋が違うと言わなければならない。

真珠を養殖する技術が日本で開発されてから80年余、養殖真珠はいまや世界中の「美」を愛する人びとに供給され、その生活をより豊にするうえで貢献しています。そして日本における真珠養殖にとって必要な原材料の核原貝はそのほとんどを米国に依存しています。また日本で養殖された真珠の最大の輸出国もまた米国です。こうした養殖真珠を通じての日米間の緊密な関係がいっそう発展することを願ってこの意見を述べたところです。今回の提案について再考されることを心から希望致します。

1991年9月6日

日本真珠振興会

会長　田崎　俊作

なお、この時期に表面化した問題に「ペリー修正法」と真珠との関係で忘れられない出来事があった。「ペリー修正法」とは、アメリカのペリー上院議員が「米国漁民保護法」第8条の修正案として提出し、1971年に成立した法律であるが、主旨は「外国人が国際漁業保存計画の有効性を減殺する漁業をおこなっているか、また外国人が絶滅の危機に瀕した種に対し、国際計画の有効性を減殺する貿易または捕獲を行なっていることを商務長官もしくは内務長官が大統領に証明した場合、大統領は当該国からの漁業製品または野生生物製品の輸入を禁止することができる」というもので、これまでも何か問題が起こると、金額では対米輸出水産物のトップを占める真珠が人身御供的にとりあげられていた。

昭和63年（1988）、“クジラと真珠”が突如として話題になった。国際捕鯨委員会での決定に反し、日本が調査捕鯨と称して商業捕鯨を行なっているとして騒ぎになったのだが、真珠の輸入を禁じた場合、アメリカからの対日水産物輸出（金額にして日本からの水産物輸入の4倍にもなる）に支障が出ては困ることや、アメリカの真珠輸入業者の強い反対運動などによって発動されるまでには至らなか

った。

続いて平成３年（1991）、今度は“海ガメと真珠”問題である。ワシントン条約で取引が禁止されているタイマイ（鼈甲の原料）及びヒメウミガメ（皮革製品の原料）を日本が輸入しているとの理由で、アメリカの商務・内務両長官は日本に対し輸入禁止を申入れてきた。通産省は長崎県の鼈甲細工業界を説得し、騒ぎは収まっている。

その他、日本のマグロ漁船がイルカを混獲しているとか、流し網漁法に問題ありとか、日米間で問題が発生すると直ちに真珠は制裁対象産品として取りあげられており、今後もいつ、どんなことで規制がかけられてくるか分からないということだけは記憶に止めておきたい。

実った、業界初の生産対策事業

商品をつくる・商品を売る――この両々相俟ってひとつの産業は前に進む。特に真珠のように“日本の特産”をうたってきた業界にとって、“つくる”部分には限りない業界の努力が求められてこようし、そこにどれほど注力してもし過ぎるということはない。ましてや世界中の海から様々の真珠が誕生してきた現代にあってはなおさらのことであろう。

しかし、歴史的に真珠産業は“つくる”部分は“つくる”人々――生産業界に任されてきた。売る人々は、常に「いいものを」と求めつつも、生産から小売りまでを自らの内に持つ一貫業者は別にして、なかなか業界挙げた生産対策への取組みは実っていかなかった。先の宣伝資金拠出方法（「千分の0.5」方式）を提唱した加工組合の小山竹三理事長は、その実行に際しては繰り返し次のようにも主張していたのである。

移動養殖相談室も全国各地で若い養殖業者を対象に開催された

別項３　移動養殖相談室講師団

所　　属	氏　　名	専　門　分　野
三重大学生物資源学部	和田　浩爾	真珠の品質、真珠貝の生理
水産庁養殖研究所	船越　将二	真珠貝の生理（血球）
	和田　克彦	真珠貝の育種・遺伝
（大村支所）	山口　一登	真珠養殖一般
三重県水産技術センター	柴原　敬生	真珠養殖一般、漁場環境
三重県栽培漁業センター	世古　慶子	真珠貝の種苗生産
愛媛県水産試験場	森実　庸男	水産増養殖一般
	滝本　真一	真珠養殖一般（母貝）
愛媛県中予水産試験場	和田　有二	真珠貝の疾病
	内村　祐之	真珠貝の育種・遺伝
真珠科学研究所	小松　　博	真珠の品質、加工
真珠研究者 OB	関　　政夫	真珠養殖に関する環境、生理
	水本　三朗	真珠養殖一般・病虫害
	植本　東彦	真珠貝の抑制、生理
	町井　　昭	真珠袋の組織、組織培養
水産庁真珠検査所　（東京）	田中　秀水	真珠の輸出検査（品質動向）
	鈴木　宏和	〃
（神戸）	西本　佐助	〃
	平山　安彦	〃
	杉原　正夫	〃
	友政　勝彦	〃
水産庁振興部振興課	川村　　始	真珠行政一般
	高橋　利明	〃

「いかに宣伝資金を集めようと、優れたアコヤ真珠が日本の海から安定的に生産されてこその宣伝である。その意味では集まった資金の相当部分を振り向けてでも、良質真珠の生産研究などを充実させることを全業界ベースで考えていこう」

日本真珠振興会では度重なる理事会での討議を経て、平成２年（1990）度から新規に生産対策事業を実行していくことを決めた。しかもそれは“研究者による研究”といったレベルを超えて、いま、生産現場の中心にいる若い人々を対象に、

改めてアコヤ貝という生き物がつくる真珠とは何か、生産現場が経験・体験にもとづいた技術に偏ることなく、科学的な要素を下地にした生産技術体系をしっかりと身につけていくためには何をしなければならないのか、という発想から出発したもので、名称は「移動養殖相談室」と名付けられた。

この相談室は「磨こう、真珠養殖技術・考えよう、科学的養殖」を合言葉に、専門分野の異なる多数の講師団を全国の生産現場に派遣、そこでは単なる講義のみではなく、時にはイカダの上で、時には酒を酌み交しながらヒザ突き合わせての勉強会を、という趣旨のもとに、日々の現場の“生きた”相談室を誕生させたのである。

実施に際しては、事前に三重、九州、四国３ヵ所で研究グループの交流会を開催して地域ごとの現場の声を聞き、その後、平成２年（1990）度に６ヵ所で1,000名、翌３年（1991）度にも５ヵ所で500名といった相談室が開設されていった。テキストには『科学する真珠養殖』（和田浩爾著）、『目で見る科学する真珠養殖』（船越将二・和田浩爾著）が使用され、途中、税制問題としての変動所得に関する生産者の理解を深めようと、相談室の特別版として税制問題説明会も布施田、対馬両地区で開催されている。

講師陣には、現役の研究者はもちろんだが、国立真珠研究所等において多くの研究成果を残したOB研究者にも積極的に参加が求められ、当時、真珠研究に関して考え得る世界最高の頭脳をそろえての相談室であった。参考までに平成３年（1991）度の講師陣を紹介しておく。（別項３、所属は当時）

合同会議から国際化対応を

「真珠合同会議」で語られたこと

昭和63年（1988）９月の真珠振興会理事会において、田﨑俊作会長がいくつかの「私案」を明らかにしたことは前述した。ここで提案された内容については、真珠振興会理事会でも、あるいはまた直接関係する部門においても折にふれ協議されてきたが、平成３年（1991）８月、神戸市のホテルオークラ神戸に真珠関係業界リーダー約80名が集まり、３泊４日のスケジュールで真珠産業の根底からの見直し作業に着手したのである。名付けて「真珠合同会議」。この会議はその後も問題点が浮上するごとに数次にわたって開催され、“真珠新時代の産業政策”を巡って率直な意見が交換されたのである。

実は、第１回「真珠合同会議」直前の６月、ロスアンゼルスにおいてGIA主催の「国際宝石学シンポジウム」が開催され、そこに特別講師として招かれた田﨑会長は、要旨次のような講演を行なっている。

「真珠の需給パターンの変化について。１つは“日本が真珠の最大の需要国になった”こと。国民所得水準の向上、女性の社会進出、クレジットカードの普及、ギフト習慣の定着などがその背景にある。２つめには“真珠生産の国際化”がある。日本も生産の国際競争に向けて真剣な取り組みを開始しているところだ。このことは３つめの“真珠供給ルートの変化”にもつながっていくことになろう」

そして注目すべきは、この後に続けて次のように語っていることである。

「私は需給パターンに大きな変化が見られる現在、お互いの相互理解を深め、認識を共通にするために、世界の真珠関係者が一堂に会して話合う“真珠国際会

第１回真珠合同会議に集まった人々により討論は熱気あふれるものとなった

議”の開催について検討をはじめている。ぜひ多くの人々の前向きな声を聞かせてほしい」。

つまり世界的規模になった真珠の生産・流通関係者が一緒になって新しい時代にふさわしい真珠市場をつくりあげていく時が来た、日本はそのリーダー役をつとめる用意があるという決意表明でもあったのである。

この講演の２ヵ月後に迎えた第１回「真珠合同会議」は、真珠振興会傘下10団体の全役員と東京・神戸の両真珠親睦会の代表など約80名の参加を得て開催された。３泊４日の日程で、日中はテーマに沿って集中した討議を重ね、夕食後は会場となったホテルオークラ神戸の特設サロンにおいて、グラスを傾けつつ深夜まで真珠を語り合う――ノーネクタイで。３日目の昼はゴルフで気分転換をはかり、その足で夜霧ただよう六甲山での会議とバーベキュー、最終日は総括討議とサヨナラパーティーという時を過したのである。

会議の初日、田崎会長は「４日間にわたる話し合いのきっかけとして」と断りながら、思いきった問題提起を行なった。“海外三原則”は見直す時が来たのではないか、輸出カルテルの決済方法などは“座して待つ”業界体質を助長するものではないのか、現行の漁業権制度の中では真珠と母貝の免許は別個のものとなっているが、それでいい真珠がつくれるのか……以下、業界の大きな曲り角に立っての大胆な見直し提言を整理してみよう。

・現在の数ある組織も、結成時にはそれなりの意義はあったが、今日においてその要を成していないものがあるのではないか。
・製核組合も２つあるが、そこと生産業界との意志疎通はできているのか。
・加工組合も加工業者と卸業者が一緒のままにいるのではなく、それぞれの機能に見合った再編も考えてはどうか。
・小売店協会も任意団体のままでいいのか。
・行政面における通産省、ジェトロ等との接点をもっと密にする必要があろう。金融面でも農林中央金庫、商工中央金庫だけでなく市中銀行との連携はどうすればいいのか考えてみよう。
・現行の浜揚入札のあり方も再考を要するだろう。１級、２級の分け方は、真珠の価値・価格体系を混乱させているし、年末から年始にかけての一極集中型の取引体質は古くなっている。

以上、いずれの指摘も業界で早くからささやかれてきた問題ではありながら、誰も口には出さなかった――出さなくともこれまでは何とかやって来れたということであろう。しかし、今や真珠生産の国際競争時代（このことは当然のことと

して流通の国際競争をも意味する）を迎えている時だけに、出席した真珠業界人はもちろん、行政関係者にも強く時代の変り目を認識させた提言となったのである。

田崎会長は提言の最後に「討議のための素材を」として、①神戸の日本真珠会館の活用方法の１つとして、真珠取引所の開設はいかがか、②そうした運営一切を取り仕切る機関として財団法人・真珠振興会（仮称）の設置なども考える時がきたのではないか、③日本真珠小売店協会の法人化、④情報機関の整備・確立、という４項目をあげている。

会議そのものは、次の３つのテーマに絞って議論を進めた。

①真珠の需要構造の変化をどうとらえ、どう対処していくのか。

②真珠養殖の国際化をどう見るか、日本真珠業界はどう対処していくのか

③新しい情勢下で行政に何を期待するか、行政と、業界の自助努力との関係をどう見るか。

そして最終日午前の総括討議で幕を閉じることになるわけだが、事務局で整理された「まとめ」は次のようなものであった。

1、会議の中で異なった意見の表明もあったが、そのことが明確になったことは評価できる。その中ですり合わせ可能なものも明らかになってきた。

1、それらを前提に、真珠振興会がやるべき課題としては中国真珠の調査を業界各層の協力を得て早急に実現する。

1、振興会が中心になって継続検討する場として小委員会・検討会を設けるものでは①海外三原則、②真珠業界（人）としてこれだけは守りたいという「真珠憲章」（仮称）の制定、③真珠会館の活用問題、④中国調査、などがあり、その他、早急に考えていくべき課題として振興会理事会の地方（拡大）開催、等々があった。

1、振興会を中心に当該団体と連携して詰めていくテーマとして、真珠養殖における例えば災害引当金制度のような税制対策、合同会議の生産者版として施術数量を語り合う場の設定等を進める。

1、その他、残された問題については、直接それぞれの団体に持ち帰って協議を継続させる。（例えば輸出カルテル問題、小売店協会の法人化などについて）

討議の中で積み残された問題については、３つの小委員会と２つの検討会にお

別項４　第１回「真珠合同会議」から誕生した小委員会・検討会

課　　題	小　委　員　会	構　　成
海外真珠養殖に関する三原則問題	三原則問題検討会	全真連２、愛媛県漁連２、海外組合２、加工・輸出２、振興会２ （必要に応じて行政等の参加を要請する。）
真珠憲章の制定	真珠憲章小委員会	全真連１、愛媛県漁連１、海外組合１、加工組合１、輸出組合１、小売協１、基金協会１、神戸親睦会１、東京親睦会１、振興会事務局
中国真珠養殖事情の調査 （将来における調査情報機構の設置をめざす）	中国調査小委員会	全真連と愛媛県漁連、それに中国事情の調査経験者を加える。
税制・共済制度の検討、立案	税制問題小委員会	全真連２、愛媛県漁連２、基金協会１、振興会事務局 （必要に応じて行政等の参加を要請する。）
日本真珠会館の活用	会館問題検討会	後日決定

いて引続き議論を詰めていくことが確認されている。

翌年にも２回目を開催

当初、第１回目の合同会議が企画された段階では、大きな時代の変り目に真珠関係者全員が自らの産業の明日を語り合っていこう、ということで了承されていたが、第１回目の会議で明らかになった問題は、いずれも業界の根幹にふれる問題ばかりであり、時代の急速な変化の中で、日本の真珠産業として直ちに対応していかなければならない問題ばかりであったことから、平成４年（1992）８月に、今度は２泊３日のスケジュールで第２回「真珠合同会議」が開催された。討論テーマは次の５つに絞られた。

①真珠養殖の国際化に対応する日本真珠業界の基本方針
②真珠憲章（第１次案）
③真珠品質基準制定委員会（仮称）の設置について
④日米真珠会議及び真珠国際会議の構想について
⑤パールフェスタ'93イン TOKYO の開催計画について

①の国際化対応については前年から引続く問題として最大の関心が集まっていたが、会議直前に三原則問題検討会、中国調査小委員会の合同会合をもち、生産と流通から代表６氏が選ばれ、この６氏が真珠合同会議で意見を開陳した。討議の結果、議論の接点も見えてきた、としてこの６氏を中心にした「国際化対応方

針起草委員会」が設けられ、中国をはじめとする諸外国の真珠生産に日本としてどう対応していくのかという、いわば業界の根幹にふれる基本的な方向性を模索していくことになった。

②の「真珠憲章」については、既に第１次案が業界内に広く配布されていたため、会議では字句の細部についての注文が出された程度で、あとは小委員会において最終文の整理に入った。

③の品質基準問題については、このところ業界内外において議論が集中しているテーマであるだけに、会議でも論議の成りゆきが注目されたが、結論としてはそうした議論を集約し、かつ品質基準なるものの制定そのものをどう考えていくのか、といったところから話し合いを進めるための「品質基準制定委員会」をスタートさせることになった。

④の日米真珠会議とは、かねてよりアメリカの真珠輸入業者からアメリカ国内における真珠市場の拡大策や、中国のアコヤ真珠養殖の動きをめぐって日本の業界と話し合いをしたい旨の要望が届いていたものだが、日本としてはそうした会議の場において、主張すべきは主張し、かつ聞くべきは聞くという基本的なところを押えつつアメリカの市場拡大策を構築していくためには何が出来るのかを両国で検討していくことになった。また真珠国際会議構想は第１回目の「真珠合同会議」でも提唱されていたが、これも今後議論の積みあげを待って開催の方向性を求めていくこととした。世界の真珠産業のリーダーシップを日本がとる、そのための準備はここからスタートしている。

⑤のパールフェスタ事業については、東京開催を契機にテレビを使った大々的な消費者 PR が組みこまれたが、そのためには予算的にもかなり大きなものが準備されなければならず、業界あげた協力体制が要請されている。

真珠国際会議の開催

平成５年（1993）。御木本幸吉が半円真珠の養殖技法を発明してからちょうど100年目の年である。１月には皇太子殿下と外交官の小和田雅子さんとの婚約が発表され、国を挙げての祝賀ムードの中で多くのマスコミが“真珠ブーム”現象を作り出してくれてもいた。1990年で峠を越した日本経済は「バブル崩壊」の真只中にあったにもかかわらず、ひとり真珠産業のみは我が世の春を謳歌し続けるのである。

一方、先の「真珠合同会議」でも最大の課題となった国際競争時代に向けて、

世界真珠機構（WPO）設立理事会

日本の真珠産業が大きく踏み込んでいったのがこの年だったのである。

伏線があった。前年に開催した第２回「真珠合同会議」において発足した「国際化対応方針起草委員会」は、会議直後に早速委員会を開催して国際会議の開催を提唱したのである。この模様を『真珠新聞』（1992年９月25日号）では「消費市場に起点を据え」「国際化対応方針起草委開く」「正式に国際会議の提唱へ」の見出しで次のように伝えている。

「国際化対応方針起草委員会」が９月22・23日の２日間にわたって兵庫県有馬において開かれ、真珠業界が当面する国際化対応を徹底的に論じ合い、先の第２回真珠合同会議以来、様々の形で業界各方面において語り尽くされてきた真珠養殖国際化への対処方針、消費市場との接点、これらをトータルとして語り合う場としての真珠国際会議の提案といった基本的な方向について確認されたもようである。その概要については29日に予定している真珠振興会９月理事会にも報告され、更に議論を発展させていくことになる。

この会議は佐々木護、高橋洋三、西岡千秋、浜崎昭義、原条寿雄、水野浩一の６委員に真珠振興会の田﨑俊作会長と丹下孚専務理事も加わって開かれた。出席者の話によると、初日には委員それぞれからフリーな提言として、密殖問題から入札会の在り方に至るまで、真珠業界の「いま」が縦横無尽に語り尽くされたという。そして２日目の23日にはそれらを踏まえた上に立っ

て、それでは具体的に何をやるべきかが検討されたが、ほぼ次のような形で集約された。

まず真珠養殖の国際化――国際競争に関して日本の真珠業界としては①良質真珠の生産、②漁場環境の保全、③生産コスト削減への対応といったことを早急に進め、その過程においては生産・流通それぞれの立場を超えた相互理解をはかっていくこととした。

また、それまで正面切ってとりあげられることのなかったエンドユーザーとの接点に対しては、真珠合同会議においても認識されたように「真珠憲章」の制定・発表や、誰にでもわかりやすい品質基準の明確化等を通じて業界の姿勢を伝えていくと同時に、消費者保護の視点も強調していくこととした。

もちろんこうしたことは、ひとり日本国内にとどまらず世界に向けて明らかにしていくべきとして、真珠国際会議の開催を提案、あわせてその中における討議事項の１つに、急速に、しかも散発的に国際化の様相を示している真珠に関する情報の集約をはかり、かつ発信していくための何らかの機構をも構築していくことも盛りこまれたといわれる。

具体的にはどう展開していったのか。その後の国際会議に関する流れを追うと次のようになる。

▽平成５年３月＝日米真珠会議（神戸市）
▽平成５年５月＝核原貝日米懇談会（神戸市）
▽平成５年11月＝真珠国際会議・準備会議（神戸市）
▽平成６年10月＝国際真珠サミット94（神戸市）
▽平成７年５月＝ WPO（世界真珠機構）設立理事会（神戸市）
▽平成８年５月＝第２回 WPO 理事会（神戸市）
▽平成９年６月＝第３回 WPO 理事会（神戸市）
▽平成10年10月＝第４回 WPO 理事会（タヒチ）
▽平成11年６月＝第５回 WPO 理事会（サンディエゴ）
▽平成12年５月＝ WPO 特別理事会（神戸市）

これらの全てについて報告するには紙数が足りないので、真珠振興会が平成18年（2006）に創立50周年を記念して制作した『社団法人日本真珠振興会の50年』から大きな流れを収録することとする。

▽日米真珠会議

議題は４つにしぼられた。米国真珠業界の現状、共同市場活動と宣伝計画、生産・品質・価格問題、中国海産真珠問題がそれだが、ポイントは「米国経済の落ち込み、真珠の品質低下、他の宝石との競合、中国産真珠の増加攻勢などによって急激に市場は小さくなっている」ため、生産国である日本側により大きな宣伝費を、と求める米国に対し、日本としては「日本にそれを求めるだけでなく、まず自らの市場は自らの手で開拓していくんだという努力をこそ先行させよ」として、共同声明では日米両国の力を合わせた作業の大切さを訴えた。

▽核原貝日米懇談会

平成２年以降、米国の核原貝確保を巡っては、まさに“核騒動”の様相を呈してきたが、神戸で開かれたこの会議では、日米の核関係者のみならず、真珠養殖業者及び科学者なども一堂に会し、長期にわたる核原貝の安定取引について意見を交換した。懇談会という性格上、何らかの決めごとを行なうまでにはならなかったが、話し合いを通して相互理解を深めるとともに、今後については日米双方の対応の仕方によってある程度の安定化は可能であるという見通しも得たのである。

▽真珠国際会議・準備会議

真珠関係７ヵ国の代表が参加して開かれたこの会議には、淡水真珠の品質向上だけではなく、アコヤ真珠の生産が大きな課題となっていた中国代表も出席して、一挙に世界の注目を集めることとなった。会議では①来年11月に神戸市において「真珠国際会議」を開催する、②参加呼びかけ国は世界の主要生産国と日本からの真珠輸入上位国代表とする、③テーマは国際的な需給問題を中心とし、その秩序維持のための国際機関設置を検討する、という３項目を確認したが、中国代表からは「開放経済が進む中国において、品質や数量規制はまったく通用しないものの、世界的な新秩序確立には全力を挙げて協力態勢を組みたい」との発言もあって、翌年の会議は否が応でも世界の耳目を集めることとなったのである。

▽国際真珠サミット94

生産国から５ヵ国、23名、需要国から10ヵ国、23名、国際組織としてのCIBJOから４名、そして日本からも45名の参加を得て開催された。各国（地域）における養殖真珠の現状（生産・流通・消費）に関する提言や提起課題の討議、さらには「世界真珠市場の安定的拡大のために各国（地域）はどのように取り組んでいるか、また業界が協同して取り組むべき課題は何か」ま

で、２日間にわたる会議は熱を帯びたものとなった。そして最後の課題――国際的な連絡組織の結成に関しては「ワールド・パール・オーガニゼーション」（WPO、世界真珠機構）を平成７年に立ち上げ、その初代会長には田崎俊作・真珠振興会会長が満場一致で推されたのである。

▽WPO（世界真珠機構）設立理事会

平成７年１月、神戸は未曾有の大震災に見舞われたが、５月31日、世界の真珠関係者は震災の跡も生々しい神戸に参集した。初の本格的な真珠国際会議・WPO設立理事会に出席するためである。理事会では規約の承認をはじめ、世界的な真珠の宣伝とその品質基準づくりを進める委員会の発足など、言葉としての“コクサイカ”がここに現実の姿となって表われたのである。

しかし、その一方で参加した16ヵ国の思惑は様々であり、そのことが会議の中でより一層鮮明になってきたこともまた事実であった。アコヤ真珠、白蝶真珠、黒蝶真珠、淡水真珠等々がそれぞれの主張を開始したことが明確になったいま、世界の組織として何ができるのか、やらねばならないのか。それよりも何よりも日本の真珠産業の果すべき役割は何なのか、といったことが、重い課題として残されたのである。

会議にはオーストラリア、カナダ、中国、クック諸島、フランス、仏領ポリネシア（タヒチ）、ドイツ、香港、インドネシア、イタリア、フィリピン、シンガポール、スペイン、スイス、米国、日本から27名の理事が参加、その他傍聴者62名、マスコミ30名なども加わった大会議となった。

▽第２回WPO理事会・以降

第２回目の理事会では12ヵ国から参加があり、世界の宣伝資金をどう集めていくのかについて大激論が交わされた。会議は非公開として開催されたが、会議を終えて田崎会長は「もはや決断すべきことは決断し、全てを実行に移す時が来た」と語っている。

第３回理事会の開催にあたっては、真珠を正面に据えた初の国際的ジュエリーショーである「第１回神戸国際宝飾展（IJK 97）」や、真珠振興会主催の世界花珠入札会が同時開催されるなど、真珠振興会のリードによって世界の衆目を集めたイベントとなった。

第４回理事会はタヒチ、第５回は米国のサンディエゴで開かれたが、平成12年にはCIBJO総会とあわせてWPOの特別理事会が神戸市で開催され、この席で日本が世界初の「真珠スタンダード」を発表して各国代表から高い評価を受けている。ただ13年５月には田崎会長が健康上の理由をもって会長

を退任したため、それ以後は理事会も開かれないままになっている。

阪神大震災の衝撃

上記にもあるように、世界初の国際組織「世界真珠機構」（WPO）誕生の年となった平成７年（1995）１月17日未明、淡路島北部を震源とするマグニチュード7.2という直下型巨大地震が、真珠の街・神戸を直撃した。死者6,432人、11万棟の住宅が全半壊するという、文字通り未曾有の危機に直面したのである。

真珠業界にとっては浜揚げ取引の真最中の出来事でもあり、神戸から全国の真珠養殖場に散っていた仕入れ担当者は交通の寸断により帰るに帰れず、生産業界も緊急会議の中から１月23日になって、神戸加工業界の仕入れ体制が整うまでは入札会を延期することを決め、浜揚珠の集荷、仮渡金の交付などについても具体的な対策を打ち出した。また回復が長期化した場合には、浜揚珠の調整保管に踏み切ることで加工業界との正常な取引ルートの確保につとめること等もあわせて決定した。神戸真珠検査所のある合同庁舎も火災によってビル全体が閉鎖されたため、１月24日からは隣接する日本真珠会館において検査を続行することになった。

もちろん東京の真珠振興会においても地震直後からあらゆる手立てを使って情報の収集につとめ、19日には在京理事による対策会議において、義援金の募金と真珠新聞社による調査団の派遣を確認している。一部交通機関も開通した１月31日には真珠振興会理事会・参与会が東京で開かれ、当面の対策を協議したが、真珠関係者の被災救済対策等とあわせて大きな議題になったのが、５月末に予定されている「世界真珠機構」（WPO）設立理事会開催の是非であった。結論として

阪神大震災時の神戸市内（左）と真珠業界による大震災復興大会（右）会場から

は「復興の状況を見ながら最終決断をする」との基本方針を確認したが、一方では日本の真珠産業の復活・復興の決意を内外に伝えていくためにも、会議内容の検討を重ねながら予定通りのスケジュールで進めていく意思も明らかにしたのである。

事実、世界の真珠関係者からは「頑張れ、日本」「頑張れ、神戸の真珠業界」の熱いメッセージが続々と寄せられ、5月31日から6月1日にかけての設立理事会には予定された全ての顔ぶれが文字通り“瓦礫をこえて”神戸に集い、WPO規約や委員会設置要綱、事業計画等をとりまとめたところである。6月1日にはインターナショナル・パール・デザイン・コンテストの表彰式やパールプリンセス選考を中心とするパールパーティーも神戸市で盛大に開催され、改めて世界に“神戸真珠業界の底力”を示すこととなった。

なお、2月27日には全国の真珠関係者170名が新神戸オリエンタルホテルに参集、“真珠の街・神戸の更なる発展を求めて”――「神戸真珠業界大震災復興大会」が開催された。この席で真珠業界から神戸市に対して「被災された神戸市民の皆様へ」とする義援金がおくられ、次の大会決議を全員で確認している。

> 「我らはこのたびの大震災の壊滅的な打撃にも拘わらず、真珠の街・神戸の健在をここに内外にアピールする。それは、とりもなおさず、惨禍の中に凛として輝く真珠に励まされ、共に地域の人々と手をたずさえて、神戸を、再び真珠のように輝ける町に復興させんがためである。我らは、この試練をのりこえ、21世紀に向け飛躍し、神戸を世界の真珠の中心とすべく、今こそ、立ち上がらんことをここに決議する」

復興に向けて雄々しく立上がった神戸の真珠業界だが、注目すべきは神戸市との連携事業のスタートである。それまでも神戸市は市内の有力地場産業との懇談会を重ねる中で、業種ごとの新たな産業振興策を検討してきたが、平成7年(1995)からは「真珠美術館（仮称）設立準備委員会」が立上げられ、その計画も着々と進められていた。震災によってこの構想は一時中断されていたが、他産業に先がけて再開された神戸市と真珠業界との懇談会の中で、震災克服の業界的なまとまりが高く評価されたこともあって話は大きく進展、真珠産業のための施設建設に向けた調査費が震災臨時予算の中から計上されることも決定した。

真珠業界内に結成された震災対策委員会も、義援金の中から市と同額の負担を決定、それまでの美術館構想は名称も「ワールドパールセンター」(WPC) 設立

構想となって神戸市震災復興特別プロジェクトの中に組み入れられることになったのである。この構想は、その後、国土庁を窓口とするプロジェクトに格上げされて検討が進められるが、復興に予想を超える困難がともなったことや、真珠業界も全国の漁場での「異常大量へい死」問題などに追われることとなり、計画は中断されたままになっている。

真珠の品質基準をめぐって

真珠の美しさの価値基準

「人魚の涙」「宝石の女王」「美の象徴」……人々は真珠の美しさについて様々に表現するが、ではその真珠の価値、美しさの基準とは何なのかと問われたら、瞬間、とまどいを覚えるのではないだろうか。高名な詩人が「真珠よ、(自らの美については) 何も語るな。お前はそこにいるだけでいい (美しい)」という言葉を捧げたというが、確かにその通りかもしれない。しかし、この世に存在する真珠がアコヤ真珠ただひとつだったらそれでいいのかもしれないが、白蝶・黒蝶・淡水の各真珠はもちろん、マベ真珠、アワビ真珠からコンクに至るまで、多彩に世界の海から湖から、真珠が続々と誕生してくる時代になると、「ただ美しいだけでいい」という献辞だけでは済まなくなっていることもまた事実であろう。

「真珠の美しさの価値基準」。時代はそこに向けても明快な回答を求めて動き出したのである。ひとつは世界的な場において、そしてもうひとつは日本においても情報開示という大きな流れの中で、真剣な議論が開始されていった。その経過を見ていきたい。

CIBJO の動き

1926年、ヨーロッパの数カ国から宝飾品関係者が集まって結成された組織 BIBOAH は、それぞれのジュエリー交易を中心とする活動を行なってきたが、1961年になってドイツのホルツハイムにおいて名称を CIBJO (国際貴金属宝飾品連盟) と改称、組織を国際的なものとしていくことが確認された。名称は宝飾品、銀製品、ダイヤモンド、真珠、色石の国際同盟を意味するフランス語の頭文字からとった合成名である。目的としては次の５つをあげている。

(1)各国相互の情報を交換する

(2)業界全般の利害に関わる問題全てについて集団で検討する。

(3)業界のルールや商習慣について、調和を図りながら前進させる方法を研究する。

(4)業界全般の利害問題について、たとえ超国家的あるいは国際的な機関であれ、また公的あるいは私的機関であれ、それらに対して業界の趣旨、主張を申し

立てる。

(5)業界内の問題発展に寄与する活動の実現を図る。

組織については、途中で若干の修正も行われており、現在は3つの分科会と8つの委員会で構成され、真珠については真珠委員会が担当している。

現在、メンバー国は32カ国に及んでいるが、日本ではそれに対応するため昭和55年（1980）に「CIBJO OF JAPAN」を設けて加盟、その後、㈳日本ジュエリー協会の国際部会がこれを担当し、真珠に関しては真珠振興会から会議の都度、代表を送っている。初めての参加は57年（1982）のローマ総会からだが、まず何よりも驚かされたことは、それまでのルールブックの中で「養殖真珠」が人工物品のカテゴリーで扱われていたことである。この組織のそもそものスタートがヨーロッパ各国での構成であったため、依然として“天然真珠優位主義”が貫かれていたのである。ケシは天然か養殖か、といった討議に長時間を費したことも記憶に新しい。

日本代表の懸命な努力によって、それまでのルールブックの中から真珠を分けて「パールブック」の発行にこぎつけるが、その後も真珠に関しては日本の想像を超える難題も出され、その都度、日本代表との間で激しい意見のやりとりが続けられている。

現在の真珠委員会では、パールブックに従ってイミテーションやケシなどの、主に呼称、表記を中心に討議が行なわれているが、ここに来てパールブックそのものをISO規格にする方針が決定し、いま全面的な見直し作業も求められている。特に加工処理の情報開示が重要になり、ダイヤモンドや色石同様、処理に関しては全て開示する方向で動いている。また「巻き」などの品質に関する項目や核の材質など、真珠養殖の国際化の進展にともなう問題なども続出しているところである。

品質基準の制定とは

真珠の美しさの証しとも言うべき品質基準の制定問題について、公式に日本の真珠業界が議論を行なったのは、平成3年（1991）及び4年（1992）に開催された「真珠合同会議」が初めてのことであった。その議論の中から「真珠品質基準制定委員会」が生まれ、5回の討議を経て6年（1994）8月には「報告書」を真珠振興会理事会にあてて提出している。

もちろん、真珠誕生以来、これに関わる全ての人々の頭の中に常にあったのは、

まさに「品質」そのものに対する思いであったことは言うまでもない。昭和７年(1918)、御木本幸吉が神戸商工会議所前で粗悪真珠を焼却したのも、ひとえに良質真珠の供給を思ってのことであるし、後には「真珠養殖事業法」にもとづいて輸出検査制度ができたのも、世界に向けた品質対策の証明であった。

しかしながら真珠の場合、工業製品でもなければ規格商品でもない。アコヤ真珠の美の根源である干渉色を誰が数値化できるというのか。そうした思いもあって、品質基準についての業界の正面きった議論はなかなか実現されないままに推移していたのであある。

時代は変わった。生産の拡大につれて低品質真珠もより多く生産されるようになり、加工という視点から見ても、実に多様な技法が取入れられるようになってきた。しかもこの間、世界中の海においてありとあらゆる真珠が養殖されるようになり、それにつれて流通事情も大きく変化していったために、取引ルールの確立という視点からの一定の決め事は強く求められていた。当然のこととして問われるのは「消費者保護」への取組みであり、その前提となる「情報開示」である。「真珠品質基準制定委員会」はこうして設置され、平成４年（1992）12月から６年（1994）３月までに５回の審議を行ない、この間には科学技術小委員会まで開催して基本的な考え方がとりまとめられていった。

委員には山崎千秋、水野浩一、石原富雄、山本登里夫、内田佚雄、三輪邦彦、吉川有恒、奥村博、高橋洋三の各氏が選ばれ、科学技術小委員会には和田浩爾、西本佐助の両氏が、そして総合的な取りまとめは真珠振興会の丹下学専務があたっている。

委員会の討議の中でまとまった内容は次の７項目であり、それにもとづいて「報告書」が作成されている。これは平成７年（1995）になって『真珠の品質基準と品質検定に関する考え方』として内外に配布された。内容は①真珠の品質基準、②真珠の品質検定、③関連事項、の３つに分けられ、今日もなお続く「真珠振興会が検定作業（時として“鑑別”といった表現でも言われるが）を行ない、真珠の品質についても、そしてまた真珠振興会財政基盤の再構築にも役立てるべし」という意見に、一定の方向性を示している点において注目すべき内容となっている。ぜひ巻末の「資料⑤」にある「真珠の品質基準と品質検定に関する考え方」を参照されたい。

真珠品質基準制定委員会を通じた論議の要約

(1)真珠品質基準を制定することについては、異論はない。

(2)品質基準として、真珠のグレーディングはきわめて難しい問題を含んでおり、行なうべきではない（「鑑別は行なってもよいが、鑑定はむずかしいし、すべきではない」）

(3)現行輸出検査基準はそれなりに定着しており、原則としてこれを国内にも適用することは認められる。

(4)加工処理問題については、「真珠の持つ本質を十分認識した上で、内に秘められたその美を最大限に引き出すことこそ加工技術の原点であると確信して、より多くの真珠に本来の美を備えさせるため、細心の注意を払いつつ、誠意ある仕事を行なう」との真珠憲章（平成５年６月１日公表）との整合性を図ることが必要である。

(5)上記の憲章の趣旨に照らしても、人工処理とその表示問題についてもとりあげるべきであり、少なくとも銀塩処理の「黒染め」を「ST(Scientifically Treated)」と表示することなど、現行輸出検査基準の国内適用が望ましい。

(6)現行輸出検査基準は、低品質真珠に係る基準であるが、これと対極にある特に優れた品質（たとえば、いわゆる「花珠」なる概念が存在している）の基準化も考えてみる必要がありはしないか。（一部意見）

(7)加工以前の生産段階における品質基準の制定も考えるべきである。

「真珠スタンダード」

話は少し先へ飛ぶ。平成12年（2000）５月、日本の真珠業界は、世界に先駆けて「真珠スタンダード」を発表した。舞台は神戸国際展示場で開催された「神戸国際宝飾展（IJK2000)」にあわせて開かれたCIBJO総会とWPO特別理事会の場である。２つの会議とも一般に公開されたものではなかっただけに、日本の業界における反響としては、そう大きなものとならなかったことは事実だが、真珠の価値基準を世界的に定めよう、しかもその音頭は日本がとるべし――こうした世界の声に日本は「真珠スタンダード」という形で明確に応えたのである。

発表の意義は大きかった。CIBJO総会でも、WPO特別理事会でも、会場内にさざ波の如く広まっていったのは、日本の真珠業界に対する信頼と賞賛の声であった。筆者も両会議の現場で直接目にし、耳にしたことだけに、ここにあえて報告しておきたい。この2000年版「真珠スタンダード」は、業界内の議論が一向に進まなかったため、真珠振興会の中にある真珠研究委員会において文章化の作業が行なわれ、かつての真珠検査規則やCIBJOの「パールブック」、それに各国ご

日本から真珠スタンダードが発表されたWPO特別理事会

とに定められつつあった取引基準としてのガイドブック等々を下敷きにしたものではあったが、「日本が世界に先駆けてこうした作業に着手してくれたことは絶賛に値する」という声は両会場の至るところで聞かれたのである。「真珠を新世紀元年である2001年の“イヤージュエリー”に」と㈳日本ジュエリー協会が決定したのもこの頃のことである。

時代背景を見てみよう。消費者の消費構造が、それこそ“価値観”も含めて180度変わってしまったにもかかわらず、日本の真珠業界が供給するアコヤ真珠は年を追うごとに優れたものが少なくなり、低品質真珠が低価格で市場に出ていたのが世紀末のこの時期だったのである。もちろん心ある人による基本に忠実な動きもあるにはあったが、多くの業者が「それどころではない」を合言葉に右往左往している間に、海外の真珠――つまりアコヤ真珠以外の真珠は、全て日本を抜きにして世界の市場に直接向かっていくという流れがそこにはあったのである。しかもそれまで真珠業者を守ってきた「真珠養殖事業法」をはじめとする関係諸制度は全てなくなり、日本の真珠業界が文字通り裸になって新しく自らの産業政策を立上げなければならなくなっていた、そんな時期でもあったはずである。

しかし時代がどう変わろうとも、消費者の真珠に対するニーズがどう変化しようとも、それでもなお世界の真珠関係者がこぞって日本に求めていたのは、真珠養殖発祥の国、世界の真珠マーケットに向かっての要の国、そしていまや世界最大の真珠需要国である日本の果たすべき役割はただ1つ、世界の真珠産業のリーダーシップをとる、とってほしいという願いであったということが言えよう。あらゆる機会をとらえて届いていた世界からのメッセージに、いまようやくにして応えた意味は大きかった。

「真珠スタンダード」(2000年版) は、その後も幾度かの改訂を加えているが、資料としてその原点となった同年版を「資料⑥」に収録しておく。

真珠産業制度の見直し

問われる「真珠２法」

ここで再び話を平成７年（1995）に戻そう。この年は年明け早々の「阪神大震災」によって、神戸の街が、そして真珠業界が空前の打撃を受けたことは既に述べた通りだが、粉塵の跡さめやらぬその年７月、今度は日本の真珠産業全体を揺さぶる事態が真珠業界の主務官庁である水産庁からもたらされた。「真珠産業制度の見直し」がそれである。具体的に言うなら、それまで永く日本の真珠産業を律してきた（あるいは守ってきた）「真珠養殖事業法」と「真珠養殖等調整暫定

別項５　真珠産業制度の見直し

水産庁振興部振興課

現行の制度	問題点	見直しが緊急を要する理由
◎真珠養殖事業法（S27） 時代背景：戦後の輸出振興による外貨獲得政策の一環	内需拡大等、わが国経済政策への要請は大きく変化	
○真珠の輸出検査制度 内　容：輸出真珠は国の検査所で品質の検査を行い真珠輸出カルテル（輸出入取引法）の併用により、低品質真珠の輸出を禁止。海外での日本産真珠の声価の維持が趣旨。	・行政改革…国の機関自らが真珠の品質管理業務を行う必要性への疑問の強まり。 ・規制緩和…真珠のような嗜好品については、消費者の選択にゆだねれば十分でありであり規制は不要とする考えの強まり。一方で、消費者保護の観点から、品質に関する情報提供への要請の強まり。 ・真珠産業の情勢変化 …国内消費量が輸出量を上回る状況下で輸出真珠のみの品質管理を行うことの不整合性の強まり。	輸出真珠の品質カルテルは、本年度にも具体的な見直しの結論が出される情勢にある。仮に品質カルテルが廃止された場合、真珠検査所の検査を受けさえすれば下級品の真珠でもすべての国向けに輸出可能となる。下級品の輸出の禁止を前提として、真珠検査制度の存在が評価されてきた。しかし、その前提となる下級品の輸出が自由となれば、必要性に疑義が生じる。
○真珠の施術数量目標の公表制度 内　容：国が毎年府県毎に真珠の核入れ数量をガイドラインとして示す。輸出振興を前提とした増産目標値を明確にすることが趣旨。	・真珠産業の情勢変化 …制度本来の趣旨からすれば、毎年、数量を示すことへの疑問の強まり。 …現在は、養殖密度抑制への効果が意図されているものの十分な効果なし。高品質真珠生産のため、養殖密度抑制に効果のある政策への要請の強まり。	施術数量目標制度は、真珠検査制度とともに、輸出振興のために制定されたものであるため、両者は不可分の関係にあり、真珠検査制度と一括した見直しが必要となる。
◎真珠養殖等調整暫定措置法（S44） 時代背景：真珠の過剰生産に起因する真珠産業の不況の克服への要請。輸出振興を前提。 内　容：独占禁止法の適用を除外し、真珠の養殖生産段階で生産量、品質等について強力な管理を行う。（昭和45～49年度に調整規程を実施）	不況克服のための時限立法の性格が強い。 ・規制緩和…自由経済政策が求められる中、今後本制度による調整規程等の実施は事実上不可能。 ・真珠産業の情勢変化 …現在、我が国では過剰生産による不況が生じる状況にない。むしろ、本制度への安易な期待は国際競争力強化を阻害するおそれ。	個別法による独占禁止法の適用除外カルテル等制度（暫定法では、真珠の生産量や品質についての調整規程設定、養殖いかだの密殖改善措置がこれに当たる）については、規制緩和促進計画等累次の閣議決定において、平成10年度末までに原則廃止する観点から見直しを行い、平成７年度末までに具体的結論を得ることとされている。

措置法」――いわゆる「真珠２法」の廃止を中心として、これまでの真珠関連産業制度の根本的な見直しを求めたものだったのである。

当初、水産庁が示した見直し案は、別項５の通りであった。

水産庁が「見直し」の背景としてあげているのは、行政改革、規制緩和、そして真珠産業の情勢変化、という３つの要因であり、その意味からするならば、関連する従来の法制度を含む産業施策は、そのほとんどが打ち切られるという厳しい内容をもつものであった。

この提示をを受けた真珠振興会は、９月に２日間にわたる「役員・参与合同会議」を開催、それぞれの立場からの声を整理しながら、会議直後に「真珠産業制度見直し小委員会」の設置を決定した。メンバーは田﨑俊作会長を委員長に、浅野次郎、山本泉両副会長、小山竹三、原条寿雄両理事、それに丹下孚専務理事という６名の委員で構成された。第１回目の会合で次の方針を確認している。

「見直し」に対する日本真珠振興会の方針

１、今回の「見直し」に取り組む基本的な態度としては、次のように考える。

⑴わが国の経済政策として打ち出されている“規制緩和”、特に規制緩和推進計画等累次の閣議決定（近くは平成６年７月）の動きについては、原則的にその趣旨を理解する。

⑵世界的な真珠産業をめぐる情勢変化については、業界みずから強くそのことを自覚し、生産、加工、輸出、小売の各団体役員（約80名）が一堂に会する「真珠合同会議」（第１回：平成３年８月23日から４日間、神戸市、第２回：平成４年８月26日から３日間、神戸市）を開催して論議を深め、さらに、「真珠国際会議準備会議」（平成５年11月10・11日、神戸市）、「国際真珠サミット'94」（平成６年10月31日・11月１日、神戸市）、を経て本年５月31日・６月１日のWPO（世界真珠機構）結成へと努力を尽くしてきているところである。国は、業界のこうした自主的な努力を理解されるとともに、今回の「真珠産業制度の見直し」に当たっても、業界の自主性を十分尊重されるよう、強く要請したい。

２、今回「見直し」の対象とされている個別の各制度については、次の方針をもって臨む。

⑴真珠輸出検査制度（真珠養殖事業法）

①直接の当事者である日本真珠輸出組合において、この制度の民間移行の方向における理事長試案を作成、すでに論議に入っている。業界としては、

相次ぐ合同会議で真珠産業の明日を議論する

この日本真珠輸出組合の討議を先議として、最終的には日本真珠振興会の場において、国内流通真珠（真珠製品を含む）の品質検定を含めて、審議・決定する。

②輸出検査の民間移行に当たっては、過渡的に国の支援を要請することがある。

⑵施術数量目標の公表制度（真珠養殖事業法）

直接の当事者である生産者団体（全真連及び愛媛県漁連）は、この制度を支柱として、生産の計画化、漁場生産性の維持、生産現場における秩序の確保等に努めてきているところであり、この制度の存続を強く要望する。

⑶真珠の生産調整制度（真珠養殖等調整暫定措置法）

先に述べたように、国の経済政策、“規制緩和”については、基本的に理解するが、同法の見直しに当たっては、その制定の経緯、それを必要とした真珠産業の特性等については十分検討のうえ、慎重に対処されるよう要請する。

３、「見直し」の推進に当たっては、次の２点について配慮を要請する。

⑴「真珠産業の今後のあり方について」（平成７年３月３日、真珠養殖事業審議会懇談会に提起）は、「ひとつの問題提起」（担当課長説明）とのことであるが、その内容において少なくない疑問、意見が残されているものであり、今回の「真珠産業制度の見直し」に関しても、無用の懸念を生むなど、障害となり兼ねないので、当面これを棚上げされるよう水産庁に対して強く要請する。

⑵当面の真珠の養殖生産における最大の問題は、「真珠養殖漁場の密殖」で

別項６　真珠産業制度の見直しの現状

制度	関係機関	制度の運用	見直しに係る指摘等	見直しの状況
真珠養殖事業法	水産庁真珠検査所 真珠養殖事業審議会	輸出真珠の格付検査を実施 毎年の真珠の施術数量目標を策定等	真珠検査について、民間検査へ移行するための条件整備を更に推進するため、民間検査員の養成・確保のあり方、国際的な信用を保持し得る民間機関の整備方策について検討する（昭和63年12月新行革審答申）	・平成10年通常国会で廃止法案を提出の予定 ・真珠養殖事業法を平成10年12月31日で廃止し、併せて真珠検査所及び真珠養殖事業審議会を廃止する予定。 ・現在、国営で行われている輸出真珠の検査は、今後民間で行う方向で検討中。
輸出入取引法	日本真珠輸出組合	輸出真珠の品質カルテルを実施	本制度は、引き続き条約その他の国際取極と整合的に運用を行う。なお、現存する輸出カルテルは平成10年度末までにすべて終了する予定。 （平成9年3月規制緩和推進計画）	・現在実施中の輸出真珠の品質カルテルを平成10年度末までに終了。 ・現行カルテルは平成10年12月31日まで実施。
真珠養殖等調整暫定措置法	真珠養殖調整組合（１連合会、県単５組合）	国内真珠の生産段階での生産量・品質カルテルをかつて実施	適用除外制度を廃止することとし、法律を廃止する法案を国会へ提出。（平成９年３月規制緩和推進計画）	・前国会において、一括法により廃止法が成立、施行。 ・調整組合連合会及び傘下組合は、農林水産大臣の解散認可を受け、現在清算手続中。
輸出水産業の振興に関する法律	㈳日本真珠振興会	真珠の加工場登録制度を規定（登録要件として、振興会が実施する講習会の課程を終了した技術者が必要）	制度は形骸化しているが、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」（平成８年９月閣議決定）及びその運用指針に基づき、制度の存廃等について指摘を受ける可能性がある。	
外国為替及び外国貿易管理法	日本銀行 大蔵省 水産庁	・真珠養殖の海外直接投資の内容審査を実施 ・審査の際に、アコヤ貝真珠養殖の禁止等を行政指導	真珠養殖業（中略）に対する投資等について事前届出制を廃止するなど、規制の対象を必要最小限に限定する。（平成９年１月大蔵省外国為替等審議会報告書）	・所要の改正法（大蔵省）は前国会で成立。 ・法改正に基づき、真珠養殖については、平成10年４月より事後報告制に移行。 （海外真珠養殖について内容審査及び行政指導は行わない。）

あるが、生産業界の自主的な取組みがつづけられているものの、事は漁業の基本的な制度にかかわる問題であり、この機会に漁業権の免許制度の運用に関しこの問題に関する特段の配意を要請する。たとえば、漁業法第34条（漁業権の制限又は条件）、第67条（漁業調整委員会の指示）等の思いきった活用を図るなど、真剣な検討を期待したい。特に漁業権の免許は、都道府県知事の権限に属するが、水産庁として関係府県を通じた「密殖改善要綱」のごときものをまとめ、強力な行政指導を展開されることを要望する。

以上のとりまとめ方針をもって、業界は水産庁との協議に入っていくが、その中で大きくクローズアップされてきたのは「施術数量目標公表制度」に対するそれぞれの思いの違いであった。小委員会の開催、小委員会と水産庁との協議、真珠振興会理事会における報告と討議などが断続的に進んでいき、やがてこの公表制度そのものについては、生産者団体による水産庁長官への陳情活動ともなって

別項７　「海外真珠３原則」の歴史的経過（制度の効用の変化の視点から）

昭和20年	終戦。外国為替、輸出入貿易はGHQの全面管理。
昭和24年	外国為替及び外国貿易管理法（外為法）制定。海外投資についても、原則禁止としつつ個別案件毎に審査の上許可するという運用がなされた。
昭和29年	サウスシーパール㈱によるビルマでの海外真珠養殖事業が許可される。戦後初の真珠養殖海外投資。
昭和30年	真珠養殖事業審議会にて、海外真珠養殖について①技術非公開②全量輸入③計画生産の３原則の必要性について問題提起がされる。その後、審議会総合部会にて業界主要メンバーが３原則を確認。水産庁は外為法に基づく許可の際の指導方針として位置づける。当時の海外真珠養殖はシロチョウガイが対象であり、３原則は海外真珠養殖の秩序維持を目的としていた。
昭和35年	海外進出業者及び国内業者により任意団体海外真珠事業者協会設立。この時、海外進出業者は３社のみであったが、その後の増加が見込まれたため、国内外の事業の調整を意図していた。水産庁は３原則を行政内部規定として明文化、事実上の許可条件として機能することになる。
昭和39年	日本、OECDに加盟。自由貿易体制へ移行。 海外真珠事業者協会が法人化（後の海外真珠輸出水産業組合）。この時、海外進出業者は11社。組合の設立は、３原則の徹底や価格カルテルの実施を意図していた。
昭和42年	韓国でのアコヤガイ真珠養殖開始を契機とし、真珠業界は日本人による海外でのアコヤガイ真珠養殖の禁止措置を水産庁に要請。国内真珠養殖への影響回避が目的。水産庁は海外投資指導に係る内部規定にアコヤ養殖の禁止規定を追加。
昭和54年	外為法改正。海外投資は原則自由化。ごく一部の業種（繊維、皮革、漁船漁業、真珠養殖業）は、国内産業保護の観点から、①届出制による内容審査②必要最小限の範囲で投資の中止・変更措置（強制力有る制度が採用された。このことにより、水産庁内部規定による行政指導の仕組みは継続） （注：内部規定はあくまで届出があった際の行政指導であり、中止・変更措置発動の基準ではない）
平成元年	西オーストラリア州首相が農水大臣に対し、技術非公開の指導の見直しを要請。水産庁は、技術公開の最終判断は各業者に委ねると西オーストラリア州に回答。
平成２年	OECDが投資自由化に関し対日審査。真珠の海外投資規制に疑問が出される。最終的にはOECD資本移動自由化規約（真珠を外為法上の例外扱いとする根拠となっている）の改正には至らず。
平成３年	真珠振興会は「海外真珠３原則」（水産庁内部規定の呼称）の見直しについて今後協議していくことを確認。主要争点は国内の養殖業者保護のためのアコヤ真珠養殖禁止措置継続の可否。
平成７年	OECDにおいて多国間投資協定（MAI）について97年５月の閣僚理事会までに締結すべく交渉開始。この中で投資自由化留保業種の見直しの方針が打ち出されている。
平成８年	大蔵省外国為替等審議会において外国管理制度抜本改正を謳った報告書が提示。 真珠の対外投資規制の廃止も示唆。 海外真珠輸出水産業組合解散。

いくのである。

その後、水産庁と真珠業界間における「真珠産業制度見直し連絡協議会」の設置によって調整作業が進められ、途中、選択肢をいくつかに分けて、「業界としての総意をこの中から選んでほしい」といった提案も水産庁から出されたが、議論のスタートから「古いものは悪であり、新しいことはいいことだ、とするトーンが貫かれていることが問題」（浅野副会長の真珠審議会での指摘）とされるなど、対立の様相は深まるばかりであった。真珠審議会の席上、業界外の委員からも「水産庁の提案は少し粗削りではないのか」といった意見も聞かれている。

いずれにしても数々の議論を経て平成10年（1998）１月に開かれた真珠養殖事業審議会懇談会に提出された「真珠産業制度の見直しの現状」は別項６のようなものであった。「海外真珠３原則」の歴史的経過とあわせて参照されたい。

「事業法を廃止する法律」の成立

平成10年（1998）２月の第142回国会に農林水産省が提出した「真珠養殖事業法を廃止する法律案」は、衆参両院の農林水産委員会における審議を経て、それぞれ附帯決議が付されたうえで原案通り成立、３月31日に平成10年法律第37号として公布された。両院における附帯決議は次の通りであった。

１、参議院附帯決議

平成10年３月13日

参議院農林水産委員会

真珠養殖事業及び真珠母貝養殖事業は、戦前から現在に至る我が国経済の向上と輸出の振興に大きく貢献し、真珠養殖事業法は、国営検査等を通じて、国産真珠の輸出の振興に重要な役割を果たしてきた。よって政府は、本法を廃止するに当たり、今後の真珠養殖事業及び真珠母貝養殖事業の一層の発展に資するよう、次の事項の実現に努めるべきである。

１、廃止される国営検査に代わり、民間による検査を行うに当たっては、真珠の品質が確保されるよう、十分な指導を行なうこと。

２、真珠養殖事業及び真珠母貝養殖事業については、現在の真珠をめぐる厳しい状況にかんがみ、安定した経営が維持できるよう、必要な支援措置を講じること。

３、一昨年秋に各地で発生したアコヤ貝のへい死事件については、今後の対

応策の確立に向けた研究調査を推進するとともに、漁場環境の保全対策に万全を期すること。

2、衆議院附帯決議

平成10年３月31日
衆議院農林水産委員会

政府は、本法が廃止されるに当たり、左記事項の実現に努め、真珠養殖事業及び真珠母貝養殖事業の発展に遺憾なきを期すべきである。

1、真珠の民間検査への移行に当たっては、国際的に信用を保持しうる検査機関が育成されるよう必要な措置を講ずるとともに、輸出に係る日本真珠の評価が確保されるよう十分な指導を行うこと。

2、真珠をめぐる厳しい状況にかんがみ、安定した真珠養殖事業及び真珠母貝養殖事業経営が維持できるよう、必要な支援措置を講ずること。

3、平成８年度以降全国において発生しているアコヤ貝の大量へい死に対し、原因の特定と今後の対応策の確立に向けた調査研究を鋭意推進すること。また、養殖場環境の保全対策に万全を期すこと。

ここでもう一度「真珠産業制度の見直し」そのものについて整理してみよう。平成９年３月に水産庁がまとめた資料によると、既にその時点で真珠産業を取りまく状況は次のようになっていたのである。

真珠産業制度の見直しについて

1　「見直し」の経緯

⑴臨調・行革審

昭和39年以来、累次の答申で真珠検査の民営化が求められる

⑵規制緩和推進計画

平成８年３月29日閣議決定

⑶真珠養殖事業審議会懇談会での検討状況

平成７年12月12日の真珠養殖事業審議会懇談会以降、真珠産業制度の見直しについて議論

2　既に「見直し」がすすんでいるもの

⑴真珠養殖等調整暫定措置法の廃止

平成９年２月21日「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適

用除外制度の整理等に関する法律案」国会上程（暫定措置法については６月に廃止が決定）

⑵真珠輸出カルテルの見直し

①平成３年12月一部緩和（25カ国に限定、淡水真珠は除外等）

②平成８年３月通産省は「平成８年度中に存在する個別のカルテル（真珠輸出カルテルも該当）については、平成10年度末までに終了予定」との方針を表明

⑶対外直接投資規制の見直し

平成９年１月16日外国為替等審議会答申

３　真珠養殖事業法の見直し

同法の検討課題

①現在使用されている条項で、唯一の法律事項である輸出真珠の国営検査制度（第８条）は、平成10年12月31日で廃止予定

②業界から第３条の施術数量目標の公表制度存続の声が出されているが、これは法律事項にはあたらない。

全ては“闘い済んで、日が暮れて”であったと言えよう。業界内での議論でも、確かに「護送船団方式はもたない。自由主義経済下における経済活動はわれわれ自身の手で構築していこう」とする声はあった。しかし永年にわたる“護送船団”を解くには解き方というものがあろう。現に水産庁当局からは、何度も「旧来制度に代る一定の枠組みづくりには協力する用意がある」といった提案もあったが、真珠業界が本質的に持つ“組織活動の未熟さ”が、結局は今度も新たなる産業政策の構築を阻害し、結果、国際競争渦巻く大海の中に、法的支えをまったくなくしたまま「日本真珠丸」はこぎ出していくのである。

なお、民営化された真珠検査制度については「輸出真珠品質管理制度推進事業」として、そしてもう１つの「施術数量目標制度」に代るものとしては、「施術数量見通し」の策定といった振興策が水産庁により用意されたことだけは付言しておきたい。参考資料として、真珠輸出組合が平成11年（1999）１月から実施した「品質検定制度」について、同組合が公表した公告と、「施術数量見通し」の策定に関する資料があるので、紹介しておきたい。このいずれもが、その後の業界運営の中で十分に機能しないまま今日を迎えていることは、今後の産業制度構築にあたっても、しっかりと認識しておく必要があろう。

「輸出真珠品質管理制度推進事業」について

日本真珠輸出組合

□制度の特徴□

輸出組合が新たに行う品質検定制度は、現行の国営検査制度を引き継ぐものであり、このため政府からも当初３年間の財政支援を受けられることとなっております。またこの制度は、法律に基づいて義務的に受けるものではありません。しかし、海外の小売業者及び輸出業者に対してわが国から輸出される真珠の品質を証明、他の真珠との差別化を図る中で信頼も獲得しながら、輸出拡大や販売推進に貢献することをも目的としたもので、従来の国営検査制度に販売促進効果が加わったものといえます。なお制度の利用対象者としては原則として輸出組合員を対象としますが、組合員以外でも希望があれば受け付けます。

□実施場所□

神戸市の日本真珠輸出組合本部（神戸市中央区東町122　日本真珠会館２階）と、東京の同支部（東京都中央区京橋3-6-15　真珠会館３階）において検定業務を行います。

□対象真珠□

この制度では宝飾品としての耐久性を重視する観点から、当初はアコヤ真珠だけを対象とする考えでした。しかし海外からは、日本から輸出される真珠の全てを対象としてほしいとの要請を受けたことも考慮、また、制度の実効を期すためにもその要請に応える必要があることから、全ての真珠（アコヤ真珠、白蝶真珠、黒蝶真珠、マベ真珠、淡水真珠でそれぞれ原産地は問いません）を対象とすることとしております。

□検定基準□

現行の国営検査の検査基準を基本として、輸出組合が制定する「日本養殖真珠規格（Cultured Pearl Quality Standard of Japan）」によります。なおこの規格は、国営検査基準とほぼ同様のものとしておりますが、耐久性を重視する観点から“真珠層の厚さ”及び“加工過度”といった点を重視するものとなります。また、標準見本（マスター・パール）を神戸及び東京の検定実施場所に必要数を準備します。

□検定の表示□

検定の結果、基準に適合するものには、通糸連については１本ごとにタグを貼付し、ばら珠についてはそれにシールを貼付します。タグ及びシールに

は、日本真珠輸出組合の英文名のほか“PASSED”及び“The Quality Standards of Japan”の文言が表示されます。なおこのタグは、海外における小売店が消費者に販売する時点まで付されることとなり、日本の真珠業界が定める標準品質以上のものであることを表示するものとなります。またタグ及びシールは商標法による商標登録の手続きを現在行っているところです。

□検定の申し込み□

輸出組合が定める「真珠品質検定申込書」１通を提出してもらうことになります。「真珠品質検定申込書」における記載事項は、仕向地、対象重量、ロット数、手数料のみで、現在の国営検査に比べ大幅に簡略化されております。また、同国営検査で発行している検定証の発行及びスコア・カードの作業も行いませんので、検定を受けるに要する時間は大幅に縮減されます。なお、検定を受ける場合は、前日迄に電話で予約することが必要です。

□手数料□

輸出組合の組合員はもんめ当たり11円と現行国営検査と同額とし、非組合員はもんめ当たり15円とします。ただ制度の運営上、収支相償うよう定期的に見直していきます。なお手数料の納入に関しましては、検査の都度かまたは１ヵ月毎にまとめての納入でお願いいたします。

□その他□

現行の国営検査においては、輸出の直前に受験するのが通例となっております。しかし、輸出組合が行う新しい検定制度では検定はいつでも受けられます。むしろ、来日する海外バイヤーの買付けに備えて商談対象見込みの商品について検定を受けておくことが考えられます。

□制度の意義□

この制度の実施にあたっては、供給側が一方的に行っても需要国の輸入業者や小売業者にメリットがなければ効果的な制度として機能しません。このため輸出組合では昨年、アメリカ及びドイツ、イタリア、フランス、スペインといった主要輸出国の輸入業者50社と小売業者200社を対象に制度の趣旨に対する意識調査を実施しました。この結果、いずれの国においてもこの制度に対する賛同・支持を表明する声は極めて高いことが明らかになりました。こうした支持の高さの背景にあるのは、品質表示を行うことにより小売店に対する消費者からの信頼感を高められるとともに、消費者に対しても安心感を与える材料となること、そして販売時における有効な説得材料となることが挙げられております。

別項８　「施術数量見通し」の策定についての考え方

１　前提条件

数量目標の設定目的を生産調整から環境容量に応じた生産の実現に資するものとするため、法３条で規定する施術数量目標の公表制度に対し、以下のとおり整理する。

⑴各府県別の数値を定める

⑵海産アコヤ貝のみを対象

⑶核の大きさ別の数量目標の撤廃

２　想定される枠組み

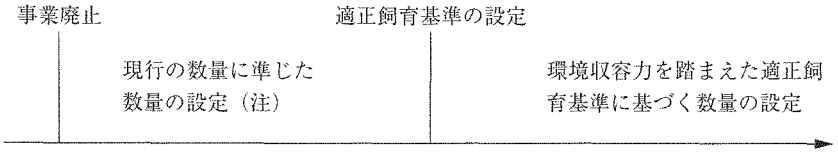

（注）

現行の施術数量目標値を参考に設定

（現行の数量に準じた数量の設定は、環境収容力に応じた養殖体制の確立を目的とするものであり、海域の状況によっては変動があり得る。）

３　フローチャート

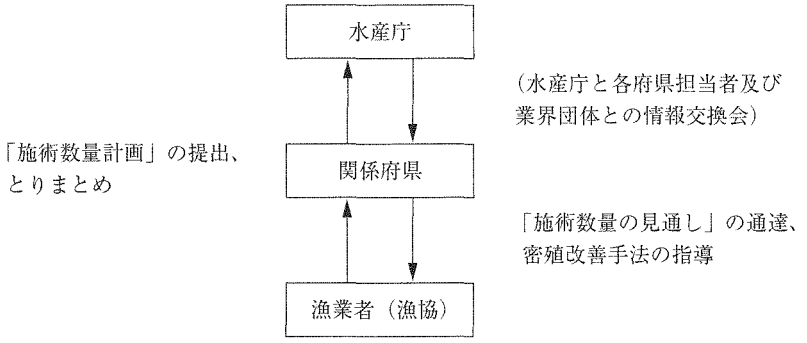

４　適正養殖に対する担保措置の検討

永続的な漁場利用のため、環境収容力を踏まえ、その漁場の浄化能力を超えない養殖生産体制について、漁業法で措置する可能性について検討するとともに、養殖業全体にかかる法制度の枠組みを検討することとする。

また現行の輸出検査のタグに関しても、海外市場においてはそれが“信頼できる品質の証”との受け止め方をされている事実をご存知でしょうか。このことからしても、わが国の輸出業界が総力を挙げてこの制度に取り組みそして制度の存在を内外に示していくことによって、これまで醸成されてきた“品質の証”という貴重な付加価値を今後も打ち出すことができますし、また昨今の流通の国際競合化を考えてみましても、こうした付加価値によってその競争を有利に展開できることにほかならず、ひいては日本の真珠産業の安定につながってくるものといえましょう。そのためにもより多くの方々がこの制度に参加することを期待するものです。

アコヤ貝大量へい死問題

平成８年から一挙に表面化

「真円真珠発明100年」の歩みは、明治に始まり、大正、昭和、そして平成と４つの時代と共に歴史を形成してきたことになるが、それはまた1907年からの「20世紀」そのものであったということも言えるだろう。その意味では現代に生きる真珠産業人にとって、平成の時代に入ってからは「来るべき“新世紀”に向けて」大いなる未来構想を描く、そうした作業に着手すべき時だったのかもしれないが、前章で述べた「真珠産業制度の見直し」にせよ、これから述べようとする「アコヤ貝大量へい死問題」にせよ、日本の真珠産業はとてつもない危機の中での世紀末に突入し、そうして新世紀入りすることになったのである。特に「アコヤ貝大量へい死問題」は、今日に至るも根本的な解決を見ないままになっており、この世紀をまたぐ大問題は、日本の真珠産業構造そのものまでも大きく変えようとしている。

しかし、ここまで「100年」の歩みを振り返ってきて思うことは、それまでにもあった幾多の苦難の道を、多くの先人の英知と努力で全てを克服しきったが故に今日があるということであり、その意味では現代に生きる真珠産業人の全てが心を、力を、そして英知を１つに合わせれば、必ずやまた新たな大道が拓けてくるであろうという確信にほかならない。そのことを前提にしつつ、大量へい死問題の跡をたどってみたい。

アコヤ貝の大量へい死（当時、新聞報道等では「異常へい死」と表現されたケースも多かった）は、平成８年の、いわゆる旧盆明けの頃から一挙に表面化した。

アコヤ貝大量へい死に関連する日本水産学会の各種発表は強い注目を集めた

当初、愛媛県の一部の稚母貝漁場や大分県の漁場において指摘されていたへい死問題が、やがて愛媛県全域に、しかも核を入れた玄貝にまで及んで表面化し、次第に地域も全国的に広がっていったのである。

例年、旧盆明けというのは越物中心にへい死が多い時期ではあったが、この年のそれは文字通り“異常”なものであり、10月２日に相模原市で開催された「アコヤガイの品種改良研究に関する懇談会」でも、出席した業者同士の情報交換が進むにつれて、事態は全国に及んでいることが明らかになっていった。この研究事業そのものはアコヤ貝の品種改良をテーマとするもので、水産庁事業として取組まれていたものだが、懇談会での業者と研究者との質疑応答は全て大量へい死に関するものとなり、一挙に業界を挙げての対応策が求められていったのである。

10月25日には真珠振興会、全真連、愛媛県漁連が一緒になって水産庁を訪れ、国の研究機関を総動員したへい死原因の究明研究を要請した。愛媛県には「真珠貝大量へい死問題対策室」が設置され、11月６日の初会合ではそれまでの県下被害総額が106億円を突破したとの報告も行われている。

真珠振興会が主催しての「アコヤガイの異常へい死に関する緊急検討会」が11月19日、神戸に200名の生産業界関係者を集めて開催されたが、会場には多くの報道関係者も詰めかけるなど、この件が社会問題化していることをうかがわせるに十分だったのである。研究者、生産関係者からそれぞれ実情報告はあったものの、その原因については未だ手探りの状態であり、水産庁は直後に研究者を宇和島に派遣して調査を開始する。11月20日時点での愛媛県下の被害総額は183億円に達していた。

年が改まって平成９年（1997）になると対策の動きはなお一層急となり、「アコヤ貝へい死原因究明緊急検討会」（水産庁研究部長が本部長）や「アコヤ貝へい死対策研究緊急会議」（水産庁・中央水産研究所が主宰）、それに「アコヤ貝大量へい死問題対策検討会」（水産庁次長が主宰し、関係する課長で構成）などがたて続けに会合をもち、急きょ平成９年度水産予算の中に「高品質アコヤ貝育成促進事業」（6,100万円）も計上された。国会においても西田司議員を委員長に、山本公一議員を事務局長にした「真珠養殖非常事態緊急対策会議」も発足させるなど、研究、行政、政治面からの支援体制も整えられていく。

４月以降の平成９年（1997）度には「海面養殖業高度化推進対策事業」として、貝柱の赤変と組織損傷を特徴とするアコヤガイの大量へい死に関する検討が、養殖研究所をはじめ、全国にある関係海区水産研究所や関係県水産試験場、大学、それに業界代表などを横断的につないで本格的に進められていく。

国による対策の動きは各県、各組織は別にして以上のようなものであったが、では当時の大量へい死の実態とはどんなものだったのか。あまりにも膨大な資料が残されているので——そしてまた、あまりにも様々な動きがあったので、それらを詳しく述べているとそれだけで数百ページの大冊ができ上がってしまうだろう。ここでは「アコヤ貝へい死原因究明緊急検討会」が平成９年（1997）10月に発表したプレスリリースを紹介するに止めたい。

記者会見において明らかにされた点は、１年間にわたる研究の結果、前年より引続くアコヤ貝大量へい死の原因については感染症の疑いが極めて濃厚である、として、今後、国の研究体制の焦点もこの問題に集中していくことを強調している。また、アコヤ貝外套膜の組織異常発生がへい死に共通した特徴であり、その組織異常をひき起こす要因としては、ウイルス等の感染症に加え、餌である植物プランクトン由来の中毒症または栄養障害の可能性も考えられるとし、以後の調査研究の重点も、①電子顕微鏡観察、感染実験等によるウイルスの検出及び特定、②現場調査や室内実験による有害プランクトンの特定、等に置くことが明らかにされていた。

アコヤ貝大量へい死原因究明に関する取組について

アコヤ貝へい死原因究明緊急検討会

Ⅰ　平成８年度における大量へい死に関する取組

平成８年の主として夏期から秋期にかけて、全国の真珠母貝及び真珠生産地（三重県、愛媛県、長崎県等）において、例年にない規模でアコヤ貝の大量へい死が発生した。また、へい死原因には不明の点が多く、今後の真珠養殖業の健全な発展を図る上で、大きな不安を醸し出した。

そこで、水産庁研究所において、平成８年におけるアコヤ貝の大量へい死の原因に関する緊急調査を関係県の協力により実施し、平成９年４月に調査結果の報告（中間報告）を行ったところであるが、この報告ではへい死原因の特定までには至っておらず、引き続き中・長期的な調査研究を要する事項が残されていたところである。これらについて、関係県の協力を得ながら水産庁研究所において実施した調査研究により、現在まで得られている知見は以下の通りである。

１、病理学的検討

養殖研究所が行った病原体検査の結果から、既に、既知の寄生虫、細菌及

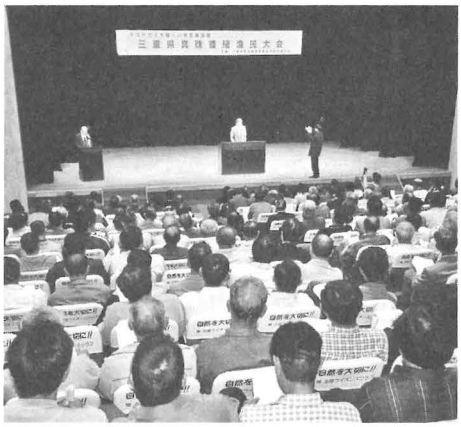

愛媛県で（左）、三重県で（右）、たて続けに開催された危機突破大会会場

び真菌の関与は考えられないとの見解を得ている。

一方、ウイルスについては、養殖研究所及び関係県が感染実験を行った結果、急激なへい死に至る感染症を起こすウイルスの存在は確認されなかったが、直ちに死に至らない慢性的な感染症の可能性についての検討が必要である。

また、養殖研究所が、へい死したアコヤ貝組織を詳細に観察した結果、外套膜の組織異常がへい死貝に共通した特徴であることが明らかになった。こうした組織異常を引き起こす要因としては、ウイルス等の感染症に加え、餌である植物プランクトン由来の中毒症又は栄養障害の可能性も考えられる。

2、貝柱の赤変化

平成８年度中に中央水産研究所が実施した調査において、赤変化したアコヤ貝から、正常貝に通常みられるカロテノイド色素に加えて特異的にみられる不溶性の色素が確認されている。

今回、中央水産研究所が、赤変化アコヤ貝の色素について更に詳細に分析を行った結果、不溶性色素については、アコヤ貝の体成分の１つであるコラーゲンの形成異常と密接な関係があると推定された。今後は、今回の大量へい死に特徴的な現象である赤変化の発生メカニズムを更に追求するとともに、赤変化とへい死の関連についても明らかにしていく。

3、ホルマリンの影響

養殖研究所及び水産工学研究所が行ったホルマリンの影響についての調査研究結果から、実験室レベルでは、ホルマリンはアコヤ貝及び植物プランクトンに対し、一定の影響を及ぼす結果を得ている。

しかし、アコヤ貝の大量へい死との関連については、トラフグ養殖場が近接していないところでもアコヤ貝のへい死が起こっているなどの疫学的な傍証及びホルマリンによるアコヤ貝の組織損傷の症状と今回大量へい死したアコヤ貝に共通にみられる組織損傷の症状とが異なっているなどの病理組織学的な傍証から、ホルマリンが今回の大量へい死の直接的な要因であることについては否定的に考えざるを得ない。

なお、実海域におけるホルマリンの存否が定かでないので、今後は、実海域におけるホルマリンのモニタリング調査を実施する必要があると考えられる。

Ⅱ　平成９年度の状況

１、へい死等の状況

平成９年度におけるアコヤ貝のへい死状況については、真珠養殖業全国推進検討会（平成９年９月18日）での情報収集及び関係海区水産研究所が関係県の水産試験場に対し行った聞き取り調査によれば、愛媛県では越物が平均50～60%、当年物が沖出し後平均25～30%、二年母貝が10～15%へい死し、三重県では全体で30%、長崎県の対馬地区では40～60%へい死している状況にある。加えて、多くの県で昨年の大量へい死において特徴的にみられた赤変化が生じているため、今年も昨年と同様の大量へい死が発生していると考えられる。

２、アコヤ貝養殖場の環境

このような状況の中、平成９年度のアコヤ貝養殖場について、養殖場の水温及び餌料環境について調査を行ったところ、平成８年度にみられた夏期の高水温の継続や植物プランクトン量の低下等はみられておらず、平成９年度のアコヤ貝大量へい死に関しては、夏期の高水温の継続や植物プランクトン量の低下等が主要因であるとは考えられない。

Ⅲ　今後の取組

以上のように、平成９年度においても、アコヤ貝の大量へい死が発生していることを踏まえ、平成９年10月16日に、養殖研究所の主催により「平成９年度第１回アコヤガイ大量へい死緊急調査対策研究担当者会議」を開催し、水産庁研究所、関係県の水産試験場、大学等の関係者間で情報交換を行うとともに、今後の調査研究のあり方を検討した結果、以下のような方向で、今

後の調査研究の一層の推進を図ることとなった。

1、調査研究の重点化

先に述べた外套膜の組織異常については、ウイルス等の感染症又は餌由来の中毒症等が原因と考えられることから、今後は、

ア、電子顕微鏡観察、感染実験等によるウイルスの検出及び特定

イ、現場調査や室内実験による有害プランクトンの特定

等に重点をおき、集中的な調査研究を実施することとする。

2、当面の調査研究内容及び体制

(1)ウイルス等の感染症

養殖研究所において、感染実験で用いたアコヤ貝について、組織病変のレベルで差があるかどうかの詳細な検討を行っていく。慢性的感染症又は中毒症等の場合、アコヤ貝の大量へい死が起こった時期よりかなり以前に何らかの障害を受けている可能性も考えられるため、養殖研究所を中心に関係県の協力を得つつ、へい死のピークである夏期から秋期以外の時期についてもアコヤ貝の組織の観察に取り組むこととする。

(2)有害プランクトン等の影響

南西海区水産研究所が中心となって関係県の協力を得つつ、プランクトンの種組成及び特異的なプランクトンの有無について調査する。

(3)疫学的調査

前2項の調査研究に関連し、南西海区水産研究所が中心となって関係県の協力を得つつ、アコヤ貝の移動状況とへい死状況との関係、へい死発生の地理的、時期的関係等について疫学的検討を行うこととする。

(4)養殖場におけるホルマリンのモニタリング

中央水産研究所が中心となって、関係海区水産研究所及び関係県の協力の下、養殖場におけるホルマリンのモニタリングを定期的に実施する。

3、調査結果のとりまとめ

以上の調査研究については、平成9年度末を目途に結果を取りまとめることとしている。

4、概要

(1)本年度の概況

本年度の概況について、関係各海区水産研究所及び関係各県から順次報告が行われた。それらを総合すると、赤変化を伴うへい死が各県で発生しており、その規模については年度途中でもあり明確ではないものの、昨年と同様

の大量へい死が発生していると考えられる。また、水温及び餌料環境について特段の異常は認められていない。

(2)調査研究の概要

水産庁研究所における赤変化を伴う大量へい死要因に関する研究については、赤変化の生化学的知見としてコラーゲンと色素との関係が示唆された。また、病理学的知見では、初期病徴として結合組織の異常が観察された。病原体に関しては、ビルナウイルスを含めて明確な病原体の同定には至らず引き続き研究を進めることとなった。

ホルマリンについては、養殖研究所並びに神戸大学の研究結果では実験室レベルでは一定の影響は否定できないが、赤変化を伴うへい死の直接的な原因とは判定し難いとの認識で一致した。

四国大学からは有毒プランクトンの関与が示唆された。

(3)今後強化すべき調査研究

総合討論では、①ウイルス等の感染症に関わる研究、②餌組成を含めた有毒プランクトン調査、③疫学的調査及び④ホルマリンの実海域でのモニタリングの強化が合意された。

今後、産官学の連絡・連携を密にし原因究明を急ぐことが合意された。

「感染症」問題の克服に向けて

プレスリリースにも見られるように、今回の大量へい死の原因をめぐっては、地域の特性などもあって様々の説が伝えられた。ホルマリンによる漁場汚染が各地で叫ばれたことに対しては、平成９年（1997）７月に真珠振興会も後援して「これ以上海を汚すな！神戸の集い」（同実行委員会が主催）を開催、基調報告や各地からの現場体験、全体での質疑応答など、真珠養殖業にとって漁場環境保全の大切さを改めて訴えた。３月の日本水産学会では、ウイルス説をはじめとするアコヤ貝の赤変化問題についての報告が多数発表され、テレビ局の中継車まで登場した水産学会は、学会史上初めてのこと、と多くの関係者を驚かせたのである。

「へい死防止事例」発表会も

平成の時代も10年代に入った。「20世紀末」である。この時、日本の真珠産業には何が起こっていたか。海の中では依然として正体不明の病原体による感染症

別項９　アコヤ貝大量へい死に関する調査研究体制

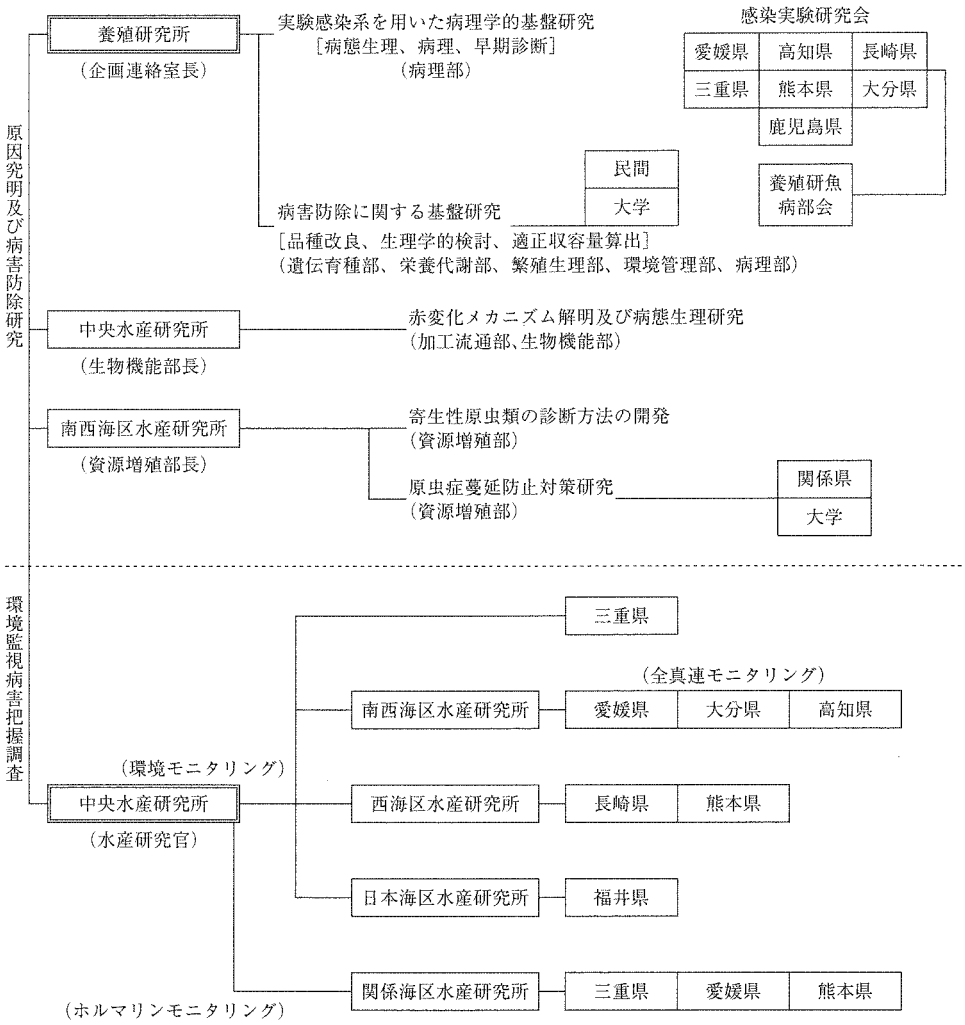

が猛威をふるい、生産される真珠は10年前に比べたら３分の１とも言われるまでに減少していた。一方の販売面では1990年をピークとする“バブル経済”は完全に崩壊し、経済運営の支えとなる「金融不況」の嵐の中で、名の知られた一流企業が相次いで倒れ、まさに「平成不況」とまで言われていたのである。真珠業界も例外ではなく、古くからの歴史ある大手企業が相次いで業界から去っていった。

加えて、真珠業界が直面していたもう１つの問題――真珠国際化の波は、質を変え、形を変えて業界に襲いかかっていた。つまり、それまでの“国際化”は、日本人が海外で真珠をつくる（生産された真珠は定めによって日本を経由して販

大量へい死の防止事例発表大会（大分県蒲江町）

売する）という第１段階、次いで現地業者が現地技術の力で真珠をつくり、日本経由で販売するという第２段階から、ついに、各国各海域固有の母貝を利用して真珠養殖を行ない、それをそれぞれの独自ルートで販売するという段階に至っていたのである。いや、それどころか、更に次の段階としては、この地球上の至るところで真珠を養殖するばかりか、加工、流通、情報といったあらゆる面で最も効率の良い拠点をベースにした地球規模での真珠産業が形成される、そんな時代を迎えてもいた。

「アコヤ貝大量へい死問題」は、そんな時代の中での発生であったのである。

平成12年（2000）までには、①大量へい死は感染症が原因である可能性が極めて高いこと、②感染実験手法は確立されていること、そして③貝柱の着色と組織損傷が感染症の診断指標として適切であること、といった点が明確になるにつれ、対策としても、感染症に罹患した貝を漁場に持ちこまないこと、感染貝は隔離養殖をするか、または陸上で焼却処分することといった基本的な対策に加え、低水温処理や対馬地区における移入禁止等の効果も明らかにされていった。この間の養殖関係者の努力に対しては、後世にその動きを正しく伝えていくために、別途機会を改めて記録を残しておくべきであろう。ここでは次の２つの出来事だけを報告しておきたい。

１つは平成10年（1998）11月、大分県蒲江町に全国の生産業者500名と、関係する研究者多数出席のもとに開催された「アコヤ貝大量へい死防止事例発表大会」である。大会は全真連が主催し、蒲江町、真珠基金、大分県真珠組合などが後援する形で実現した。そして早くから「成功事例をこそ業界の資産に」として前向きな方針をとっていた水産庁も、本庁、研究機関から担当者を総動員して協力、真珠振興会もまた理事会において開催の意義を高く評価して幅広い協力を確認し

ている。

「大量へい死の経験から対策を講じた結果、へい死を止めて非常に好成績をあげている人が全国にいるが、こうした事例を自らの経営・漁場にあてはめて追求するならば、大量へい死を防ぐ足懸りを得られることが期待できる。戦略のないままに来期の養殖作業をするのではなく、成功事例発表の中からそれぞれが学びとり、これからの養殖設計、漁場使用計画等について明確な戦略をもって備えるべきであろう」（参加案内要旨）

こうした趣旨のもとに、立神、愛媛、対馬、大分、長崎等各地区の養殖業者がそれぞれの体験談を発表、意見交換会でもその理解を深めたのである。

同じ月、真珠振興議員連盟との懇談会において、感染症の病原特定とその治療法の開発や業界が行なう各種試験に対する国の助成、それに制度融資条件の緩和策などを業界側から要請、それに先立って真珠振興会も、基本財産のうちから1億円を取り崩し、販促事業と生産対策に5,000万円ずつあてることなどを決めている。

報告しておきたいもう1つの出来事――それは平成11年（1999）10月の真珠振興会理事会において明らかにされた。大量へい死問題に直面して大混乱に陥っていた真珠生産業界は、当時、様々の手法をもって“強い母貝”の確保に全力をあげていたが、そうした状況の中で、海外産アコヤ貝と国産アコヤ貝のかけ合せである、いわゆる“ハーフ貝”をはじめとした人工採苗技術に関する特許申請が、三重県下の業者から出されていることが判明したのである。

ここで人工採苗に関する歴史にまでふれる余裕はないが、今や母貝のほとんどは人工採苗貝の時代に入っており、平成6年（1994）9月には、生産業界から強く求められていた「アコヤ貝人工採苗に関する交流会」が真珠振興会の主催によって開催され、全国でアコヤ貝の人工採苗事業を進めている大手真珠企業、市町村、漁協、それに研究機関などの関係者全てが参加して、親貝の選抜、仕立ての方法、餌料の安定供給、稚貝生産の問題点等を話し合い、その技術の共有化を目指すなど、既に真珠の生産業界にとっては、周知の事実であった人工採苗技術に、特許の制約が登場してきたことへの反発は強かった。

当然のこととして真珠振興会は浅野一郎専務理事を窓口に、生産団体や人工採苗技術をもつ関係者が一致協力して同特許の無効審判請求の大運動を展開、平成13年（2001）11月になって特許庁審判長より同特許を無効とする審決が出されたのである。

新産業政策を求め

それまでの真珠産業制度のうち、少なくとも産業を守るという視点からの法律を根拠にしたものは全てなくなった。真珠養殖等調整暫定措置法、輸出入取引法、外国為替及び外国貿易管理法、輸出水産業の振興に関する法律、そして真珠養殖事業法に至るまで、時代の変化の中で、法的内容としての見直しばかりでなく時には法律そのものが廃止されるに及んで、真珠産業はまったく新たな出発の時を迎えたことになる。具体的には、カルテル条項はもちろんのこと、輸出検査から施術枠の公表制度に至るまでのそれまでの枠組みの全てが消え去ったことは前述の通りである。

こうした中で平成11年（1999）、真珠振興会の田﨑俊作会長は、来るべき21世紀に向けた大胆な真珠産業施策を構築すべく、当初、「21世紀の真珠産業を考える会」として、次いで「21世紀委員会」と名称を変えてプロジェクトチームを発足させ、組織問題も含めた新たな業界構造の議論にも入っていった。しかし、状況の変化があまりにも急であったことや、平成13年（2001）５月には「ワールドパールフェスティバル」（WPF）特別展として「世界の真珠・美の彩展」が神戸ファッション美術館において開催されることになったため、その準備等もあって、今後の議論に向けた課題の整理は出来たものの、具体的な施策を得るまでには至らなかった。

そしてこの間、業界からは消費者に向けたぜひ前向きな情報の発信を、ということで、それまでのパールプリンセス事業に加え、平成10年（1998）度からは「真珠の成人式キャンペーン」も開始され、初代「20歳のベストパールドレッサー」には女優の佐藤藍子さんを選んだ。また、パールプリンセスは12年（2000）度を

新しい形のアコヤ真珠 PR「二十歳のベスト・パール・ドレッサー」事業

もって中断されたが、その後は、タヒチパールプロモーションと日本真珠振興会との協力事業として、結婚30周年が「真珠婚」であることを記念した「真珠婚キャンペーン」も繰り広げられながら今日に至っているのである。

時あたかも新世紀入りした平成13年（2001）５月、在職18年に及び、この間、幾多の難関を克服して、文字通り日本の真珠産業をリードしてきた真珠振興会の田崎俊作会長は病気を理由に辞意を表明、翌６月になって御木本本豊彦会長を新たに迎えた。田崎会長は就任以来、数々の産業施策を打ち出すと同時に、自ら世界を駆け巡りつつ、地球規模で生産が始まっていた世界の真珠産業の先頭に立つことを明言、史上初の国際組織となった「世界真珠機構」（WPO）を生み出して、その初代会長という重責もこなしつつの退任であった。翌年の真珠振興会総会において最高顧問に就任している。

御木本本豊彦会長は、就任直後から組織の見直しや宣伝事業の強力な推進のための委員会を発足させる一方、事業推進のための「アコヤ真珠再生資金」として、浜揚入札時の取引額の0.5％を買い手側が拠出する仕組みを導入、平成15年（2003）度に水産庁から迎えた片山正宜専務理事とともに真珠業界の宣伝事業に一定の道筋をつけたのである。

その後、平成17年（2005）11月、御木本本豊彦会長は㈱ミキモト取締役を退任したために、真珠振興会会長も辞任、直ちに平井善正全真連会長を会長代行に選び、翌18年（2006）の通常総会において平井会長が誕生している。平井会長は16年（2004）から、それまでの「浜揚真珠品評会」に加えて、その年とれた全てのアコヤ真珠の中から、最も美しい真珠を顕彰するために「花珠真珠品評会」もスタートさせる一方、「高品質真珠生産のために」として、新たな視点に立っての映像化事業を生産指導事業の中に導入するなど、就任以来、生産業界を代表しての会長色を出している。

ところで、日本のアコヤ真珠産業を取り巻く環境は現在大きく変わってきている。生産統計にも表われているように、日本におけるアコヤ真珠の生産量は、本格的な原因解明がないまま長引くへい死問題によって養殖経営体の規模も大幅に縮小、平成時代の初期と比べても３分の１近い生産数量のまま21世紀を迎えることになったのである。しかもその間、真珠のグローバル化が急速に進んだ。中国におけるアコヤ真珠の生産開始や淡水真珠の急激な生産増加と品質向上、オーストラリア、タヒチなどの白蝶・黒蝶真珠生産の勢いもますます強くなってきている。いまや日本はこれら真珠の世界最大の需要国となっているのである。

真珠の品質に関する国際的な動きも顕著になってきた。既に見てきたように、

ジュエリーに関する国際的な組織であるCIBJOの「パールブック」をISO（国際標準化機構）の基準に格上げしようといった具体的な提案も行なわれており、あるいはまたGIA（米国宝石学協会）が真珠のグレーディングについて相次いで基本的な考え方を公表するなど、事態は極めて流動的になっており、まさに“ポスト真珠養殖事業法”を日本の真珠業界が早急に組み立てていかなければならない、そういった正念場を迎えたこともまた事実であると言わなければならない。

おわりに

真円真珠100年の物語もついに最終章に到達した。あらゆる産業に見られるように、誕生の次には成長があり、やがて成熟期を経ると次には衰退の時を迎えるのが世の常であるが、日本の真珠産業も100年という時の流れの中で何度かの大波と小波を体験しつつ、必らずやその時代を担う多くの人々の努力でもって、衰退を成長に変え、そうして幾つかの成熟の時代を築きあげてきたことは、これまでの記述の中でも検証した通りである。

年史を綴るとは、ただ単に自らの足跡を追うだけの作業ではない。常にそこから幾多の教訓を学び、そうして次なる成長・成熟の時代に向かって、全ての関係する人々が持てる力と知恵を出し合っていく、その礎をこそ、この小さな年史の中に提起していきたいとの思いで綴ってきたつもりである。

実はアコヤ貝の大量へい死問題を最後にとりあげた所以もそこにある。感染症による大量へい死という、まさに“負”の局面を真正面に据えることによって、現代の真珠産業を支える全ての人々が心をひとつに合わせ、衰退の後には必らず成長の時が来ることを信じつつ、今日を、そして明日も明後日も、美しきこの産業を支えていくための壮大な歩みを開始することを、いまこの年史最終章において高らかに宣言したいと願うのは筆者ばかりではあるまい。

真珠の素晴らしさ、真珠を持つことの喜びを業界挙げて消費者に伝えていこう——真珠の宣伝事業も時代とともに変化をとげてきた。平成10年（1998）から開始した「真珠の成人式キャンペーン」はもとより、16年（2004）からスタートさせた結婚30年を祝う「真珠婚キャンペーン」も、その発表の場を一流女性雑誌とのタイアップ企画として進め、それら特集記事の抜き刷り販促本は全国の真珠小売店を通じて直接消費者の手に渡されていった。全国の真珠生産地からは、まだ“点”にしか過ぎない情報ではあるが、幾つかの感染症克服策も明らかになってきている。かつて大分県で開催したように、新たな「成功事例報告大会」が開催されるのも時間の問題かと思う。

そして今年の「100年事業」の進展の中で聞こえてきた声の１つに、全国の若い真珠産業人の中から、「アコヤ真珠を中心に据えた、新たな日本真珠産業を構築していくために、われわれに出来ることはなにか」という熱い思いがあったことをお伝えしておきたい。「業界の先輩は“栄光の時代”を背に物事を考えるから今日の状況を時として厳しく、あるいは暗く見ておられるようだが、私たちの

ような20代、30代の人間は、そもそもスタートが“制度見直し”以後の世代であり、“大量へい死問題”の真只中での世代である。言うなれば“衰退”期を“成長”期に移行させるべき運命を背負っての業界入りだっただけに、むしろやりがいがあるというものではあろう」と屈託のない笑顔を見せられたとき、それこそ「ここに真円真珠発明100年の意義があった」と思わずにはいられなかったことを最後に報告しておきたい。その産業が持つ財産とは、底力とは、やはり“人”にあることを、いみじくもその若い人々は筆者に直接の語りかけで教えてくれたのである。

この「100年」の物語は、平成17年（2005）に上野の国立科学博物館で開催された『「パール展」――その輝きのすべて』から始まったが、やはり最後に、そのカタログに収録された言葉の中から、もうひとつだけ引用しておきたいと思う。

「真珠は人間が最も熱意をもって追い求めてきた宝石のひとつであろう。ローマ帝国から、ルネサンス時代のヨーロッパ、中国、インド、ロシア各国の帝国時代、古代北米、そして現代に至るまで」

現代は未来を支え、そうしてつくりあげる。そこに“人”がいたことを、いま誇りをもって世界中の真珠を愛好してくれる人々にお伝えし、この「100年」の物語を閉じる。

資　　料

① 真珠養殖事業の基本対策について

② 真珠産業研究会よりの提案

③ 真珠産業の長期振興対策に関する提案

④ 浜揚真珠の流通改善に関する答申

⑤ 真珠の品質基準と品質検定に関する考え方

⑥ 真珠スタンダード

・真珠憲章

・真珠産業100年略史

・真珠産業統計基礎資料

「資料①」

真珠養殖事業の基本対策について

（昭和48年３月15日、真珠養殖事業審議会会長から農林大臣あて建議）

Ⅰ　生産対策

１　漁業環境の保全、整備

近年における地域開発の展開に伴う公害の多発傾向から、優良漁場のそう失が将来にわたり真珠の生産を確保するうえで憂慮すべき課題となっているが、これらに対する漁場環境の保全対策は、いっそう強化されなければならない。

また、密殖現象とも関連し、全国的に漁場生産性の低下傾向が目立っているが、漁場生産性の維持、増進のための対策について、国立真珠研究所その他試験研究機関による調査研究を重点的に推進するとともに、その成果にもとづき、効果的な漁場改良事業等がすみやかに実施に移されるよう努力する必要がある。

２　真珠計画生産体制の強化

今次の真珠不況の第１義的要因が、生産の急増による供給過剰にあったことは明らかであり、今後の真珠養殖事業の安定的発展を図るうえで、計画生産体制の強化は欠くことができない課題である。しかしながら、現状において真珠の需要を的確に予測することは、基礎的な統計資料がきわめて乏しいこと等のため必ずしも容易ではないので、真珠養殖事業法にもとづく現行施術数量目標公表制度の運用に当っては、「需要を上まわるおそれのない不足気味の生産」をその基調として堅持するとともに、真珠養殖事業審議会の機能を活用し、可能な限りの海外市場の情報と学識経験者の衆知を集めて十分な検討を行なう等、制度の運用の充実に努める必要がある。

さらに、公表施術数量目標の遵守については、養殖業者の系統団体による指導事業の強化を通じその徹底を図るとともに、行政庁のこれに関する指導もさらに強めることが重要である。

３　生産真珠の品質の保持、改善

真珠の需要の維持、拡大を図るためには、海外市場におけるその声価を維持し得るよう品質の保持、改善に努めなければならないことはいうまでもないが、特に生産段階においては、真珠養殖等調整暫定措置法にもとづく密殖改善措置の適切な運用ならびに真珠養殖調整組合および同連合会による品質改善事業の実施等を通じてこれを推進する必要がある。

４　優良真珠母貝の安定的生産の確保

真珠の計画生産体制を確立するためには、これに見合った優良母貝の生産が安定的に行われなければならないが、特にこの点で問題になるのは最近における種苗生産の不安

定性、とりわけ優良採苗漁場の減少の傾向である。このため、国立真珠研究所等を中心に人工種苗生産を含む種苗の確保に関する調査研究を重点的に進めるとともに、特に採苗漁場の環境保全措置については特段の配意が必要である。

5　真珠養殖業に関する漁業権制度改正の方向

真珠養殖業を内容とする区画漁業の現行免許方式は、「経験者を優先させるところの経営者直接免許」とされているが、真珠養殖業の実態に即して漁場の総合的かつ合理的利用を図る観点から、これを原則として地区漁協による管理漁業権（特定区画漁業権）とする方向に改正すべきである。

なお、この場合、現存するところの地区漁協系統外の企業経営については、その実質的な漁場経営権がひきつづき安定して確保できるよう措置する必要がある。

Ⅱ　流通対策

1　真珠生産者の系統団体による共販事業の強化

真珠価格の安定は、事業者の経営安定の基礎であるばかりでなく、真珠の商品特性から、需要の確保、拡大を図るうえでもきわめて重要な課題である。今次不況の過程において、国内における価格不安が海外需要の減退を加速した事実に端的に示されているとおりである。

真珠価格の安定を実現するためには、まずなによりも浜揚珠価格の安定を図ることが基本であり、それは多数の漁家的経営を生産の中心的にない手とする真珠の生産構造から、真珠養殖業者を構成員とする系統団体による共販事業の強化によってこれを進めなければならない。

共販事業強化の具体的な対策として重要なのは、次の事項である。

(1)浜揚珠価格の形成において生産者の主導権を確保し得る共販集荷量の確保

共販事業が浜揚珠価格の安定のうえで効果をあげるためには、まずその価格形成において、生産者の主導権を確保し得るに足る共販集荷量が確保されなければならない。そして、集荷数量の確保のためには、系統団体構成員に対する啓蒙指導を強化徹底することが重要である。

(2)共販集荷量の確保および価格維持のための共販目標価格の設定

生産者の主導権のもとに浜揚珠価格の形成を図るうえで共販目標価格を設定することは、共販集荷量を確保するためにも有意義である。

この目標価格は、養殖業者の生産費を補償する価格の実現の立場に立ち、需給状況を勘案のうえ、各関係系統団体の協議により決定、公表されることが望ましい。

なお、このような共販目標価格を実現し貫徹するに当って、これを調整保管（ただし、大量かつ長期にわたる調整保管は、多額の利子負担が必要なため不適切である）を含む計画生産体制をリンクさせる必要があることはいうまでもない。

(3)いわゆる管理販売方式の採用等共販事業の内容の充実

すでに愛媛県漁連において実施されているいわゆる管理販売方式（共販価格維持の

ため、共販出品真珠について、いわゆる出品等の「引き」を認めず、最終販売価格が一定水準を割ったときは、系統団体構成員全員からあらかじめ拠出した基金をとりくずして差額を補てんする方式）にならい、共販事業の内容の充実を図る必要がある。

(4)共販事業に対する財政援助措置

以上のような共販事業の強化を促進するため、当分の間、国および府県のこれに対する適切な財政援助が期待される。

なお、本措置は、その多くが経営の維持すらも困難となっている系統団体の再建、再編のためにも重要である。

2　加工・輸出業者の価格維持方策について

真珠養殖事業の再建のためには、外人商社に対する加工・輸出業者の過当競争の事態を克服して養殖業者の生産費を補償し得る浜揚珠の価格水準を基礎に適正な加工真珠の価格の維持を図る必要がある。このためには、業界の大局的立場に立った自覚と行政庁の適切な指導により、輸出水産業組合制度が最大限活用されることが望ましい。

3　輸出検査における検査基準の引上げ

今次不況の一因として、近年の品質低下傾向に対する海外業者の警戒が指摘されているが、海外市場における日本産真珠の声価の維持のためには、輸出検査における現行検査基準を引上げる必要がある。特に耐久性の乏しい薄巻き珠および加工過度真珠の排除がその重点である。

4　海外宣伝事業の強化

わが国独自の輸出商品である真珠の需要の確保、拡大を図るうえで、海外宣伝事業がきわめて重要であることはいうまでもない。しかるに、現行事業は、業界のこれに対する意識も弱く、そのための財源も少額に過ぎることは否定できない事実である。

真珠養殖事業の安定的発展を期すためには、本事業が飛躍的に強化されなければならない。具体的には、業界として本事業の強化に必要な財源の分担、徴収について真剣に検討するとともに、本事業に対する財政援助の強化が望まれる。

Ⅲ　組織・金融対策

1　生産者系統団体の整備

生産者系統団体の組織の整備については、将来にわたる真珠生産の中心的にない手が地区漁協の構成員たる漁家経営と想定されることをふまえ、将来の全国一元的な系統組織の確立を展望しながらも、当面は各地域の実態に即して全漁連系統および全真連系統の二元的な方向において組織の整備を図らざるを得ないであろう。ただし、共販事業の実施等に当たり、その目的の共通性から両系統組織が極力協調、提携し合うことが望ましいことはいうまでもない。

なお、組織の整備を進めるに当たって、現に各系統団体が抱えている負債の処理につ

いては、行政庁および関係金融機関の適切な指導が強く期待される。これら系統団体の共販事業の強化のため当分の間国および府県の財政援助が期待されることは前述のとおりである。

また、真珠養殖調整組合および同連合会については、その役割の重要性にかんがみ、当面品質改善事業を中心に組織の強化と機能の充実を図る必要がある。

2　加工・輸出業者系統団体の組織の整備

日本真珠輸出加工協同組合、日本真珠輸出組合、日本真珠輸出水産業組合などの加工・輸出業者系統団体については、その実態とそれぞれが果たすべき機能に応じ、組織を整備する必要がある。

3　真珠関係団体の総合調整および指導のための新機構の設立

真珠養殖事業のすみやかな再建を図り将来にわたる安定的発展を期すためには、各段階、各機能別に設立されている真珠関係諸団体間の総合調整および統一的指導を推進するための新機構が必要である。これには、当然のこととして、全漁連系統生産者団体が包含されなければならない。なお、既存の日本真珠振興会の機能はこの新機構に吸収すべきである。

4　経営再建のための長期低利資金の導入と経営指導の強化

真珠の不況のためきわめて窮迫した経営を再建するためには、事業継続者に対し農林漁業金融公庫の「経営安定資金」に類する長期低利資金の導入が望まれる。ただし、本制度が実効をあげるうえでは、みずからの努力をもって経営の再建自立計画をたてこれを追求することを基本とすべきであるが、あわせて行政庁、関係金融機関および系統団体による経営指導の強化が必要である。

なお、今後における経営のあり方としては、まずなによりも自己資金の充実を旨とし、少なくとも財務的体質の不健全化をまねくような無制約的な金融政策は将来にわたってとられるべきではないと考える。

「資料②」

真珠産業研究会よりの提案

（昭和50年10月）

はじめに

昭和42年春以降長期間にわたる真珠不況は、生産の急増による供給過剰を第１義要因として始まり、以降、先行き不安からなだれ現象的に需要の減退を見たが、生産量の減少と諸不況対策により、漸く昭和47年に至り立ち直りを見せ、続く48年に至り回復は本格化した。併し49年に入り浜揚珠価格が前年より約19％下落する等未だ必ずしも安定的発展期に移行したとは言い難い状態にある。

真珠養殖事業審議会第33回会議（昭和49年３月）はこうした現状に鑑み、真珠産業の安定的発展を図るための基本方向についての全体的な分析検討を行なうための研究会を設けることを決め、主として日本真珠振興会の構成員を中心に、西村金造氏を座長に、昭和49年６月から50年６月まで１年間にわたり11回の会合をもち真剣な討議を重ねてきた。

ここにとりまとめた「真珠産業研究会よりの提案」はこの論議の集約である。

内外にわたる真珠産業をとりまく厳しい情勢に対し真珠産業の構造的体質変化が求められている今日、業界人自身の努力により、本意見が具体的施策としてすみやかに生かされるよう期待するものである。

第１　検討した主要項目と問題点

研究会は対策の基本方向を定めるため、当面する問題点につき、以下のような討議を行なった。

(1)真珠の需要の確保拡大について

真珠はその商品特性よりして需要の拡大は取扱業者の宣伝、販売努力に大きなウエイトがある。併し現状では国内外とも、宣伝販売努力が業界全体として極めて弱い。従って需要の確保拡大のために宣伝販売努力を飛躍的に強める必要がある。この場合価格の不安定が取扱業者の販売努力を失わしめているので価格の安定が特に必要であること。

(2)計画生産ないし需給調整について

㋑真珠は施術してから早いもので１年、長いもので３年しないと商品にならず、母貝養殖期間も入れると商品になるまで３～５年という長い期間が必要である。従って変動の激しい需要に即応した計画生産を短期間に確立することは困難である。しかし、現在生産者の生産意欲も強いので生産規制は引き続き必要であること。

㋺需給調整については、不況前は外商（外人商社）に調整能力があり、外商が在庫調

整を行なっていたが、不況期間中、外商はそれまでの在庫負担を殆んど解消した。現在外商が行なってきた在庫調整を国内でもっているが、この在庫調整をどうするのかについて討議した。

(3)価格の安定特に流通機構の整備について

真珠の場合価格の安定が中間取扱業者の真珠取扱意欲を強め、逆に価格不安が海外の取扱業者の取扱意欲の減退、従って需要の減退を招き海外の需要減退が直ちに輸出の不振、輸出価格の不振に直結し、これが安売り、早揚げ、品質の低下につながる。更に浜揚価格の不振と品質の低下はより一層の需要の減退を招くという悪循環を繰り返す。従って価格を安定させるなんらかの方策が必要であること。具体的には各段階での在庫調整能力の向上、生産段階での管理販売の充実強化（管理販売強化のための金融対策強化）需要変動に応じた弾力的な生産調整の強化等を併用して価格の安定を図ることが必要であること。

(4)漁場問題について

㈠最近の公害等に起因する漁場の汚染は優良な真珠漁場を急速に劣化させつつあるが、特に最近は養殖貝の斃死率が増大しておりさらに生存貝にも悪影響をあたえている。歩留りの悪化は品質の悪化に直結し、品質の低下は養殖経営を圧迫し、経済の弱体化は低品質真珠の出荷を強制していること。

㈡また斃死率の増大は漁場間の生産原価の格差拡大を招き、適正な浜揚珠価格の形成を妨げて過当競争を激化させていること。

(5)市場開拓について

㈠国内市場におけるPRは大手業者を中心に個々の経営体が独自に行なってきたが業界全体としては皆無にひとしかった。併し最近のパール・デザイン・コンテストはそれなりに効果をあげつつある。

㈡海外市場におけるPRは個々の業者の独自PRのほか輸出組合がジェトロを通じ行っているが全体的には弱いので国等の援助を得、生産段階を含めた業界全体でPRを行う必要があること。

(6)組織対策について

今次不況により各団体とも団体としての機能低下が著しくこれが安定的発展を妨げているひとつの要因でもあるので、各団体の機能を強化する必要があること。またこれと関連し不況時に作った団体をどうするか。更に組織強化のためには漁連系統との連携を強化する必要があること。

(7)要約

以上のような討議をし更に論議を深めるため今次不況の際うたれた諸対策についても討議した。

第２　今後の基本的対策について

さきの不況を教訓とするなら、今後の対策を進めるうえでなによりも大切なのは産業全体の中での自己の利益と産業全体の利益の両方を追求する業界人自身の真剣な努力であり以下の対策はそれを前提に提起されたものである。

(1)価格の安定

さきに述べたように真珠は価格の安定（価格のすえおきではない）が需要を呼ぶ特殊な商品であり、この価格の安定は浜揚珠価格の安定が主軸となる。このため変動し易い需要に対し

㈠需要より若干少なめの生産体制を堅持する。このため現行施術数量目標の割当を中心とする計画生産体制を強める必要がある。

㈡浜揚段階の価格安定のため現行の管理販売方式を更に徹底強化する。このため現行の補助事業の充実拡大に努力する必要がある。

㈢在庫調整能力を国内がもつ必要があり特に生産者段階で短期的な在庫調整が行えるよう指導を強化する。但し長期かつ大量の在庫調整は好ましくない。これは計画生産とリンクさせて行う必要がある。この際不況時の財政援助を基金等として運用することが必要である。

㈣急激な価格の高騰は避けつつも適正な持続的浜揚価格の引き上げを図る。

㈤適性な価格安定のため振興会に漁連、行政庁を加えた価格研究会（仮称）をつくり業界全体のコンセンサスを作る必要がある。

(2)品質向上対策

㈠漁場保全等について

全体的な漁場保全対策の一層の強化を図るとともに最近特に問題となっている養殖貝の斃死については引き続き生産団体において実態の究明を行うと同時に

①国等の試験研究機関と協力し稚母貝の品質改良努力を強化する。

②他の浅海養殖業、特に魚類養殖との間に明確な漁場計画を樹てるよう働きかけを強める。

③効果的な漁場改良事業実現のため努力すること、また効果的漁場利用（例・輪作業等）についても考慮する必要がある。

㈡浜揚段階でスソ珠を市場に出さぬよう更に生産者団体の指導を強化する。

㈢現行の国営検査については、海外における日本産真珠の声価を高めるため、更に検査機構の充実、強化を図る必要がある。

㈣大衆商品だけでなく、中級商品も大量に売れるよう海外における PR を強化し需要を喚起する。

(3)市場開発対策

国内においては当面パール・デザイン・コンテストの充実強化を図るとともに国内外

とも現行宣伝事業の弱体であることに鑑み、業界全体で宣伝強化のための資金作り、宣伝態様につき、真剣かつ早急に取組む必要がある。

⑷組織活動の強化

当面はそれぞれ各団体の機能の回復強化を図り、一定の段階において大胆な組織の整備強化を図る必要がある。

また現行の真珠振興会の機能強化のため、漁連系統団体との恒常的統一行動が出来るよう努力すべきである。

「資料③」

真珠産業の長期振興対策に関する提案

（昭和58年３月）

Ⅰ　はじめに

(1)発足の意図

わが国の真珠産業は、昭和42年春から昭和46年にかけて輸出不振を契機とする過剰生産、不況の辛酸を経験した。

この、経験にもとづき昭和40年代後半においては不況から回復するため「真珠養殖事業の基本対策に関する建議」（昭和47年８月高橋泰彦座長)、「真珠産業研究会よりの提案」（昭和50年10月西村金造座長）などによる対策案が相次いで示された。

その後、昭和50年代に入り業界の歩みはおおむね順調に推移し調整保管事業が終了し、財団法人全国真珠信用保証基金協会が設立するなどの余力をもつまでになった。

前本間振興会会長は、この好調の時期にこそ業界の懸案問題解決のための長期安定対策を樹立する必要があるとして、昭和56年１月、本委員会を発足させ、振興会へ長期振興計画を答申することとなった。

(2)設置理由

真珠業界は1980年代の新しい時代に入り、環境条件の大きな変化の中で、構造的体質変化が求められている。このときにあたって、今後の真珠産業の安定的発展を確保するため将来のビジョンを描き、長期展望に立った真珠振興策と目標設定を図り、真珠産業成長発展の基盤確立に資する。

(3)目的

３～５年以内の間隔で真珠産業の振興計画を立案し、本会の将来及び長期の政策、運営、財務及び組織について審議答申することを目的とする。

即ち、具体的には次の通りである。

①長期振興計画の基本理念の決定

②計画の立案（目標設定と計画内容）

③重点振興事業の樹立

④計画推進のための組織、運営、財務の確立

(4)経過

日本真珠振興会に立案を答申する立場から、委員は振興会理事以外の者に委嘱することとし、各団体の副理事長または代表する者、各団体の専務理事及び業界外の有識者を以て構成し、これに幹事を加え、巻末に記す22名を委員とした。

第１回委員会は昭和56年２月17日に開催し、昭和58年２月迄17回の会合により真剣な

討議を行い、また幹事会も重ねて業界が抱えている問題点を整理集約し、ここに第１回答申を作成することができた。

⑸委員会からの期待

真珠産業に対する内外にわたる情勢は予想外に厳しさを増し、構造的体質の変化が求められている。本答申が業界人自身の努力により、具体的施策としてすみやかに実施されるよう期待するものである。

Ⅱ　本論

序

本委員会は真珠産業の生産並びに流通基盤の確立をはかるために、現状及び問題点並びに対策について主要項目毎に審議検討し、振興会の役割、財務等についても審議検討を行った。

第１章　振興計画の基本理念

従来の提案は不況時の問題点について対策を講ずる臨床的なものと考えられるが、本委員会における基本理念は、不況発生の要因となる問題点を事前に予測して対策を講ずる予防医学的な志向で取り組むこととする。その場合真珠産業は真珠の商品特性（注１）にかんがみ、真珠声価の維持向上をはかることが必須条件であり、品質低下傾向は業界の衰退につながることを忘れてはならない。

また、業界が安定した状態とは「業者全員が同列に発展してゆくという考え方ではなく、スクラップ・アンド・ビルドがモデレートな展開を示し、実質所得が適度に伸長すること」であり、業界が不安定な状態とは「市場経済からみると価格下落とコストアップであり、安定した顧客の確保、市場開拓、経営の科学的管理の不足であり、技術面からみると真珠品質の低下、へい死率の増加、漁場環境の悪化、労働質量の低下などにおちいること」と考える。そして有効でフェアな競争原理が機能し得る体制を堅持するため、業界人のモラル（職業道徳）（注２）の向上をうながすことが必要である点が確認された。

注１　商品特性について

⑴需要の変動性と供給の硬直性

⑵価格変動が需給・品質に影響する構造

⑶生産原価の格差が大きい

⑷過当競争におちいり易い体質

注２　自由競争とモラル

資本主義経済においては、産業の自律性を阻害しない範囲で、自由競争を認めるべきであり、競争と協同の調和を維持するためには、業界人のモラルが行動の原点とならなければならない。

例えば、生産においては適度な生産量と品質向上をはかるうえに施術数量目標の遵守が必

要であり、生産者のモラルの向上が基盤となり、流通においても価格の自由競争が認められるのと同時に流通業者のモラルの高揚が望まれる。

第２章　検討した主要項目と問題点

第１節　生産問題について

生産関係においては、最近の公害などに起因する漁場の汚染により優良な真珠漁場が急速に減少し、母貝の劣化に伴ってへい死率が増大する傾向にあり全般的に商品珠の出現率が低下し、粗悪真珠が増加している現状が根本問題であるとの共通認識の下に問題点を討議した。要約すると、主要項目は次の通りである。

(1)漁場環境の保全整備問題については優良漁場の確保、公害及び密殖の防止、漁場改良事業の実施、試験研究機関による調査が必要であること。

(2)生産基盤の確立（貝へい死対策）の問題については真珠計画生産体制（施術数量目標制度の遵守と運用)、浜揚商品珠歩留の向上（品評会の実施)、優良真珠母貝の安定的生産の確保（採苗育種の研究推進)、粗悪真珠の流通防止、真珠養殖に関する漁場利用計画の調整（魚類養殖、真珠養殖、真珠貝養殖との調整）が必要であること。

(3)浜揚珠の流通整合問題では、入札会の運営の合理化、入札資格者の整合並びに補償制度の見直し、販売委員会の充実が必要であること。

(4)その他主な事項としては、生産に関する統計調査の充実、若年従業員の確保と後継者の育成、経営指導の強化などが必要であること。

(5)生産者の経営調査

本委員会は、生産者の実態調査に基づいた長期振興計画立案の必要から、昭和56年８月に全真連、愛媛県漁連の協力を得て10数年振りに生産者の経営調査を行った。これは全国の真珠養殖業者200経営体を対象に

①真珠養殖経営の状態

②経営者の不況以来の歩みに関する意識

について調査を実施した。

調査の結果は、浦城委員により整理分析され真珠年鑑（1982）に掲載報告された。

分析の結果として

①不況に耐えうる「経営の足腰」を強くし

②増産ムードにブレーキをかけ

③すそ珠処分に対策を講じ

④値崩れ防止のための調整保管の用意

などが今日業界として真剣に取組んでおくべきであることを指摘している。

第２節　流通問題について

流通関係においては、需要の拡大をはかるうえで、価格不安定の問題は海外における取扱業者の真珠に対する意欲の減退を招き障害となるため、価格安定につながるなんらかの措置が必要であるとの認識の下に問題点を討議した。

1　真珠生産者団体による共販事業の強化
　短期調整保管、価格の乱高下防止、管理販売方式が必要であること。
2　加工・輸出業者の価格維持
　過当競争の克服と在庫調整能力の向上が必要であること。
3　PR 事業の強化
　真珠需要の確保、拡大のため必要であること。
4　過度な加工処理の防止
　真珠の声価維持のため必要であること。
5　国営検査制度並びに輸出入取引法に基づく輸出規制の存続
　現行の国営真珠検査制度並びに品質及び決済方法に関する輸出規制は流通の秩序維持、価格の安定及び品質の維持をはかるため必要であり、制度の存続には業界を挙げて取り組むことが肝要である。

第３節　中国真珠について

昭和57年（１月～12月）輸出真珠検査実績によれば、日本から輸出される中国産淡水真珠数量（1,918,093匁）は、国内産淡水真珠数量（1,055,366匁）の約２倍となっている。

現状においては、中国産淡水真珠は増産傾向にあると見受けられるため、国内産淡水真珠との競合のみならず、あこや真珠への影響も見逃してはならない。

また中国では、あこや貝真珠についてもすでに研究段階に入っており、わが国としては、さらに技術の向上につとめると共に、中国真珠の動向を見守りつつ市況を混乱させることのないよう慎重に対応することが肝要である。

第４節　日本真珠振興会の組織強化

組織（団体活動）関係においては生産・加工・流通の各団体間の連絡提携を強化し、不況時に発生しがちな団体活動の停滞に対処する対策を講じておく必要がある。

諸施策の実施にあたっては相互に密接な関係があるので、総合的に実施することが望ましく、このため振興会の機能強化と団体間の調整が今後の重要な課題となっている。

なお、振興会理事会に提出する重要案件については事前に各団体の専務理事クラスと十分連絡をとり、理事会運営を円滑に推進していく必要がある。

第３章　振興計画の第１回提案

現状における問題点は多々あるが、本委員会は今回の下記の事項について早急に取り上げる必要があるものとしてその第１回の提案を行う。

これらの事項には、従来業界人が共通の問題認識を持ちながらも実行の具体化に至っていないものが多い。業界自身のため、実行について各位のご協力をお願いしたい。

第１節　生産基盤の確立について

さきに述べたように、最近における漁場は公害などの影響を受け急速に劣化し、へい

死率が増大する傾向にあり、歩留りの低下は品質の悪化に直結し、生産性の低下をもたらして、養殖経営を危うくしている。

本委員会では真珠養殖の根本である優良漁場の確保と優良母貝の育種を生産基盤確立の基本理念としてとりあげた。

⑴安定生産の確保（へい死対策をかねて）

①優良母貝の育成確保

近年における漁場汚染、密殖現象、異常気象、漁場生産性の低下傾向に関してへい死対策並びに良質真珠生産対策を推進するためには、まずその基本となる優良母貝の育成確保を一層強化する必要がある。

その方法の１つとしてあこや貝の在来種の探索を行い貝殻の厚い貝を選抜し、これに色目のよい貝を交配し、採苗により地域漁場に適した優良母貝を育種し確保することが望まれる。

これらの実施にあたっては、振興会研究委員会が水産庁の強力な支援のもとに養殖研究所とタイアップして全真連並びに愛媛県漁連が本事業に取組む体制を整える必要がある。

②施術数量目標の遵守指導の強化

施術数量目標の遵守は漁場環境の保全、漁場利用の適正化、へい死防止対策、良質真珠生産対策、堅実経営の確保等をはかるための基本であり、計画生産体制の指導強化は欠くことのできない最も重要な課題である。

生産者団体は昭和58年度において施術数量目標遵守と品質向上の方法として、適期100日以内挿核の実施を決定しているが、振興会としてはその実行について強く期待するとともに、行政庁、研究機関との連携をはかって、生産者団体による教育指導事業の強化を通じ、その徹底をはかるよう推進する必要がある。

(イ) 行政庁（国・県）と連絡を密にし、組合と県担当官による指導体制の強化を推進すること。

(ロ) 割当数量を軽視する業者には県に対し適当な行政措置を講じるよう要請すること。

(ハ) 研究機関などと連絡を密にし、密殖防止の必要性などを生産者に教育指導すること。

⑵粗悪真珠の流通防止

生産者団体はさきに粗悪真珠・すそ珠の集荷廃棄の強化について決定したが振興会としては最大の関心をもって、その継続実施を期待する。

粗悪品を市場に流通させないよう自主的に決定したことは、時代に即した適切な措置であって、消費者に対する真珠の声価維持対策の１つとして効果的に展開してゆくだろう。

これは、数量の規制ではなく、品質の向上を目的としたものであり、その実施に当っては、指導体制の強化に特段の配慮がなされることが切に望まれる。

(3)漁場環境の保全整備

①漁場環境の調査

(イ) 漁場の性質の把握

同一施術貝を各漁場で試験養殖し、結果を分析する。

(ロ) 漁場環境の分類

研究プロジェクトチームの設立により漁場の性質を調査し分類する。

(ハ) 漁場の適正利用

適正養殖貝数を確定する。

②漁場汚染の防止対策

(イ) 魚類養殖との競合の改善

漁場利用計画の改善を行い、湾毎漁場計画を確定する。

(ロ) 漁場改善事業の推進

石灰散布の推進並びに廃棄物の投棄防止、合成洗剤の使用禁止の呼びかけ、汚泥の浚渫などを推進する。

(4)浜揚珠の流通整合

①共販の強化

(イ) 入札会運営の合理化

㋑ 入札会の場所と時期の整合

現在、入札会は各地で短期間に頻繁に行われ過密なスケジュールとなっているので県内統合または近県統合により場所と時期を整合し、流通経路の改善を行い、事業の計画化のため実効をあげる。

㋺ 出品基準（品質・数量）の設定

入札会の出品商品に対し、品質基準並びに１点（ロット）の数量、または金額規制など標準規定を設定し、入札会運営の充実をはかり、粗悪真珠混入の防止に寄与する。

(ロ) 短期在庫調整の強化

価格の安定、乱高下の防止のためには生産段階で短期在庫調整が必要である。そのためナラシ販売、予約販売などを強化し、短期在庫調整制度の確立に取組む必要がある。

②適正浜揚価格の実現

(イ) 価格の乱高下を防止するため、浜揚研究会（生産・流通両委員による）を設置し、標準品質価格その他について検討する。

(ロ) 品質差に応じた浜揚価格体系の設定は重要なことであり、この実現のためには加工品の価格体系づくりも並行させる必要がある。

(5)淡水真珠

漁場環境の改善と優良母貝の生産につとめ、密殖をさけるための適量養殖を厳守するとともに、中国産淡水真珠に対する対応策としては、これと競合する下級真珠の生

産を極力排除し、多種、多様な高級真珠の生産に徹する必要がある。

⑹生産基盤確立のための財源強化

①漁場環境の改善対策としての汚泥の浚渫や石灰散布などに必要な経費は、地域的にも広範囲な事業であるため、国および地方自治体からの予算の獲得を含め、地域毎に官民一体となり積極的に事業費を確保する。

②安定生産（へい死）対策費などについての基本的な考え方は生産者が養殖量を勘案して財源を確保することである。

第２節　流通関係について

⑴市場開拓、拡大のためのPR強化

海外・国内において真珠の需要の確保、拡大をはかるうえでユーザーに対するPR事業はきわめて重要である。業界として本事業の強化に必要な財源の確保の方法について検討し、本事業に対する財政援助の拡充をはかる必要がある。

①真珠についてのPR

真珠について鉱物学的並びに光学的面からの科学的な説明や、生産工程並びに自然の創造による真珠の美しさについてのPRが必要である。

②真珠の良さ（商品性）のPR

真珠のPRについては各関連業界はもとよりのこと真珠相談室など気軽に相談できる機関も設置し、真珠への理解を深めることから始めねばならない。

PR（教宣）内容は次の通りである。

㈠　真珠と模造真珠の判別

㈡　真珠の母貝別種類

あこや真珠、南洋真珠（白蝶真珠）、黒蝶真珠、マベ真珠、アワビ真珠、淡水真珠

㈢　真珠の品質判別要素

大きさ（サイズ）、色、形、巻（光沢）、瑕（キズ）などについての説明。

㈣　真珠製品使用のT, P, O（Time、Place、Occasion）

ファッション商品としてのアドバイス

㈤　保存方法

真珠の美しさ（品質）保持のための手入れ並びに保存方法についての知識

③海外ディーラー教育

海外における末端ユーザーに対して拡販をはかるためにディーラーへ真珠に対する認識を深めることが肝要であり、そのためには、商品サンプル、宣伝教育用POP(Point of Purchase）などの媒体を可能な限り提供し、研修のためのゼミナール開催に対する援助も必要である。

④PR事業の強化と継続

PR活動は、その効果の測定が容易ではなく、ある程度長期的な展望で対処する必要があることは言うまでもない。そして成果は真珠の需要促進であり、業界の安定発展につながる。

(イ) 現在実施しているデザインコンテスト、パールプリンセスの選出などの事業は原則的に継続し、国内向けはもとより海外向けPRにおいても効果的な活用をはかる。

(ロ) テレビ放映、新聞媒体広告などのPR効果についても比較検討し、最適な方法で推進する。

(ハ) 企画の立案、予算の規模の設定は生産・流通業者より幅広く意見を聴取し、それを十分反映させ、長期的継続に立って無理のない範囲で実施する方向で取組む。

(ニ) 実行面では、その企画内容によっては振興会の主催の他、共催もしくは協賛の形式で実施するなども考慮する。

(2)加工処理対策

①加工処理限度の必要の徹底

真珠はイメージ商品であるため商品化するにあたっては真珠の声価の維持を損なわないように適切な加工処理を行うことが必要であり、その趣旨の徹底をはかる。

②過度の加工処理の防止

近年の品質低下傾向と服飾関係の華やかな色彩流行が、過度な染色を助長しがちであり、その結果褪色、変質がときとして指摘され、また、模造真珠との判別や黒色真珠の染色の有無の判別の問題にまで及んできている。

従って、国内においても現行の輸出真珠検査基準のように、真珠商品として逸脱するような過度な加工処理、即ち、真珠質がおかされたもの、コーティングによるもの、自然色とあまりにもかけはなれたものは業界として流通させないようにすることが必要である。

③外部に対する適切な対応

そのためには、加工処理限度基準を設定して、規制を行い、外部からの加工処理についての照会に対して適切な対応をはかってゆくことが必要である。

(3)粗悪真珠の流通防止

生産段階で粗悪品を完全に排除することは困難であり、かつ加工工程での粗悪品の発生も避けられないのが現状であるが、長期振興には商品性の維持向上が不可欠であるという見地から粗悪品の流通防止のために、各関係業者に一層の協力を求めていきたい。

輸出面においては、国営の検査制度があるが、内需に対しては何等規制措置がないので、流通業者の認識を一層高め粗悪品の流通の防止を強化する必要がある。

(4)国営真珠輸出検査制度の継続

現行の真珠専門の検査所による厳正な国営検査の実施が、海外での信用（品質保証）を支えているのが実情である。

また、近年、中国産淡水真珠の増大に伴い特に品質保持が必要とされる情勢にある。海外における日本産真珠の声価を高めるためには更に一層の検査制度の充実、強化をはかる必要がある。

第3節　㈳日本真珠振興会の役割と財務基盤の確立

⑴振興会の役割

振興会の役割は真珠産業の振興発展を促進する方策の立案、建議とその達成並びに真珠全般に関する、国内外に対する宣伝啓蒙及び資料の蒐集、調査研究などが定款で定められているが、本委員会では現状を分析し、さらに検討を加え、不況時に役立つような体制の確立を推進する。

①各団体間の総合歩行調整の役割強化

業界各団体間の連絡、提携について総合歩行調整の役割を強化する必要がある。

②関係官庁とのブリッジの役割

養殖、加工、輸出、各事業の根本的な問題解決に向けて関係官庁とのブリッジの役割を積極的に果す。

③国内外に対するPR事業の推進

啓蒙事業はその重要性の認識を業界人全体に広く求める必要があり、そのため振興会は各団体に対し、十分な努力をはらわなければならない。従来から実施しているデザインコンテスト及びパールプリンセス事業は継続し、真珠のイメージ作りに積極的に取組む。

なお、事業の実施についてはその企画などを十分に検討し、内容によっては実行委員会などを設置し推進して行く。また地区的な行事はその地区で実施する。

資金の確保については合理的に公平な分担が組織的に実施されなければならない。

④浜揚研究会の実施

真珠産業の長期安定に寄与させるため生産・流通が共通認識のもとに浜揚研究会を設置し、共販目標価格などについて検討を行う。

⑤真珠相談室の常設

消費者の真珠に対する認識を高め模造真珠との判別を啓蒙し、良質真珠の普及につとめる。

⑥用語の統一と普及

真珠産業はわが国特有の産業であり取引も広く世界にわたっている。したがって振興会研究委員会を中心として正しい用語の統一と普及につとめる。

⑵財政基盤の確立

不況時の経験に鑑み、振興会財務基盤の確立が必要なことは言うまでもない。

そのため恒常的な運営費の安定的財源確保が重要で、会費収入、基金の造成についての基本的な考え方は次の通りであり、第1回答申の重要な部分と考えている。

①会費について

(イ) 第1種会員会費は振興会の資金収入の基幹であり今後も継続し原則的に振興会の管理費にあてる。

ただし、後記に提案する基金の造成が円滑に推進され、十分な果実が得られた場合には会費の減額または事業費に充当する方向で考慮する。

(ロ) 第2種会員の拡大並びに寄附収入については積極的に勧誘し原則的には宣伝等

基金の造成方法（A案）

生産業者、流通業者、その他関係者（以上２種会員）より昭和59年３月末をめどとし、基金（３億円）を募集する。

㈠ 基金の募集内訳 （昭和59年３月末迄）

・小規模業者	（200社～500社）	100百万円
・中規模業者	（30社～50社）	100
・大規模業者	（10社程度）	100
		300百万円

㈡ 果実の概算見積

基金３億円×利息７％＝概算果実２千１百万円となり、その資金使途は振興会の運営費に充当する。

なお、運用費に充当せず果実を基金に繰入れる方法も考えられる。

㈢ 出資者に対する利息及び元本の返済

基金は無利息で預り、基金の返済は原則的には振興会の脱会時に返金する。

㈣ 出資者の経理処理

出資者の経理処理は出資金などの科目で資産計上となる。

基金の造成方法（B案）

毎年度１億円を５ヶ年間継続募集し、その資金をそれぞれ５ヶ年間預かり資金を運用し、得た果実を基金に繰入れる

㈠ 基金の募集内訳（５ヶ年間で）

	１年間		年数		５ヶ年間合計
・小規模業者	33.3百万円	×	5	=	166.6百万円
・中規模業者	33.3	×	5	=	166.6
・大規模業者	33.3	×	5	=	166.6
	100	×	5		500

㈡ 預り金運用資産表 （単位：百万円）

年度	受入預り金	５年後確定受取額	預り金返済	受入利息（基金繰入）	基本金利息	年度末日基本金残高
１年度	100					
2	100					
3	100					
4	100					
5	100					
6		144.5	100	44.5	3.3	47.8
7		144.5	100	44.5	6.9	51.4
8		144.5	100	44.5	10.5	55.0
9		144.5	100	44.5	14.2	58.7
10		144.5	100	44.5	17.6	62.1
合計	500	722.5	500	222.5	52.5	275

なお上記の通り運用された場合には果実の収入は10年後に２億７千５百万となり、全額基金となる。

㈢ 出資者に対する利息及び元本の返済

基金は無利息で預り、元本は預り年度よりそれぞれ６年後に返済する。

基金の造成方法（C案）

C案は振興会に資金を拠出するのではなく、拠出する業者個人が資金をそれぞれ各自で運用しその果実を基金として預け入れる方法である。

このC案では基金の完成年度を約5年後としているため、各年度の受入れを5千万円と予定している。

㈠ 基金の募集内訳及び期間

・小規模業者	16.6百万円	×	5年間	=	83.3百万円
・中規模業者	16.6	×	5	=	83.3
・大規模業者	16.6	×	5	=	83.3
	50.0	×	5	=	250

㈡ 基金の推移 （単位：百万円）

年度	基金			運用益	基金残高
	前年より	当期受入	計		
1	—	50	50	3.5	53.5
2	53.5	50	103.5	7.2	110.7
3	110.7	50	160.7	11.2	171.7
4	171.7	50	221.7	15.5	237.2
5	237.2	50	287.2	20.1	307.0
計		250		50.7	307.0

（注）利息7％

㈢ 出資者に対する利息及び元本の返済はA案と同じ

㈣ 出資者の経理処理

出資者の経理処理は損金（寄付金又は会費）と出資金などの資産計上が考えられる。

の事業費にあてる。

ただし、第2種会員の拡大確保については、（理事会の承認事項のため）資格などについて慎重に検討を行う。

なお、PR資金の分担は特定な業者に著しく片寄らないよう配慮する。

(ハ) 基金の果実は原則的に管理費にあてる。

ただし、真珠業界が順調に発展し、第1種会員会費の徴収に支障がない場合には事業費にあてる。

②管理費などについて

(イ) 管理費の運営については常に支出の節減に留意する。

(ロ) 現在の基金の利子収入は、管理費に使用せず、基金に繰り入れる。

③基金の造成

(イ) 基金の造成方法

(ロ) 基金造成の各案の比較

なお各案とも基金額の3億円前後を当初目標としているが、最終的には5億円程度を目標とする。

表20　基金造成の各案の比較

振興会　　（単位：百万円）

要　　点	A　　案	B　　案	C　　案
基金の募集範囲	全業者(第２種会員)	全業者(第２種会員)	全業者(第２種会員)
基金の総額	300	275	307
募集額及び期間	300×１年＝300	100×５年＝500	50×５年＝250
基金の完成時期	初年度	10年	５年
基金の返済時期	振興会脱会時	預り後６年目	振興会脱会時

業者側（例題は中規模の業者）

要　　点	A　　案	B　　案	C　　案
資金の負担額及び時期	３×１年＝３	１×５年＝５	0.5×５年＝2.5
資金の返済期日	振興会脱会時	預け後６年目返金	振興会脱会時
経理処理	資産計上 (出資金)	資産計上 (預け金)	損金又は資産計上 (寄附金又は出資金)

なお、基金造成実施にあたっては、定款を必要に応じて改正する必要がある。

(3)組織機構

下図のごとき機構が妥当であろう。

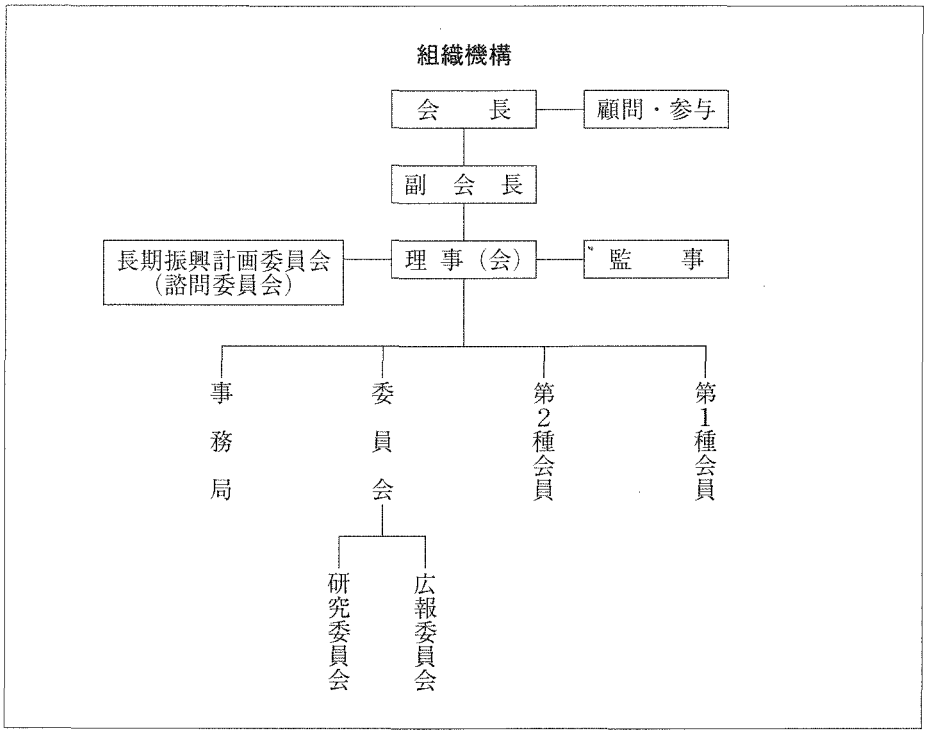

なお、関西地区の事業活動の強化、発展にともない近い将来神戸地区に支部を開設す

る方向で検討する。

Ⅲ　まとめ

1　真珠白書、基本対策に関する建議並びに真珠産業研究会の提案や本委員会での討議を通して振返ると、夫々にあまりにも共通する問題が多く、時代の推移があるにも拘らず、それらが現在でも業界の主要な問題点としてクローズアップされている。
本委員会は第１回答申として、長期振興のため業界が早急に対処する必要のあるものを取り上げたが、この提案の実施については、業界の最高リーダーである中央団体として振興会が強い指導力、実行力を発揮し、勇断をもって当られるようにしていただきたい。

2　業界はいま自立自助を基調とした体制づくりが急務であり、各企業は業界のとる施策にのみ過大な期待を寄せることなく、夫々が絶え間のない企業努力を積み重ね、モラルを基盤とした競争と協同の調和をつくりあげることが業界の長期振興の根幹をなすものであることを討議の過程で再認識した。

3　提案は第１回とはいえ、いささか総花的であり、具体性に欠けるものがあったと反省している。

4　本委員会の発足以来２年間を経たが、当初の目標期限にこの答申をすることができたのは、ひとえに委員、幹事全員の協力と熱意のおかげであり、委員長として心からの敬意を表するとともに謝意を申し述べたい。

「資料④」

浜揚真珠の流通改善に関する答申

（昭和60年10月）

日本真珠振興会
浜揚対策委員会

Ⅰ　はじめに

長期振興計画委員会は、昭和58年３月に「真珠産業の長期振興対策に関する提案」の中で真珠産業の長期安定に資するため、生産、流通の両部門が共通認識のもとに、浜揚価格の乱高下防止等の浜揚諸問題について検討を行う必要のあることを提案した。

これを受けて昭和58年10月に当委員会が発足し、生産と流通の両部門にわたり、浜揚珠取引に関する諸問題を掘り下げ、恒常的な取引の円滑化、価格の安定策（乱高下の防止）等について、検討樹立することとなり、以来５回の委員会討議を経て「浜揚真珠の流通改善に関する答申」を以下の通りとりまとめた。なお、この答申は海産あこや貝真珠を対象にとりまとめたものであって、淡水真珠については言及していないことを予めことわっておく。

Ⅱ　現状と諸問題

１、生産の現状

生産は当年物比率の増大、へい死を見越しての多目挿核の増幅、価格の刺激、原材料入手容易等から生産拡大の傾向が強くなっている。

サイズ別には、輸出の売れ筋サイズを反映して、５、６、７ミリの中・小珠が主力で総生産量の80％前後を占めている。

品質の面では、養殖技術の改善向上と管理の濃密化により当年物からも相応の商品珠が産出されているが、総じて商品珠出現率は漁場汚染の進行、密殖等により低下傾向にある。

２、生産の問題点

生産基盤悪化傾向のなかで、生産性低下のマイナスを専ら規模拡大、量産でカバーする意識が強く、生産基盤改善を基本とした生産性向上、良質珠生産意識が薄い。このことは、自然条件による豊凶性並びに使用母貝や管理技術の良否等ともからみ、不安定性を強め生産量の把握、予測が困難となっている。

３、浜揚珠取引の現状

代金決済は、現金取引が建前であるが、実態は手形取引が多い。しかしながら、金融緩和の長期間持続等を反映して、現金取引が徐々に増加し、昭和59年度の系統共販取引

のうち現金決済は35％を占めた。

手形利用については、手形取引限度内において、個々の取引額の全額を認める組合が多いが、取引額の80～90％に限定している組合もある。手形の取引保証金は大手組合の多くが10％であるが、５％又は不徴収の組合もあり区々である。保証人は各組合が個別に決定しており、統一性はない。

金利は農中系統金利水準にほぼ統一されている。入札会日程は従来、三重と西日本の２ブロック別編成であったが、昭和59年度から、三重、愛媛、九州の３ブロック別編成となった。

４、浜揚珠取引の問題点

⑴入札会日程の過密化

入札会日程の編成が三重、愛媛、九州の三本柱となり、重複日程が多くなったため、流通側では商社により入札会参加困難の不満が強まっている。

⑵価格の秋高春安現象

浜揚価格は、通常の場合、秋高春安のパターンを辿り、浜揚開始後、年内の入札会市況は堅調であるが、年明け後、春にかけて市況軟化の傾向がある。

⑶価格の１級品割安、２級品割高傾向

近年２級品が異常騰貴したことにもよるが、１、２級品の間の価格差が縮小し、１級割安、２級割高の価格構造となっている。

⑷取引諸条件

金利、保証金、保証人等の取引諸条件が必ずしも統一されていない。

５、加工・販売の現状と問題点

輸出は、昭和58年以降とくに好調で米国を中心に伸長してきているが、最近中国産淡水真珠が急増し、低価格帯製品との競合が目立ってきた。

さらに将来は、中国・韓国のあこや貝真珠との競合が懸念され、日本真珠の特色を生かした市場確保が今後の重要課題となろう。

一方、内販は宝石類に対する消費の低迷もあり、販売環境は厳しく、伸び悩みを続けているので販促体制の強化が必要である。

Ⅲ　問題解決の討議

１、諸問題の原点

浜揚珠流通上の諸問題は、究極のところ真珠の商品特性である需要の変動性と生産の硬直性・不安定性に起因する需給の不均衡並びに価格変動が特定のサイズ、品質の生産変動に直結し易い構造・体質であることに集約される。

したがって、諸問題解決の基本対策は、内外需要の安定的拡大と、需要に見合った「少な目の生産」を守ることを主軸に策定されるべきであり、当面の対策として良質真珠の供給と不良真珠の市場流入排除が重視されねばならない。

2、適正生産量

施術目標数量の遵守、100日以内適期挿核運動の徹底等増産抑制を求める声が強いが、昭和58年度の生産量について、需給バランスを検討した結果、サイズ、品質別に若干の過不足があったものの、昭和59年の輸出状況からみて、適量であったとの意見が多かった。しかしながら、これは米国向け輸出の大幅増加により、需給のバランスがとれたもので、現状では昭和58年度の生産量が限界で、これ以上の増産は価格の下落につながり、生産性の低下に拍車をかけ、危険であることが指摘された。

昭和59年度生産量については、かなりの過剰感があるとの意見が流通側から表明された。

3、入札会運営の合理化

(1)日程

入札会日程の過密化是正は、かねて流通側から要望されてきたところであり、今回もならし販売とあわせ是正検討が指摘された。これに対し、生産側から生産の当年物傾斜により浜揚時期が短期集中化しているので、過密化是正は当面困難の旨、意見表明があった。

(2)1、2級の同時販売

1、2級品別の入札会に対し、1級品入札会における2級品の同時（セット）出品、或はロット大口化のために1級品出品基準の引下げ等の要望が流通側からあったが、生産側は、2級品の販売戦略のうえから現行方式を継続する意向が強かった。

(3)代金決済

市況の過熱を防止するため、特定の期間（例えば11月～12月）もしくは、品質（例えば2級品）についての決済は手形取引は認めず現金支払にする提案が流通側からあったが、生産側は現行通り手形取引を認める意見が多かった。

(4)その他

流通側から次のような要望があったが、それぞれの地域特性をふまえ各組合が個別に対応することとした。

a、出品基準……ロットの大口化、選別基準の質的引下げ。

b、取引条件……手形取引の保証金、保証人、金利等、諸条件の見直し、緩和。

c、「引」の取扱改善……1番入札者の示談交渉権の制度化。

d、販売委員会の充実……売、引決定にかかる組合の指導制強化のため、販売委員会の機能、権限強化。

4、価格問題

(1)秋高春安現象

生産側は市況の秋高春安の現象が売り急ぎにつながるので、これの是正について求めたが、秋は流通側の在庫減少のため買急ぎ心理が作用し、年明け後は仕入進捗による在庫増大の結果、買意欲が低下し、秋高春安現象を生じ易い旨、流通側の説明があった。

然しながら、年明けの出品には品質が低下する傾向もあるので、一概に春安とみることはできないとの意見もあった。

⑵1級品割安、2級品割高現象

生産側から良品質が割安で低級品が割高であり、サイズ別の価格差が不均衡であるとの問題が指摘された。これに対し流通側から需要の実勢を反映したものであるが、入札会の運営にもその一因（2級入札会の過熱化）があるとの説明がなされた。低級品の異常高値は、良質真珠生産を阻害し、安易な経営に陥る危険のあることが流通側から強調された。

5、短期調整保管制度（ならし販売）

ならし販売は、本来浜揚げ価格の秋高春安現象を是正し、価格の安定をはかる系統共販の主軸の施策であるが、近年は入札会日程の過密化を招いている現状なので、流通側から日程の過密化是正並びに価格の安定対策として、ならし販売の実施を望む意見が強い。しかしながら、主として生産側から次のような批判意見も強かった。

［主な批判意見］

◎価格保証を必要とする。

◎生産量と需要量の的確な把握並びに系統組織の一元集荷販売体制の確立がなければ効果不十分。

討議の結果、ならし販売は生産過剰やコスト割れ価格の緊急事態出現の際に、生産調整と連動させるべき緊急対策であって、通常の状態では乱高下（秋高春安）対策としてはなじまず、むしろ予約販売方式の利用拡大をはかるべきとの意見が多かった。

6、低品質真珠の集荷廃棄

低品質真珠の集荷廃棄については、生・流双方の一部から生産者団体の集荷実態に対し批判と効果を疑問視する意見があったが、真珠の声価維持の観点から本運動の継続強化が合意され、なお輸出段階の継続実施も確認された。

7、中国・韓国のあこや貝真珠生産動向

中国及び韓国におけるあこや貝真珠の生産実態は明らかでないが、両国とも量産化が進むとの見方が有力である。

淡水真珠の例もあり、今後わが国のあこや貝真珠養殖の独占体制が崩れ厳しい国際競争に直面する事態も想定されるので、的確な情報収集と分析を行うとともに良質品の生産をもって市場を確保し、これに対処しなければならない。

Ⅳ　対策

1、基本対策

⑴適量生産と生産性向上

毎年相応の増産が予測されながらも輸出の好調と母貝のへい死増加のため、生産過

剰とならず浜揚げ価格は堅調を維持してきたが、生産基盤は漁場汚染、母貝劣化の進行により確実に弱体化し、生産性はこれ以上放置できないまでに著しく低下した。

このため、生産者団体は施術割当の遵守と適期100日以内挿核運動を全面的に見直し質軽視の量産志向から質重視の適量生産への意識を徹底し、良質珠生産、生産性向上を強調した運動を再展開することが必要である。

内需並びに輸出環境にも曲り角が見えるとき、生産者は流通業界に無用の生産過剰不安感を増幅させない生産行動をとることが肝要である。

⑵低品質真珠の集荷廃棄

生産者団体は、低品質真珠廃棄の目的達成に沿い得るよう集荷基準、目標数量等取扱方法を検討改善し、低品質真珠の集荷廃棄を継続実施する。

流通業界においては低品質真珠の仕入れを行わないとともに輸出不適格真珠は引続き集荷廃棄を行う。

⑶PR の強化

需要の安定的拡大のため、生・流双方は一体となって広報活動を積極的に展開する。

a、生・流双方ともパールプリンセス、デザインコンテスト入賞品等を活用した諸行事の拡充に努める。

b、ファッション界と提携して新規需要の開拓に努める。

c、マスコミとの接触を深め、無料・有料のパブリシティの積極的活用をはかる。

d、デパート店員等に対する真珠商品知識等のセールス教育を充実する。

2、一般対策

⑴入札会運営の合理化

流通側の要望のうち、ロットの大口化、選別基準等については、それぞれの地域特性をふまえ、合理化の観点から検討改善をはかる。

日程の過密化是正は、当面困難との生産側意見であるが、入札会の機能、運営効率等の観点から生産側は過密化是正についても引続き検討を進める必要があろう。

⑵予約販売制度の活用

予約販売制度は、現物の引渡しは留保されるものの、所定期限までは流通側におけるならし代金支払に資するメリットがあるので、生・流双方とも利用促進に努める。

V　検討課題

「長期振興対策に関する提案」のなかで浜揚珠の流通についての中心課題は、乱高下防止策としての「適正価格の実現」である。この目的達成のため、生・流双方が協議して標準品質珠を選定し、その標準価格設定（共販目標価格）について検討すべきことを提案では述べている。

したがって当委員会は標準品質珠の選定及び価格設定に関する手法の検討を主たる任務としてスタートしたわけであるが、本制度実現のためには問題解決を要する前提が多岐にわたり、現状の流通機構、仕組みでは本制度受入れの基盤に欠けるとの結論に達し、

将来の検討課題として持ち越した。

1、標準品質珠の選定

標準品質珠は、生・流双方の意見調整をはかることにより、最終的に選定可能であり、格別の問題はないものと考える。

2、価格の協議決定

浜揚価格の形成には需給動向と養殖コストが大きく影響するものと考えるが、この両要因についての生・流双方の合意は以下のとおり困難であろう。

⑴需給予測

生産側は生産を少な目に予測し、需要を多目に予想するのに対し、流通側は逆に予測し勝ちで、両者の予測合意は困難であろう。

⑵生産原価

適正コスト算定のための平均的標準的養殖業者の選定、サイズ別格差設定等についての生・流双方の合意は困難であろう。

以上のほか、討議の過程で入札会制度との関係、標準価格の実取引への反映の可能性等についても指摘があったが、本制度に対する消極的見解が大勢を占めた。

Ⅵ　おわりに

1、生産・流通の双方の委員がこの種の会合にありがちな建前論に終始することなく、率直な意見を出しあい審議を進めることができたことは有意義であったが、反面それぞれの立場を主張するあまり、意見の一致をみなかった点が多かった。

このため長期振興計画委員会提案について具体策として答申できるものが少く問題を先送りにする結果になったことは遺憾である。

2、主要テーマである「適正浜揚価格の実現」については、需給予測についての生・流合意を前提として価格協議が成り立つため、需給見通しの不安定な現状では、この制度化は困難と考え、将来の検討課題とした。

3、ここに第1回の答申を提出することができたが、これもひとえに委員各位の熱意と努力のおかげであり、委員長として心から敬意を表するとともに厚くお礼申し上げたい。

「資料⑤」

真珠の品質基準と品質検定に関する考え方

平成７年７月

Ⅰ　真珠の品質基準

１　商品真珠の下限基準

(1)　歴史的な経緯

①　真珠の品質基準について、日本真珠業界として歴史上最も早くとりあげられたのは、「商品真珠の下限基準」であった。

わが国において独自に開発された真珠養殖技術に基づいて生産された養殖真珠がはじめて市場に商品化されるのは、大正の中ごろであるが、間もなく昭和３年（1928年）９月、わが国はじめての業界団体である「大日本真珠組合」が設立される。この組合は、養殖真珠の委託販売や入札会の開催などの事業を行なうが、同時に定款その他の規定で組合員の生産した養殖真珠の全部を組合に提出させ、２名以上の鑑別評価委員によって品質鑑別を行なうことを義務づけた。そして、「真珠層ノ厚薄……一定ノ基準ニ達セザルモノ」、「真珠色沢ヲ具備セザルモノ及甚ダシキ不整形品」は不合格とし、その販売を禁止した。

日本の特産的養殖真珠の市場における声価の維持のために、真珠の名にふさわしくない低品質品を自己規制的に排除しようとする発想であり、業界団体誕生の当初からこうした課題がとりあげられた点が注目されるところである。

②　次いで、昭和７年（1932年）９月、大日本真珠組合は発展的に改組、法的な根拠をもった「日本養殖真珠水産組合」が生まれる。この組合において、商品真珠の下限基準の設定とその検査及び不合格品の処分は、より充実、整備されたものとなる。

定款をはじめ検査関係の諸規定も整備され、専任の検査員も配置される。検査結果の表示が義務づけられ、合格品以外の販売が禁止された。因みに検査により不合格品とされるものは、次のとおりであった。

「１、被層一定ノ基準ニ達セサルモノ
２、形状甚シク不整ナルモノ
３、色沢ヲ具備セサルモノ
４、其ノ他真珠トシテ実用価値ヲ認メ難キモノ
又ハ市場ニ悪影響ヲ及ス虞アルモノ」

また、不合格品は、「１、廃棄品、２、保留品」の２種に区分し、前者については組合において焼却処分、後者については組合で買い取り評議員会で処分を決定することになるが、「原形ノ儘商品ト為スコトヲ得サルモノトス」と定められていた。

③　第２次世界大戦中の空白期を経て、世界真珠市場が再開され、わが国真珠産業の復興がすすみはじめるが、それが緒についた昭和27年（1952年）３月、世界に例を見ない真珠に関する単独法、「真珠養殖事業法」（昭和27年法律第９号）が制定される。この後、この法律に基づいた系統的な真珠行政が展開されることになるが、その主要な柱のひとつが「真珠の輸出検査制度」であった。

真珠は、農林省令（「真珠検査規則」）の定めるところにより、国の真珠検査所の検査を受け、その結果を定められた様式で表示したものでなければ輸出してはならないと定められたのである。

このために、東京と神戸に真珠検査所が設置され、輸出真珠は、すべて検査の結果「上級（H）」または「下級（L）」のいずれかに判別されることになった。いわゆる「格付け検査」である。

④　ところで、真珠養殖事業法の立案者及び当時の真珠業界が真珠検査制度に期待したのは、実はほかならぬ「粗悪品の輸出禁止措置」であった。しかし、この法律立法のころは、まだ米軍の占領下であり、法案やこれに伴う予算案などもすべて占領軍総司令部の事前了解が必要とされたが、総司令部は真珠の輸出検査を「合否検査」とすることを認めず、最終的に検査の結果を表示するのみの「格付け検査」とすることで決着がつけられたものである。

こうした背景のもとで、やがて日本産真珠の声価の維持のためには「下級（L）」と判定されたものはあくまでも輸出すべきではないとする業界内の声が高まり、昭和32年（1957年）４月に至って、「輸出入取引法」（昭和27年法律第299号）に基づく日本真珠輸出組合の組合員協定（カルテル）によって、「下級（L）」は輸出できないこととされ、さらにこれについて通商産業大臣による輸出承認を通じてアウトサイダー規制が行なわれることとなった。つまり、実質的に「粗悪品の輸出禁止措置」が完結するに至った。

⑤　以上のように、戦後の輸出検査制度においては、「輸出入取引法」に基づく補完措置を伴いながら、「上級（H）」及び「下級（L）」の２段階格付け検査が現在まで継続されてきているが、この間、検査目的のための基準の引き上げや流通真珠の品種や加工法の多様化等に対応した基準の追加などが積み重ねられ、より整備されたものとなってきている。いうならば、「商品真珠の下限基準」を意味する真珠輸出検査の基準は、真珠検査規則（昭和27年農林省令第50号）のほか水産庁長官通達に詳細が規定されているが、現行の基準は別表（略）のとおりである。

(2) 輸出検査基準の国内適用

① 前項で見たように、商品真珠の下限基準は、日本真珠業界成立の当初から一貫して重視してきた課題であり、養殖真珠という商品を生産し、加工し、そして供給する者の責任として社会的に堅持してゆくべきものと考える。

現在は、「真珠養殖事業法」に基づく国の制度としてこの基準が設定され、運用されているが、当該の業界としてあらためてこれを歴史的に試された真珠の品質基準のひとつとして確認する必要がある。

② ところで、養殖真珠は、かつてはわが国の特産的商品として世界各地に輸出され、輸出比率は、第２次世界大戦直後は95％以上、昭和50年代（1975～1985年）はじめにおいてもなお、85％以上に及んでいた。

しかし、その後真珠不況（昭和42年～47年、1967年～1972年）対応の内販努力も次第に実り、他方わが国国民所得の向上もあって、国内販売が急速に拡大した。最近では国内で生産される養殖真珠の輸出：内販の比率はおおよそ50：50に達している。いいかえればわが国が世界最大の真珠消費国になったということである。

この意味で、国内における広範な真珠愛好者の保護のためにも、現行の輸出検査基準を国内に適用する課題が浮かび上ってくる。日本真珠業界としては、輸出検査基準は原則的に国内にも適用されるべきものとの合意をすみやかにつくる必要があると考える。

③ 輸出検査基準を国内にも適用するということは、必ずしも現行の検査制度のようなものを国内にも設けることを意味するものではない。現在の社会において、自由な商行為として行なわれている真珠の国内販売について、輸出検査のように全量の検査を義務づけ、強制するというような制度を成立させるべき根拠はどこにも見出し得ないし、不可能に近い。

「輸出検査基準の国内適用」というのは、いうならば具体的には次に述べるような内容のものになるであろう。

ⅰ）現行の輸出検査において「下級（L）」と判定される可能性のある商品は、商品真珠の下限基準に満たないものとして、業界の各企業や団体においては自己規制的に取扱わないことを、業界人のモラルとして徹底する。

ⅱ）この基準をクリアしているかどうかの保証のしくみを考える必要もあるが、その場合の保証主体も業界団体（たとえば真珠振興会）みずからがその責に任ずるべきであるし、また保証行為も、あくまでエンドユーザーその他の「依頼に応じて」（たとえば「依頼検査」ごときもの）行なうものとすべきであろう。いずれにせよ、基準に基づくこれをクリアしているかどうかの保証のしくみについては、項をあらためて検討することにしたい。

2　特に優れた品質の基準化

(1)真珠品質のグレイディングをめぐって

① 最近真珠の現物見本や写真チャートを使って真珠品質のグレイディングの基準を設定する試みが活発となっている。そして、マスコミや周辺業界の一部は、こうした動きを歓迎する意向を表明している。その理由としては、真珠という商品は、一般消費者つまり素人にはきわめてわかりにくい商品であることをあげている。

たしかに、真珠を買いたいがよくわからなくてとは、よく聞かれる言葉である。ある意味では、そう言われても当然かも知れないという面がある。ひとつには、真珠の品質要素をあげると、

大きさ
かたち
色
巻き
照り
きず

というように6項目ある。たとえば、ダイヤモンドの場合は、4C（Cut、Carat、Clarity、Color）が品質要素とされるが、これとくらべても真珠は明かに複雑である。さらに、同じ真珠といっても、母貝として使われる真珠貝の種別によっても、養殖生産された真珠は、それぞれに異なった特徴をもっており、これを加えれば、品質はさらに多様になる。

このような真珠の品質をわかりやすくするために、何がしかのグレイディングの基準を設けるというのも、なるほどひとつの試みではあろう。だが、もし消費者保護のためにグレイディングの基準設定が不可欠であるとまで絶対化するとすればやはり問題がある。なによりも重要なことは、商品として提供される真珠を最終的に選ぶのはエンドユーザーであることを忘れてはならない。設定されたグレイディングの基準に何らかの価値判断が含まれる場合、基準作成者からのエンドユーザーへの押しつけになることがあり得るからである。

わかりやすくするために、品質要素の「色」をとりあげてみよう。かつての業界においては、色について、ピンクが最上であり、クリームやイエローは劣るというのが一種の定説であった。しかし、これは輸出中心の時代に、最大の仕向国であったアメリカの嗜好が黄色系ではなくもっぱら白色系であったことを反映するものにほかならなかった。最近では、むしろゴールド真珠に人気があったりして、色は消費者の選好にまかせるという傾向が強まっているが、なお養殖業者の価値判断には黄色系を好まないという流れが残されている。

また、「かたち」についても、完全な球形を最上とするグレイディングの考え方がいぜん強いが、エンドユーザーによっては、バロックの形の面白さを重視する動きもある。もしも「かたち」に関するグレイディングの基準づくりにおいて、球形度の高いものが上位であると決めてしまうとすれば、バロックを好むエンドユーザーには押

しつけになり兼ねないであろう。

② いま“花ざかり”の感があるグレイディング基準設定の動きであるが、某企業の品質基準設定をとりあげて報じたある新聞の記事の中に大手真珠業者に取材した次のような話があった。大手真珠業者の場合「消費者にいろいろと比較して見せて十分に納得してもらったうえで販売している。……従来通りの売り方で、十分に消費者の支持を得られる。……」というのである。これには、いくつかの示唆が含まれているように思われる。ひとつには、現物をいろいろと比較して見せるというように、真珠の品質の多様性を説明していること、つまり真珠に関する商品知識をひろめていること、ふたつには、納得してもらったうえで販売しているというように、最終的にエンドユーザーの選択にまかせていることである。

「真珠という商品がわかりにくい」、だから基準の設定が必要というのが、最近のはやりの論理であるが、基本は基準が明示されていないから真珠商品がわからないのではなく、むしろ真珠の商品知識の普及が不十分だからわからないということではないだろうか。少なくとも真珠業界としては、みずからが生産し、加工し、販売する真珠について、本来それがジュエリーの一環であり、永く愛好してもらう商品であることからも、広範なエンドユーザーに対して商品知識、それも科学的な根拠をもったそれを普及することを本来の事業と位置づけて力を注ぐ必要があろう。

(2) 特定品質要素についてのギャランテイ

① 真珠の一般消費者、特に高額の真珠製品を購入したそれから、「思いきって高い真珠を買ったが、品質上でなにがしかのギャランテイはないのか」という声が聞かれる。自分の真珠がいかに優れたものであるかの保証が欲しいというのは、ある意味で当然でもあろう。

こうした消費者のニーズに応えて、多様でかつ格差の大きい各種の真珠の中でとりわけ優れた品質のものについて、これを基準化する課題は、それなりに検討に値すると考えられる。

② 6項目の真珠の品質要素については、それぞれの性格が必ずしも同じではない。「巻き」、「照り」、及び「きず」は、それぞれの要素のいかんが真珠の美的価値を左右するうえで、また真珠の耐久性から考えても、優劣が明確である。これに対して、「大きさ」、「色」、及び「かたち」については、そのちがいが必ずしもいずれが優れていると一概にはいえないものである。

これらのことを考えて、たとえば業界に概念としては定着しているが「花珠」というような個々の真珠を特に優れた品質のものとして総合的に判別する基準化は行なわない方がよいと考える。個々の真珠を全体として特に優れていると判別するのではなく、そのうちの特定品質要素のみについてギャランテイすることが妥当であるし、そのことで十分消費者のニーズに応えることができるであろう。

③　基準化する特定品質要素としては、次の２項目が考えられる。

ｉ）巻き……真珠の品質各要素の中で、他の要素との関連から見ても、また真珠の耐久性から考えても「巻き」は最も重要である。

十分に良く巻いており、重厚感のあるものを、「特に巻きが良好である」とギャランテイする。ただし、真珠はあくまでもジュエリーであり、人間が身につけて楽しむものである限り、あくまで感覚的に十分巻いていると認識すれば足りるものである。その程度は、必ずしも核の上に巻いた真珠層の厚さに還元できるものでないことは、真珠（真珠貝）の種別、真珠の大きさ、色等によって十分に巻いているという実感と真珠層の厚さの実測値が必ずしも一致しないことでも明らかであり、その意味で一部で行なわれているような数値化は行なわない。

ii）真珠光沢……「真珠光沢」というのは、真珠の干渉色を中心として「照り」を加味した明確な学術用語である。真珠固有の干渉色が明確にあらわれて真珠らしい美しさが特に優れているものを、「特に真珠光沢が明瞭である」とギャランテイする。

なお、本来的に真珠の実体色と干渉色は色の発現のしくみにおいて相互に独立であり、後者は、真珠特有の可視光線の波長に匹敵するアラゴナイト薄層結晶の積み重ねによって生ずるものである。このため、この品質要素の判定に当たっては、実体色のいかんは問わないことにする。

④　巻き及び真珠光沢という特定品質要素についての基準化を実行に移すに当たっては、現物のマスターパール（標準真珠）を用意する必要があろう。

3　加工処理真珠に関する基準

(1)「しみ抜き」を中心とした加工処理の意義

①　母貝である真珠貝からとり出されたままの養殖真珠（浜揚珠）には「しみ」のあるものが少なくない。この正体は、母貝に挿核施術を行なったときに、卵や精子（一般に挿核の部位は真珠貝の生殖腺）、あるいは組織の破片、ピースと核を囲む創傷面に集まってきた血球が真珠袋の内側に包みこまれたものである。

これらの細胞や組織屑を包みこんだ真珠袋の細胞は変性して有機物を分泌するようになる。これらの事態は、挿核施術の初期にしばしば起こり、核と真珠層あるいは真珠層中に挟みこまれた各種の有機物は暗色であるため、真珠の表面から見て「しみ」として見えるものである。そして、この有機物を漂白するのが「しみ抜き」にほかならない。

② 日本真珠振興会は、平成５年６月１日の「真珠の日」を期して「真珠憲章」を公表し、日本真珠業界の基本理念と基本姿勢を内外に宣明したが、その中の「行動綱領」の「加工」の項には、次のように述べられている。

「そうして創られた真珠の持つ本質を充分認識した上で、内に秘められたその美を最大限に引き出すことこそ加工技術の原点であると確信して、より多くの真珠に本来の美を備えさせるため、細心の注意を払いつつ、誠意ある仕事を行う」

すなわち、真珠貝の体中における真珠形成の契機をつくり出すのが「挿核施術」であり、真珠形成の本来的なしくみ、従ってでき上がった真珠の組成、構造などは古くから美の象徴とされてきた天然真珠と本質的に変らないのが養殖真珠である。その意味で、養殖真珠はその美を内に秘めているものであって、その発現をさまたげている「しみ」の存在を「しみ抜き」によってとり除くのが加工処理の原点にほかならない。

なお、真珠貝の各種は、それぞれに固有の真珠質の分泌能を備えているが、一般に貝殻の厚い真珠貝（たとえば、シロチョウガイ、クロチョウガイ、イケチョウガイ）は、貝殻の薄い真珠貝（アコヤガイ、マベ）などにくらべて真珠質の分泌能が高い。その代り、貝殻の薄い真珠貝からつくられる真珠は、その真珠層の層状構造（アラゴナイト結晶板の一層の厚さが薄い）の故により美しい干渉色があらわれやすいということになる。

アコヤガイ真珠の場合、その層状構造の特性からとりわけ「しみ」が目立つものであり、それがこの真珠について特に「しみ抜き」を不可欠とする理由となっている。

③ 「しみ抜き」を中心とした加工処理がこうした性格のものであることは、CIBJO（国際貴金属宝飾品連盟）が1991年に制定したパールブック（真珠の取扱いルールを規定）において、次のように定められていることに反映している。

「第10条

b）天然真珠または養殖真珠に対する漂白処理については、これを表示する必要はない。」

④ しかし、同じくパールブックには、調色処理及び人工着色処理について次のように規定されている。

「第10条

c）養殖真珠に対して施した軽度の調色処理（ローズテイント）については、これを表示する必要はない。ただし、その他の人工着色処理（例：着色淡水養殖真珠、黒染め養殖真珠等）については、明白かつ直接的に表示することとする。」

このように、通常行われているいわゆる「薄化粧」程度の調色は国際的にも通常の取引きにおいて表示の必要がない程に定着しているということができる。ただし、これについては、あくまで「軽度の」とされている点に留意すべきであり、限界が明確に存在しているものである。

⑵加工処理真珠は原則として表示

① 前項で見たように、「しみ抜き」及び「軽度の調色」はCIBJO組織においても表示の必要なしとされているが、同じCIBJOのパールブックにおいて、着色淡水養殖真珠や黒染め養殖真珠などの人工着色処理は、表示すべきとされている。

日本真珠業界も、この趣旨に沿って、「しみ抜き」「軽度の調色処理」を除く加工処理真珠は、原則として表示することを確認する必要があると考える。

② 現行の真珠養殖事業法に基づく真珠の輸出検査においても、科学的に処理した黒真珠（銀塩処理など）は、scientifically treated black（STB）と表示することとされているところである。

また、CIBJOパールブックにおいては、別に次のように放射線処理についても規定されている。

「第10条

e）天然真珠及び養殖真珠に対し施した放射線処理については、“treated”または“irradiated”と明記されなければならない。」

以上の両者を含めて、日本真珠業界は、国内販売真珠についても「科学的処理真珠」と表示することにするべきである。

③ 前項のほかにも、最近人工着色処理（たとえば染色ゴールド真珠、染色ブルー真珠など）が一部で指摘されているが、早急に実態を把握のうえ、①の方向で対処する必要があろう。

④ 社団法人日本ジュエリー協会と宝石鑑別団体協議会とは、かねてから宝石の情報開示について検討してきたが、「天然石の表示に関する規定」を定め、平成６年６月１日から実施に踏みきった。

真珠に関する同様の扱いについては、社団法人日本真珠振興会に早急な検討が要請されてきたが、平成６年度第６回理事会（平成６・12・６）において次のとおり「真珠の情報開示」を決定した。

真珠の情報開示について

○エンハンスメント（ENHANCEMENT）改良

エンハンスメントとは真珠が有する、潜在的な美しさを引き出す目的で使われる人的手段で、従って、それ自体に潜在因子が無い限り、色或いは外観の改良効果は見られず、同じ条件でエンハンスメントが行われても、個体ごとに得られる結果が異なる。（真珠に於いては調色されたもののみをいう）

○トリートメント（TREATMENT）改変

トリートメントとは真珠が有する本来の性質とは関係なく、化学的或いは物理的方法により、人工的に色や外観を改変する方法である。
（変色・着色・染色・放射線照射等の処理されたものをいう）

エンハンスメント（改良）	
調　色　真　珠	シミ抜き・弱染色（着色）したもの

トリートメント（改変）		
処理クロ真珠	黒Aタイプ	アコヤ真珠、及び黒蝶真珠を化学的に変色したもの（オスオミ酸、及び銀塩処理等）
放射線処理クロ真珠	黒Bタイプ	放射線にてグレー（ブルー）に変色したもの
着色ブルー真珠	黒Cタイプ	ブルー着色剤にて処理したもの
複合処理クロ真珠	黒Dタイプ	B・Cの処理を施したもの
着色金色真珠		黄色剤にて着色したもの

真珠として認められないもの（真珠の定義による）	
コーティング真珠	合成樹脂及び特殊な材質又は着色剤にて表面をコーティング又は着色したものを言う。 その他実体色以外に著しく着色したもの

(3)真珠の加工処理・限度の究明

① 三重大学和田浩爾教授が1988年、1989年の両年にわたって奈良時代の正倉院の宝物真珠の材質調査に参加して得た知見として、次のように述べている。

「(前略) 正倉院の宝物真珠約4,200個の材質調査に参加する機会をもった。保管されていた宝物真珠は奈良時代のもので、聖武天皇の身のまわりの品物が中心といわれているから、今から1,300年から1,200年の昔に採取されたものである。……汚れてはいたものの、数日前に採取されたかのように照りもあり、組織もいたんでない。……驚いたことは、これらの真珠に混ざって染色処理された40個ほどのばら珠を見つけた。まさか1,300年も前に真珠が染色されていたなどとは予想だにしていなかった。……染色珠は風化して白い粉をふき、組織は傷んでいるように見えた。(中略)

真珠は厚巻きで、しかも保管がよければ、自分一代どころか、1,000年以上も丈夫で長持ちするといえる。

ところが、染色処理されていた宝物真珠の傷みはひどかったことから、真珠の寿命は化粧加工処理によって著しく短縮してしまうことがわかる。(後略)」

この和田教授の報告でわかることは、真珠は厚巻きで保管がよければ1,000年以上も長持ちすること、同時に加工処理によっては耐久性を著しく損うおそれがあることである。

② 最近の加工処理技術の進歩はめざましいものがある。かねてから、過度の加工処理には問題があると指摘されてきているが、どのような加工処理で真珠がどのように変化するのか、とりわけ真珠の耐久性のうえで加工処理の限界はどのあたりなのか、業界各企業は経験的に個別に対応してきている現状である。もちろん各企業とも、耐久性の乏しい加工処理真珠を取扱っていれば、やがてはいつの日かエンドユーザーの批判を招くであろうことは誰しも承知している筈である。その意味では、各企業それぞれの社運をかけて加工処理問題にとりくんでいると信ずるが、真珠に関する科学的知見もかつてなく集積されてきている現在、「加工処理による真珠の変化、特に耐久性の上からの加工処理の限界」というテーマを設定し、科学的な研究をすすめる必要があるのではないだろうか。その基礎のうえに加工処理の科学的基準を設定すべきであろう。

Ⅱ　真珠の品質検定

1　品質検定の必要性

(1) なにがしかの品質基準が設定された場合、その基準に照らしてどうであったのかを実証し、基準設定の効果を担保するための「検査」あるいは「鑑別」ということが必ずついてまわる。このようなしくみが用意されなければ、基準を設定しても「みんなで守りましょう」式の精神的な訓示にとどまってしまい兼ねない。つまり画に書いた餅にもなるおそれが十分にある。

真珠の輸出検査については、東京及び神戸に真珠検査所が設けられているが、法律に基づいて設置され、法令の規定を根拠に運営されている検査所に輸出向けではない国内流通真珠の検査を依頼するわけにはいかない。せいぜい「業界指導」という見地で、真珠の検査に関する指導を期待するのが限度であろう。

そこで、日本真珠業界の責任で真珠の品質基準を設定した場合、「検査」あるいは「鑑別」といったしくみもまた業界の責任において考慮されなければならない。ここでは、このしくみを輸出検査と区別するために「品質検定」と呼ぶことにする。

(2) 真珠の「品質検定」が行なわれるとした場合、それを利用する人たちはどんな人たちであろうか。ひとつは、いうまでもなく真珠のエンドユーザーであり、もうひとつは、国内の真珠流通業者であろう。

まず、真珠のエンドユーザーが真珠製品を購入したとき、それを販売した企業などの保証を求めると同時に、できれば客観的に信頼性の高い主体による何らかのギャランテイを得たいと考えるのはあり得ることである。現在ジュエリー関係で一般化している鑑別業者に真珠製品が持ちこまれる例も決して少なくないようである。しかし、真珠業界を代表する団体が構成されている限り、業界団体に対してギャランテイを求めるのも当然あり得ることと思われるし、これまでにこの種の依頼が振興会事務局に舞いこんだこともある。いずれにせよ、真珠の品質基準が社会的に何らかのかたちで公表される以上、広範なエンドユーザーから品質検定に類するニーズが出されるのは当然想定しておかなければならず、これに応える態勢は用意されるべきであろう。

次に、国内の真珠の流通業者の場合も、品質検定のニーズと無縁ではない。古くからの真珠業者、特に真珠の輸出を兼営して輸出検査の経験が豊富な者は、「真珠輸出検査基準の国内適用」といった場合、内容的な理解は比較的容易であろう。その意味では、国内流通真珠について、輸出検査基準を商品真珠の下限基準としてとらえ、自己規制的にこの基準に達しない低級品の流通をセーブすることも決して難しいことではないと思われる。しかし、近年における国内真珠市場の急展開にともなって新規参入の業者、特に輸出の経験のない者にとっては、輸出検査基準の国内適用といっても理解困難であろう。この場合、「品質検定」を求めてくることが当然に考えられる。同じように、品質検定のしくみが必要とされるであろうことはまちがいあるまい。

2　品質検定のしくみ（案）

(1)品質検定の主体

① まず品質検定を行なう主体から考えてみよう。この主体に求められる要件は、一般的に次のようなものであろう。

ⅰ）公益性……いわゆる鑑別業者に真珠の品質検定も全面的に委ねるのではない限り、またエンドユーザーのニーズを十分尊重する立場に立つならば、品質検定を行なう主体も、一般私企業ではなく、公益性をもった団体等が望ましいことはいうまでもないであろう。

ⅱ）知識・情報の集中性……品質検定を行なうに当たって必要なのは、まずは真珠の品質を判別することのできる知識・経験の蓄積である。それを身につけた担当者の存在が不可欠である。同時に、ある場合には日進月歩の変化を見せる真珠の加工、流通の実態を離れては検定が浮いた存在になり兼ねない。その意味では、業界の情報が集中可能な主体が必要となる。

ⅲ）財政的基盤の堅実性……検定の仕事を推進するためには、当然財政的な裏付けが必要であるが、本来的には収支相償う体制をつくり上げなければ永続的な検定事業の遂行もできなくなる。しかし、過渡的な措置も十分に考えるとすれば、それなりの財政的な基盤を有した主体であることが求められる。

② 以上を総合して、結論的なひとつの案として、「社団法人日本真珠振興会」に「検定部」（仮称）を設け、近い将来独立採算的な財政的自立をめざし乍ら、業界の総意を絶えず反映させつつ運営することが最も適切ではないだろうか。

(2) 品質検定の性格

① 品質検定は、あくまでも消費者または流通業者の希望に基づいて行なう「依頼検定」とする。

② 「依頼検定」とする限り、検定のしくみも財政的には「受益者負担の原則」に立つべきである。依頼者から「検定料」を徴することにする必要がある。この「検定料」は、流通業者が直接、間接に依頼者であるところの検定対象が「素材ないし半製品」の場合と、消費者が直接、間接の依頼者である「真珠製品」の場合とでは、別体系にする必要がある。前者の場合は、受検品の重量に伴う「従量検定料」、後者の場合は受検品１点ごとの「点数検定料」とするのが妥当であろう。

③「検定料」は、検定のための必要経費をまかなう最小限という考え方で算定するのが、公益的性格に照らして適当であると考えるが、品質検定がある程度普及し安定するまでの経過的な期間については特別に考慮する必要があろう。

(3)検定専任担当者の配置

① 品質検定をすすめるうえで、まずなによりも要とするのは、専任担当者の配置である。器械による検定等をできる限り導入するにしても真珠の品質検定は、目視が基本となるであろうから、一定の知識、経験をもった担当者が不可欠であり、検定の権威を保つうえからもこのことは重要である。

② 「真珠の輸出検査基準」があくまでも柱のひとつであるとすれば、国の真珠検査所の指導を確保することも肝要である。場合によっては、当分の間検定の場所を真珠検査所として借用することまで含めて、国（水産庁）に対し強く指導、協力を要請する必要がある。

(4)「検定書」の発行

① 品質検定の結果を証する「検定書」は、当然に発行する必要があり、これには、検定の主体の責任の所在を明確にするために、検定主体の公印の押印と検定担当者の署名、押印を行なう。

② 「検定書」には、次の事項を記載する必要があろう。

ⅰ）輸出検査基準に等しい商品真珠の下限基準をクリアしていること……「合格」とする。

もしクリアできないものが混入している場合は「格外」とし、「合格」の検定書は発行できないこととして再選別を求める。

ⅱ）特に優れた品質のギャランテイを求められた場合は、特記事項の欄に、

「特に巻きが良好である」あるいは

「特に真珠光沢が明瞭である」

と記述する。

ⅲ）現行輸出検査においても、「科学的に処理した黒真珠」（STB）は、検査検定書に記載されているが、同様に業界団体として行なう検定においても、特記事項の欄に、

「科学的処理真珠」

と記述する。

なお、すでに1－3－(2)において述べたように人工的な加工処理の事実が確認されたものについては、同じように記述する。

iv）その他、受検真珠の品目、使用真珠のサイズ、総重量、受検真珠の特徴（真珠の色など）及び検定依頼者の氏名も検定書に記載する。

Ⅲ　関　連　事　項

1　生産者団体における薄巻き真珠の排除

(1)　薄巻き真珠排除の意義

真珠に対する古来からの認識は、美しいものの象徴であった。この真珠のイメージは、真珠産業にかかわる者が等しく尊重し、そのことを前提にして真珠を愛する人々の輪をさらにひろげてゆくよう努めなければならない。

ところで、この真珠に対するイメージを損わないために特に重要なことは、薄巻き真珠と加工過度真珠の問題であると指摘されてきているとおりである。このふたつは、真珠というジュエリーの耐久性にかかわる致命的ともいうべきイメージ失墜の要因にほかならない。

後者の「加工過度」は、加工過程で生ずるものであり、加工に携わる者の責任に属する問題であるが、Ⅰ－3－(3)で述べた加工処理限度の究明を急ぎ、そのうえに立った加工業界としてのモラルの確立を期待することにしたい。

ここで、特に提起するのは、前者の「薄巻き珠」の排除である。この課題は、「国際化時代の到来」「真珠国内販売の急伸とその重視」という真珠産業の最も重要な情勢変化に照らして、あらためて直視すべきであり、すみやかに抜本的に対処すべきものといわなければならない。

なぜならば、真珠の「巻き」というのは、真珠の品質要素のうえで最も根幹をなす最重要の要素であり、しかもいったん浜揚げされてしまえば、これを改善する余地の全くないものである。浜揚げ後の加工流通の過程に入る以前の水際でこれをチェックし、根本的に排除する必要があるものである。

(2)　出荷最低基準の生産者団体による設定

養殖真珠、特に浜揚珠は、生産者による共販率がきわめて高い商品である。そして、生産者団体は、すでに入札会出品基準を設定しているが、価格の維持ないし安定を主な目的としたこの基準を抜本的に視点としくみをあらため、「生産者の販売形態のすべてに共通した出荷最低基準」とし、それも特に「巻き」にしぼったものとして設定することが検討されてもいいのではなかろうか。

要するに、真珠の名に値しない、また真珠のイメージを損なうものの最たるものである「薄巻き珠」は、一粒たりとも市場に出さないというしくみをぜひとも構築したいものと考えるのである。各生産者団体の真剣な検討を心から希うものである。

2　真珠に関する知識の普及

真珠が一般にわかりにくい商品であるとは、つねづね言われることである。古来美の象徴とされ、人類あこがれの真珠がわかりにくい商品というのは、何といっても問題で

ある。真珠を愛してくれる人びとの輪をさらにひろげてゆくためにも、真珠という商品を理解してもらうことを抜きにしては達成できるものではない。

広範な人びとに真珠をもっともっと知ってもらう努力は、業界として系統的に思いきって強化する必要がある。社団法人日本真珠振興会の定款にも、「真珠事業に関する国内及び国外に対する宣伝及び啓蒙」は、事業として当初から明記されているところであるが、とりわけ科学的な根拠のある知識の普及は、業界団体の基本事業であるとあらためて認識し、最大限の努力を注ぐべきであろう。差し当たり、平成７年度から、真珠振興会の事業として「真珠知識普及事業」（仮称）をとりあげ、シリーズとして「真珠の知識」のリーフレットの発行について検討することを提案する。

「資料⑥」

真珠スタンダード

2000（平成12）年版

Ⅰ　真珠の定義

「真珠」とは生きた真珠貝の中で形成される代謝生産物であって、かつその外観し得る部分の主たる構成物質が真珠貝の真珠層と等質であるものをいう。なおその内部に貝殻質、又は貝殻と成分、比重を同じくする物質から作られた核を含むか否かは関係しない。

Ⅰ－1　天然真珠

生きた真珠貝の体内でいかなる人為的な介在要因も含まず形成された真珠で、形成メカニズム、特徴により次のものに区分する。

Ⅰ－1－1　天然真珠

偶然的な契機により、生きた真珠貝の体内で真珠袋（パールサック）が形成され、その中で形成されたもので、表面全体が真珠層で覆われているもの。

Ⅰ－1－2　ブリスター真珠

偶然的な契機により、生きた真珠貝の貝殻内面真珠層に瘤状に形成されたもの。その成因は、貝殻内面真珠層と外套膜の間への異物の混入、海綿、寄生虫などの生物が穿った貝殻の孔の修復、真珠貝の体内で形成された真珠の外套膜を破り、貝殻内面真珠層への付着などである。瘤状部分の表面は真珠層で覆われているが、内部が真珠層で構成されているか、空洞状であるかは問わない。

Ⅰ－1－3　コンク真珠

偶然的な契機により、ピンクガイの体内で形成されたもの。真珠層構造（炭酸カルシウム結晶のアラゴナイトとコンキオリンの層状構造）を持たず、厳密には真珠の範疇に入らないが、例外的に真珠として扱う。

Ⅰ－2　養殖真珠

人為的な介在要因により、生きた真珠貝の体内で形成、または形成されるよう誘発された真珠で、形成メカニズム、特徴により次のものに区分される。

Ⅰ－2－1　真円養殖真珠

貝殻質、又は貝殻と成分、比重を同じくする物質からなる核、及び外套膜外面上皮細胞小片を人為的に生きた真珠貝体内に挿入することにより真珠袋（パールサック）

が形成され、その中で形成されたもので、核の表面全体が真珠層で覆われているもの。

Ⅰ－2－2　無核養殖真珠

真珠貝の外套膜外面上皮細胞小片を人為的に真珠貝体内に挿入することにより真珠袋（パールサック）が形成され、その中で形成されたもので、表面全体が真珠層で覆われている無核のもの。

Ⅰ－2－3　半形養殖真珠

半形状（3/4形も含む）の核を人為的に真珠貝の貝殻内面真珠層に固着させ、核表面を真珠層で覆ったもの。養殖時に使用された核が養殖後も真珠中に残るか、あるいは除去され他の物質に置換されるか否かは問わない。また天然真珠、あるいは真円養殖真珠を切断、研削等の加工により、半形状又はスリークォーター状に整形されたものはこの範疇外とする。

Ⅰ－3　模造真珠

天然真珠または養殖真珠の外観、色、その他の特徴を模して生きた真珠貝の中で形成されることなく、人工的に製造されたもの。

Ⅰ－3－1

天然真珠又は養殖真珠と物理的、化学的特性又は構造特性が同じであるが、生きた真珠貝の中で形成されることなく、人工的に製造されたもの。

Ⅰ－3－2

天然真珠又は養殖真珠の表面を人工的に被膜で覆ったもの。被膜に真珠と等質のものを使用したか否かは問わない。

Ⅰ－3－3

真珠貝の真珠層又はその類似物に研削、研磨等の加工処理を加え、真珠に模して製造されたもの。

Ⅱ　真珠の定義別呼称及び表記

天然真珠、養殖真珠、模造真珠を取り扱うすべての場合において、それぞれの真珠は定義に従い明確に区別された呼称、表記を使用しなければならない。

Ⅱ－1　天然真珠

天然真珠は呼称及び表記の際、Ⅰ－1の定義に従い、明確に天然真珠であることがわかるようにすること。又Ⅰ－1で定義した真珠以外のものを天然真珠と同じ意味

合いで呼称、表記に使用してはならない。

Ⅱ－1－1 「リアル」、「ナチュラル」、「プレシャス」、「オリエント」、「オリエンタル」
天然真珠以外の真珠の用語として「リアル」、「ナチュラル」、「プレシャス」、「オリエント」、「オリエンタル」を呼称、表記に使用してはならない。また「本真珠」を天然真珠以外のものに使用することは、それを意図的に天然真珠に見せかけたものであるとの誤解を招くので、その使用は避けるべきである。

Ⅱ－1－2 「シード」、「ポピー」
天然真珠以外の小粒真珠の用語として「シード」、「ポピー」を呼称、表記に使用してはならない。

Ⅱ－1－3 「ブリスター」、「ブリスターパール」
偶然的な契機により、真珠貝の貝殻内面真珠層に瘤状に形成された真珠以外のものを、「ブリスター」、「ブリスターパール」と呼称、表記してはならない。

Ⅱ－1－4 「コンク」、「コンク真珠」
偶然的な契機により、ピンクガイの体内で形成された真珠以外のものを、「コンク」、「コンク真珠」と呼称、表記してはならない。

Ⅱ－2 養殖真珠

養殖真珠は呼称及び表記の際、Ⅰ－2の定義に従い、明確に養殖真珠であることがわかるようにすること。又Ⅰ－2で定義した養殖真珠以外のものを養殖真珠と同じ意味合いで呼称、表記に使用してはならない。

Ⅱ－2－1 「養殖」、「カルチャード（Cultured）」、「カルティベイテッド（Cultivated）」
養殖真珠は「養殖」、「カルチャード（Cultured）」、「カルティベイテッド（Cultivated）」又はそれと同等の用語（例えばZuchtperlen）で養殖真珠であることを明確にすること。又こうした用語を養殖真珠以外のものに使用してはならない。但し日本においては養殖真珠の発明以来、歴史的に養殖真珠は単に「真珠」として一般に認められている経緯があり、団体名、会社名、その他商品表記と明確に区別される場合には「真珠」のみの呼称、表記が使用される。

Ⅱ－2－2 「ケシ」、「芥子」、「Keshi」
海産真珠を採取する際、副産物として採取される無核の真珠は「ケシ」、「芥子」、「Keshi」の呼称、表記を使用すること。又この際、産出母貝の種類を明記し、「アコヤケシ」、「シロチョウケシ」、「クロチョウケシ」等とすることが望ましい。

Ⅱ－2－3 半形真珠、スリークオーター（3/4）真珠

Ⅰ－2－3の定義に従い、生きた真珠貝の貝殻真珠層内面に半形状（3/4形を含む）の核を固着させて養殖し、形成された真珠は養殖半形真珠、養殖スリークオーター真珠として、呼称、表記の際、「アコヤ養殖半形真珠」、「アコヤ養殖3/4真珠」、「シロチョウ養殖半形真珠」、「クロチョウ養殖半形真珠」、「マベ養殖半形真珠」、「アワビ養殖半形真珠」等明確にすること。

Ⅱ－3　模造真珠

模造真珠は呼称、表記の際、Ⅰ－3の定義に従い、明確に模造真珠であることがわかるようにすること。又模造真珠をⅠ－1及びⅠ－2で定義した天然真珠又は養殖真珠と同じ意味合いで呼称、表記に使用してはならない。

Ⅱ－3－1

貝殻、真珠核、ガラス、プラスチック、魚鱗箔その他の物質を材料として人工的に製造した模造真珠に模造であることを表記せず、単に「真珠」、「パール」と表記してはならない。又商品名のみで模造真珠を表記する際、商品名の前後に「模造（imitation、simulated）」、「人造（artificial）」、「人工（man-made）」等、必ず模造真珠であることを明確にしなければならない。

Ⅱ－3－2

養殖真珠を核とし、その表面をプラスチック等の被膜（真珠層と同質であるか否かは問わない）で覆ったものに“semi-cultured”、“half-cultured”、“part-cultured”、“premature”等養殖真珠を連想させる用語を使用してはならない。又Ⅰ－3－2の定義に従い、たとえ天然真珠又は養殖真珠であっても、その表面を恒久的な人工被膜で覆ったものは、模造真珠として扱わねばならない。

Ⅱ－3－3

巻貝の湾曲部の一部を切断し、切り出した部分の貝殻外面の殻皮層及び稜柱層を研磨等で除去して真珠層を露出させ、半形真珠のように加工したもの、又は真珠貝貝殻真珠層の一部を天然真珠に似せて切断、研磨等の加工を施したものはⅠ－3－3の定義に従い、呼称、表記の際、明確に模造であることを表記しなければならない。

Ⅲ　真珠の品種別及び産地別呼称及び表記

Ⅲ－1　真珠の品種別呼称及び表記

海水産天然真珠又は養殖真珠の母貝別呼称、表記はその和名のカタカナ名表記で行う。

天然真珠

アコヤガイ天然真珠（又はアコヤ天然真珠）

シロチョウガイ天然真珠（又はシロチョウ天然真珠）

クロチョウガイ天然真珠（又はクロチョウ天然真珠）
マベ天然真珠
アワビ天然真珠

養殖真珠

アコヤガイ養殖真珠（又はアコヤ養殖真珠）
アコヤガイ養殖半形真珠（又はアコヤ養殖半形真珠）
アコヤケシ
シロチョウガイ養殖真珠（又はシロチョウ養殖真珠）
シロチョウガイ養殖半形真珠（又はシロチョウ養殖半形真珠）
シロチョウケシ
クロチョウガイ養殖真珠（又はクロチョウ養殖真珠）
クロチョウガイ養殖半形真珠（又はクロチョウ養殖半形真珠）
クロチョウケシ
マベ養殖真珠
マベ養殖半形真珠
アワビ養殖真珠
アワビ養殖半形真珠

Ⅲ－２　真珠の産地別呼称及び表記

Ⅲ－２－１　海水産、淡水産別呼称及び表記

天然真珠又は養殖真珠が産地証明、産出母貝等の種類により、海水産か、淡水産か明確である場合、又は適当な機器分析等により、海水産、淡水産が明確に鑑別される場合、呼称、表記の際に海水産、淡水産の区別を明確にする。特に淡水真珠の場合、前述のように産出母貝を特定しないので、淡水産の表記は欠かすべきではない。

海水産天然真珠（又は海水天然真珠）
海水産養殖真珠（又は海水養殖真珠）
淡水産天然真珠（又は淡水天然真珠）
淡水産養殖真珠（又は淡水養殖真珠）

Ⅲ－２－２　産地別呼称及び表記

天然真珠又は養殖真珠を呼称、表記する際、産地名はつけない。但し産出地域を特定して他の地域で産出する同種の真珠と区別する目的で産地表記が行われることがある。

Ⅳ　真珠の品質別呼称及び表記

養殖真珠の呼称、表記の際、その真珠の品質に関わる表示はしない。

Ⅴ　真珠の品質規格

Ⅴ－１　規格対象真珠

規格対象真珠は、すべての母貝から産出される天然真珠及び養殖真珠とする。また商品形態については、バラ珠（無孔、片孔、3/4、半形）及び連（通糸連、留金付完成品）とする。

Ⅴ－２　商品企画

真珠の商品規格については次の通りとする。

Ⅴ－２－１　珠サイズ

珠サイズはミリメートルとし、1/4ミリメートル間隔を原則とする。丸系のものは最大径の計測数値とし、棒状のものは最大径、最小径及び長さの計測数値とする（例：7.5-5.3×15.0mm）。また扁平のものについては直径及び高さの計測値とする（例：16.0×0.8mm）。

Ⅴ－２－２　連の長さ

連の長さはインチまたはセンチメートルとする。

Ⅴ－２－３　重量

重量はもんめ（１もんめ＝3.75g）とする。半形真珠の場合は全体の重量を（　）内にその1/2を（　）外に表記する。

Ⅴ－２－４　数量

連は本数、バラ珠は個数あるいはペア数量とする。

Ⅴ－３　品質規格

真珠の品質規格は有核真珠、無核真珠、半形真珠の品種によって異なる。いずれも次の基準をクリヤーしなければならない。

Ⅴ－３－１　有核真珠

1）稜柱層及び有機物の影響を受けず、真珠光沢を有すること。
2）真珠層の厚さが十分あり、核の層、ギラを全く認めないか、かすかに認められる程度以上であること。
3）ピンホール、吹出キズ、摩擦キズ等のキズが少なく、かつ致命的でないこと。又帯状ボケキズが目立たないものであること。
4）核割れ、真珠層割れを認めないものであること。
5）染色不良による著しい染めムラのないもの、染料が他に付着しないもの、真珠表面に染料又はコロイド銀を認めないものであること。

6）漂白過度又は染色による著しい亀裂、剥離、リング模様等のないもの。又これらの加工により、真珠の品質は容易に変質しないものであること。
7）シミの程度が著しくなく、細工に適した利用面のあること。
8）真珠層に破損のないものであること。

Ⅴ－3－2　無核真珠
1）稜柱層及び有機物の影響を受けず、真珠光沢を有すること。
2）内部に空洞を全く認めないものであること。
3）ピンホール、吹出キズ、摩擦キズ等のキズが少なく、かつ致命的でないこと。また帯状ボケキズが目立たないものであること。
4）真珠層割れが認められないものであること。
5）染色不良による著しい染めムラのないもの、染料が他に付着しないもの、真珠表面に染料又はコロイド銀を認めないものであること。
6）漂白過度又は染色による著しい亀裂、剥離、リング模様等のないもの。又容易に変質しないものであること。
7）シミの程度が著しくなく、細工に適した利用面のあること。
8）真珠層に破損のないものであること。

Ⅴ－3－3　半形真珠
1）真珠層の厚さが十分あり、内容充填物が透視できないもの。真珠層が容易に破損するおそれがないものであること。
2）白濁部が少ないか、ある場合でもそれが中央部になく、又部分に集中せず、目立たないものであること。
3）擦りキズ、引っ掻きキズ、ヒビ、ピンホール、スポット等のキズがないか、もしくは極めて少ないものであること。
4）細く、白い線状の筋のないものであること。
5）珠表面にシワのないものであること。
6）染めムラ、その他異色部分を認めないものであること。
7）クモリを中央部に認めず、又それが少なく、濃厚でなく、程度の軽いものであること。
8）著しい突起がなく、又イボ、寄りシワその他醜い凸凹のないものであること。
9）台剥れ、真珠層の亀裂、破損などのないものであること。

Ⅵ　真珠の加工処理

Ⅵ－1　エンハンスメント（Enhancement）改良

エンハンスメントとは真珠が有する潜在的な美しさを引き出す目的で行われる人的手段で、したがってそれ自体に潜在因子が無い限り、色あるいは外観の改良効果は見られず、また同じ条件でエンハンスメントが行われても、個体ごとに得られる効

果は異なる。

Ⅵ－１－１　加温

真珠に適当な熱を加え、真珠中の色素の除去、あるいは光沢の改良を行なうもの。

Ⅵ－１－２　漂白

酸化剤等を用い、真珠中に含まれる有機物を除去するもの。

Ⅵ－１－３　調色

赤色系色素又は染料等を用い、極めて軽度に真珠の色調を改良するもの。

Ⅵ－２　トリートメント（Treatment）改変

トリートメントとは真珠が有する本来の性質とは関係なく、化学的あるいは物理的方法により、人工的に色や外観を改変する方法。

Ⅵ－２－１　染色

天然染料又は合成染料を用いて真珠本来の色を改良又は改変するもの。

Ⅵ－２－２　着色

染料以外の化学薬品を用いて真珠の色を改良又は改変するもの。

Ⅵ－２－３　放射線照射

真珠に放射線を照射して真珠の色を改良又は改変するもの。

真珠憲章

真珠は
大自然の育んだ命のある宝石であり
その品位ある美しさ故に
古代より人類に愛されてきた

我々は
自然の力と人の技との調和により
その天来の美しさを創り出し
さらに高揚することに専念してきた

今や真珠は国際的規模において生産され
世界に真珠を愛する人々の輪を広げつつある

我々は
真珠が人類の生活に潤いと夢をもたらし
ひいては世界平和の使者として
大きな役割を果たすことを念ずるものである

真珠は
自然と人が生み出した美の神髄への祈りである
真珠の持つ歴史と伝統に支えられた神秘的価値を尊重し
真珠文化の振興と伝承に貢献するため

我々真珠産業人は
世界の真珠事業の先駆者としての経験と力量を活用し
ほこりをもってその使命を果たすことに全力を
傾注することをここに宣言する

行動綱領

世界中の人々にとって永遠の海の宝石である真珠に関し、最も責任ある立場にある日本真珠業界は、先人の功績を受け継いで、真珠を愛する多くの人々との交流をはかり、フェアな競争原理が機能する秩序を築きつつ、次のような姿勢で将来にのぞむものである

真珠生産面では
人と自然の調和により初めて可能となった真珠養殖の先達として、優れた科学技術と経験に裏付けされた養殖技術をさらに発展させるとともに、真珠を育む自然の恵みの源である海の環境の保全に最善を尽くしつつ、より良質な真珠の安定的な生産に全精力をかけて取組む

真珠加工面では
そうして創られた真珠の持つ本質を充分認識した上で、中に秘められたその美を最大限に引き出すことこそ加工技術の原点であると確信して、より多くの真珠に本来の美を備えさせるため、細心の注意を払いつつ、誠意ある仕事を行なう

宝飾加工面では
また、真珠と他の素材の共存による美の構成に創意工夫をこらし、真珠が持つ本来の美しさをさらに高め、人々の生活に潤いと豊かさをもたらす完成度の高い宝飾品を創造するため、あらゆる努力を払うものである

真珠販売面では
そして、世界中の人々に真珠がいかなる宝石であるかを正しく理解してもらうため、その素晴らしいイメージを損なうことなく、さらには真珠への一層の信頼を得られるように、誠実かつ正確な情報を提供し、それにふさわしい真珠製品を提供する

真珠産業100年略史

西暦	和暦	出来事
1893年	明治26年	御木本幸吉はじめて半円（半形）殻付き真珠を産出
1896	29	御木本幸吉半円（半形）殻付き真珠の養殖に関する特許第2670号を取得
1899	32	東京に御木本真珠店開店
1905	38	西川藤吉水産局を退職、真珠の研究に着手
1907	40	この頃より真円真珠の源となる西川藤吉のピース式、見瀬辰平の誘導式、御木本幸吉の全巻式等の特許が相次いで申請される
1908	41	西川藤吉ら神奈川県三崎において垂下式の真珠養殖試験
1917	大正６年	西川藤吉特許第30771号（西川式）登録。以後、先に申請されていた各氏の特許も承認されていく
〃	〃	長崎県大村湾において冷潮のため真珠貝大量に斃死
1918	7	この頃から真円真珠が商品化され市場に出る
1925	14	日本真珠養殖組合結成（当初組合員28名）
〃	〃	翌年春先にかけて英虞湾内の真珠貝冷潮によって大量に斃死
1926	昭和元年	三重県地方において避寒開始
1927	2	長崎県地方において避寒開始
1928	3	大日本真珠組合設立（組合員42名）
1930	5	日本真珠仲買組合設立（組合員20名）
1931	6	西川式特許存続期間の５年間延長許可
1932	7	日本養殖真珠水産組合設立（組合員108名）
1935	10	日本養殖真珠水産組合運営困難となる
1940	15	真珠養殖業許可規則（農林省令第22号）公布
〃	〃	日本真珠販売統制株式会社創立
1942	17	日本養殖真珠水産組合企業整備要綱を決議
〃	〃	日本合同真珠株式会社設立
1945	20	終戦
1946	21	占領軍により真珠の一般販売禁止、合同真珠株式会社在庫品接収
〃	〃	６商社を指定し、CPO（米軍中央購買所）へ真珠の一括納入を命令
1948	23	真珠の国内国外向け取引許可（登録業者のみ、ドル支払い条件）
1949	24	真珠取引の一切の制限撤廃
〃	〃	任意団体日本真珠振興会設立
1950	25	漁業制度改革実施
〃	〃	日本真珠輸出加工協同組合（前身となる協同組合日本真珠交換会）設立
1952	27	真珠養殖事業法公布
〃	〃	同法に基づき国営検査所（神戸、東京）を設置
1954	29	日本真珠輸出組合設立
〃	〃	全国真珠養殖漁業協同組合設立（真珠養殖漁業協同組合改組）
1955	30	水産庁真珠研究所（本所賢島、支所大村）設置
1956	31	社団法人日本真珠振興会（以下「振興会」）設立
1957	32	真円真珠発明50周年記念行事
〃	〃	輸出入取引法に基づく品質、価格協定の取り決め
1959	34	伊勢湾台風、真珠の被害甚大
1960	35	チリ地震津波、真珠の被害甚大
〃	〃	この頃より最大輸出市場であるアメリカに代わってヨーロッパ市場が浮上、輸出需要拡大とあわせて国内消費も上昇
〃	〃	海外真珠事業者協会設立
1961	36	全国真珠養殖漁業協同組合連合会（全国真珠養殖漁業協同組合改組）設立
〃	〃	日本真珠事業者協会設立
〃	〃	農業祭創設（勤労感謝の日）と同時に真珠業界から出品
1962	37	全国真珠関係漁民大会開催
〃	〃	漁業法改正
1963	38	日本真珠仲買協同組合設立
1964	39	日本海外真珠輸出水産業組合設立
1965	40	日本真珠小売店協会設立
1966	41	水産庁「真珠白書（真珠産業の現況と将来への方向）」公表

〃	〃	生産量３万4,700貫、養殖経営体4,700と最大になる
〃	〃	輸出不振が顕著になる
1967	42	真珠国際会議開催（東京）
〃	〃	真珠不況顕在化、不況対策（生産制限、調整保管）展開
〃	〃	全国真珠養殖漁業協同組合連合会が調整保管方針決定
1968	43	日本真珠輸出水産業組合設立
〃	〃	海外真珠輸出水産業組合発足
〃	〃	真珠が「輸出水産業の振興に関する法律」に基づき「輸出水産物」として指定
〃	〃	農林中央金庫の融資により調整保管開始
〃	〃	公正取引委員会が「模造真珠、人工真珠」を当該商品に明示することを告示
〃	〃	計量単位令の改正により真珠の計量単位が「もんめ」となる
1969	44	真珠養殖調整暫定措置法公布
1970	45	全国真珠養殖調整組合連合会設立
〃	〃	42年から45年まで生産者、加工業者の倒産続出
1972	47	長期にわたる真珠不況に回復の兆し
1973	48	第１回インターナショナル・パールデザインコンテスト開催
〃	〃	神戸真珠親睦会発足
1977	52	真円真珠発明70周年記念行事
〃	〃	第１回浜揚げ品評会開催
1979	54	旧真珠振興議員連盟発足
〃	〃	財団法人全国真珠信用保証基金協会設立
〃	〃	国立真珠研究所廃止、水産庁養殖研究所に引き継がれる
1980	55	振興会真珠の統一呼称を定める
1981	56	パールプリンセス選考（第１回）
1983	58	東京真珠親睦会発足
1986	61	11月11日ジュエリーデーと定める
1987	62	真円真珠発明80周年記念行事
1989	平成元年	振興会６月の誕生石真珠に因み６月１日を真珠の日と定める
1990	2	中国の真珠核状況を視察
1991	3	振興会役員と振興会第１種会員役員による第１回合同会議開催
〃	〃	アメリカの真珠核状況を視察
1993	5	日米真珠会議開催（神戸）
〃	〃	パールフェスタ in 東京開催、真珠憲章を発表
1994	6	16ヶ国参加による国際真珠サミット '94開催（神戸）
1995	7	阪神淡路大震災発生、真珠の最大流通拠点神戸市被災
〃	〃	世界真珠機構（WPO）設立理事会開催（神戸）
1996	8	真珠貝の赤変化による大量斃死が発生、以後平成14年頃まで毎年発生
1997	9	真珠業界が中心となり第１回神戸国際宝飾展開催
〃	〃	真珠養殖調整暫定措置法廃止
1998	10	真珠の成人式（第１回）ベストパールドレッサー佐藤藍子さん表彰
〃	〃	真珠養殖事業法を廃止する法律公布
〃	〃	最後の第59回真珠養殖事業審議会開催
〃	〃	真珠養殖事業法と輸出入取引法に基づく真珠の輸出カルテル廃止
1999	11	真珠養殖事業法廃止
〃	〃	日本貿易統計母貝品種別に改正
〃	〃	日本真珠輸出組合が民間検定を開始
2000	12	世界真珠機構特別理事会開催（神戸）、日本が真珠スタンダードを発表
2001	13	ワールドパールフェスティバル「世界の真珠・美の彩展」開催（神戸）
2003	15	旧真珠振興議員連盟最後の総会開催
2004	16	結婚30年目の真珠婚キャンペーン開始、真珠婚シンボルマーク作成
〃	〃	第１回全国花珠品評会開催
〃	〃	真珠産業を考える若手国会議員の会開催
2005	17	「パール展」が上野・国立科学博物館で開催
2006	18	振興会設立50周年記念式典挙行
〃	〃	新たに真珠振興議員連盟発足
2007	19	真円真珠発明100周年記念行事。100年記念シンボルマークや振興会シンボルマークを作成しながら年間を通したキャンペーンを展開

■真珠産業統計基礎資料■

資料　生産：漁業・養殖業生産統計年報（農林水産省）　輸出・輸入：日本貿易統計（財務省）

年	生産				輸出			輸入			年
	経営体数（経営体）	生産量（貫）	生産額（百万円）	生産匁単価（円）	数量（匁）	金額（千円）	輸出匁単価（円）	数量（匁）	金額（千円）	輸出匁単価（円）	
1965 昭和40	4,573	29,723		0				303,981	905,171	2,978	1965 昭和40
1966 昭和41	4,662	33,989	36,782	1,082	24,342,274	23,242,232	955	381,832	1,248,365	3,269	1966 昭和41
1967 昭和42	4,666	32,654	30,821	944	22,929,383	19,659,352	857	325,103	793,867	2,442	1967 昭和42
1968 昭和43	4,606	26,591	20,396	767	20,722,546	16,629,316	802	826,024	1,447,526	1,752	1968 昭和43
1969 昭和44	4,226	25,532	22,600	885	21,667,923	17,338,213	800	893,303	1,496,057	1,675	1969 昭和44
1970 昭和45	3,635	20,394	20,105	986	19,173,754	14,478,036	755	442,263	1,474,225	3,333	1970 昭和45
1971 昭和46	2,962	12,960	10,805	834	16,973,268	12,372,349	729	722,526	1,314,846	1,820	1971 昭和46
1972 昭和47	2,823	11,279	13,893	1,232	16,922,079	13,932,207	823	676,120	1,550,358	2,293	1972 昭和47
1973 昭和48	2,526	9,183	16,271	1,772	12,482,766	17,646,149	1,414	530,175	2,175,404	4,103	1973 昭和48
1974 昭和49	2,196	7,972	14,473	1,815	10,350,159	17,092,349	1,651	655,063	2,157,863	3,294	1974 昭和49
1975 昭和50	2,176	8,096	21,744	2,686	10,165,156	17,486,920	1,720	1,104,077	3,146,971	2,850	1975 昭和50
1976 昭和51	2,175	9,006	25,990	2,886	9,634,514	22,478,218	2,333	2,358,634	5,037,130	2,136	1976 昭和51
1977 昭和52	2,131	10,284	25,457	2,475	9,329,356	25,238,252	2,705	2,354,701	6,412,880	2,723	1977 昭和52
1978 昭和53	2,138	10,023	22,128	2,208	10,424,808	25,680,809	2,463	3,467,872	8,270,189	2,385	1978 昭和53
1979 昭和54	2,078	10,703	32,176	3,006	12,578,291	31,508,046	2,505	3,649,992	10,030,482	2,748	1979 昭和54
1980 昭和55	1,941	11,292	46,062	4,079	12,734,280	50,830,566	3,992	3,930,948	15,150,791	3,854	1980 昭和55
1981 昭和56	1,953	12,230	48,925	4,000	11,879,376	53,441,782	4,499	3,648,822	14,988,114	4,108	1981 昭和56
1982 昭和57	1,958	13,828	55,862	4,040	12,320,258	50,861,178	4,128	3,987,756	12,803,072	3,211	1982 昭和57
1983 昭和58	1,996	15,339	59,825	3,900	16,583,872	67,238,654	4,054	10,229,021	14,768,333	1,444	1983 昭和58
1984 昭和59	2,029	17,109	65,682	3,839	18,903,823	81,867,980	4,331	13,913,158	17,823,413	1,281	1984 昭和59
1985 昭和60	2,048	16,441	57,833	3,518	19,564,129	80,984,267	4,139	10,361,018	15,845,460	1,529	1985 昭和60
1986 昭和61	2,105	17,748	53,571	3,018	16,275,692	57,209,863	3,515	9,535,873	13,576,406	1,424	1986 昭和61
1987 昭和62	2,107	17,599	51,413	2,921	14,192,471	46,198,768	3,255	6,189,908	13,034,981	2,106	1987 昭和62
1988 昭和63	2,144	18,753	61,163	3,262	12,021,741	42,407,636	3,528	5,539,128	15,738,375	2,841	1988 昭和63
1989 平成 1	2,110	18,433	62,187	3,374	12,531,100	49,343,954	3,938	5,194,664	22,357,377	4,304	1989 平成 1
1990 平成 2	2,112	18,756	88,519	4,720	10,375,757	52,620,196	5,071	5,003,927	30,390,752	6,073	1990 平成 2
1991 平成 3	2,098	18,112	84,919	4,689	8,667,070	48,771,601	5,627	4,335,601	30,813,960	7,107	1991 平成 3
1992 平成 4	2,090	18,334	77,906	4,249	8,990,305	51,356,364	5,712	4,255,865	23,422,789	5,504	1992 平成 4
1993 平成 5	2,086	19,390	80,355	4,144	7,985,765	42,236,370	5,289	6,515,541	26,538,466	4,073	1993 平成 5
1994 平成 6	2,087	17,305	78,043	4,510	7,258,734	40,766,173	5,616	5,545,282	33,857,328	6,106	1994 平成 6
1995 平成 7	2,052	16,888	68,603	4,062	7,364,738	38,217,677	5,189	5,284,918	23,764,042	4,497	1995 平成 7
1996 平成 8	1,998	15,084	54,858	3,637	7,934,195	49,467,591	6,235	5,873,627	32,952,256	5,610	1996 平成 8
1997 平成 9	1,949	12,882	57,787	4,486	7,156,288	55,662,123	7,778	5,788,025	36,263,867	6,265	1997 平成 9
1998 平成10	1,840	7,705	35,289	4,580	6,415,443	52,958,843	8,255	5,901,840	33,871,769	5,739	1998 平成10
1999 平成11	1,790	6,554	27,884	4,255	7,883,066	54,368,679	6,897	8,600,457	36,513,701	4,246	1999 平成11
2000 平成12	1,677	7,975	29,220	3,664	7,372,170	46,754,818	6,342	8,662,493	35,198,934	4,063	2000 平成12
2001 平成13	1,636	9,204	26,063	2,832	7,067,011	36,530,342	5,169	8,906,299	29,053,500	3,262	2001 平成13
2002 平成14	1,550	8,509	23,081	2,713	6,710,506	32,568,197	4,853	11,160,770	30,991,037	2,777	2002 平成14
2003 平成15	1,403	8,415	22,361	2,657	5,716,865	23,742,819	4,153	9,853,309	30,915,695	3,138	2003 平成15
2004 平成16	1,433	7,789	18,597	2,388	6,053,500	26,629,613	4,399	10,508,227	31,296,183	2,978	2004 平成16
2005 平成17		7,200	19,247	2,673	5,648,569	28,762,250	5,092	18,198,765	36,585,242	2,010	2005 平成17

「真珠産業史」編纂にあたって

1、本史に関しては、次の２つの方針で執筆いたしました。

①昭和30年代までは、昭和39年（1964）10月に日本真珠輸出組合が発行した『真珠の歩み』において膨大な資料とともに産業草創期からの歩みが詳しくおさめられているため、本史では昭和40年代以降に重点を置いたこと。

②その際、収録資料等については、今日の産業政策にも連なるものを中心として選別したこと。

2、現存する各種資史料をはじめ、諸統計等は極めて限られており、特に数値資料に関しては、関係各省庁が公表したものの他に、担当課調べといったものから業界団体調べなどが入り組んでおり、古い時代の数値は必ずしも一致したものとはなっておりません。しかし大きな傾向を見る上においてそのままの引用としたことをお断りしておきます。昭和40年（1965）以降については統一されておりますので、巻末資料として収録いたしました。

3、登場人物の敬称は省略いたしました。役職・肩書きについても登場場面において異なっておりますので省略しております。

4、引用の際は可能な限り原資料を基にしましたが、残された資史料は限られており、かつ未整理となっているため、公刊された諸文献を参考にさせていただきました。今回は限られた時間の中での編纂となりましたが、他日を期して、改めて資史料類の収集・整理を行ない、本格的な産業史の編纂をご検討されんことを願っております。

株式会社　真珠新聞社

参考にした主な文献は次の通りです。（文書・小冊子類は省略）

・「日本真珠産業論」丹下孚著
・「変貌する真珠産業」同
・「真円真珠70年」真珠新聞社
・「真珠年鑑」同
・「真珠ハンドブック」同
・「真珠」（水産時報特集号）
・「真珠」西川藤吉

・「真珠養成学」藤田政勝
・「真珠養殖全書」全国真珠養殖漁業協同組合連合会
・「新宝石学」久米武夫
・「真珠の歩み」日本真珠輸出組合
・「日本真珠振興会の50年」日本真珠振興会
・「真珠の世界」同
・「全国真珠養殖漁業協同組合連合会20年史」同会
・「全国真珠養殖漁業協同組合史」同組合
・「長崎県真珠養殖漁業協同組合史」同組合
・「愛媛の漁業と県漁連50年史」同会
・「御木本真珠発明100年史」㈱ミキモト
・「田崎真珠㈱50年史」田崎真珠㈱
・「輝。みつわ100年の歩み」㈱みつわ
・「証言・日本漁業戦後史」日本放送出版協会
・「踏切人生」山本勝
・「真珠とダイヤモンド」乙竹宏
・「カルチャード・パール」赤松蔚
・「真珠の科学」和田浩爾
・「愛媛県真珠養殖の変遷」小林憲次
（順不同）

真珠産業史　真円真珠発明100年記念

平成19年（2007）12月1日発行

発行所　社団法人　日本真珠振興会
東京都中央区京橋3－6－15
真珠会館4階

著作制作　株式会社　真珠新聞社
東京都台東区台東4－22－8

印刷製本　新灯印刷株式会社